

## 第 5 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (9 月 9 日) (月曜日)

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 報告第 8 号公益社団法人日置市農業公社平成 2 4 年度決算及び平成 2 5 年度事業計画 の報告について	1 0
日程第 6 報告第 9 号平成 2 4 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について	1 0
日程第 7 報告第 1 0 号平成 2 4 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について	1 0
宮路市長提案理由説明	1 0
日程第 8 諮問第 4 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 1
宮路市長提案理由説明	1 1
日程第 9 議案第 5 1 号鹿児島本線伊集院駅構内自由通路新設工事施行協定の締結について	1 2
宮路市長提案理由説明	1 2
瀬戸口産業建設部長	1 2
日程第 1 0 議案第 5 2 号日置市子ども・子育て会議設置条例の制定について	1 3
宮路市長提案理由説明	1 3
吉丸市民福祉部長兼福祉課長	1 3
日程第 1 1 議案第 5 3 号日置市税条例の一部改正について	1 4
日程第 1 2 議案第 5 4 号日置市国民健康保険税条例の一部改正について	1 4
宮路市長提案理由説明	1 5
福元総務企画部長	1 5
日程第 1 3 議案第 5 5 号日置市湯田防災センター条例及び日置市東市来中央防災センター条例 の廃止について	1 7
宮路市長提案理由説明	1 7
上野消防本部消防長	1 7
日程第 1 4 議案第 5 6 号平成 2 5 年度日置市一般会計補正予算 (第 4 号)	1 8

日程第 1 5	議案第 5 7 号平成 2 5 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) ……	1 8
日程第 1 6	議案第 5 8 号平成 2 5 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) ……	1 8
日程第 1 7	議案第 5 9 号平成 2 5 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	1 8
日程第 1 8	議案第 6 0 号平成 2 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 2 号) ……	1 8
日程第 1 9	議案第 6 1 号平成 2 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……	1 8
日程第 2 0	議案第 6 2 号平成 2 5 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……	1 8
日程第 2 1	議案第 6 3 号平成 2 5 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算 (第 1 号) ……	1 8
日程第 2 2	議案第 6 4 号平成 2 5 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) ……	1 8
日程第 2 3	議案第 6 5 号平成 2 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) ……	1 8
	宮路市長提案理由説明 ……	1 8
	田畑純二君 ……	2 1
	吉丸市民福祉部長兼福祉課長 ……	2 1
	瀬川農林水産課長 ……	2 2
日程第 2 4	認定第 1 号平成 2 4 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について ……	2 3
日程第 2 5	認定第 2 号平成 2 4 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について ……………	2 3
日程第 2 6	認定第 3 号平成 2 4 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について ……………	2 3
日程第 2 7	認定第 4 号平成 2 4 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい て ……	2 3
日程第 2 8	認定第 5 号平成 2 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について ……………	2 3
日程第 2 9	認定第 6 号平成 2 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について ……………	2 3
日程第 3 0	認定第 7 号平成 2 4 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について ……………	2 3
日程第 3 1	認定第 8 号平成 2 4 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について ……………	2 3
日程第 3 2	認定第 9 号平成 2 4 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ……	2 3
日程第 3 3	認定第 1 0 号平成 2 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい て ……	2 3

日程第34	認定第11号平成24年度日置市水道事業会計決算認定について	23
	宮路市長提案理由説明	24
日程第35	陳情第3号「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」採択を求める陳情書	28
追加日程第1	承認第4号専決処分（平成25年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて	28
	宮路市長提案理由説明	28
散	会	29

---

第2号（9月19日）（木曜日）

開	議	34
日程第1	一般質問	34
	黒田澄子さん	34
	宮路市長	36
	田代教育長	39
	黒田澄子さん	39
	宮路市長	39
	黒田澄子さん	39
	田代教育長	40
	黒田澄子さん	40
	宮路市長	40
	黒田澄子さん	40
	田代教育長	41
	黒田澄子さん	41
	宮路市長	41
	黒田澄子さん	41
	宮路市長	42
	黒田澄子さん	42
	宮路市長	43
	黒田澄子さん	43
	宮路市長	43
	黒田澄子さん	43

宮路市長	4 4
黒田澄子さん	4 4
宮路市長	4 4
黒田澄子さん	4 4
宮路市長	4 4
黒田澄子さん	4 5
宮路市長	4 5
黒田澄子さん	4 5
宮路市長	4 6
黒田澄子さん	4 6
宮路市長	4 6
黒田澄子さん	4 6
宮路市長	4 6
黒田澄子さん	4 6
宮路市長	4 7
黒田澄子さん	4 7
宮路市長	4 7
黒田澄子さん	4 7
宮路市長	4 7
黒田澄子さん	4 8
宮路市長	4 8
休 憩	4 8
田畑純二君	4 8
宮路市長	5 1
田畑純二君	5 3
宮路市長	5 4
田畑純二君	5 4
宮路市長	5 4
田畑純二君	5 4
宮路市長	5 4
田畑純二君	5 4
宮路市長	5 4
田畑純二君	5 4
宮路市長	5 5
田畑純二君	5 5
宮路市長	5 5

田畑純二君	5 5
宮路市長	5 5
田畑純二君	5 5
宮路市長	5 5
田畑純二君	5 6
宮路市長	5 6
田畑純二君	5 6
宮路市長	5 6
田畑純二君	5 7
宮路市長	5 7
田畑純二君	5 7
宮路市長	5 7
田畑純二君	5 7
宮路市長	5 8
田畑純二君	5 8
宮路市長	5 8
休 憩	5 8
池満 渉君	5 8
宮路市長	5 9
田代教育長	6 0
池満 渉君	6 1
野崎総務課長	6 1
池満 渉君	6 1
宮路市長	6 1
池満 渉君	6 2
宮路市長	6 2
池満 渉君	6 3
宮路市長	6 3
池満 渉君	6 3
宮路市長	6 4
池満 渉君	6 5
宮路市長	6 5

池満 渉君 .....	6 6
宮路市長 .....	6 6
池満 渉君 .....	6 6
宮路市長 .....	6 7
池満 渉君 .....	6 7
宮路市長 .....	6 8
池満 渉君 .....	6 9
宮路市長 .....	6 9
池満 渉君 .....	7 0
宮路市長 .....	7 0
散 会 .....	7 1

---

第3号（9月20日）（金曜日）

開 議 .....	7 6
日程第1 一般質問 .....	7 6
出水賢太郎君 .....	7 6
宮路市長 .....	7 7
出水賢太郎君 .....	7 8
宮路市長 .....	7 9
出水賢太郎君 .....	7 9
宮路市長 .....	7 9
出水賢太郎君 .....	8 0
宮路市長 .....	8 0
出水賢太郎君 .....	8 0
有村市民生活課長 .....	8 0
出水賢太郎君 .....	8 1
宮路市長 .....	8 1
出水賢太郎君 .....	8 1
大園企画課長 .....	8 2
出水賢太郎君 .....	8 2
大園企画課長 .....	8 2
出水賢太郎君 .....	8 3

	大園企画課長 .....	8 3
	出水賢太郎君 .....	8 3
	宮路市長 .....	8 4
	出水賢太郎君 .....	8 4
	宮路市長 .....	8 4
	出水賢太郎君 .....	8 5
	大園企画課長 .....	8 5
	出水賢太郎君 .....	8 5
	宮路市長 .....	8 6
	出水賢太郎君 .....	8 7
	宮路市長 .....	8 7
	坂口洋之君 .....	8 7
休	憩 .....	8 8
	宮路市長 .....	8 8
	坂口洋之君 .....	9 0
	宮路市長 .....	9 1
	坂口洋之君 .....	9 1
	宮路市長 .....	9 1
	坂口洋之君 .....	9 1
	宮路市長 .....	9 1
	坂口洋之君 .....	9 2
	宮路市長 .....	9 2
	坂口洋之君 .....	9 2
	宮路市長 .....	9 2
	坂口洋之君 .....	9 3
	宮路市長 .....	9 3
	坂口洋之君 .....	9 4
	宮路市長 .....	9 4
	坂口洋之君 .....	9 4
	宮路市長 .....	9 4
	坂口洋之君 .....	9 5
	宮路市長 .....	9 5

坂口洋之君	9 6
福山介護保険課長	9 6
坂口洋之君	9 6
宮路市長	9 6
坂口洋之君	9 6
福山介護保険課長	9 6
坂口洋之君	9 7
宮路市長	9 7
坂口洋之君	9 7
宮路市長	9 7
坂口洋之君	9 8
宮路市長	9 8
坂口洋之君	9 8
宮路市長	9 9
坂口洋之君	9 9
宮路市長	9 9
坂口洋之君	9 9
宮路市長	9 9
坂口洋之君	1 0 0
宮路市長	1 0 0
坂口洋之君	1 0 0
宮路市長	1 0 0
休 憩	1 0 0
上園哲生君	1 0 0
宮路市長	1 0 2
上園哲生君	1 0 3
宮路市長	1 0 4
上園哲生君	1 0 4
宮路市長	1 0 4
上園哲生君	1 0 5
宮路市長	1 0 5
上園哲生君	1 0 5

宮路市長	1 0 6
上園哲生君	1 0 6
宮路市長	1 0 7
上園哲生君	1 0 7
宮路市長	1 0 8
上園哲生君	1 0 8
宮路市長	1 0 9
上園哲生君	1 0 9
宮路市長	1 0 9
上園哲生君	1 0 9
宮路市長	1 0 9
上園哲生君	1 0 9
宮路市長	1 1 0
散 会	1 1 0

---

#### 第4号（9月24日）（火曜日）

開 議	1 1 4
日程第1 一般質問	1 1 4
松尾公裕君	1 1 4
宮路市長	1 1 5
松尾公裕君	1 1 6
宮路市長	1 1 7
松尾公裕君	1 1 7
宮路市長	1 1 8
松尾公裕君	1 1 8
宮路市長	1 1 8
松尾公裕君	1 1 9
宮路市長	1 1 9
松尾公裕君	1 1 9
宮路市長	1 2 0
松尾公裕君	1 2 1
宮路市長	1 2 1

	松尾公裕君 .....	1 2 1
	宮路市長 .....	1 2 2
	松尾公裕君 .....	1 2 2
	宮路市長 .....	1 2 3
	松尾公裕君 .....	1 2 3
	山口初美さん .....	1 2 3
休	憩 .....	1 2 4
	宮路市長 .....	1 2 4
	田代教育長 .....	1 2 5
	山口初美さん .....	1 2 6
	吉丸市民福祉部長兼福祉課長 .....	1 2 6
	山口初美さん .....	1 2 6
	宮路市長 .....	1 2 6
	山口初美さん .....	1 2 7
	宮路市長 .....	1 2 7
	山口初美さん .....	1 2 7
	宮路市長 .....	1 2 7
	山口初美さん .....	1 2 7
	宮路市長 .....	1 2 8
	山口初美さん .....	1 2 8
	宮路市長 .....	1 2 8
	山口初美さん .....	1 2 8
	宮路市長 .....	1 2 8
	山口初美さん .....	1 2 8
	宮路市長 .....	1 2 9
	山口初美さん .....	1 2 9
	田代教育長 .....	1 2 9
	山口初美さん .....	1 2 9
	田代教育長 .....	1 3 0
	宇田教育総務課長 .....	1 3 0
	山口初美さん .....	1 3 0
	野崎総務課長 .....	1 3 0

山口初美さん	1 3 0
宮路市長	1 3 1
山口初美さん	1 3 1
宮路市長	1 3 1
山口初美さん	1 3 1
宮路市長	1 3 2
山口初美さん	1 3 2
宮路市長	1 3 2
山口初美さん	1 3 2
銚之原税務課長兼特別滞納整理課長	1 3 3
山口初美さん	1 3 3
銚之原税務課長兼特別滞納整理課長	1 3 3
山口初美さん	1 3 3
銚之原税務課長兼特別滞納整理課長	1 3 3
山口初美さん	1 3 3
平田健康保険課長	1 3 3
山口初美さん	1 3 3
平田健康保険課長	1 3 4
山口初美さん	1 3 4
宮路市長	1 3 4
花木千鶴さん	1 3 4
休 憩	1 3 5
宮路市長	1 3 5
田代教育長	1 3 6
花木千鶴さん	1 3 7
宮路市長	1 3 7
花木千鶴さん	1 3 7
田代教育長	1 3 8
花木千鶴さん	1 3 8
有村市民生活課長	1 3 8
花木千鶴さん	1 3 8
有村市民生活課長	1 3 8

花木千鶴さん	1 3 9
宮路市長	1 3 9
花木千鶴さん	1 3 9
田代教育長	1 4 0
花木千鶴さん	1 4 0
有村市民生活課長	1 4 0
花木千鶴さん	1 4 1
有村市民生活課長	1 4 1
花木千鶴さん	1 4 1
有村市民生活課長	1 4 2
花木千鶴さん	1 4 2
有村市民生活課長	1 4 2
花木千鶴さん	1 4 3
有村市民生活課長	1 4 3
花木千鶴さん	1 4 3
宮路市長	1 4 4
花木千鶴さん	1 4 4
宮路市長	1 4 5
日程第2 議案第66号平成25年度日置市一般会計補正予算(第5号)	1 4 5
宮路市長	1 4 5
散 会	1 4 6

---

第5号(10月1日)(火曜日)

開 議	1 5 1
日程第1 議案第52号日置市子ども・子育て会議設置条例の制定について(文教厚生常任委員長報告)	1 5 1
出水文教厚生常任委員長報告	1 5 1
日程第2 議案第56号平成25年度日置市一般会計補正予算(第4号)(各常任委員長報告)	1 5 2
中島総務企画常任委員長報告	1 5 2
出水文教厚生常任委員長報告	1 5 4
大園産業建設常任委員長報告	1 5 6

日程第 3	議案第 57 号平成 25 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（文教厚生 常任委員長報告）	159
日程第 4	議案第 61 号平成 25 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）（文教 厚生常任委員長報告）	159
日程第 5	議案第 62 号平成 25 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 1 号）（文教 厚生常任委員長報告）	159
日程第 6	議案第 64 号平成 25 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（文教厚生 常任委員長報告）	159
日程第 7	議案第 65 号平成 25 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（文 教厚生常任委員長報告）	159
	出水文教厚生常任委員長	159
休 憩		162
日程第 8	議案第 58 号平成 25 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（産 業建設常任委員長報告）	162
日程第 9	議案第 59 号平成 25 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） （産業建設常任委員長報告）	162
日程第 10	議案第 63 号平成 25 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第 1 号） （産業建設常任委員長報告）	162
	大園産業建設常任委員長報告	162
日程第 11	議案第 60 号平成 25 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）（総 務企画常任委員長報告）	164
	中島総務企画常任委員長報告	164
日程第 12	議案第 66 号平成 25 年度日置市一般会計補正予算（第 5 号）（各常任委員長報 告）	165
	中島総務企画常任委員長報告	165
休 憩		165
	出水文教厚生常任委員長報告	166
	大園産業建設常任委員長報告	166
日程第 13	認定第 1 号平成 24 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	167
日程第 14	認定第 2 号平成 24 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	167
日程第 15	認定第 3 号平成 24 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい	

	て .....	1 6 7
日程第 1 6	認定第 4 号平成 2 4 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 6 7
日程第 1 7	認定第 5 号平成 2 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 6 7
日程第 1 8	認定第 6 号平成 2 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 6 7
日程第 1 9	認定第 7 号平成 2 4 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 6 7
日程第 2 0	認定第 8 号平成 2 4 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 6 7
日程第 2 1	認定第 9 号平成 2 4 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ..	1 6 7
日程第 2 2	認定第 1 0 号平成 2 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について .....	1 6 7
日程第 2 3	認定第 1 1 号平成 2 4 年度日置市水道事業会計決算認定について .....	1 6 8
	田畑純二君 .....	1 6 8
	宮路市長 .....	1 6 8
休 憩	.....	1 6 9
日程第 2 4	陳情第 2 号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書（総務企画常任委員長報告） .....	1 6 9
	中島総務企画常任委員長報告 .....	1 6 9
日程第 2 5	意見書案第 3 号「地方税財源の充実確保」を求める意見書 .....	1 7 0
	門松議会運営委員長提案理由説明 .....	1 7 0
日程第 2 6	意見書案第 4 号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書 .....	1 7 1
	大園産業建設常任委員長理由説明 .....	1 7 1
日程第 2 7	陳情第 4 号東市来地域における保育行政への不安解消を求める陳情書 .....	1 7 2
日程第 2 8	閉会中の継続審査の申し出について .....	1 7 2
日程第 2 9	閉会中の継続調査の申し出について .....	1 7 2
日程第 3 0	議員派遣の件について .....	1 7 2
日程第 3 1	所管事務調査結果報告について .....	1 7 2
日程第 3 2	行政視察結果報告について .....	1 7 3

閉 会 .....	1 7 3
宮路市長 .....	1 7 3

---



平成25年第5回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
9月 9日	月	本 会 議	議案等上程、質疑（決算認定議案除く）、付託、表決
9月10日	火	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
9月11日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
9月12日	木	委 員 会	予備日
9月13日	金	委 員 会	予備日
9月14日	土	休 会	
9月15日	日	休 会	
9月16日	月	休 会	
9月17日	火	休 会	
9月18日	水	休 会	
9月19日	木	本 会 議	一般質問
9月20日	金	本 会 議	一般質問
9月21日	土	休 会	
9月22日	日	休 会	
9月23日	月	休 会	
9月24日	火	本 会 議	一般質問
9月25日	水	休 会	
9月26日	木	休 会	
9月27日	金	休 会	議会運営委員会
9月28日	土	休 会	
9月29日	日	休 会	
9月30日	月	休 会	
10月 1日	火	本 会 議	付託事件等審査結果報告・表決、決算認定質疑・付託

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 8号	公益社団法人日置市農業公社平成24年度決算及び平成25年度事業計画の報告について

て

- 報告第 9号 平成24年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
- 報告第 10号 平成24年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
- 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議案第 51号 鹿児島本線伊集院駅構内自由通路新設工事施行協定の締結について
- 議案第 52号 日置市子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 議案第 53号 日置市税条例の一部改正について
- 議案第 54号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 55号 日置市湯田防災センター条例及び日置市東市来中央防災センター条例の廃止について
- 議案第 56号 平成25年度日置市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 57号 平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 58号 平成25年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 59号 平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 60号 平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 61号 平成25年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 62号 平成25年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 63号 平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 64号 平成25年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 65号 平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 66号 平成25年度日置市一般会計補正予算（第5号）
- 認定第 1号 平成24年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成24年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成24年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成24年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10号 平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11号 平成24年度日置市水道事業会計決算認定について
- 陳情第 2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書

- 陳情第 3号 「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」採  
択を求める陳情書
- 陳情第 4号 東市来地域における保育行政への不安解消を求める陳情書
- 承認第 4号 専決処分（平成25年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めるこ  
とについて
- 意見書案第3号 「地方税財源の充実確保」を求める意見書
- 意見書案第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書



第 1 号 ( 9 月 9 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 8号 公益社団法人日置市農業公社平成24年度決算及び平成25年度事業計画の報告について
日程第 6	報告第 9号 平成24年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
日程第 7	報告第10号 平成24年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
日程第 8	諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 9	議案第51号 鹿児島本線伊集院駅構内自由通路新設工事施行協定の締結について
日程第10	議案第52号 日置市子ども・子育て会議設置条例の制定について
日程第11	議案第53号 日置市税条例の一部改正について
日程第12	議案第54号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第13	議案第55号 日置市湯田防災センター条例及び日置市東市来中央防災センター条例の廃止について
日程第14	議案第56号 平成25年度日置市一般会計補正予算（第4号）
日程第15	議案第57号 平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第58号 平成25年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第59号 平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第60号 平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第61号 平成25年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第62号 平成25年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第63号 平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第64号 平成25年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第23	議案第65号 平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第24	認定第 1号 平成24年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第25	認定第 2号 平成24年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第26	認定第 3号 平成24年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第27	認定第 4号 平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第28	認定第 5号 平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 2 9 認定第 6 号 平成 2 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 0 認定第 7 号 平成 2 4 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 1 認定第 8 号 平成 2 4 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 2 認定第 9 号 平成 2 4 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 3 認定第 1 0 号 平成 2 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 4 認定第 1 1 号 平成 2 4 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 5 陳情第 3 号 「県民の安全が担保されない拙速な川内原発 1 ・ 2 号機の再稼働を認めない決議」採択を求める陳情書
- 追加日程第 1 承認第 4 号 専決処分（平成 2 5 年度日置市一般会計補正予算（第 3 号））につき承認を求めることについて

本会議（9月9日）（月曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	恒吉 和正 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長兼福祉課長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬戸口 保 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	満留 雅彦 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原 政実 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
健康保険課長	平田 敏文 君	介護保険課長	福山 祥子 君
農林水産課長	瀬川 利英 君	農地整備課長	藤澤 貴充 君

建設課長 桃北清次君  
教育総務課長 宇田和久君  
社会教育課長 今村義文君  
監査委員事務局長 松田龍次君

上下水道課長 丸山太美雄君  
学校教育課長 片平理君  
会計管理者 前田博君  
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（宇田 栄君）

ただいまから平成25年第5回日置市議会議定例会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

これから本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、山口初美さん、出水賢太郎君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月1日までの23日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から10月1日までの23日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（宇田 栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

次に監査の報告であります。平成24年度にかかわる5月分及び平成25年度5月分から平成25年度7月分までの例月現金出納検査結果報告について報告がありましたので、

その写しを配付いたしました。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（宇田 栄君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

6月2日からの主な行政執行について、ご報告申し上げます。

6月2日に恒例の「せっぺとべ」が行われ、今年度の豊作を祈願するとともに、棒踊り等の郷土芸能も奉納され、活気にあふれた行事となりました。

次に、6月14日から6月22日にかけて、地域づくりに係る市長との意見交換を4地域で開催し、現状と課題など活発な意見交換を行いました。

次に、6月18日に九州電力に対しまして、漁業者が安心安全な漁業経営が行われるように海域における海水温、海産物の放射線量等の影響を調査するよう要望書を提出しました。

次に、7月22日から26日にかけて、新産業創出のためのオリーブ栽培及び加工販売の可能性を検証するため、イタリアへの主要産地への視察調査を行いました。

また、7月30日に、野村アグリプランニングアドバイザー株式会社及び野村証券株式会社と、オリーブ事業の新商品の開発や新技術開発の支援、商品販路拡大等を目指すための協定締結を行いました。

次に、8月25日に東市来総合運動公園におきまして、陸上自衛隊、日置警察署、日置市医師会、日置市社会福祉協議会、鹿児島県警察本部ほか関係機関と東市来自治会など約600人の参加を得て、日置市総合防災訓練

を実施しました。

災害対策基本法及び日置市地域防災計画に基づき、地震や洪水、崖崩れなどの災害発生に対し、防災関係機関が相互の連携を保ち、情報連絡、伝達、救出救護、避難誘導など災害応急対策が迅速かつ適切に行われることと、あわせて、市民の防災意識の高揚を図りました。

以下、主要な行政執行につきましては、報告書を提出しておりますので、ご確認ください。

#### ○議長（宇田 栄君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第8号公益社団法人日置市農業公社平成24年度決算及び平成25年度事業計画の報告について

△日程第6 報告第9号平成24年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について

△日程第7 報告第10号平成24年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について

#### ○議長（宇田 栄君）

日程第5、報告第8号公益社団法人日置市農業公社平成24年度決算及び平成25年度事業計画の報告について、日程第6、報告第9号平成24年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について、日程第7、報告第10号平成24年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてまでを一括議題とします。

3件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

報告第8号は、公益社団法人日置市農業公社の平成24年度決算及び平成25年度の事業計画の報告についてであります。

去る5月28日、決算総会が開催され、日置市農業公社から平成24年度決算報告書及び平成25年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものであります。

平成24年度の実績につきましては、農地貸借斡旋等事業、研修等事業、農作業受委託事業を柱に、計画的に事業を推進し、研修等事業についても1名の就農研修者がありました。

平成24年度日置市農業公社の収支状況につきましては、全体収入合計で7,822万2,799円、全体支出合計が7,966万638円で、当期収支差額はマイナス143万7,839円で、前期繰越収支差額からの繰り入れにより、次期繰越収支差額は499万258円となりました。

また、平成25年度事業計画につきましては、これまでと同様、農地対策斡旋等事業、研修等事業、農作業受委託事業を3本の柱として、充実強化を図ります。特に農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地利用集積円滑化団体として事業を進め、農用地の集積を推進します。

また、研修等事業につきましては、平成24年度からの新規就農研修生1名を継続して受け入れております。

農作業受委託事業についても、高齢農家の労働力確保、農作業の効率化、農業経営の合理化を図りながら、市内全域の受託者部会等の育成を支援します。

次に、報告第9号は、平成24年度決算に基づく日置市健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく日置市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見をつけて報告するものであ

ります。

日置市の実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、赤字額がありませんでした。実質公債費比率につきましては、早期健全化基準が25%に対して11.9%で、前年度と比較いたしますと0.6ポイント改善しました。

将来負担比率につきましては、早期健全化基準が350%に対しまして37.5%で、前年度と比較いたしますと、8.8ポイント改善に健全な状況であります。

次に、報告第10号は、平成24年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民宿舎事業特別会計、温泉給湯事業特別会計、公衆浴場事業特別会計、水道事業につきましては、資金不足はありませんでしたので経営は健全であります。

以上、3件を申し上げます。

**○議長（宇田 栄君）**

これから報告第8号から報告第10号の3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

これで報告第8号から報告第10号3件についての報告を終わります。

---

△日程第8 諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

**○議長（宇田 栄君）**

日程第8、諮問第4号人権擁護委員の候補

者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

諮問第4号は人権擁護委員の候補者の推薦につき、議会の意見を求めることについてであります。

平成25年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

本村一男氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（宇田 栄君）**

これから諮問第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。これから諮問第4号を採決します。

お諮りします。本件について、本村一男さんを適任者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本村一男さんを適任者として認めることに決定しました。

△日程第9 議案第51号鹿児島本線伊集院駅構内自由通路新設工事施行協定の締結について

○議長（宇田 栄君）

日程第9、議案第51号鹿児島本線伊集院駅構内自由通路新設工事施行協定の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第51号は、鹿児島本線伊集院駅構内自由通路新設工事施行協定の締結についてであります。

鹿児島本線伊集院駅自由通路等整備事業に伴う鹿児島本線伊集院駅構内自由通路新設工事の施工を委託するため、仮協定を締結したので、地方自治法第96条第1項第5項及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○産業建設部長（瀬戸口保君）

議案第51号鹿児島本線伊集院駅構内自由通路新設工事施行協定の締結について、補足説明申し上げます。

議案第51号は、鹿児島本線伊集院駅構内に自由通路を新設するために、JRと施行協定を締結するものです。この協定の目的は、伊集院駅の混雑の緩和、駅利用者の利便性の向上を図るためのもので、本協定の工事箇所がJR敷地内の工事のため、地方自治法施行

令第167条の2第1項第2項に基づき随意契約するものであります。

なお、本協定は工事請負契約と同様の扱いとなるものです。

協定金額は6億6,910万円、協定の相手方は福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号九州旅客鉄道株式会社、代表取締役、社長、唐池恒二、協定場所は、日置市伊集院町徳重地内で、施工期間は議決後から平成27年度までを予定しております。

この協定について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、補足説明資料の基本協定書条項によって、公正な基本協定を締結し、審議に従って、誠実にこれを履行するもので、この協定のあかしとして、本協定書2通を作成し、当事者が記名・押印の上、各自1通を保持するものであります。

なお、基本協定書の第18条で、この協定は仮協定とし、発注者が議会の議決を得たときは、本協定として有効を生ずるもので、仮協定の締結の日は、平成25年8月21日となります。

次に、主要な図面につきまして、ご説明申し上げます。

伊集院駅自由通路全体一般図、その1をお開きください。

自由通路の工事箇所を赤色で着手し、緑色部分は自由通路延長68.75m、自由通路の有効幅員3.5mを表示しております。

次に、伊集院駅自由通路全体一般図その2をお開きください。

こちらは自由通路側面図、2カ所の標準断面図。仮階段の断面図、通路部標準断面図及び階段部断面図です。赤線から上の部分は地上部分で、下の部分は基礎部位となります。

また、自由通路に関連する橋上駅舎につきましては、本年10月ごろに基本協定を締結する予定であります。

以上、審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。議案第51号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第51号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第10 議案第52号日置市子ども・子育て会議設置条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第10、議案第52号日置市子ども・子育て会議設置条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第52号は、日置市子ども・子育て会

議設置条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法の制定に伴い条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしく申し上げます。

○市民福祉部長兼福祉課長（吉丸三郎君）

それでは、議案第52号日置市子ども・子育て会議設置条例の制定について、補足説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法、平成24年8月に公布され、子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした新制度が平成27年4月からスタートすることとされております。

子ども・子育て支援制度では、まだ詳細についての基本方針などについては国からの通達も来てない状況ではありますが、従来のそれぞれの制度を見直し、認定こども園、幼稚園、保育園を通じて、共通の給付制度を創設され、教育、保育の一元化などが行われる予定となっております。

今回の条例制定につきましては、子ども・子育て支援法77条の1項に市町村が行う子ども・子育て支援を子ども・子育て当事者のニーズに即したものにするために附属機関として、審議会、その他の合議制の機関を条例で設置することが求められております。

この新制度につきましては、現在の子育て支援法が5年間の計画を持ってありますけれども、26年度で終了となります。市町村に対し、地域の保育需要等を踏まえた子ども・子育て支援事業計画平成27年から31年度の策定を義務づけているところでございます。

計画への子育て当事者の意見の反映や計画推進に当たっての施策の実施状況等について調査・審議を行うことが子育て支援法で求められており、この新制度のスタートに当たって、日置市といたしましては、地域の子育て

に関するニーズの把握や教育、保育の施設や利用定員の設定を行う必要がありますが、そのために子育て支援の当事者などの、特に未就学児を持つ世帯、こういったところを中心とした抽出によるニーズ調査、アンケート調査を行い、意見を聞く予定としております。その上で、本ニーズの調査の結果に基づき、平成27年度以降の子ども・子育て支援計画の策定や保育所等の利用定員の設定等を審議するため、子ども・子育て会議を設置するものでございます。

それでは、別紙により説明を申し上げます。

まず、第1条でございます。第1条は設置についてでございます。子ども・子育て支援法77条の1項に基づきまして設置するもので、平成27年度施行の予定で子ども・子育て支援制度に関する事業計画の策定、そういった部分の保護者の方を含む子ども・子育て支援の当事者などの意見を聞くための会議でございます。

本市の子ども・子育ての実情を踏まえて、施策を実施していくための子ども・子育て会議を設置するものでございます。

また、この計画を策定することなどにつきましては、審議を行うことがこの会議の重要な役割の一つでありますけれども、計画を策定すれば、終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査・審議するなど、計画的に点検・評価・見直しを行っていく子ども・子育て会議でございます。

第2条は組織でございます。委員については20名以内としております。保育・教育関係団体の代表者、保健・医療・福祉関係団体の代表者、各種団体の代表、学識経験者、全各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者としており、20名を考えております。

また、市長の認める者の中に、公募として未就学児の保護者を公募し、20名以内の構成にしたいと思っております。

第3条については任期でございます。第4条は会長及び副会長の選任の関係でございます。

第5条は会議で、会議は必要に応じて会長が招集する。また、必要を認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができるとしております。

第6条については、会議の庶務で福祉課において措置すると。

附則といたしまして、施行期日は公布の日から施行する。経過措置につきましては、条例の施行の日の以後、最初の会合については、市長が招集するとしております。

第3項については、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

別紙の3、その他の委員等の部中、第4項から第35項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に、次の日置市子ども・子育て会議委員の1項を加えるものでございます。

以上が議案第52号に係る補足説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第52号は文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第11 議案第53号日置市税条例の一部改正について

△日程第12 議案第54号日置市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第11、議案第53号日置市税条例の一部改正について、及び日程第12、議案第54号日置市国民健康保険税条例の一部改正

について、以上2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

議案第53号は、日置市税条例の一部改正についてであります。

地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定において提案するものであります。

次に、議案第54号は、日置市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、以上2件ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、最初に、議案第53号日置市税条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

最初の第47条の2第1項の改正では、公的年金等の所得に係る個人の市民税の特別徴収に係るもので、当該年度の1月1日以降、引き続き市の区域に住所を有しない者、いわゆる転出者も特別徴収の対象となることとされたことによる改正でございます。

次の第47条の5第1項の改正では、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法を前年中の公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1に相当する額を徴収するものでございます。

それから、中ほどの附則第6条第4項、附則第7条の4に係る改正は、今回の条例改正に伴い条項ずれが生じたことによる改正になります。

次にあわせて附則のところですが、附則第

16条の3の改正では、上場株式等に係る市民税の課税の特例を規定したもので、上場株式等の配当等に係る利子所得を追加し、次のページの2行目になりますが、同条第2項では、源泉徴収されるべき利子等で支払い申告書の提出がなされない者は、申告分離課税の対象外とする規定であります。

また、同条第3項第1号、第3号及び第4号に係る配当所得に特定公社債、これは国債、地方債及び上場公社債のことでありますが、を加えたため、配当所得等に改めるものであります。

次の附則第19条の改正は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改めることによる規定の整備でございます。

次に、附則第19条の2の改正については、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税を当分の間、所得割の納税義務者が前年中に上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、ほかの所得と区分し、前年中の当該上場株式に係る譲渡所得等の金額の100分の3の金額に相当する市民税の所得割を課せる規定であります。

中段のほうの「附則第19条の3から第20条までを削る」とありますが、これにつきましては、課税標準の計算の細目を定めていたもので、地方税法附則において規定していたため、この税条例から削除し、あわせて、条項等の整備を図るものであります。

次に、附則の施行期日ですが、この条例は平成28年1月1日から施行することになります。

なお、第1号において、第47条の2にかかわる改正は平成28年10月1日から、第2号において、附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条の第3項の規定は、平成

29年1月1日から施行することになります。

次の4ページにつきましては、経過措置を規定したものでありますので、説明を省きます。

続きまして、議案第54号日置市国民健康保険条例の一部改正について、別紙により説明を申し上げます。

附則第7条の改正では、さきの税条例の改正で説明をいたしました、上場株式等に係る配当所得等の分離課税に特定公社債の利子も対象に追加したため、条文見出しと条文中の「配当所得」を「配当所得等」に改めるものでございます。

附則第10条では、株式等に係る所得、譲渡所得等の分離課税を一般株式等と上場株式等の譲渡所得の分離課税に改めるものでございます。

次に、第11条では、国民健康保険税の課税の特例として、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税の規定を新たに設けるものです。

また、第12条、第13条、第14条、第15条及び第20条の規定は、税条例の改正と同じく、課税標準の計算の細目を定めるものであり、先ほど説明しましたとおり、条例の規定から削除するものであります。

附則第18条は、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことにより、「配当所得」を「利子所得兼配当所得及び雑所得」に改めた上で附則第15条とし、次に附則第19条を附則第16条として条項の整備を行うものであります。

次に、施行期日は、この条例は、平成29年1月1日から施行するもので、適用区分として平成28年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例とするものであります。

2件について、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第53号及び議案第54号の2件について、質疑を行います。

まず、議案第53号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、議案第54号について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第53号及び議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号及び議案第54号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第53号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第53号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

これから議案第54号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第54号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第55号日置市湯田  
防災センター条例及び日  
置市東市来中央防災セン  
ター条例の廃止について

**○議長（宇田 栄君）**

日程第13、議案第55号日置市湯田防災センター条例及び日置市東市来中央防災センター条例の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第55号は日置市湯田防災センター条例及び日置市東市来中央防災センター条例の廃止についてであります。

日置市湯田防災センター及び日置市東市来中央防災センターの公の施設としての使用を廃止することに伴い、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防長に説明をさせていただきますので、ご審議をよろしく申し上げます。

**○消防本部消防長（上野敏郎君）**

議案第55号につきまして、補足説明を申し上げます。

別紙をごらんください。日置市湯田防災センター条例及び日置市東市来中央防災センター条例を廃止する条例、次に掲げる条例は廃止する。

1、日置市湯田防災センター条例、平成17年日置市条例第22号、2、日置市東市来中央防災センター条例、平成17年日置市

条例第23号、附則、この条例は公布の日から施行する。

この2カ所の防災センターにつきまして、平成17年に条例が制定され、使用の許可、使用料等について明記されております。この2施設のうち湯田防災センターを平成18年度に3回、19年度に2回、20年度に1回使用した経緯があります。東市来中央防災センターは、18年度に1回使用した経緯があります。いずれも午後5時から10時までの間ということで、1,400円の使用料をいただいております。平成21年度以降は2カ所とも使用実績はございません。平成22年度から消防団の再編を行っておりますが、この2施設と同じように、伊集院方面団の中央東分団、土橋分団、飯牟礼分団の2階建て車庫が完成し、運用しております。使用形態等については、分団車庫と防災センターという、呼び名は違っておりますが、消防分団の拠点として使用している点は同じでございます。今度も日吉方面団、吹上方面団の再編を行ってまいります。統一した考え方が必要となってまいります。

分団車庫として、あるいは防災センターとしての本来の目的から、住民から使用料を取って貸すべき施設であるかという点から、消防団幹部会で検討し、今回の条例の廃止を提案するものでございます。もちろん有事の際の近隣住民の一時的な避難場所等に使用することは本来の目的からして問題ないと認識しておりますので、従来どおり活用してまいります。

以上で補足説明を終わります。ご審議をよろしく願いいたします。

**○議長（宇田 栄君）**

これから議案第55号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第55号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第55号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第14 議案第56号平成25年度日置市一般会計補正予算（第4号）

△日程第15 議案第57号平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第16 議案第58号平成25年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第17 議案第59号平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第18 議案第60号平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第19 議案第61号平成25年度日置市温泉給湯事業特

別会計補正予算（第1号）

△日程第20 議案第62号平成25年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第21 議案第63号平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）

△日程第22 議案第64号平成25年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第23 議案第65号平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第14、議案第56号平成25年度日置市一般会計補正予算（第4号）から日程第23、議案第65号日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

10件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第56号は、平成25年度日置市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億455万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ254億7,330万円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、普通交付税の決定、前年度繰越金の確定に伴う予算措置と地域介護福祉空間整備推進交付金事業、鹿児島県安心こども基金事業、農業・農村活性化推進施設等整備事業、種子島周辺漁業対策事業などの予算措置のほか、所要の予算を編成しました。

まず、歳入の主なものでは、地方交付税で、普通交付税の額の決定により6億6,542万4,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、母子家庭自立支援給付金事業費国庫補助金、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金など、1億3,728万5,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、安心こども基金事業費県補助金、産地づくり対策事業費県補助金、農業・農村活性化推進施設等整備事業費県補助金、種子島周辺漁業対策事業費県補助金など、8,356万5,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、指定寄附金を550万7,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の減額、介護保険特別会計繰入金の前年度清算に伴う増額により7億3,297万円を減額計上いたしました。

繰越金では、前年度繰越金の確定により、1億5,517万円を増額計上いたしました。

諸収入の雑入で、共聴施設整備事業費補助金など、537万8,000円を増額計上いたしました。

市債では、臨時財政対策債の確定により、1,290万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費で、与倉地区の共聴施設整備事業、小水力発電設備設置に係る助成事業、企業誘致対策など、2,890万8,000円を増額計上いたしました。

民生費では、地域介護福祉空間整備推進交付金事業の事業採択により、また、保育士等処遇改善臨時特例事業実施に伴う鹿児島県安心こども基金事業など、1億6,610万5,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費では、イチゴ暖房機導入に係る産地づくり対策事業、サイクリングロード及び下与倉地区農村交流施設整備に係る農業・農村活性化推進施設等整備事業及び江口蓬莱館設備整備に係る種子島周辺漁業対策事業などの採択に伴い、8,656万4,000円

を増額計上いたしました。

土木費では、市道整備事業及び紙屋敷市営住宅駐車場舗装工事など、591万2,000円を増額計上いたしました。

消防費では、消防本部費の無線局定期検査に係る委託料など、118万3,000円を増額計上いたしました。

教育費では、市内小・中学校の耐震対策として、屋内運動場照明器具、バスケットゴールの点検、東市来中学プール改修工事、日吉中学校敷地内の中山間地域総合整備事業日置南部地区工事に係る立竹木移設補償工事など、1,514万4,000円を増額計上しました。

次に、議案第57号は、平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万5,000円を減額、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,781万9,000円とするものであります。

歳入では、平成25年度前期高齢者交付金の決定に伴う減額を計上いたしました。

歳出の主なものでは、後期高齢者支援金の決定に伴う減額など、計上いたしました。

次に、議案第58号は、平成25年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ327万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,860万2,000円とするものであります。

歳入では、起債償還利子の確定及び前年度繰越金の確定などにより減額計上いたしました。

歳出では、公債費で、利子の確定に伴う減額計上いたしました。

次に、議案第59号は、平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,694万6,000円とするものであります。

歳入で、前年度繰越金の確定により、繰入金と繰越金の調整額を計上いたしました。

次に、議案第60号は、平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,417万1,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定により、増額を計上いたしました。

歳出では、国民宿舎事業基金積立金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第61号は、平成25年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ681万5,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定により、増額計上いたしました。

歳出では、温泉給湯事業基金積立金の増額を計上いたしました。

次に、議案第62号は、平成25年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,030万9,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定により、増額を計上しました。

歳出では、公衆浴場費の賃金などの増額を計上いたしました。

次に、議案第63号は、平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60万8,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定により、繰入金と繰越金との調整額を計上いたしました。

次に、議案第64号は、平成25年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,551万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億7,215万2,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定などにより増額を計上いたしました。

歳出では、前年度清算により、介護給付費準備基金積立金、償還金及び他会計繰出金などの増額を計上いたしました。

次に、議案第65号は、平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,477万8,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定により、減額を計上しました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

#### ○議長（宇田 栄君）

これから議案第56号から議案第65号までの10件について、質疑を行います。

まず、議案第56号について発言通告がありますので、田畑純二君の発言を許可します。

○17番（田畑純二君）

議案第56号平成25年度日置市一般会計補正予算（第4号）について、質疑します。

私は、私の所属する総務企画常任委員会に属する以外の案件について2点ほど質問します。各担当課長は、できるだけ細かく、具体的に、わかりやすく、誠意を持って答弁してください。

まず、説明資料の13ページでございます。13ページの一番下。補助金及び交付金。鹿児島県安心こども基金事業費2,759万9,000円。

それからその次のページ、14ページ、補正として、新規事業、保育士等処遇改善臨時特例事業に伴う補正、2,759万9,000円、市内私立保育園全20園で事業実施云々でございます。

そこで、まず、これに関しまして、5点ほど質疑します。

まず、第1番目に、この基金の設置目的の具体的内容、2番目、保育士等の処遇改善臨時特例事業の具体的な事業内容、3番目、なぜ、この市内私立保育園全20園で事業実施されるのか、その理由と、このほかの公立保育園に実施する必要のない理由、4番目、実際の事業の予定時期、5番目、市内私立保育園保育全20園の運営上の問題点、課題と、それらへの市の対応、対策など。

それから2番目、2番目は16ページ、農業振興費でございます。このところで、農業・農村活性化推進施設等整備事業の中で、「かめまる館」のサイクリングロード施設整備に係る予算が計上されています。

それで、1番目、この施設整備の具体的内容、それから実際の整備時期予定、以上2点について質疑します。答弁を求めます。

○市民福祉部長兼福祉課長（吉丸三郎君）

それでは、今質問の内容について回答を申し上げます。

まず、保育士処遇改善臨時特例事業でございますけれども、事業の目的といたしましては、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所への資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進めるといった1つの考え方の目的でございます。

まず、1点目のこの基金の設置目的の具体的内容ということでございます。

鹿児島県安心こども基金事業費につきましては、国の子育て支援対策臨時交付金より、各都道府県に贈呈された基金であります。平成21年度から実施されている鹿児島県の補助事業でございます。事業内容といたしましては、保育所等の計画的な整備、新たな保育需要に対応した認定こども園等の整備及び地域の子育て支援活動に対する支援をするなどして、安心、こどもを育てることができるような体制の整備を図るものでございます。この基金を活用いたしまして、市といたしましては、現在まで園舎の整備、保育の質の向上のための研修会等を行っており、本年度につきましても、3つの保育園の整備を行う考えでございます。

今回の保育士等の処遇改善臨時特例事業につきましては、これについては、国が平成24年度補正予算に計上され、各都道府県に安心こども基金に資金が交付されたものを活用するものでございます。

2番目の質疑といたしまして、保育士等の処遇改善臨時特例事業の具体的事業の内容ということでございます。

保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所への資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進めることを目的としております。

私立保育所に対する保育所運営の民間施設給与等の改善費用をもとに、保育士等の処遇改善に要する費用を保育所に交付し、保育所

は保育士の基本給だけでなく、手当、賞与、一時金などで資金の改善を行います。実施する職員の範囲や具体的な内容については、各保育園の実情に応じて各保育園で決定するものとされております。

次の質問で、なぜ、この市内私立保育園20園で事業実施されるのか、その理由と、このほかの公立保育園での実施する必要のない理由ということでございます。

この事業の実施については、日置市内の私立保育園のほうに案内をいたしまして、全私立保育園が希望する意向が出ております。それに対しまして、鹿児島県に対し、事業実施を要望しているところでございます。

なお、公立保育園につきましては、この事業の対象外であることと、日置市の職員については条例等で基づきまして定められておまして、また、非常勤職員についても日置市非常勤職員報酬で決められておりますので、今回は、この中では考えておりません。

次の質問で、実際の事業の予定時期ということでございます。保育園は10月1日の現在で保育園入所人員の最終的算定した処遇改善見込み額を本市に提出し、取りまとめた上で、市が鹿児島県に対して補助申請を行うこととなります。その後、交付決定を受けた上で事業実施となりますが、各保育園での予定支払い時期としては、それぞれの園の実情により決定するとされております。最終的に、26年3月までが期限として実施するものでございます。

それと、市内私立保育園20園の運営上の問題点と、それらへの市の対応策ということでございますが、現在、日置市内保育園においては、近年の保育利用の高まりに伴う運営費の収入増加や各施設の適正な施設運営等により、健全な保育運営がなされております。

なお、日置市内の保育園は入所人員に対応できる保育士等を確保し、待機児童について

はおりませんが、今後、保育士を確保していくことは考えられること。そういった中で、結婚など、何らかの理由でやめられた保育士の掘り起こしなども検討して、保育士の人材確保を推進することが必要かと考えております。

この事業につきましては、今年度以降、事業の中身がまだ見えませんが、今後の考え方としても、やはり市としては保育士の人材確保をするためにはやはり県を通じての国への要望をお願いしていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

#### ○農林水産課長（瀬川利英君）

ご質問の1番目と2番目については、関連がありますので、あわせて答弁いたします。

この事業は、「かめまる館」本館と公衆トイレとの間にサイクルポートと呼ばれる貸し出し用自転車置き場を併設した、そば販売施設と看板を建設するもので、建物の規模は、木造平屋建て1棟です。貸し出し用自転車の保管スペースとテーブル席16席、カウンター席4席のそば販売施設で構成しており、面積は50.09m<sup>2</sup>を予定しています。

建物の完成時期は、来年3月を見込んでおります。

また、備品として購入配置する自転車は、大人用10台、子ども用6台の合計16台で、「かめまる館」に10台、内訳は大人用が6台、子ども用が4台です。吹上砂丘荘に6台、大人用4台、子ども用2台を配置する予定でございます。

これらの整備に必要な財源は、県から50%の補助を受けて、日置市が建設いたします。

なお、建設後の自転車等の管理、そば販売施設の管理については、現在の指定管理者であります、山神の郷管理組合をお願いするよう協議を進めており、今後は吹上浜サイクリ

ングロードの活用促進と貸し出し用自転車を備えた物産館として、「かめまる館」のPRに努めていきたいと考えております。

また、従来からの「かめまる庵」につきましては、老朽化も進んでおりますけれども、サイクリングロード利用者の休憩施設などに活用したいと考えております。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第57号から議案第65号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第56号は、各常任委員会に分割付託します。

次に、議案第57号、第61号、第62号、第64号及び第65号は文教厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第58号、第59号、第63号は産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第60号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第24 認定第1号平成24年度  
日置市一般会計歳入歳出  
決算認定について

△日程第25 認定第2号平成24年度

日置市国民健康保険特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第26 認定第3号平成24年度  
日置市公共下水道事業特  
別会計歳入歳出決算認定  
について

△日程第27 認定第4号平成24年度  
日置市農業集落排水事業  
特別会計歳入歳出決算認  
定について

△日程第28 認定第5号平成24年度  
日置市国民宿舎事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第29 認定第6号平成24年度  
日置市温泉給湯事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第30 認定第7号平成24年度  
日置市公衆浴場事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第31 認定第8号平成24年度  
日置市飲料水供給施設特  
別会計歳入歳出決算認定  
について

△日程第32 認定第9号平成24年度  
日置市介護保険特別会計  
歳入歳出決算認定につい  
て

△日程第33 認定第10号平成24年  
度日置市後期高齢者医療  
特別会計歳入歳出決算認  
定について

△日程第34 認定第11号平成24年  
度日置市水道事業会計決  
算認定について

○議長（宇田 栄君）

日程第24、認定第1号平成24年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第34、認定第11号平成24年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの11件を一括議題とします。

ここで議事の進め方についてお諮りします。

市長から本日提案理由の説明を受け、各認定議案に対する質疑は10月1日に行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。

それでは、11件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

認定第1号から認定第11号までは、平成24年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定であります。

地方自治法第233条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第3項及び第5項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の説明書及び地方自治法施行令第166条第2項に規定する書類をつけて、議会の認定に付するものであります。

認定第1号は、平成24年度日置市一般会計歳入歳出決算認定であります。

一般会計の決算規模は、平成23年度決算と比較して歳入が0.2ポイントの減、歳出で0.6ポイントの減となりました。

歳入では、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、繰越金、地方債など減、歳出では、普通建設事業費、物件費、積立金などが減となったことによるものであります。

一般会計の決算収支は、歳入総額253億3,236万円、歳出総額で246億4,466万2,000円で、実質収支は6億1,217万円の黒字となりました。実質単

年度収支につきましては、7,442万円の黒字であり、財政調整基金を取り崩さずに、これまでの余剰金により、収支の均衡を図りました。

歳入の主なものでは、地方税で年少扶養控除及び特定扶養控除の廃止に伴う市町村民税の増、景気の低迷により法人税割額の減により、1,999万8,000円の減となりました。

地方特例交付金では、平成24年度で児童手当及び子ども手当特例交付金及び自動車取得税交付金分の減収補填特例交付金が廃止され、住宅借入金等特別税額控除分の減収を補填する特例交付金のみになったことに伴う減により、5,291万1,000円の減となりました。

地方交付税では、普通交付税で1億310万6,000円の減となりました。

国庫支出金では、障害者自立支援給付費、生活保護費扶助費、保育所運営費、特別障害者手当等給付費等の社会保障関係費の増、地域活性化・きめ細かな臨時交付金、住民生活に光をそそぐ交付金、道整備交付金、社会資本整備総合交付金の減などにより、1億9,254万4,000円の減となりました。

県支出金では、安心子ども基金事業費、携帯電話とエリア整備事業費、障害者自立支援給付費、保育所運営費、衆議院議員選挙費、県知事選挙費、子宮頸がんワクチン接種支援事業費、活動火山周辺地域防災営農対策事業費の減などにより、3億6,161万2,000円の増となりました。

繰入金につきましては、伊集院小学校建設事業、公営住宅建設事業の実施に伴う移設整備基金の繰り入れなどにより、5億5,735万2,000円の増となりました。

地方債につきましては、合併特例債、過疎対策事業債、辺地対策事業債などの有利な地方債を活用するとともに、借入金の抑制に努

め、3億2,310万円の減となりました。

歳出の目的別では、歳出全体の27%を占める民生費が66億6,511万1,000円、次に、公債費が16.2%を占め、39億9,639万7,000円、総務費が15.3%の37億5,922万9,000円となりました。

性質別では、前年度に対しまして義務的経費が2億2,597万円の増、投資的経費が2億4,904万4,000円の減、そのほかの経費が1億3,117万8,000円の減となりました。

義務的経費の内訳といたしまして、人件費につきましては、市の財政運営に寄与するための特別職等の給与等の削減、議員発議による財政健全化に資するため議員報酬手当の削減、定員の適正化による職員数の削減などにより減となりましたが、平成24年度から青松園、診療所に指定管理者制度を導入したことにより、特別会計職員からの一般会計職員への移行により増員となったことなどにより対前年度1,300万6,000円の増となりました。

扶助費につきましては、平成24年度から障害児入所施設の負担見直し等に伴い障害者自立支援給付費が増となったほか、特別障害者手当等給付費、乳幼児医療費助成事業や保育所運営費などの増嵩により、1億5,809万9,000円の増となりました。

公債費につきましては、公的資金補償金免除制度を活用した繰り上げ償還及び財産処分承認に基づく繰り上げ償還、経常的な元利償還により5,486万5,000円の増となりました。

投資的経費の内訳といたしまして、普通建設事業費で2億5,515万6,000円の減、災害復旧事業費で611万2,000円の増となりました。

普通建設事業費の補助事業では、安心こど

も基金事業の保育所の整備、伊集院小学校建設事業費、携帯電話エリア整備事業などにより、2億4,280万7,000円の増となりました。

単独事業では、一般道路整備事業、湯之元第一地区の土地区画整理事業などにより、4億9,796万3,000円の減となりました。

そのほかの経費につきましては、1億3,117万8,000円の減となりました。

内訳では、物件費につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、ふるさと雇用再生特別基金事業、公立保育所運営費や震災に伴う災害支援事業などの減により、1億1,855万5,000円の減となりました。

補助費等につきましては、環境自治体会議費、民俗芸能伝承活動事業費、レンタカーキャッシュバック事業等の新規事業により、3,520万7,000円増となりました。

積立金につきましては、施設整備基金、地域づくり推進基金、まちづくり応援基金などに所要の積み立てを行い、8,042万7,000円の減となりました。

繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への法定外分、介護保険特別会計の給付費の伸び分、青松園の公債費の繰り上げ償還分などにより、4,032万円の増となりました。

市の財政状況を示す主要指標で実質収支比率は、3%から5%が適切とされていますが、前年度より0.5ポイント増加し、4.1%となりました。

経常収支比率につきましては、75%程度が妥当と言われておりますが、前年度より2.6ポイント増加し、90.1%となり、依然として高い水準にあり、弾力性の低い財政構造となっております。

市債残高につきましては、平成24年度末で304億9,631万5,000円で、人口

1人当たりの額に換算すると60万2,000円となっているところではありますが、平成23年度末と比較いたしまして、11億5,912万9,000円の市債残高を減少させております。

実質公債費率につきましては、公債費負担を示す指標で3カ年平均で算出され、普通交付税の公債費算定経費の増加等により、前年度と比べて0.6ポイント減少し、11.9%となりました。

今後も引き続き、財政健全化計画や日置市行政改革大綱行動計画に基づき行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は、平成24年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額で70億2,813万4,000円、歳出総額で67億1,943万9,000円で、歳入歳出差し引き額は3億869万5,000円となりました。

歳入の主なものでは、国民健康保険税10億8,103万3,000円、国庫支出金で16億1,684万6,000円、前期高齢者交付金15億9,515万6,000円、共同事業交付金9億3,664万8,000円、繰入金6億266万2,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、保険給付費45億4,720万8,000円、後期高齢者支援金等6億1,127万1,000円、共同事業拠出金9億1,137万8,000円などとなりました。

1人当たりの医療費は年々増加傾向にありますが、市広報紙に加え、国保だよりを発行し、被保険者の健康づくりの意識啓発、医療費の通知、ジェネリック医薬品の差額通知の送付、特定健診等の普及推進や受診奨励、嘱託看護師の訪問活動などにより、医療費の抑制に努めました。

次に、認定第3号は、平成24年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は6億6,723万5,000円、歳出総額は6億5,656万5,000円で、歳入歳出差し引き額は1,067万円となりました。

歳入の主なものでは、分担金及び負担金3,122万8,000円、使用料及び手数料2億4,392万3,000円、国庫支出金7,048万2,000円、繰入金1億2,061万5,000円、事業債1億7,250万円などとなりました。

歳出の主なものでは、総務費の維持管理費で1億8,911万6,000円、事業費の下水道整備費で、工事請負費など1億9,039万5,000円、公債費2億5,857万1,000円となりました。

次に、認定第4号は平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額3,690万2,000円、歳出総額3,389万5,000円、歳入歳出差し引きで300万7,000円となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料1,154万3,000円、繰入金は2,334万5,000円、繰越金の198万9,000円となりました。

歳出では、農業集落排水事業費の一般管理費で719万5,000円、公債費で2,669万9,000円となりました。

次に、認定第5号は、平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成24年度の利用状況は、宿泊人数は1万4,265人、休憩人数は3万6,298人の合わせて、5万566人の利用となり、前年比宿泊費で161人の減、休憩で6,265人増の合計6,104人の利用者増となりました。

た。

決算額では、歳入総額2億2,390万円、歳出総額で2億2,211万円で、歳入歳出差し引き額は179万円となりました。

歳入で主なものは、事業収入で2億967万円、繰越金で347万7,000円、繰入金で1,071万3,000円となりました。

歳出では、経営費2億2,211万円となりました。

次に、認定第6号は、平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は893万3,000円、歳出総額は853万4,000円で、歳入歳出差し引き額は39万9,000円となりました。

歳入の主なものでは、温泉使用料で335万7,000円、一般会計繰入金145万2,000円、前年度繰越金191万円となりました。

歳出の主なものでは、温泉給湯事業費の維持管理費で707万9,000円、温泉給湯事業基金費で145万4,000円となりました。

次に、認定第7号は、平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は137万円、歳出総額は116万5,000円、歳入歳出差し引き額は20万5,000円となりました。

歳入の主なものでは、諸収入が108万円、前年度繰越金27万8,000円となりました。

歳出では、公衆浴場費、施設維持修繕料や基金積立金など116万5,000円となりました。

次に、認定第8号は、平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額47万4,000円、歳出総額44万1,000円、歳入歳出差し引き3万4,000円となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料40万1,000円、繰越金7万3,000円となりました。

歳出の主なものは、飲料水供給施設管理費44万1,000円となりました。

次に、認定第9号は、平成24年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額51億3,018万円、歳出総額は50億3,665万5,000円で、歳入歳出差し引き額は9,352万5,000円となりました。

歳入の主なものでは、介護保険料7億7,782万4,000円、国庫支出金13億1,865万9,000円、支払い基金交付金14億2,668万5,000円、県支出金7億9,092万6,000円、繰入金7億6,315万8,000円、繰越金5,212万1,000円となりました。

歳出の主なものでは、総務費6,401万6,000円、保険給付費48億6,298万8,000円、基金積立金294万1,000円、地域支援事業費5,113万6,000円、諸支出金5,557万円となりました。

次に、認定第10号は、平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額6億1,248万6,000円、歳出総額6億1,169万7,000円、歳入歳出差し引き額は78万9,000円となりました。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療費保険料3億9,218万4,000円、一般会計繰入金2億978万3,000円となりました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域

連合納付金5億9,120万5,000円、保健事業費1,150万8,000円となりました。

次に、認定第11号は、平成24年日置市水道事業会計歳入歳出決算認定についてであります。

地方公営企業法第30条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第4項第6項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

収益的収支につきましては、洗濯機等の節水式電化製品の普及や自家水の利用増等による使用水量の減少を見込みましたが、水道料金は463万7,000円の減となりました。

全体では、水道事業収益7億3,916万9,000円、水道事業費用6億7,204万3,000円で、6,712万6,000円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支につきましては、収入枠で2億5,053万1,000円、支出額4億9,306万7,000円で、差し引き不足額2億4,253万6,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額から853万6,000円、過年度分損益勘定留保資金から、2億3,400万円補填しました。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

---

△日程第35 陳情第3号「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」採択を求める陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第35、陳情第3号「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」採択を求める陳情書を議

題とします。

ただいま議題となっております陳情第3号は、総務企画常任委員会に付託します。

お諮りします。本日市長から承認第4号専決処分（平成25年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。承認第4号専決処分（平成25年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて、議題とすることに決定しました。

---

△追加日程第1 承認第4号専決処分（平成25年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

追加日程第1、承認第4号（専決処分平成25年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第4号は、専決処分（平成25年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについてであります。

平成25年9月の豪雨及び台風17号により災害が発生し、その復旧に係る災害復旧費の執行について緊急を要したため予算措置をしたものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,330万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ251億6,875万円とする

ものであります。

まず、歳入では、地方交付税で、普通交付税4,330万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で、農道、水路等の施設維持修繕料、投資的委託料、公共土木施設災害復旧費で、市道、河川の施設維持修繕料、そのほかの公共施設・公用施設災害復旧費で、法定外公共物、防災行政無線の施設維持修繕料など、4,330万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第4号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。9月19日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午前11時36分散会



第 2 号 ( 9 月 1 9 日 )



議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（5番、17番、18番）
-------	------------------

本会議（9月19日）（木曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 瑳や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	恒吉 和正 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長兼福祉課長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬戸口 保 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	満留 雅彦 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原 政実 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
健康保険課長	平田 敏文 君	介護保険課長	福山 祥子 君
農林水産課長	瀬川 利英 君	農地整備課長	藤澤 貴充 君

建設課長 桃北清次君  
教育総務課長 宇田和久君  
社会教育課長 今村義文君  
監査委員事務局長 松田龍次君

上下水道課長 丸山太美雄君  
学校教育課長 片平理君  
会計管理者 前田博君  
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、5番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔5番黒田澄子さん登壇〕

○5番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。今回、1番目に質問に立たせていただきます。

この夏、大変に暑く、全国でも気温が40度を超え、雨が降らず、本市も渇水対策本部を立ち上げる事態となりました。しかし、その後、雷雨、大雨洪水、台風上陸、そして、関東では竜巻の被害が出るという惨事が起こりました。市内でも土砂崩れや床下浸水等が発生し、また、台風18号は大変な災害を引き起しました。お亡くなりになられた皆様に心よりお悔やみを申し上げますとともに、災害に遭われた皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

さて、7年後の2020年、東京でのオリンピック開催が決まり、子どもたちに夢と希望を、そして、日本社会には大きな経済効果をもたらすとテレビをにぎわわせております。7年後、お元気な皆様とオリンピック観戦ができることを楽しみに働いてまいりたいと思います。

それでは、通告に従い、公明党所属議員といたしまして一般質問させていただきます。

初めに、これまで数回質問してきました非核平和都市宣言の市、日置市としての施策について伺います。

1点目、非核平和に対する本市の取り組み

内容について伺います。

次に、世界唯一の被爆国日本にとって非核平和ということは、忘れてはいけない点であると考えますが、いかがお考えでしょうか。終戦より68年が過ぎた日本にとって、戦争経験のない世代が8割という時代を迎えました。核兵器を断じて許さないこと、また、戦争を断じて起こさないことなどがどんどん風化することによりこの行政もこれではいけないとさまざまな取り組みを行っていますが、本市でもせめて「非核平和都市宣言、日置市」等の懸垂幕をつくり、本庁各支所に8月だけでも設置し、市民への啓発が図れないか、伺います。

3点目に、子どもたちへの平和教育の重要性の点から伺います。

本市の小中学校における平和教育の現状と、そこに携わる職員の研修の現状をお知らせください。

最後に、市立図書館及び各学校図書館での所蔵の書籍等を利用して、7月、8月に非核平和コーナーの設置ができないか伺います。

2番目に、市民の命を守る胃がん対策について伺います。

国は、平成18年6月にがん対策基本法を策定し、がんの予防及び早期発見、がん検診の質の向上をうたい、国民の一番恐れるがんを撲滅せんと動き始めてきました。

ことし2月21日に国が慢性胃炎の時点でピロリ菌の除菌薬を保険適用しました。これは、胃がんになる前の時点で必ず慢性胃炎を起こすことがわかっているため、予防策として、胃がんになるリスクを下げる方策であり、快挙であります。

世界では、既にピロリ菌が胃がんの原因菌であるとの認識でありましたが、ここに来て、日本もおくればせながら、やっとそのことを認めただけです。

これは、3年前に参議院議員になったばかり

りの長崎大学出身の医師、公明党の秋野公造議員が北海道大学特任教授、日本ヘリコクター学会理事の浅香正博医師とタッグを組み、100万人の署名も集まり、2年半でここまでこぎつけた実績です。

胃がんは撲滅できるとの視点で、予防に力を注ぎ始めた今回の国の保険適用について、本市の見解を伺います。

次に、国が胃がんの原因菌をピロリ菌と認めたことを受けて、本市は胃がんのリスクを下げる啓発をどのように行っているか伺います。

3点目に、市民の命を守るために、胃がん検診にピロリ菌検査項目を追加すべきと考えますが、見解を伺います。

3番目に、本市の療育の取り組みについて伺います。初めに、本市の療育を要する子どもたちの乳幼児期・小学校・中学校等の発達段階でのサポートの現状を伺います。

次に 東京都の大田区では療育を要する子どもたちの状況を一々説明することなく、一目で見てわかる「サポートブックかけはし」を作成し、区のホームページから引き出せるサービスが始まりました。

障がいは、一人一人がさまざまで、幼稚園、保育園、義務教育との成長の過程で、親は毎回子どもの出生からの状況を、また、つらい思い出を思い起こしながら話さなければならぬ場面が多くあるそうです。こんなことはしなくてもいいようにすべきであると考えます。

そこで、出生から二十くらいまでの状況が書き込め、療育を要する子どもたちのトータルケアのためのサポートブックに本市も取り組まないか伺います。

最後に、国は、ことし災害対策基本法の改正を行いました。それを受けての本市の防災の取り組みについて伺います。

今回、改正災害対策基本法がさきの通常国

会で成立し、災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障がい者など災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づけることになり、自治体の入念な整備体制が求められています。

そこで、初めに、法改正による本市の新たな取り組みについて伺います。

次に、要援護者名簿作成に当たり、困難な点があればお示してください。

3点目に、平成23年12月議会で、私は、阪神淡路大震災のときに西宮市が作成し、全国で無償で配付している情報を一元化した被災者支援システムを導入すべきではと提案いたしました。それを利用せずとも一元化した被災者台帳は作成できるとの答弁をされましたが、今の現状はどのようになっているのか、お伺いいたします。

4点目に、本市でもさきの8月25日に東市来において総合防災訓練が行われました。毎年このような訓練が行われていますが、多くの市民は参加しないわけですね。訓練しないことは、実際に行動できないということは、既に実証済みですので、大がかりではありませんが、市民が同時にその場でできるシェイクアウト訓練に取り組んでみませんか。これは、ドロップ——姿勢を低く、カバー——頭や体を守って、ホールドオン——揺れがおさまるまでじっとしてという3つの動きです。

大規模地震の発生時には、まず自らの命は自らで守るという自助の考えからアメリカで2008年に始められ、現在多くの地域でも取り入れられている訓練です。実施の考えについてお聞かせください。

5点目、旧4町の広域な本市において、防災、資機材等の備蓄は一点集中では災害時に道路等の分断があった際は、用をなしません。そこで、市の指定避難所に毛布やマット、簡易トイレ等の防災資機材を備蓄する防災倉庫を設置すべきと考えますが、ご見解を伺いま

す。

6点目、平成24年9月議会の質問で、私は、災害時に要援護者の支援者となる消防団に対して災害時マニュアルをつくるべきと提案をし、結果、今年度マニュアルが作成されました。そこで、民間の支援者は、民営委員や自治会役員等がおられ、この方にも災害時のマニュアルをつくるべきと提案いたしますが、いかがお考えでしょうか。

最後に、今回の改正では、大規模広域な災害に対する即応力の強化が盛り込まれ、災害発生時における積極的な情報の収集、伝達、共有の強化がうたわれています。

さきの平成24年9月に私は災害時に多くの地域での道路や河川の情報が収集、共有できるフェイスブックを立ち上げませんかと提案いたしました。再度このことに取り組みないと提案し、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の非核平和都市宣言の市としての本市の施策を考えないかという、その1でございます。

本市では、広島市、長崎市の8月6日、9日の原爆の日に、原爆死没者の御霊を慰め、あわせて世界恒久平和の実現を祈願するため、原爆が投下された時刻に1分間の黙禱をささげられるよう、家庭、職場での取り組みを「お知らせ版」でお願いをしております。

また、8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」と定めており、公共施設では半旗を掲げるとともに、防災行政無線を通じまして、戦没者への追悼と平和を願い1分間の黙禱の呼びかけを行い、世界恒久平和へ向けた啓発事業として取り組んでおります。

2番目でございます。非核平和都市宣言の懸垂幕の設置でございますが、住民に核廃絶と平和の尊さを啓発するための手だてとしては、いろいろな方法があると思います。戦争惨

禍の風化を防ぐため、本庁及び支所に「非核平和都市宣言」の看板を設置し、平和事業に取り組んでまいりましたが、さらに住民に核廃絶と平和の尊さを啓発するため懸垂幕を設置する方向で考えていきます。

3番、4番は、教育長のほうが答弁いたします。

2番目の胃がん対策にピロリ菌検査の導入をとということでございます。

その1でございます。胃がんによる死亡率は、年々減少傾向にあるものの、本市の検診においても毎年数名の方の胃がんを発見しており、その予防や検診による早期発見、早期治療などの対策が大変重要であると考えております。

厚生労働省が昨年6月に策定した、がん対策推進基本計画では、胃がんの原因として、関与が高い要因としてピロリ菌を上げております。その菌の除菌治療が胃がんの発症リスクを減少させることができるとして、本年4月より慢性胃炎が確認された場合、ピロリ菌の除菌治療が保険適用になったことから、国でもその効果は認めているものと認識しております。

ピロリ菌の除菌治療を行った方は、胃がんによるリスクは軽減されますが、生活習慣や遺伝的要因によるリスクは残りますので、除菌後も定期的に検診を受診していただきますようお願いいたします。

その2でございます。本市におきまして、ピロリ菌が胃がん発生の最大のリスクであるという認識をしております。除菌することにより、胃がんの発生するリスクが下がることも明確になっております。

胃がんのリスク低下のために、市では健康増進法によるがん検診指針ののっとり、問診とエックス線による画像診断を毎年集団検診で実施しております。

今後も、がん検診の受診勧奨につきまして

は、普及啓発を徹底するとともに、ピロリ菌と胃がんの関係や、除菌によるリスクの軽減などについて、市民の皆様への普及に努めてまいりたいと考えております。

3番目でございます。ピロリ菌の検査は、胃の萎縮が非常に進んだ状態でありますと、検査が陰性で出てしまうことがあります。そのため、菌の抗体検査では、確実なピロリ菌の保菌状況がわからないため、胃粘膜の萎縮度を調べる検査をあわせ行うABC検査が必要であると考えております。

このABC検査は、新たな胃がん検診のリスク検診として注目されている検診でもあり、国や県においても集団検診に、このABC検診をどのように取り組んでいくか、今後審議される予定となっております。

このようなことから、本市といたしましても、ABC検診の導入については、国や県の状況等を勘案しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

3番目の療育児のトータルケアのためのサポートブックに取り組めないかというご質問でございます。

その1でございます。現在、本市では、乳幼児健診を初め、保育園、幼稚園の巡回支援等において、子どもたちの発達状況を確認しております。その中で、療育が必要な子どもたちについては、発達相談、親子教室、療育施設へ案内し、保護者の方々が手続などにおいて不安がある場合には、保健師を担当制として随時相談できるよう支援しているところでございます。

また、臨床心理士等による保育園・幼稚園の巡回支援に加え、今年度は療育を必要とする子どもたちへの支援についての対応を定期的に協議しております。

さらに、巡回時において、さまざまな個々の発達相談においても、子ども支援センターにつなげられるよう体制づくりを検討してお

ります。

療育施設への通園児については、指定特定相談支援事業所が作成する障がい児支援利用計画作成において、必要な福祉、医療、地域と支援対策を構築するケアマネジメントを実施しており、利用後において定期的なモニタリングが実施されることで、きめ細かい支援を行っているところでございます。

その2でございます。サポートブックは、保護者等のさまざまな福祉・医療等への手続の際の説明負担と精神的負担の軽減が図られ、支援者間でも同じ情報を適切に共有できることから、大変有効な支援ファイルであると認識しております。

現在、月1回鹿児島大学院の准教授をお呼びいたしまして、発達障がい支援体制の指導助言をいただいておりますが、その中で役に立つツールであるのご意見をいただいたところでございます。

しかしながら、明確に発達障がい、知的障がい等の診断を受けた子どもたちと比べ、成長とともに目立たなくなる発達障がい傾向の子どもたちについては、サポートブックの利用は就学後までの活用となることから、成長期にあわせたり等の工夫ができる医療・保険・教育等多面から意見をお伺いしながら時間をかけて検討してまいりたいと思っております。

次に、災害対策基本法改正と本市の防災の取り組みということでございます。

その1でございます。災害発生時の避難に特に支援を要する方々の名簿作成の義務が規定されたこととともに、避難支援者にあらかじめ情報提供することや、名簿作成に際し必要な個人情報を利用できること、緊急避難場の指定や被災者情報を一元的に集約し、被災者台帳の作成を行い、適切な支援実施を図ることなどが今回の災害対策基本法の改正でございます。

本市の新たな取り組みといたしまして、改正内容に基づきまして、住民の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策及び防災への取り組みなど強化を図るため地域防災計画の変更を行ってまいります。

その2でございます。現在の名簿では、高齢者や障がい者の方々を把握した名簿となっています。今後の名簿作成に当たっては、乳幼児、妊婦、外国人等の把握が難しい点でございますので、関係部署等の連携を図り、名簿の作成を行ってまいります。

今回の改正によりまして、民生委員や自主防災組織、そのほかの避難支援にかかわる関係者には、本人の同意を得て名簿情報が提供できることにより、迅速な避難支援ができるように連携を図ることが最も重要であります。

3でございます。被災者支援システムについては、導入を検討し、システム利用許可を得てソフトをダウンロードしています。

この被災者支援システムについては、システム自体は無償で提供していただけますが、本市の住民基本データと連動するためには、相当の経費も必要なことから、導入を見送った経緯があります。

罹災証明を遅滞なく交付することは現在も行っているところでございますが、情報を一元化することも今後の法改正で義務づけられております。

大規模災害に備えた対応も必要となっておりますので、災害発生時には対応できるよう有効な手法を検討してまいります。

証明発行など迅速に対応するためには、まず家屋の倒壊状況を初め被災状況を的確に早く把握することが最も重要であると考えております。

4番目でございます。これまで国がJアラート、緊急地震速報の訓練放送にあわせて、机の下に隠れるなどの身を守る行動を家庭や職場で行うよう呼びかけを行ってまいりまし

た。

また、この訓練は、総合防災訓練かいずれかにあわせて実施関係機関とも連携を図りながら、シェイクアウト訓練の内容を市民にお知らせするとともに、どのような形が最も有効か検討して導入してまいりたいと思っております。

5番目でございます。現在、備蓄品の多くは、1カ所の倉庫に保管しております。今後、各地域のバランスをよく配置することも必要と考えますが、新たに防災倉庫を設置するには敷地の確保や財源の課題もあることから、民間業者との被災時支援協定に基づく防災資機材の確保に努めつつ、既存の施設を利用しつつ各地域へ備蓄していきます。

また、今回の法改正により、食品、飲料水、そのほか生活必需物資の備蓄などが義務づけられています。各家庭においても災害に備えた備蓄も重要でありますので、啓発に取り組んでまいります。

6番目でございます。東日本大震災では、多くの民生委員や消防団員等、安否確認を初め避難誘導などに当たり、結果その過程で津波により多くの方が犠牲になりました。

避難支援を考える上で、支援者自身の安全確保の徹底や役割など課題が浮かび上がっていることから、国においても「予想される災害の事態及びこれに対する措置について、国民に対し周知させる措置をとる」としておりますので、国の動向も見ながら策定をしてまいります。

7番目でございます。災害発生時においてこのようなソーシャルメディアを含め、さまざまな手段により発信し災害に関する情報を発信するには、有効な手段の一つであると思っております。

本市では、現在の気象情報等についても、防災行政無線やエリアメールでお知らせしております。

また、ラジオやテレビ等の情報についても有効であり、注視していくことが大切であると思っております。

以上で、第1回終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

小中学校におきます平和教育の現状と職員研修についてですが、国語・社会の授業等で発達段階に応じて子どもたちは学んでおります。その他、総合的な学習の時間での平和学習、修学旅行先の長崎・広島での平和学習といった学びも行っております。

また、8月当初の出校日には、ほとんどの校長が平和について講話を行っております。職員研修で平和教育に特化して行っている学校は少ない状況であります。

4番目ですが、市立図書館におきまして、これまでも7月、8月にあわせて特設コーナーを設置するなど取り組みを行ってきたところでありますが、市民の皆様への広報が不足していたと捉えております。

今後は、広報や特設コーナーの充実を図り、さらに啓発に努めてまいりたいと考えております。

学校では、教科の学習にあわせて特設コーナーを設置した学校もありますが、今後は全ての学校で7月、8月にあわせて特設コーナーなどの設置を行い、子どもたちへの意識づけが図られるように指導していきたいと考えております。

療育児等のトータルケアのためのサポートブックについてですが、1番目、小中学校におきましては、療育に通っている子どもたちを含めて、支援を必要とする子どもたちの個別の指導計画を作成して、子どもたちの状況に応じた指導に取り組んでおります。

また、中長期的な支援のための個別の支援計画を保護者・関係機関と連携して作成し、支援の継続が図られるよう指導しているところ

であります。

個別の相談には、スクールカウンセラーや福祉課との連携をとり、相談活動を行っているところであります。

2番目です。先ほどの個別支援計画による中長期にわたる支援の継続、幼稚園から小学校、小学校から中学校へと支援をつなぐ「移行支援シート」による校種間のつながりの充実に取り組んでいるところであります。

#### ○5番（黒田澄子さん）

答弁をいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

まず、非核平和都市の件につきましてでございますけれども、本市のこのお知らせというか、その部分がちょっとばらばらなのかなど。チャイムが15日の日のお昼のチャイムに合わせて黙禱ということであるんですけども、6日と9日に関しては、お知らせ版には書いてございますけれども、その時間帯には何も鳴らないということですので、その辺は改善されるお考えはないでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、これはきちっとした統一した形でしていかなきゃならないと思いますので、チャイム等につきましても、お知らせ版に書いたとおり、今後、改めていくときは改めていかなきゃならないと思っております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

懸垂幕については、今後やっていってくださるという前向きな答弁でしたので、頑張っけて設置をして、もっと非核という部分、また、平和という部分を啓発していただきたいと思っております。

私は、7月に広島市の教育委員会と資料館に調査に参りました。市教委の推進する平和教育のテーマは、被爆体験の確かな警鐘と平和についてのみずからの意見や提言等の発信でありました。

今危惧されるのは、被爆に関する基本的な知識や理解が低下傾向にあること、平和な社会をつくるために大切なことと思う事柄でもみずから行動するほどに意欲は高まっていないということ、そして、何といたっても、被爆の事実を確かに検証できる知識、能力等を身につけさせる必要があるといったことが広島市が市教委として目標にされておられる、危惧されておられる点でした。

広島の小学校から高校までの発達段階に応じた平和ノートというのも作成をされまして、教育の現場でそれも活用されておられます。しっかりこの伝承するということ、どうやって平和な社会をこの子たちが築いていくことを考えていくのか、実現していくことが重要であるということの施策でありました。

本市も各町史がありまして、私も以前申し上げましたとおりでございますが、昭和20年前後の戦時下の様子が証言や、また、実際の起こったことが書いてございます。教育をする点で自分たちの住んでいるまちの歴史をしっかりと教えていくということは大事だと考えておりますが、教育の現場でその点どのようにお考えか、このまちの教育のことを教育の現場で、このまちのそういった悲惨な歴史があったとをどう伝えていくかということについて特化してお伺いいたします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほど学校におけるということをお話申し上げたところでございますが、やはり本市、特に、伊集院町にもたくさん当時の防空ごう等もありまして、今、埋め立てをししたりしているところがございますので、やはり平和を学習する上で、身近な地域のことを知るということは、私は、平和を認識していく上で基礎的なものと考えておりますので、大変大事なことだと思っております。したがって、教科とか、いろんな総合学習の学習の中で本市には語り部の方がたくさんいらっしゃるよう

でございますので、そういう方に話をしていたり、あるいは地域の子ども会等の中でもっとフリーな立場の中でも学習する機会がいっぱいあるのではないのかなと思っておりますので、そういう形で進めてまいりたいと思っております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

私が、なぜこんな話をするかと言いますと、50代の方、それもこのまちで生まれ育って現在もお住まいの方、そういった人たちが自分のまちが襲撃されたことや、旧制伊集院中学校の生徒が銃弾で亡くなっていることなど全く知らなかったとお話をされました。全く知る機会がこれまでなかったのだなというふうに私は感じました。

であれば、今の子どもたちは、もう全くわからないだろうなということを思っています。しかし、それぞれの町史には載ってございますので、ぜひそういったこともひとつ歴史の事実として教育の現場でもご利用いただければと思っています。

また、本市と同様に被爆地ではない鳥取市では、広島原爆樹木の2世というものをいただいて植栽をされておられましたし、市内の公官署、事業所などに黙禱実施の依頼や原爆パネルの展示のときに小学生に折っていただいた折り鶴などの展示もしておられました。

いろいろとできることはあるのではないかと思います。本市の市内公官署や事業所への黙禱の依頼等は簡単にできると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今は本市におきましては、広島と長崎の投爆された日に、特に市民の皆様方にもしておりますし、また、企業の方々にも半旗をいたしますか、そういうことも流していきたいというふうに思っております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

先ほど教育長のほうから語り部についても

前向きな答弁をいただきました。前回、語り部のことを提案しましたが、それはまだ考えていないという答弁でございましたので、今回も私は平成22年の9月議会で申し上げたこの語り部について、教育委員会の中に学校応援団というものが今は大きく使われておられますので、その中にしっかり組み込んで、そういったものをどんどんどんどん利用できる、また、自分が持っている体験をそういうところで話す機会を得ていく、そういうことも大事じゃないかと思いますが、そういうところに活用されていくお考えはないでしょうか。伺います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

現在、学校の中には正式には23名ほどが登録をされているようでございます。この登録したものは、各学校にも全て地区公民館等にも置いてあるつもりでおりますので、学校では大いに活用してほしいと思いますし、なおまた、応援団に登録していなくても、たくさんの方がこの体験をされているわけですから、そういう方を学校に招いて語っていただくことも可能だと思っております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

今、現存される方はお話できますけれども、その方たちがおられなくなったり、しゃべれなくなったときのことも今後DVD化とかCD化とか、そういったこともぜひ検討をしいっていただきたいなど申し上げておきます。

次に、胃がん対策についてでございます。

毎年12万人が胃がんとなり、5万人が亡くなっている現状を本市に当てはめると、5,000人が胃がんになり、2,000人がなくなっているという現状になります。

がん対策推進基本法第13条には、がん検診の質の向上等がうたわれております。国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するようがん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者

に対する研修の機会の確保、そのほかのがん検診の質の向上等を図るために、必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率向上に資するようがん検診に関する普及啓発、その他の必要な施策を講じるものとする」と述べられております。

早期発見に資するがんの検診の方法等の検討が地方公共団体に必要な施策を講ずるものと記されておりますが、日本における胃がんの患者数は、先進国の中で異例の多さであり、その98%がヘリコバクターピロリ菌の保菌者と言われて、胃がんの年間医療費は3,000億円とも言われています。

北海道大学、浅香教授は、1次除菌で約75%、2次除菌で80から90%、1次と2次を合わせて95%の除菌率に達し、新たに開発した3次除菌を含めると99%となり、我が国から胃がんが撲滅できるとの根拠を示されています。本市は、この見解をどのようにお考えになるか伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、年々がんの、胃がんの減っておるというのも事実でございます。今、ご指摘ございましたとおり、本市におきましても、ABC検診につきましても、国が今後実施する、こういう動向を見ながら本市としても対応をやっていきたいというふうに思っております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

そうですね。国ももうそこまで来ております。というか、もう胃がんの原因菌ピロリ菌なので、だから、除菌薬に保険適用した。これは国がしっかりと認めたことですので、地方のこの自治体もしっかりとその点を踏まえて、今後オプション検査でもいいですので、しっかりと取り組んでいていただきたいと思っております。今はもう予防とか、そういったものが先んじている状況でございますので、よろしく願いしておきます。

それでは、次の療育のサポートブックについてお伺いをいたしておきます。

私はこの療育という部分で確かに先ほど行政でもそういう移行シート等を学校等使っておられるということを伺いましたけれども、大田区がこういったことに取り組み始めたきっかけは、療育を要する子どもの保護者が、子どもの出生以来多くの不安を抱えて生活されている点です。健診や病院、保育所や幼稚園に行ったときに、これまでの子どもの状況を毎回毎回話さなければならない苦痛への保護者からの相談等は市に届いておりますでしょうか。その点、お伺いします。

#### ○市長（宮路高光君）

この療育問題につきましては、私ども本市におきましても早い時期から小規模を立ち上げながら、いろいろと特に保健師を含めた中で相談業務をやってまいりました。今後におきましても、いろいろとこの療育の場合、発達状況におきまして、いろいろ程度が違うようがございますので、その人それぞれの発達状況において把握し、今までもその保護者とも面談をしながら、それに合ったそれぞれの療育の方法ということで私どものほうも委託をしておりますので、委託業者の皆様方とも十分今後とも綿密な連携をとっていききたいというふうに思っております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

私は子どもの観点かもそうですし、親の観点からもこのこういったもの必要だなという点で、今回質問していますけれども、子どもの点から言いますと、一生両親が変わらない子どももおりますが、途中で両親が変わる子どももいます。また、どちらかが亡くなったり、両方亡くなったり、そういったときに小さいときからのこの子の状況というのがわからない人に引き継がれていくときに、大変にお困りになるということも伺っています。その方が、一生懸命子育てをしたいのだけれど

も、その前の状況が全くわからないので、毎回毎回そういうところに行くのと恥ずかしい思いをしながら、一々私はこの子の実母ではないんだというような話までしながらやっていかなくちゃいけないということで、こういったものがしっかりと残されていることは、その子どもがしっかりと療育されて教育されていくことに大変に簡単に情報がとれる、どなたでも保護者の方が見せられるとわかっていただける、多くのことを語らなくていいという点で1つすごく保護者の側のそういった利点、それから、同じ環境でずっと育てていくことを想定しますが、そうでない場合も今の時代多いように伺っておりますので、子どもが的確にいろんな形で教育を受けられるという部分でも有効ではないかなというふうな点からお話をしております。

以前、私は文教厚生委員会に所属しておりましたので、そのときに湖南省を調査して、教育委員会や医師会を巻き込んで発達障がい児から障がい者までの記録等が行政がしっかりと把握管理をされて、30代の方の就労支援までも行っている実態に大変に感動して帰ってまいりました。

しかし、さて本市ではどのように支援体制をつくっていくべきかと思索しながら、これまでも一般質問にこの件で立たせていただいた経緯がございます。

このサポートブックのねらいの中で、生まれたときの様子はどうでしたか、こういったことを行政や病院等で聞かれたり、どのような療育を受けて来られましたかと聞かれたり、また、この聞かれた側、また同じことを一からずっとしゃべらないといけないのかなど、そういうふうを感じる保護者の痛切な思いを払拭することが一つは大きな問題だと思っています。

私もこのような話を市民の方から伺ってきた経緯もあります。これは、いつからでも始

められますし、強制でもございませんし、大田区の場合もホームページのほうにダウンロードできるようになっておりますので、自分がこういったものを残しておいたほうがすごく有効だと思われる方がダウンロードして引っ張り出されるわけでございますので、決して強制的にこれに書きなさいとか、渡して帰ってこなければだめだというようなものではありませんので、こういったものがあると、本当に便利で自分も使えるなということで、自分で引っ張りだしたものをクリアホルダー等に入れ込んで、その中に医療機関や学校で発行される診断書や個別指導計画書などもその年代年代でちゃんととじ込んでいける。そういったことによって一人の人をサポートしていく。そういった考えでございますので、今後ぜひ前向きに取り組んでいって行かれないと思っておりますが、再度ご見解をお伺いします。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、このサポートブックの作成に当たっては、保護者の同意、これが一番大前提だというふうに思っております。そういうことでございますので、今後、学校関係、また医療、また福祉、そういう方々と連携しながら、やっぱり基本的に保護者の同意を得る中において、さっきちょっとご指摘ございましたとおり、保護者と面談する、医者とする、そういうときにいろいろとそれがあれば助かるというのは十分わかりますけど、あれは医者は医者としてもう一回確認のために私は聞くと思っております。そういうことがあったから、もう何も聞かないということはないと思っておりますので、ここあたりも十分それぞれの関係機関の皆様方が連携しながら作成するに当たっては、注意しながら作成するよう努めていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

前向きな答弁をいただいておりますので、

今後、本当丁寧に検討されて、そういったものも作成に準備をしていただきたいなど申し添えておきます。

それでは、災害対策基本法改正について質問をさせていただきます。

今回の改正法で災害の定義に崖崩れとか、土石流、地すべりが追加することになります。そのことにより、本市が災害対策に取り入れていく点はどのようなことになるか、お尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、今回の改正ございましたので、本市におきましても、防災計画の中におきまして、載ってない分につきましては、改めまして掲載をし、今後、この改正法に基づいた形の中で防災計画をつくっていきたいというふうに思っております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

次に、要援護者の名簿の作成について伺います。

法改正により自力避難が困難な障がい者や高齢者らの災害時要援護者の名簿作成が市町村に義務づけられましたよね。これは、国の調査で、障がい者の死亡率が住民全体の2倍を上回った東日本大震災を教訓に盛り込まれた部分でございます。

内閣府の報告によりますと、岩手、宮城、福島、3県の沿岸37自治体で大震災時に名簿があったのは13自治体、南相馬市を除く12自治体は個人情報との兼ね合いで最後まで名簿提出がなされませんでした。個人情報保護法との絡みで悩んだ末に住民を死なせてしまうとの声が市役所内に起こり、この南相馬市は名簿にない人も含む2,796人分の情報を開示し、これをもとに安否確認できた590人に食料や医療が届けられたそうです。まず、本市における要援護者はどのような人になっており、この名簿を作成するに当たって、外国人とかに、妊婦さんたちも入ってき

ますけれども、その点はどのようなことが問題になっているのかな、やりにくい点なのかなという部分をちょっとお伺いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

この要援護者という捉え方ですね。ひとり暮らしを含めた中で私どもは今までも地域づくりの中におきまして、それぞれのサポートもしてまいりました。特に高齢者のひとり暮らしの皆様方の方々に声かけ運動、そういうものも展開していたときに、そういう名簿もいただいている分もでございます。

今後、やはり民生委員さん、特に私はこの消防団、消防団の皆様方には、やはり個人のプライバシーもあるという部分は十分わかっておりますけど、こういう同意を得ながら、消防団には特にこういう方々の名簿というのは、その地域に、地域だけの名簿でいいと思っておりますので、そういうものも作成きちっとし、今後消防団、また、民生委員、そういう方々には、ほかのところは要りませんので、それに関係する個別に作成し、お渡しをしていたというときには、やはりこういう安否確認をきちっとやっていただくようやっていきたいというふうに思っております。

**○5番（黒田澄子さん）**

じゃその要援護者という点で伺います。子どもたちと同一敷地内に居住する高齢者は、要援護者となっていくのでしょうか。お伺いします。

**○市長（宮路高光君）**

今のところは、ひとり暮らしという形の要援護者という部分でありまして、今、ご指摘ございましたとおり、同世帯の中に入ったときには、そういう形はしてないということでございます。そのときになかったり、その方が家族的にいろんな状況の中でいないときもございますので、ここあたりの範囲というのは、今後、検討すべきであるというふうに思っております。

**○5番（黒田澄子さん）**

ぜひ検討していただきたいと思います。まちの中を歩きますと、日中は、高齢者が一人おられるというところがたくさんあるというふうに私は肌で感じています。しかしながら、行政が行うこの要援護者というのは、やはり独居ということが一つのラインになっているわけでございます。

しかしながら、災害というのはいつ起こるかわからない。朝早起きできれば、家族も一緒です。夜だったら家族と一緒にです。しかしながら、朝子どもたちが会社に出ていってしまって、日中は本当にずっと一人という高齢者もたくさんおられますし、もちろん同一敷地内に2軒おうちがあつて別世帯ではあつても、そういった人たちも、なかなか要援護者名簿には入っておりませんので、その辺、今後、丁寧にやはり検討されるべきと思っております。

そこで、今回の法改正で要援護名簿の記載を断った方は、入れないわけですね。同意を得ないと書き込めない。ところが、実際に災害が発生したそのときには、その人たちを要援護者とみなして支援しなさいということが明記されています。それでは、そういった人たちを支援するためには、どういった要援護者名簿のもう一段深い名簿といたしますか、把握をしておかないと災害が発生したときには支援に行けない。この人は嫌だから断ったという人は行けないということではないわけですので、ここが大きく今回の法改正になった点であります。その点の把握はどのようにされていくお考えでしょうか、お伺いします。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘ございましたとおり、法改正、法改正だからこれをつくらなきゃならない、義務化という部分はあるかと思っておりますけど、災害という中におきまして、いろいろ

さまざまであるというふうに思っております。その中で今おっしゃいましたとおり、基本的にはひとり暮らしをしている方がその要援護者、また、同じ家族がおる場合はそれには入っていないという部分がございますけど、やはりかね日ごろこのことについては、私は消防団とか自治会長、そういう方々がやはり把握をしているべき。これは行政だけでできることじゃないと思っております。かね日ごろ、そういう部分は行政だけがそういう名簿を持っておったから、それでいろんなことを救えるということは何もないと思っておりますので、かね日ごろ、そういう地域とのコミュニケーションをとりながら名簿がなくても、やはりどこには誰がおる、何がおるということ、やはりみんながそれぞれの地域のことは地域でやはりそういう情報というのは共有といたしますか、しておるような形の中で、今後いろんな方々にそういう部分が名簿がなくても、そういう地域のことは実態を把握していただくよう、また私どものほうも要請をしていきたいと思っております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

今回、障がい者の方が、やはりお亡くなりになられたりするの、普通の住民の方の2倍に達しているということがもうデータとして出ております。本市におきます視覚障がいや聴覚障がいの方たちは、このような災害発生時にどのようにしてその起こったことを伝達されているのかについて伺います。また、避難誘導に対してもどのような形で行っていただけるのか。現状をお伺いしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今の災害の中におきまして、特別に今障がい者の中におきまして、点字広報、そういう部分はできるかもしれませんが、今は基本的には防災無線を使っております。聞こえない方もいらっしゃるというふうには思っております。ですけど、そういう部分を想定した

中においても、さっきも申し上げましたとおり、障がい者の方々につきましても、かね日ごろ、そういう情報を得なきゃならない。障がい者の協会もあるわけなんですけど、協議会でもこれに加入していない方もいっぱいおります。いろいろとプライバシーの問題がございます。本当にここの障がい者を含めたプライバシーと私どものこういう名簿作成、大変これは矛盾する部分があるというふうに私自身も認識しております。ここあたりが大っぴらの中で公開できることじゃございませんので、それぞれの方々につきましては、その伝達につきましても、まだ私どももそういう不備といいますか、完全なものじゃございませんので、今後、そういう方々とも協会とか団体とか、そういう方々とも十分今後協議をしていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

私は、今回、この自治体が義務化となったという点で、こういったことをすることを義務づけられたという点で質問しているわけでありますので、そこを酌み取っていただきたいと思っております。

やはり、視覚障がいの人は防災無線が鳴れば聞けますので、何だかわかるんですけど、聴覚障がいの人たちは聞こえないという、また、障がいを持ってある人がある日突然、もう停電になったりすると、もう私たち以上に不安が倍化しているのだなということを感じた場合、こういった人たちへの手だても今後義務づけられたのであれば、やっぱりやっていくべきだと。何か方策を考えていただきたいという点で今回質問をしているわけです。

また、外国人の方も本市には100名以上住んでおられます。担当課といろいろ話をすると、そんないろんな外国語でスピーチはできないよというようなことも言われましたけれども、せめて英語とかいうぐらいのこの防

災無線での発信等はできるんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。外国人もこの要援護者名簿に入ってくるので伺っております。

**○市長（宮路高光君）**

英語等で防災無線等でできないことはないと思っております。特に、さっきも申し上げましたとおり、こういう非常時の場合につきまして、そこまでいけるのかどうか。義務づけは義務づけで十分わかっております。そこあたりはお互い臨機応変といいますか、災害のときはマニュアル、また、この災害法につきました、その形で災害を救助できるものじゃないというふうに思っておりますので、ここあたりの分につきまして、十分いろいろと検討していかなければならない。一人一人の市民の皆様方の生命を守るのは、私ども行政としての役目かもしれませんが、これはいろいろとここが大変多岐にわたりますので、十分いろいろとそういう政策というのは十分検討していく必要があるというふうに思っております。

**○5番（黒田澄子さん）**

あと一つ、近年本市においてもオートロックのマンションがたくさん建設されておられます。自治会にも入っておられない方もおられるのではないかとこのように思いますが、そういった方の災害時の要援護者がおられる場合には、どういった形でご支援できるのかというふうにお考えでしょうか。その点伺います。

**○市長（宮路高光君）**

大変難しい質問をされますけど、そういうオートロック、いろんなさっき言ったようにケースがございますし、自治会にも入っていない。そういうところに、本当に自治会の自治会長さんもどこにおるのかわからない部分があるかというふうに思っております。

基本的に、さっきも申し上げましたとおり、

災害というのは、ある程度、そういうふうに分自身で守っていこうという意味がなければ、私どもも災害時にもう雨が降るからある程度避難してくださいと言っても、もう本当に8・6水害を含めた中もあったときにも、一向に動かなかったのも事実でございます。

そういう部分も含めて、やはりお互いに市民の皆様方には自分の命は自分で守るんだと、そういう意識がない以上は、幾ら行政が幾らいろんなものをつくってみても、このことは動かない、これを痛感しておりますので、やはり市民の皆様方には、そういうオートロックがあろうが、障がい者であろうが、やはり基本的には自分の命は自分で守り、逃げるときには逃げてほしいと、こういうことをやはりいつも啓発していくことが大事であるというふうに思っております。

**○5番（黒田澄子さん）**

市長のおっしゃることもわかるんですけども、やっぱりオートロックのマンションに住んでいる人も、私たち市民でございますので、そういう点で言ってるわけです。私も全く調査をしないで言ってるわけではございませんで、あとこういったマンションも自家発電があつたりとか、例えば、消防の人たちが救急搬送で駆けつけたときに本人がもうドアホンを取れない場合もあるわけですので、そういった暗証キーみたいなものを教えていただいているマンションもあるというふうに伺っておりますので、そういったところに今回法改正になっておりますから、災害が発生したときにやはり支援をしていかなきゃいけないんですよ。ですから、ぜひそういったことは極秘なことではありますが、災害時にのみしか使いませんので、お知らせいただくことはできないでしょうかというような声かけ等もされていかないと、もう本人が自分で守るのよという部分では、ちょっと余りにもちょっと寂しいかなと思っておりますので、そういった点、

今後、行政でもつかめる情報として、そちら様が出していただけるのであれば、持つておかれることも大事じゃないかなと思います。消防においても若干そういったのをつかんでおられるところもあって、救急搬送に関してはほとんどきちんと救急搬送できているというふうに伺っていますので、災害発生時もそういうことがどこのオートロックマンションでもできるほうがいいのではないかなというところで行政はそれに取り組みませんかという点でもう一度伺います。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘ございましたとおり、そういうマンションができたとき、オートロック、特にさっき言ったようにオートロックの場合はこちらから合鍵がない以上は入れませんので、こういう、どこにどういう部分で、これは実態というのは特に消防関係につきましては把握していく必要があるというふうには思っております。

**○5番（黒田澄子さん）**

それでは、今、国は住民が防災に寄与することとして、みずからの数日分の食料品や飲料水などは自分で備蓄をなささいというふうに追加されました。一体市民が一人どれくらいのものを備蓄すればいいというふうにお考えでしょうか、伺います。

**○市長（宮路高光君）**

この災害の中身にもよるわけでございますので、その備蓄というのは、その行く中で、その当日、そのぐらいのやっぱり軽いものでなければ、それを持って何日も滞在するというわけではございませんので、1日程度の備蓄があれば、また、いろんな中で支援ができると、とっさにはできない部分がございしますので、1食、2食ぐらいの備蓄、そういうものはやはり市民の全体的に備蓄をして、それをリュックにからってでも行くような状況だったらいいのかなと思っております。

**○5番（黒田澄子さん）**

世間的には、何か3日分ということで、この夏、たくさんテレビで3日分の家族分の水とかだけでもとても持っていけないと。そういったものが結構報道されておりました。確かに自分の命を守るために大事なことはあっても、持っていけないぐらいものを備蓄してもどうにもならないので、その点で市長のお考えを伺ったところです。

日置市民は、1日分ぐらいは自分でリュックに入れて持っていただきたいということで、ぜひそういう啓発もしていただきたいと思っております。

あと、被災者支援システムについて、これは、要援護者支援と家屋倒壊、倒壊家屋の管理、それから、避難所関連、仮設住宅管理、犠牲者遺族管理、緊急物資管理、復旧復興関連の情報が一元化されるということです。

前回、私が質問したときには、そういったものがなくてもうちの市はやっていけますということでしたが、実は、調査しましたら、既に西宮市からそういったものをもう2011年にはもう取り寄せておられたということでしたが、それがなくてもよいということとやっておられないということですが、もしあす我が市において、こういう災害が発生したときには、そういったものがさっと動かせるような準備ができているのか否かについて伺います。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には、そのような西宮のほうから勉強のため、研修のために取り寄せたのは事実でございます。これをそれに入れた形の中で運用はまだしておりません。今後、そういうものがあることについて、職員としてもやはり研修する必要はありましたから、そのようなことをさせてもらっておりますけど、まだ、そこまで運用というところまでいっておりません。

○議長（宇田 栄君）

あと1分ぐらいしかございませんので。

○5番（黒田澄子さん）

わかりました。私は、この地方公共団体の根本使命は、住民の命と生活を守る。そして、その対応の、危機対応の鍵は決断を、市長の決断をサポートするシステムづくり、そのために準備をしなければならないという点で、それも阪神淡路の震災から見る最も重要なのは、その決断もスピーディー、早く決断をして、早く手を打って現場が動ける、そういったことのためにこの枠組みがしっかりできていないと、市長の決断も鈍るのではないか。それが多くの人命を失っていくことにもなりかねないということで、今の私たち日本の国のどこの行政も想定外でしたなんていうことが、もう言えない時代なので、そういったこともあす起こるかもしれない。10年起こらないかもしれない。しかし、災害に対する手だてはいつ起きてもいいということを想定しながら取り組んでいていただきたいという点で準備をされたいと思います。

シェイクアウト訓練については、今後少し考えていかれるということでした。

最後、フェイスブックについて伺います。

私は、フェイスブックについて、実は今度の大雨のときに私のフェイスブックのお友達が湯之元の冠水状態を送ってくれました。それを見て、私は伊集院に住んでいますので、あっ、国道3号線は冠水しているということが写真で目に見えるようにわかりました。

○議長（宇田 栄君）

終わりです。

○5番（黒田澄子さん）

済みません。ので今後フェイスブックに取り組むかどうかについて伺います。

○市長（宮路高光君）

まだ、そこまでフェイスブック、おっしゃったとおり、個人個人の携帯等ではそういう

状況はすぐわかりますけど、まだ市として全体的にこのフェイスブックを導入するかということはまだまだだというふうに考えていただければいいと思います。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分といたします。

午前11時01分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番、田畑純二君の質問を許可します。

〔17番田畑純二君登壇〕

○17番（田畑純二君）

さきに通告しました通告書に従いまして3項目一般質問いたします。

さきの同僚議員の一般質問と重なる部分もありますが、私は私の立場で私なりに一般質問いたします。

市政最高レベルの方針を引き出す質問として、第1の問題、市民・議員・市長（職員）の関係についてであります。

市民と議員、市長（職員）相互の関係は実に複雑かつ微妙なものがあります。一方の力が強過ぎるとトライアングルはいびつな形になるし、逆に余りに淡白な関係であれば、トライアングル自体がゆがみ、形骸化するおそれもあります。

そうした中、昨年9月の自治法改正によって議会制度、議会と長の関係が一部改められました。政治主導、公務員パッシングが声高に叫ばれる時代にあって、自治を高めるための三者の関係を改めて考えてみる必要があると私は思います。

住民、市民は、自治体のサービスを享受し、納税等の負担義務を負い、自治体の選挙に参加する権利を有しております。

自治法には、明示的には書かれてはいませんが、住民は自治体の運営に参加する権利も有しています。

広く住民は、受益者、有権者、納税者、参加者という面も持っています。それぞれの側面をどの程度有効に生かしているかによって住民のあり方は無関心、お任せ、陳情、要求、社会貢献など、さまざまな様相を示します。

選挙に必ず行き、正直に納税義務を果たし、自治体運営に関心を寄せ、地域活動に参加しているといったすばらしい住民が多いわけではありません。それでも自治体の主人公は住民です。それは住民が代表機関を選挙しているからです。

そこでまず市長にお尋ねいたします。市長は、自治を高める市民・議員・市長（職員）のパワーバランスをどのように考え、どう対処しているか、具体的詳細にお答えください。

2番目、望ましい地方政治・地域政治のあり方を実現するためには、住民、市民が市長、議会との均衡抑制関係をしっかりと注視していくことが必要です。地方政治を選択していく主体であることを住民、市民は忘れてはならないと思われれます。一般に、行政をつかさどる首長と立法の府である議会とは権力分立の観点から健全な緊張関係が望ましいとされ、その緊張関係に基づいた均衡抑制関係が要請されると考えられます。望ましい地方政治・地域政治の実現を目指して、市長は、どんな政策をどう実行し、その成果効果はどうか教えてください。

3番目、ほとんどの自治体で市民、行政関係と比較して、市民、議会関係は希薄であり、距離感があるというのが現在の実態であると思われれます。自治体運営のお目付役として、市民が送り出しているのが議会であるはずなのに、その議員が多過ぎるから減らせと。当の市民が主張するという現実が、この構図を象徴しているとも言われております。

議会の役割とは、公開の場での議論を通して政策課題についての論点を発見形成し、それに伴う世論形成を背景としながら、最終的に多様な意見を集約、決着させて、現状の打開の政策決定に至ることだと言われております。市民に信頼される議会とはどんな議会であると市長は考えているか。市長の明確、明快なる答弁を求めます。

4番目、住民投票にはさまざまなものがありますが、条例に基づく最初の住民投票は、新潟県巻町の原子力発電所をめぐるものから17年経過し、住民投票をめぐる動向は急展開しています。いわゆる迷惑施設や市町村合併とともに自治、その中で財政、議員定数などテーマは多様化しています。常設型住民投票条例は広がっており、法定の拘束型住民投票が議論されるようになりました。住民投票を含めて住民参加は万能ではありませんが、その限界を意識しつつ、住民自治を進めるために、議会は議員だけではなく、首長等や多様な住民、団体が集い、多角的な議論ができるフォーラム、公開の広場として再定義されなければならないという難しいことを言う大学教授もいます。

住民投票による住民自治の拡充・強化について市長はどう考え、どうすべきと考えているか、本市の現状と今後の対処策を答弁願います。

5番目、2000年の分権一括法の施行以来、議員提案による政策条例づくりが盛んになっています。多種多様な条例が検討される中、予算や罰則などがどこまで議員提案条例で可能かという議論が浮上しています。地方自治体には、自主解釈権が保障されています。地方自治法第2条第13項。その意味では法令に違反しない範囲で独自の政策条例をつくり出していくことがこれからの議会には求められます。議員提案による政策条例はどこまで可能と市長は考え、どう望んでいるか、具

体的にわかりやすく答えてください。

第2点、本市の農業振興についてであります。

1番目、日本における農業振興再生は、これまで何度も試みられてきましたが、実を結んだものは多くありません。農家の生産意欲を失わせた減反政策や企業の農業への参入規制の緩和など、農業政策全般の見直しを急ぐべきだとも言われております。

安倍政権が環太平洋連携協定——T P P交渉参加に伴う農業強化策の一つに上げるのが、担い手に農地を集めて生産効率を高める農地集積であります。しかし、現場の壁が乗り越えられるかが大きな課題となっています。担い手の不足と高齢化に悩む日本の農業農村においては、地域農業や地域社会にかかわる人材を確保、育成することは喫緊の課題となっております。

鹿児島県の2012年度の新規就農者が過去最高の396人に上ったことが県の調査でわかりました。うち新規参入者が137人と前年度の2.4倍に急増しており、12年度にスタートした青年就農給付金制度の効果と見られます。鹿児島県は、11年の農業産出額が全国3位の農業県ですが、10年の農業センサスでは農業就業人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は62%に達しており、農家の若返りが重要な課題であります。

本市の農業振興再生のための農地保全集積や担い手育成、新規就農者に対する本市の政策とその成果・課題は何か市長、具体的に答弁してください。

2番目、農林水産省が2012年に事業をスタートさせた「人・農地プラン」は、地域の話し合いに基づいて市町村が原案がつくります。鹿児島県内でこのプランを作成しようとしているのは6月末現在、43市町村の430地域に上っております。そのうちプランを作成した地域は351地域と約8割に達

し、一見進んでいるように見えます。本市でも9月補正予算で事業採択に伴う補正として人・農地プラン作成にかかわる地域連携推進員の賃金を計上しています。人・農地プランの本市の地域の話し合い状況はどうか、それに基づく本市の原案の作成状況と今後の方針等を具体的詳細に答えてください。

3番目、本市でも住民、行政、観光協会、商工会が一体となって地場製品のブランド化への取り組みを強力に推し進めていくべきであります。市長も市長マニフェスト4項目めの1番目に農林水産物を生かした特産品開発と6次産業化の推進を掲げておられます。

農家などの生産者が食品加工、販売まで手がける6次産業の鹿児島県内での市場規模が2011年度は約376億円だったことが6月18日の県議会一般質問でわかりました。県農政課によりますと、内訳は農産物直売所の売り上げが184億円、農産物加工189億円、農園レストラン3億1,000万円です。6次産業化の全国規模は1兆2,000億円余りと言われております。本市の地場製品ブランド化への取り組み、6次産業化の到達度現状と課題は何で、対応策はどうするのか等、市長のわかりやすい答弁を求めます。

4番目、日置市を代表する観光農園は、イチゴとブドウが主流となっていますが、課題はやはり高齢化と後継者不足です。総合計画にある農業農村活性化支援センターは、まだ設立されてはいませんが、主たる目的は農業振興機能と農村振興機能を結びつける分野を構築することです。

本市の観光農園と農業・農村活性化支援センターの到達度と課題は何で、それにどう対応しているか、市長の基本的方針をお答え願います。

5番目、鹿児島県内で2012年度に発生しました鳥獣による農業被害額が前年度

32%増の6億8,626万円に上ることが6月12日わかりました。ヒヨドリ被害が前年度の6倍超に急増したほか、イノシシや鹿などの獣類によるものも11%ふえました。

県内では2008年2月に施行された鳥獣被害防止特別措置法に基づき県内43の市町村のうち被害がある38市町村全てが被害防止計画を策定し、固定的な被害防止対策に取り組んでいます。しかし、鳥獣被害対策実施隊を設置したのは13年4月末現在29市町村であり、被害のある全市町村で結成が急がれております。

鳥獣による本市の農業被害の現状とそれへの対応策と成果・効果は具体的にどうか。市長のわかりやすい答弁を求めます。

第3点、最後であります。ことしの夏は、先ほどもありましたように、猛暑と台風、ゲリラ豪雨に見舞われましたので、安全な地域づくりを目指すためにあえてお尋ねいたします。

1番目、地域防災力とは、地域社会の中にあるシステムあるいは文化としての被害軽減につながる社会的な資質あるいは能力であります。減災につながるソーシャルキャピタルを地域防災力だということもできると言われております。

市長は、マニフェスト1項目めで安心して安全に暮らせる住みよい日置市をつくりますと言われ、1、防災行政無線の統合とデジタル化及びコミュニティ無線の併用による防災システム、消防デジタル無線を整備、4番目、豪雨災害や原子力災害等における防災対策の強化及び自主防災組織の推進を掲げておられます。

本市は、地域防災力の向上を目指して具体的にどのような政策をどう実行し、その効果はどんなところはどうあらわれているか、具体的詳細に答弁願います。

2番目、防災対策は、その機能や効果のタ

イミングなどから次の7つに分類されます。

1、被害抑止力、2、被害軽減力、3、災害の予知と早期警報、ここまですが事前対策であります。4、災害発生直後の被害評価、5、緊急災害対応、6、復旧、7、改良型の復旧の復興、4から7を事後対策と言います。防災対策の優先順位は、死なない対策を最優先に考え、防災に襲われたら直ちに命を守る行動をとることです。これは、先ほど市長からも答弁がございましたですけれども、災害に襲われた瞬間に生き残る対策が必要であり、それこそが防災・減災の基本であると言われております。

災害に強いまちづくりのために、防災対策の基本は何であると市長は考えているか。先ほども答弁がありましたけれども、具体的にもう1回お答え願います。

3番目、災害対策基本法に基づいて都道府県は都道府県の、市町村は市町村の地域防災計画をつくらなければなりません。少子高齢化、人口減少の社会を背景に、市長は、本市の地域防災計画の現状をどう把握し、そのあるべき姿と理想的な運用方法をどう考えているか、具体的明確に答えてください。

4番目、本市の原発防災計画の具体的内容と日置市民の理解と協力、市民への浸透度を市長はどう考えておられるか、具体的詳細に答弁してください。

以上申し上げ、具体的で明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市民・議員・市長の関係について、その1でございます。

市民と議員、そして市長との関係につきましても、その三者の関係がバランスよく保たれているということが市政を運営していく上で理想的であると認識しております。

今後におきましても、それぞれの立場を尊重し、より一層市民の皆様方の協働を推進しながら、信頼関係の構築に努めてまいりたいと思っております。

2番目でございます。平成18年に成立いたしました地方分権改革推進法以降、国と地方の役割分担や国の関与のあり方について見直しが行われ、国に対して従属的な「地方行政」から自治体の自立的なグランドデザインに基づく自治体独自の政策の提起、市民の政策選択による「地方自治」「地域政治」の確立が求められるようになってきたと考えております。

市といたしましても、第1次市総合計画に基づき、市民が健康で安全・安心な環境の中で、どこに住んでいても不便さを感じないまちづくりを目指し、諸政策を講じて、その効果・成果も徐々にあらわれていると考えております。

3番目でございます。議会は、民意を集約し、それに基づいた条例を議決する自治立法機能のある機関であります。

議会の議員が地域の民意を集約し、リーダーとしての役割を果たし、住民が抱える課題解決やその政策執行を行政とともに果たしていくことが信頼される議会であると考えております。

4番目でございます。一言で住民投票と言いましても、憲法や地方自治法等に基づくものや地方自治体の条例に基づくなど、さまざまでございます。また、条例による他自治体の事例を見ますと、テーマについても多様化しているものと認識しております。

その中で重要なことは、市民の皆様方の声を十分反映しながら政策を実施することであり、住民投票については、その政策過程において、市民の皆様方の声をお聞きする一つの方法であると思っております。

5番目でございます。議員提案による政策

条例につきましては、全国的に、昨今ふえているものと認知しております。その中で、どこまで可能かという点につきましては、私が申し上げることができないと思っておりますが、議員の皆様も我々執行部におきましても、市民福祉の増進を図るという目的については一致しておりますので、お互いその点を基本に提案をし、論議を重ね、いいものをつくり上げていくことが重要であると考えております。

2番目の本市の農業振興について、その1でございます。

農地の保全については、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業を導入いたしまして、規模拡大志向農家による耕作放棄地解消対策を支援しております。担い手農家育成については、市内163名で組織する日置市認定農業者連絡会を中心とした経営改善計画の策定支援や経営体育成支援事業などの活用により、農業経営を支援しております。また、新規就農者についても、青年就農給付金事業の導入や農業公社での研修事業による育成のほか、市の独自による農業後継者育成支援事業を実施し、経営定着を図っております。

2番目でございます。人・農地プランにつきましては、前年度より地域での説明会や話し合いの活動を実施し、平成24年度末現在で市内10地区が策定されております。

また、本年7月に1地区の拡大見直しと、さらに今月に拡大見直し1地区、新規1地区の策定が予定されておまして、市内の担い手農家における生産基盤地区のおおむね7割の達成状況であると見込んでおります。

3番目でございます。市における地場産品の6次産業化については、酪農家のアイスクリームの製造販売や自家生産の野菜類、鶏卵、米などを使った農家レストランなどの事例があります。

地域ぐるみの6次産業化として、地元の大豆やそばを活用して、加工グループ等による

鍋スープやクッキーなどの商品化も図られております。

4番目でございます。本市の観光農園は、ブドウとイチゴが主流で、19農園で、面積は6.26ha、年間来場者数が1万7,000人となっております。それぞれの農園の課題は、農家の高齢化と後継者不足にあります。また、市外にも同様な観光農園が増加していることから、経営的に厳しい状況に置かれております。このため観光農園の魅力をさらにPRするため、地産地消ネットワーク活動により、スタンプラリー等を実施いたしまして、安全・安心な観光農園づくりを支援しております。

5番目でございます。市内における鳥獣による農業被害におきましては、平成20年度から24年度までの5カ年の平均で85万2,000円で、最高は平成22年度で162万4,000円となりました。

被害の中心は、イノシシ、鹿、タヌキ、アナグマで、年によってはヒヨドリの被害も大きくなっております。

この被害に対する対応として、農家自身の電気柵による自衛策のほか、自治会・集落による集団的被害防止対策、猟友会による駆除等があります。この中で最も効果の大きいものは、猟友会における捕獲駆除で、本年度8月末の実績で、特にイノシシ・タヌキ・アナグマの捕獲が増加しております。

次に、3番目の安全な地域づくりを目指すために、その1でございます。

地域防災計画に基づき、総合防災訓練の実施や自主防災組織の育成を推進するなど、地域防災力の向上を図っているところでございます。

今後においても防災行政無線の更新整備を初め、自主防災組織の結成推進及び活動の活性化において、積極的な支援を行っており、防災に対する意識の向上が図られています。

2番目でございます。災害はいつ起こるか分かりません。災害を未然に防ぐことは困難でございますが、日ごろから災害に対する十分な備えを行うことや、発生後に迅速かつ効果的な対応をとることが重要であると思っております。

3番目でございます。災害対策基本法及び県地域防災計画との整合性を図りながら、本市の実情にあわせた計画を作成しておりますが、状況に応じて変更を行っているところでございます。

4番目でございます。原子力防災計画につきましては、日置市地域防災計画原子力対策編として整備したところでございますが、具体的な内容につきましては、九州電力川内原子力発電所の運転等により、放射性物質または放射線が、原子力発電所外へ放出されたことによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について規定してございます。

市民への浸透については、今後、国県が行う原子力総合防災訓練や原子力対策の研修等により、ノウハウについて学びながら市民へ周知をしてまいりたいと思っております。

以上で終わります。

#### ○17番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答弁をいただきましたが、さらに深く突っ込んで、別の角度、視点からも含めて、いろんな重点項目に絞って質問していきます。

1番目、市民・議員・市長（職員）の関係について。ここで改めて言うまでもなく、地方自治の主役は私たち市民一人一人であります。そして、強い自治体のあり方を考える上で最大の要点は、まず、市民一人一人が市政や議会に関心を持ってもらい、各種会合、行事、催し物等にも積極的に参加してもらうことであり、そのことが結局は市政を動かすとともに、チェック機能にもなると思われれます。

これに対する市長の考え方と方針、具体的な行動等の答弁は先ほどなかったようですので、市はこのことをどう思われ、現在どう実施されるか、あるいは、今後どう実施していくつもりなのか、具体的にわかりやすく教えてください。

**○市長（宮路高光君）**

今、ご指摘ございましたとおり、行政をつかさどるには市民が一番中心的に物事を考えていかなきゃならない。きょうも多くの婦人の皆様方が傍聴に来ております。こういうことも大変すばらしいことで、私ども行政と議会をそれぞれ討論をきちっと見ていただき、また、それぞれの団体の皆様方がそういうことを市民の皆様方にお知らせをしていただければありがたい、こういうふうにして、きょうは多くの傍聴に来ていた婦人の皆様方、また、関係の皆様方に私のほうからも厚くお礼を申し上げたいと思っております。

**○17番（田畑純二君）**

それと、最近の我が国の中央集権から地方分権への大きな流れの中で、中央政府に対して地方政府と言うべき地方自治体は、言うべきことは言っていく時代であると最近あちこちでよく言われております。市長はこのことについてどう思われるのでしょうか。また、市長は、県市長会や全国市長会の会合等や県関係、国会議員との意見交換会等にも出席され、国に対しても直接ものを言う機会がふえていると思います。市長は、こういう会議等にどういう姿勢で臨まれ、どういう態度でどのように発言されているか、率直に答弁してください。

**○市長（宮路高光君）**

地方分権改革推進法におきまして、国のいろんな機関におきましても、地方のほうにそれぞれ分散していく、そういう考え方を持っておりまして、また、国としてもその基礎自治体が提案できる、提案できる政策というの

をきちっと持ち、そういうものにつきまして私も国また官僚の皆さん方、国会の皆様方とのいろんな意見交換がございますので、やはりそういう政策をきちっと申し上げて、これが国の法律の改正に少しでも一翼を担っていただけるよう今やっているところでございますので、今後におきましても、そのようにやはり意見として申し上げていく分についてはぜひ申し上げていくつもりでございます。

**○17番（田畑純二君）**

それと、市民・議員・市長（職員）は、おのおのの日ごろの目標、目的達成や諸課題解決に向けて不可能と勝手に思っていることが多いようですが、いろいろな規定等もうまく活用し、あきらめないで誠心誠意創意工夫することによって現状打開の可能性は広がっていくことも考えられます。

我々は、日置市民の安心・安全な生活と幸せの実感、福祉の増進と優しさとふれあいあふれるまちづくりの到達点に向けて、この三者が小異を捨て大同につきながら、共生・協働のもと、大局的客観的な観点から連携し、協力し合って、目先のいろいろな課題解決に向けて鋭意精神努力精進していく必要があると私は考えております。

これに対し、市長はどのような考え方と見解を持ち、常日ごろどういう態度・心構えで日置市政を執行されているか答えてください。

**○市長（宮路高光君）**

今、ご指摘ございましたことに大方私も了承と思っております。議会、また、市長、職員、それぞれの立場がございますので、それぞれの立場を全うしていくべきであるというふうに思っております。

**○17番（田畑純二君）**

以下、今度は本市の農業の振興について伺います。

安倍政権が打ち出しました成長戦略は、農業を最重要分野の一つに据え、農業構造の改

革と生産コストの削減を進め、今後10年間で農家の所得を倍増させるとしております。本市では今まで農業構造の改革と生産コストの削減策をどのように実施し、その成果はどうあられ、効果としては何が残っているか、もう少し具体的にわかりやすく答弁してください。

**○市長（宮路高光君）**

特に、本市におきます取り組みというのは、やはり基盤整備というひとつの面的な整備を十分やっていくことが大事なことで、いろんな事業をやってきました。それぞれ面的な整備ができれば、やはりそれぞれの中核農家に集約ができる、そういうことでございますので、今もでございますけど、今後もそれぞれ中核農家に集約できるような体制で進めていきたいと思っております。

**○17番（田畑純二君）**

1番目で述べましたですけれども、9月の補正予算で農業振興費事業選択に伴う補正として、人・農地プラン作成にかかわる経費を計上しています。このプランを作成するには、地元で核になって話を進めてくれる人や組織が求められており、具体的な計画に向けた話し合いを円滑にするリーダーが求められております。本市のこの二人となっておりますが、この二人の推進には誰を予定しているか。そして、その設置目的理由と役割等ももう少し詳しくわかるように答弁してください。

**○市長（宮路高光君）**

今回の予算に設けておりますのは、特に吹上の土地改良区、吹上におきますそれぞれの農地集積ということを考えておりますので、そういう方を二人当てているというふうにご理解してほしいと思います。

**○17番（田畑純二君）**

1番目でもちょっと述べたんですけれども、非常にこの鹿児島県の農産物直売所の売り上げ約9割が農協、農産物加工では農業法人や

農家グループなど農業経営者が3分の2程度を占め、残りは農協というふうな6次産業化の中でも農協の果たす役割は非常に大きいものがあります。政府の規制改革会議は、農業改革の中、農協関係を取り上げる意向のようで、農家のための農協という原点を忘れずに、どのようにすれば農協が本当に農家と農業に役立つ組織になってくるか、いくのか、思い切った見直しを議論してほしいと一般的に言われています。

それで、市長は本市において農業振興における農協の存在と役割をどのように評価し、さらに何を望んでいるかなど、具体的に答弁してください。

**○市長（宮路高光君）**

特に農協の役割というような農家の所得向上ということが一番大事でございまして、特に、それぞれの技術の提供、また、農家経営の指導、こういうものを徹底していくことが、やはり農協の大きな役割であるというふうに思っております。

**○17番（田畑純二君）**

自民党政権が再び誕生して、今後、農業を我が国の成長産業と位置づけ、攻めの農林水産業、農業所得倍増10カ年戦略の新農政が展開される中で、農地の大集積、新規就農者の大幅増強、農業法人化の推進、新品種・新技術の普及など、農業の再重要テーマを推進させるには、農業改良普及事業に大車輪で持てる力をフルに発揮してもらうことが不可欠と思われまます。このため与党としても全国約7,000人の農業改良普及員の皆さんが現場における活動を地域のニーズに応じてダイナミックに展開できるよう精いっぱい応援協力をしていくとしております。

それで、本市での農業改良普及員の活動状況と実態、そして、課題・問題点と、それらの対応策などを答えてください。

**○市長（宮路高光君）**

特に、県におきます農業改良普及員の役目といたしまして、特に専門的な中で野菜、畜産、作物、茶、果樹、花卉経営、担い手育成、こういうものに分類されて、担当がそれぞれ仕事をしているわけでございます。特に、改良普及員と私ども行政、農協、特に技術連絡協議会というのがございますので、そういう技術協議会がきちっとした中において、本市の農業の推進に図っていただきたいというふうに思っております。

○17番（田畑純二君）

今度はちょっと農業委員会のことについてお伺いします。

農業委員会は、1951年に発足した歴史ある組織ですが、存在感が見えにくいとも言われ、全国の農業委員会組織は、今、行動する農業委員としての取り組み強化を掲げています。それで、本市の農業委員会の主な活動状況、実績と問題点、課題点等があれば、その対応策もあわせてお答えください。

○議長（宇田 栄君）

ちょっと済みません。田畑さん、通告には載ってないんですが、農業委員会の中に。

○17番（田畑純二君）

農業振興に関するあれですから。

○議長（宇田 栄君）

ちょっと上げて、今後やってください。

○市長（宮路高光君）

特に、農業委員会の役割ということでございますけど、それぞれの地域に選ばれた方の農業委員がいらっしゃいます。特に、このあっせん事業を含めた中と、また農地転用を含めた許可の問題、こういうものを仕事をしているというふうに思っております。

特に、本市におきましても、耕作地の放棄面積が大変多くございますので、こういうものを今後農業委員として改善を図っていただきたいというように考えております。

○17番（田畑純二君）

そしたら、ちょっとまだ農業関係のこれはこれまでにして、今度は、安全な地域づくりを目指すためにということで、ちょっと再質問します。

8月31日から9月14日にかけての豪雨及び台風17号により日置市内だけの全部で178件の災害が発生し、我々は自然災害の恐ろしさを身近に感じ、本当に驚き、いつどんな自然災害がどこで起こるかかわからないことを本当に身をもって体験しました。その意味でも、国や自治体は、地域防災計画を着実に進めて、地域住民の身体・生命・財産を着実に守っていかねばならないと心から思っています。

それで、本市の現状の地域防災計画は、台風、地震、津波等を想定し、全国各地で最近多く発生している豪雨や落雷や竜巻、突風などは想定していないではないかというふうに危惧しますが、市長は最近の豪雨、落雷や竜巻、突風などの発生状況をどう感じ、どう対処していくつもりか、お答えください。

○市長（宮路高光君）

今の災害につきましては、全国的に異常気象と言って申し上げていいかわかりませんが、本当に突風、雷雨、ゲリラ、台風もですけど、大きな災害、被害が起こっているのも事実でございます。

先般、私どもの本市におきましても、大変一時的な時間雨量80mm、100mm、こういう時間雨量のゲリラ豪雨がございました。そこを考えたとき、地域防災計画には載っておりますけど、もうこれだけ一時的に降られたときにどう対処するのか。今回の場合も現場の中で大変、苦慮したのも事実でございます。やはりそれぞれの地域におきます想定というのも地形の想定が違いますので、今後、そういうものも教訓にしながら、今回9月初めにございましたゲリラ豪雨におきまして、幸いにいたしまして大きな災害なかったわけでご

ございますけど、やはり道路、農地被害におきまして、1億円を超す被害額が出てきたということでございますので、今後もこういう防災計画の中で、こういうゲリラ豪雨等に対します対応というのを十分していかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○17番（田畑純二君）

それから、去る9月2日付の全国誌で、今先ほどもちょっと市長も言われたんですけども、鹿児島県日置市では、9月1日午後6時半ごろまでの1時間で70.5mmの雨を観測したと報道されました。そして、実際、日吉地域では9月1日の早朝1時間に100mmの雨が降り、1軒が床下浸水したとの地元のテレビでも放映され、その土地の今後の防災防止対策を現在検討中です。

それで、本市全体での1時間に100mm程度の雨が降った場合、その対処策を地域別に考える必要があるんじゃないかと思われまます。例えば、1時間に100mm雨が降った場合に、神之川は伊集院、東市来地域で洪水にならずにおのおの対応できるかなど、その対策についても前もってどう対処するかなどの事前事後対策を考える必要があると。今、ちょっと市長もちらっと触れられましたけれども、もう1回、市長の考え方を答弁願います。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご質問ございましたとおり、この集中豪雨含めた中におきまして、私ども市におきましても、そういうものを遭遇しました。いち早く私どもも災害対策本部を設置いたしまして、吹上、日吉、伊集院、東市来におきまます河川の問題につきましても、それぞれ準備万端の中でおったわけでございますけど、やはり今はその中でございましたとおり、床上浸水、床下浸水も起こりました。今回、幸いにいたしまして、時間雨量的には多かったわけでございますけど、これが継続しなかった、日雨量を含めた中で、これが2時間、3時間、

こういう形でしたら大きな災害も起こったと思っております。今後におきましても、今、そういう教訓をもとにしながら、それぞれの担当を含め、また、消防、また、警察、いろんな関係の方と連絡をとりながら実施をし、特に県道、国道もございますので、そういう関係機関とも十分しながら、また整備もしていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○17番（田畑純二君）

それと、行政や企業の垣根を越えた地域での連携訓練を通じて共助の仕組みをつくり出すことも必要で、自主防災組織は今後ますます必要になってきます。そして、自主防災組織は、豪雨、災害などによる災害時の災害活動に加え、住民の避難や被害者救助を担うものですが、本市の組織率はどうなっておりますか。また、本市の先ほども話がありましたですけども、本市の災害時要援護者名簿作成の状況と関係機関との情報共有についてもお答えいただきたい。

#### ○市長（宮路高光君）

現在、自主防災組織、自治会ごとの中でございますけど66.5%、県下からするとまだ低い率でございます。このことについて、自治会長にも今それぞれお願いしながら、1カ所でも多くの自治会がこのような自主防災組織を形成してほしいというふうに思っております。

これに関連いたしまして、さっきも申し上げましたとおり、要援護者の名簿、こういうものにつきましても自治体と十分この自主防災組織と十分打ち合わせをしながら、今後進めていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○17番（田畑純二君）

数十年に一度の豪雨や暴風雨、豪雪などが予想され、広範囲で甚大な被害が出るおそれがある場合に、気象庁が新たに出す特別警報

の運用が8月30日午前0時から始まりました。そして、実際に日本列島を直撃した台風18号の被害を予想し、気象庁は特別警報を9月16日、福井、滋賀、京都の3府県に初めて発表しました。この特別警報は、県と市町村単位で出され、市町村は住民に伝える義務を負っております。ですから、住民への伝達手段が大切ですが、全国1,742市町村のうち23.4%の408市町村で防災行政無線が未整備とされています。

それで、先ほども申しましたが、市町はマニフェストで防災システム、消防システムの無線の整備を掲げております。本市では、この特別警報の運用に課題に問題はないのか。そして、本市の実態と今後の整備計画はどうでしょうか。さらに詳しく答弁していただきたい。

**○市長（宮路高光君）**

特にこの防災無線のデジタル化ということで、議会のほうにもこの継続事業を含めた中で提案しております。本年度から本格的にこのことに着手をしていくつもりでございますので、早くデジタル化の防災無線が市内一斉にできるよう努めていきたいというふうに思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

あと2分です。

**○17番（田畑純二君）**

東日本大震災を踏まえて本市では、平成23年5月27日付で津波災害への備え、その時点での指定避難場所一覧表、海拔20m以下の地域分布図を1枚の紙に記した日置市防災ニュースを発行し、全戸に配付して、市民の皆さんの役にも立っております。

本市では、これに追加して、いろいろな自然災害防止対策を記したさらに詳しい1枚の日置市防災ニュースを定期的にも発行していくつもりはないか。市長の具体的方針を答弁願います。

私は、自然災害の恐ろしさを知り、どうすれば身を守り、被害を最小限にできるか、私たちは学び続けていかなければいけないと私は思うのですが、市長はどうお考えでしょうか。これをもちまして最後の質問といたします。

**○市長（宮路高光君）**

特に、防災ニュースという中におきまして、定期的にニュースを発行できればいいというふうには考えております。いろんな中におきまして、本市におきましても、広報誌等含めた中で防災意識の啓蒙というふうになっておりますので、今定期的にこの防災ニュースを発行するかというのはまだ検討材料にさせていただきたいというふうに思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

**○議長（宇田 栄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、池満渉君の質問を許可します。

〔18番池満 渉君登壇〕

**○18番（池満 渉君）**

日置地区振興計画にのっとなって平成21年度から始まった地域づくり推進事業は、3年ごとの2期目、2年目に入りました。毎年1億5,000万円、ことしでおよそ7億5,000万円の事業を消化することになります。本年度を入れた5年間の各地区の取り組み状況について市長はどのように評価しておられるのか、まず質問をいたします。

6月に4つの地域それぞれに地域づくりに係る市長との意見交換会が開催をされ、さまざまな声があったとの報告がありました。交付金の対象事業などの枠の拡大など私もかね

てから耳にすることでありますが、この意見交換会ではどのような声があったのでしょうか。

地域づくり推進事業は、主に地区公民館、それを形成する自治会などを対象としたものです。本市はこれとは別に地域づくり事業を実施する団体に対して日置市協働の地域づくり事業費助成事業がありますが、この事業の活用状況、これまでの実績はどうでしょうか。

そして、この地域づくり推進事業は、3期目、4期目と今後も継続をされるのか。地域の活性化の方策として、この事業をさらに進化させるために、これからの方向性についてどのようにお考えなのか、質問をいたします。

次に、500人の職員が本市行政の頭脳集団として最大限にその能力を発揮できるように、どのような職務教育がなされて、また、公僕としての資質の向上はどう図られているのか、質問をいたします。

地方自治法、地方公務員法や本市職員服務規定や各種事務の取り扱いなどの基礎知識をいかに、また、職場の異動により新たな職種についての場合の専門教育など、いつどのような方法でなされるのか、現況をお示してください。

就職難が続く中、我々議員を含め、公務員に対する羨望は、厳しい市民の視線へと変わります。個人の資質の問題ではありますが、公僕としての倫理観の醸成など、職員資質の向上をどのように図っておられるのか、質問をいたします。

以上、2点について誠意ある答弁を期待をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の地域づくり推進事業をさらに進化させることに、その1でございます。

平成19年から着手した市内全域の地区公民館の設置の際には、その目的や方向性に

いて、各地区でさまざまな議論が交わされました。平成20年度から共生・協働の拠点として、第1期地区振興計画の策定に取り組んでいただきましたが、地区資源の把握作業や策定会議など、新しいエリアでの作業には、多くのご意見をいただきました。

21年度の地域づくり振興基金による事業を皮切りに、現在の地域づくり推進事業による地区の課題解決を通して、地区公民館の設置目的や意義は、着実に浸透しており、推進事業も順調な進捗にあると認識しております。

ただ、コミュニティプラットフォームである地区公民館に参加する団体の多様性が異なるため、意思決定の仕組みに差異が見られますので、より広範囲な意見の集約を目指す必要があります。

2番目です。24年度から始まった第2期地区振興計画では、交付金の枠を各地区事業費枠の20%に引き上げをしました。交付金では、地区公民館における新しい仕組みづくりを中心に、主にソフト事業への使途を想定しています。今年度の実施計画では交付金として1,430万円が措置されています。これは、総事業費の1割弱に当たり、全体といたしましては、交付金枠の半分程度にとどまっております。多様な仕組みづくりに枠全額を充てている地区が3地区ある反面、ハード整備優先で交付金に全く充てない地区も3カ所あり、地区の実情や方向性を反映した使途になっていると考えております。

先般、地域ごとに開催しました「地域づくりに係る市長との意見交換会」におきましても、事業費全体として使い勝手のよい仕組みにしてほしいとの要望がありました。

交付金の使途範囲の拡大には、地区公民館会計強化や事務手続体制構築等、整備すべき課題も多くなりますので、十分、地区公民館と協議を重ねる必要があります。

3番目でございます。日置市協働の地域づ

くり事業では、市民と市の協働による地域づくりを推進するため、先進性やモデル性、継続性のある取り組みを支援しています。

事業は、平成21年度から実施しておりますが、年々問い合わせや申請が増加しております。24年度までの4年間で13団体に122万9,000円を助成し、自治会の専門部やNPO法人、非営利団体などが取り組む集落の環境整備や特色ある地域づくり、高齢者支援など多様な活動を支援しています。

今後もコミュニティ組織に限らず、志を一つにする地域づくり団体の支援を継続してまいります。

4番目でございます。地区振興計画に基づく地域づくり推進事業につきましては、共生・協働による元気で魅力ある地域づくりに向けて、今後も積極的に推進してまいりたいと考えております。

第2期地区振興計画の最終年度となる平成26年度に第3期の計画の策定を行います。そのあり方については、地区公民館と協議しながら、今年度中にその指針をつくってまいります。

地区においては、地区民の参加による地区構想をまとめ、そのビジョンに沿って課題を明らかにし、その対策等を含めて計画に取りまとめ、地域づくり推進事業で解決していくことを想定しています。

2期6年にわたる事業により、ハードを中心とした地区の身近な公共的課題はおおむね解決できているという観点から、今後は高齢化や空き家、買い物等、地区特有の課題に即したメニューの導入も視野に入れながら検討してまいります。

2番目の職務教育の実態と職員の資質向上について、その1でございます。

地方公務員としての基本的な事柄につきましては、まず、入庁時研修としましては、情報セキュリティや財政状況、文書事務、服

務など市職員としての心構え等を各担当者から説明を行っております。

また、採用後の配置先の事務取り扱いにつきましては、所属内で育成指導役を決め、6カ月間業務・サービス全般につきまして指導助言を行い、新採職員の育成に努めているところでもございます。

さらに、法令等専門的なものにつきましては、鹿児島県研修センターにおいて、4月及び10月に県内ほかの市町村の職員と合同で研修を受講し、地方自治制度、公務員制度、社会人としての心構えや接遇など、基本的な知識を習得します。

その後もおよそ3年、7年、12年経過時と役職昇任時において、それぞれのレベルに応じた知識・技能などの研修を受講し、能力向上に努めているところでございます。

2番目でございます。公務員としての倫理観の資質向上につきましては、先ほど申し上げましたように、各階層別の研修において、必修科目として「公務員倫理」を受講しておりますが、そのほかにチャレンジ研修として、毎年約30の研修科目から選択受講できる制度も活用し、公務員としての個人の資質向上に努めているところでございます。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

## ○教育長（田代宗夫君）

職務教育の実態と職員の資質向上についてであります。

1番目ですが、教職員は、年次別研修において、その段階に応じて資質向上のための研修が義務づけられております。具体的には、1年目がフレッシュ研修、5年目がステップアップ研修、10年目がパワーアップ研修になります。

また、サービス等については、各学校で時期を捉えて研修を重ねております。

2番目です。昨年度、教職員の不祥事の多

発により、研修の形骸化が指摘されました。そこで、昨年度から研修に体験型の研修を取り入れたりしながら、研修の充実に努めております。

今年度は、「信頼される学校づくり委員会」を各学校が設置し、学校評議員など外部の方々から「信頼される学校、信頼される職員」について意見をいただきながら、学校づくりを進めているところであります。

#### ○18番（池満 渉君）

ただいまそれぞれご答弁をいただきましたけれども、まず、少しひっくり返りますけれども、初めに、職務能力の向上のための教育研修についてであります。

地方公務員法の第32条で、職員は職務を遂行するために法令、条例、規定、規則に従い仕事をしなければならないとしております。また、地公法の第39条で、これらを含めて職員にその研修の機会を与えなければならないとしております。今、答弁がありました本市も規定をつくっておりますので、そこ辺に沿って研修がなされているところでありますが、そこで質問をいたします。

この職員の職務の能力あるいは資質の向上というの、資質が上がったか下がったかというか、上下の検証について、その効果が上がっているのかどうかというのは、どのような機会を捉えて、どのようなことで検証をされているのか、お伺いをします。

それから、もう一つ、では、研修そのものが職員の資質を上げるためにどのような方法でやればいいのか。どのような研修がいいのかということ協議をする場があります。そのためにどのような研修がいいか調査研究をする職員研修運営協議会というのが設置をされておりますが、この協議会の中で最近開かれた中で、じゃこれまでの研修については、効果がなかったからこのように変えようとか、最近の社会情勢に応じてこのような研修を取

り入れていこうとかいったようなその協議会での議論などはいかがだったのでしょうか。その2点について質問いたします。

#### ○総務課長（野崎博志君）

職員のまず研修についてでございますが、本市では三役部課長会議をもって職員の研修等について周知をしているところでございまして、それぞれで希望をとりながら特別研修あるいは新採時における研修等を受けてきているところでございます。

その辺の効果としましては、礼節であったり、業務態度であったり、職員が、新採の職員につきましては、特に、立派になってきているなというようなことを感じているところでもございます。

以上でございます。

#### ○18番（池満 渉君）

この研修の内容等については、運営協議会にかえて三役部課長会議でしたかね。そういったところで協議をしているというような答弁でありましたし、また、要望というか、こんなものを入れてほしいというような要望もあってということもありましたが、市長としては、日置市の職員はこうでなければいけないと。だから、この研修をやりなさいというようなことをおっしゃることはないのでしょうか。いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

総務課長のほうが一般的な研修の中での話を今答弁させていただきました。公務員という部分におきましては、私いつも言ってるのは、現場主義といいますか、いろいろなことは現場に行っているいろんなことを体験していかなきゃならない。今回もいろいろと震災におきます研修もさせていただき、そのときは部課長会等におきましても、きちっと報告をさせていただく。さっきも言いましたように、初任者研修、また、それぞれの係長研修、また、課長研修、さまざまでございます。これ

は一般的にさっきも言いましたように、研修センターのほうで研修をするわけですが、基本的に公務員というのもある程度の学問的などいいますか、さっき言いましたように、地方公務員法とか、いろんな法律がございます。そういうものはある程度マスターしていなきゃなりませんけど、やはりそれがすぐ現場で通用するとは思いません。やはり長いこと経験をしながら、そういうものをどういかに運用できるのか。ただ頭でっかちの中の研修じゃなく、やはり身についた研修ということで、さっきもございましたとおり、部課長会等におきまして、評価といえますか、査定といえますか、そういうものもそれぞれ課長は部下の評定をしますし、また、部長は課長の評定をします。また、市長、副市長におきましては、部長の査定をします。そういう査定をした中において、それぞれすばらしい形の中において昇進ということが道が開けるといふふうに思っております。

今、ご指摘のとおり、大変難しいことでございますけど、やはり人がすることであって、人が評価することであって、マニュアルどおりにいかない部分もございますけど、やはり職員にはやはりいつもやはりあらゆる現場に自分が向いていっていろんな意見を聞き、またそのことで大変大きな学びをするというふうに私は認識しております。

#### ○18番（池満 渉君）

私も同感でございます。

それから、もう一つ職務、専門職の研修についてお尋ねいたしますが、職員は定期的にそれぞれ部署を異動、転勤をするわけであります。そのときに、非常にどんな仕事をさせてもできる人と、あるいはちょっとぶきつちよな人、それぞれ個人差ありますけれども、職場を異動したときに、定期的にある程度の年数で異動をするわけで、しなければならぬし、余り長くいるわけにもいきませんが、

そのときに非常になれた職員がいた。それがその方が異動したときに、新人、新しく不慣れなという部分は抜きにしても市民の側から見ると、非常にあの人のときのほうがよかったです。あるいは、その仕事もてきぱきした、あるいは真面目にいろんなことを事業化もしてくれたというような市民の側からすればですね。ところが、公務員としては、余りにも長いところにといいものもありますが、そこ辺について、じゃ新たにその職場に配属されて、なかなか不慣れな職員に対して専門研修というのはどのような方法でされるのか。例えば、職場の先輩が仕事をする中で教えていくということになるのか、あるいは専門的な研修があるのかということをお示しをいただきたい。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、職員500名おれば500人十色でございます。今もご指摘ございましたとおり、市民からしたら、その同じ係のところには誰がしても同じような形の中でサービス、また受け答えをしていかなきゃならない。これは公僕としての使命だというふうな認識しておりますけど、現実的には、やはり担当、それぞれの人によって、言えば、前の人にはよかった。今の人にはちょっといろんなのが悪いと、こういうご意見を市民からいただくのも常でございます。そういう中におきまして、基本的には3年から5年でローテーションをしていきますけど、余りにもそういう受け答えとか、いろんな形が悪いときは、半年、1年でも私はかえるという、そういう人事的なものは持っております。

ですけど、やはり公務員となった以上は、薄く、広く、基本的に私は薄く、広くというのがやはり公務員であるべき資格であるというふうに思っております。また、いろいろな専門的といえますか、保健師とか農業技術員とか、土木、こういうひとつ専門的な職員も

いますけど、こういう専門的な職員であつても、いろいろと公務員としてのやはり税にしても福祉にしても、いろんな法律的なものはやはり習得すべきであるというふうに認識しております。

**○18番（池満 渉君）**

わかりました。私は、いわゆるこの研修、机上の研修というんでしょうかね。研修所に入って、あるいは勉強という意味だけで、もちろん身につくとは思いません。我々議員もじゃ地方自治法を勉強しなさいたって、なかなか身につくもんじゃありません。何か事に当たって、いろんなことに当たって、初めてついてくるわけですが、そういった意味では市長がおっしゃったように、現場でそれぞれの職務の中で力がついて、そして、この事業を遂行するには、法令では、あるいは条例では、規則規定では触れないのかどうなのかということの一つ一つ実施に勉強して、我が身に職員もついていくんだらうと思います。

先ほど資質の向上、職務の能力の向上をどのようにして図るかということで質問いたしましたけれども、私はこの能力の向上というのは、職員のやっぱり同時にやる気の問題もあると思います。職員に一生懸命やる気があれば、ぐんぐん吸収する力も出るでしょうし、そこで、実際に研修成果が上がっているのか。あるいは職員の能力が向上しているのかというのを検証する一つのバロメーターとして、職員の提案制度というのがございます。それから、職員の表彰制度というのもございます。これは、少し内容は違うとおっしゃるかもしれませんが、このそれぞれの制度をもう少し活用できないかという気がするんですが、現在のこの2つの制度についての実績についてお示しをいただきたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘のとおり、こういう職員研修、いろいろと携わった中におきまして、いろんな私

どもも条例、法律に基づいて仕事をするわけでございますけど、やはり私ども日置市にあった形の中で、職員提案程度というのもやっているわけでございますけど、今の5カ年間で19件ほど提案もございました。その中で、私どももお聞きして、そのすぐできるものできないもの、この両面がございまして、それぞれの中におきまして、職員から提案したことについて、すぐ実施した部分もあります。今後におきまして、この提案型というのは大事なことで、議員がおっしゃいますとおり、研修も受けるんですけど、そのやる気、私は基本的にはやる気だと思っております。やる気がない以上は、幾ら研修を受けてもその中で消えていくということで、いかにして、そういう提案型を含めましてやる気を出させていくのか、これが私どもが管理職ですね。管理職の役目というのは、そういう役目であろうかというふうに考えておりますので、今後とも特に若い方々におきまして2年間、それぞれの研修といたしますか、自分たちでそれぞれの研修を自分たちで見つけ、また研修地に行き、2年間研修したことをまたレポートした形の中でも今特に若い方々にそのような制度もとっておりますので、こういうものをまたうまく今後活用できるていいですか、していかなきゃならないと。特に若い方々がそのように自発的に自分たちの目的を持っていろんなところに行政視察に行き、それを提案して自分たちの市にどうあっていくのか。こういうものを今後ともこういう研修というのはやっていくべきであるというふうに思っております。

**○18番（池満 渉君）**

19件の提案があったということですが、本当はどのような提案か中身までお尋ねをしたいところでありますけれども、本市のこの提案制度の規定では、行政事務に関する改善、意見の提出というようなことで、事

務改善が主だよというような捉え方をしている人もありますけれども、実は、その中で趣旨として、行政事務の改善を図るとともに、職員の市行政運営に対する参加意識を高揚し、その士気の向上に資するために必要な事項を定めると。いわゆる提案をすることで、もちろんさっき言ったように法令、条例などに合致しているのかということなどもあわせて勉強して、それを提案することがやる気があり、そして、そのことが勉強につながっていくんだらうと思いますので、ぜひこういったことをどんどん進めてほしいと。

それから、もう一つこの表彰制度というのがありますが、これは、職員の表彰ということになっておりますけれども、その趣旨としては、やっぱり市政の振興に著しく貢献をしたと。あるいは他の模範となるようなことでありますので、職員個人を表彰は恥ずかしいとか、いろいろあるかもしれませんが、ないにしてもそのチーム、その職務について、このような模範的な仕事のやり方ができたということをぜひこの制度を少しいじるなりして、職員を褒めたたえて、もっと頑張るようにとすることも大事じゃないかというふうに思います。

政にかかわるもの全て、私たちもそうですが、資質向上に市政発展はかかっております。さらに、いろんなことについて努力されることを望みたいと思います。

さて、次の地域づくり事業についてであります。答弁の中にありましたこの21年度に始まった事業を前にその前の年、その前の年に26の地区館の役員、あるいは構成をする自治会の役員の方々が一緒にそれぞれの現地をくまなく目で見て回って、地区の概要からいろんな課題を上げて来られて、そして、その解決のために議論をされてきたこと。そのことは私もよく聞いております。相当な苦勞があったということも伺っております。

その結果、この最初にできました青色のこの地区振興計画書ができたわけでありませぬ。これが地域づくり推進事業の基礎になりました。この事業の趣旨として、この計画に基づく共生・協働による地域づくりを推進し、地域の課題を図るといふうにありますが、ここでまず確認をいたします。ここでいう課題というのは、生活環境から医療福祉とか、ずっとありますけれども、教育文化までを含めた全てが地域の課題であるといふうに解釈していいんですよね。

それともう一つは、そしてそのことが、その課題を解決することが、地域づくりを推進することにつながると考えてよろしいんでしょうか。いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

本市も合併してもう8年たちました。この8年前を振り返る中におきまして、4つのまちが合併したわけでございますので、それぞれ制度設計が違う形の中で、基礎自治体として運営されたという認識を持っております。

その中におきまして、第1期目の中におきまして、日置市の行く方向性という中におきまして、この地区館制度というのを最初に導入をさせていただきました。その中で大きな市になりましたので、特に、いつも合併したときにいつも言われることが中心部だけで周辺部が衰退するという1つの大きなキーワードがございましたので、日置市としてはこの地区館を旧小学校区を含めた小学校区ごとにそれぞれ課題解決をする1つのフレームといひますか、仕組みをつくろうというのが地区館制度であったといふうに思っております。

そういう中の地区館を最初つくる中におきまして、役員等、また、新しく設置したところ、今まで継続的にしたところ、してないところさまざまであって、新しく制度を設計をしたところは大変最初は手間取ったという部分がいっぱいありました。その中で、今ご指

摘ございましたとおり、まだ、ただ地区館をつくっただけじゃなく、やはり地区館としてのやはり地域の課題解決をするには、やはりそれぞれの方々が地域をやはり足で回って見守って、何が一番自分たちの地域の中で課題があったのか、これが想定になって今お示しをいただきました冊子になったというふうに思っております。

第1期目におきましては、基本的に国、県、大きなものまで入っております。これはこれとして私はそれぞれ悪くなかったというふうには思っております。

それから、2期目については、ある程度、焦点を絞った中において、地域内におきます課題ということに整備をさせていただき、2期目の計画書ができたというふうに思っております。その中におきまして、まだまだ解決しない部分もたくさんございますし、先ほどちょっと質問の中でございましたとおり、第3期目をどうしていくのか。この中で基本的に先般、それぞれの地区と話をさせていただく中においては、身近なといいますか、身近なものについては、約8割程度はできたんだという部分も持っております。まだ、残っている部分もありますけど、こういうものはまたそれぞれの自治会の要望で解決していけばいい。

まだ、今、一番この地区館といいますか、小学校ごとに課題残しているのは、やはりこの福祉といいますか。いわば高齢化している中において、独居生活、見守り、そういうものが大変私も行政がすべきことだということはおわかっておりますけど、地区民もそういう部分の中で考えておりますので、第3期目につきましては、そういうところに力点を入れた計画というのを地区公民館と一緒につくっていきたいというふうに考えております。

#### ○18番（池満 渉君）

答弁のように、国や県を巻き込んだものと

か、いろんなものがこの当初の計画の中にはありまして、どうも解決すべき課題が余りにも多岐にわたり、しかも多過ぎるような気が私もしております。

そこで、相当な長い時間と膨大な資金が必要なんじゃないかと心配をしておりますけれども、今市長が当初の答弁で、着実に浸透をしていると。そして、推進事業のほうは順調な進捗にあると認識をしているというふうに答弁をいただきましたけれども、この5年間で大体全ての課題を含めて何割ぐらいの課題が解決されたのかなというふうに大体の感触で結構ですので、お思いになるのか、お示しをいただきたいと思っております。

それから、もう一つ、この事業がそれぞれの地域づくりを推進するということになれば、これまでの中で、例えば、それぞれの旧町、1カ所ぐらいずつでも結構ですし、二、三でも結構ですが、地域の活性化にこの事業が直接役立つなど、寄与しているなどお感じになってるような事業があれば、二、三ご紹介をいただきたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

26地区館、それぞれ規模といいますか、規模も大分違います。前は1つの地区館で100戸程度ある地区館もございますし、言えば約4,000戸ぐらい、5,000戸ぐらい以上ある地区館もございます、これは本当に差異があります。

それと、この地区館の中において、基本的に、農村地域といいますか、1次産業を中心にやっていると、また、商店街のところ、さまざま、それと住宅形成をしている地区、さまざまこれもございます。その中で課題解決の中で上げた中において、基本的にこの地域づくり事業というのは身近なこと、そういうものを主体的に上げた中におきまして、身近な中におきまして、今までそれぞれ旧町ごとにできなかったことの身近な部分が達成が

どうだったかということにおきましては、約7、80%は身近なことについてはできたのかなと思っております。

それぞれさっき言ったように、地形、いろんな形で違う部分がございますけど、今後は、そういう大きな課題については、また別途の中で政策をしていく必要があるかというふうに考えております。

#### ○18番（池満 渉君）

課題が非常に多過ぎると。大きいものから小さいものまで、それぞれ地域もありますので、もう当然そうでありますが、ことしの平成25年度の地域づくり推進事業のこの総括表ですね。3年間ですから、それぞれの地域でローリングをしたり、見直しをしたり、入れかえもあるでしょうけれども、大体この総括表から、地域課題の傾向というのを見ますと、環境整備、生活環境ですね。生活環境の整備というのが大半なんです。

今、市長が答弁で言われました。当然、大きなところは国、県を巻き込むでのなかなかすぐにはいかない。だから、やれるところからということになったときに、当然、この道路の改修とかなんとか生活環境の整備が一番先になるのかもしれませんが。しかしながら、余りにもその割合が多過ぎるような気がしているんです。公共工事、原材料支給、その他というようなこの種別を3つに分けてありますけれども、大半は公共工事です。そして、対応する費目は何かといったときには、工事請負費というふうになっております。

この事業は、実は、共生・協働というのが趣旨でありますので、この共生・協働自分たちでやるというのは、工事請負費で、こう頼んでしまうという部分と、その趣旨がちょっと違ってるとような気もするんですが、そこ辺はどうでしょうか。この事業そのものが最近になって余りにも公共事業化しているような気がするんですが、市長はどう考えますか。

#### ○市長（宮路高光君）

最初の目的を含めた中で、地区館をした共生・協働をやるということなので地区館の中でございました。基本的に身近なもの、例えば、ガードレールとかロードミラーとか、側溝とか、公共事業という事業に分類されるかもしれませんが、日ごろ、今までそれぞれ旧町ごとであった、できなかった部分も身近なものから解決しようというのがこの趣旨でございました。

その中で、第1期目と第2期、若干違うのは、やはり共生・協働ということで、ソフト事業といいますか、そういうものも当初は10%程度、1期目、2期目は20%程度、その地区によって使ってもいいよという、そういう拡大解釈の中で方針をつくったわけでございますけど、それを精いっぱいしているところ、まだ、基本的に環境整備をしているところ、これもさまざまございました。そういうことを含めて、いろんな反省を含めて、まだ3期目ということもございますので、今議員がおっしゃいましたとおり、地域づくりというのは、共生・協働、請け負いではなく、そういう部分をソフト事業も入れていかなきゃならないということをして1期、2期やりましたので、3期目が総仕上げといいますか、そういう中で3期目をまたいろんな知恵をいただきながら3期目の地域づくり計画というのをつくるべきであろうかというふうに思っております。

#### ○18番（池満 渉君）

使途というか、使い道を行政のほうから余りにも強制することもどうなのかなというところもあると思います、当然ですね。この生活環境の整備、身近なところをやるのが、当然私は悪いとは申しません。しかし、この事業の交付要綱の対象事業、どのような事業を対象とするんですということでは、地区公民館がみずから企画して、自主的に実施するも

のというふうに言われております。

最初、話をしました、当初つくられたこの計画書に26地区、一番最初のそれぞれのところに、地区の目標とすべきスローガンというもの書いてございます。こんな地区にするんだという大きな目標ですね。そして、その下にずっといろいろあるんですが、やっぱり26の地区には目指すべき将来像というのがあるはずでありますので、私たちはこんな地域をつくるんだ。そのために、この事業を少しでも活用をして、課題を解決していくんだというふうに思ってたつくられたと思うんです。ですから、そろそろこのような大きな目標、地域をつくるという目標に、この事業をシフトさせていく、使い道をですね、時にもう来てるんじゃないかという気がしております。

そうでないと理想郷が、本当に完成するまでに余りにも時間がかかり過ぎて、もうそのときには、既に地域が疲弊してしまったということになりかねないわけにありますので、今からもうなるだけ早い時期から元気づくりをやってくれというような言い方をするほうがいいんじゃないかと思いますが、この方向の軌道修正という部分では、市長はどのようにお考えですか。

#### ○市長（宮路高光君）

軌道修正という言い方がいいのかちょっとわかりませんが、私は進化していくべきだと。やはりその地域をつくっていくには、1期、2期、3期目は、どういう形の中で、その目標は一緒であるけど、その手段を使った中で、その地域がよりよい自分たちの環境に合った地域にふさわしい環境にする。

ひとつちょっとさっき答弁漏れでしておりましたけど、今回のこの地域づくり事業を含めた中で、特に、高山地区というところがございまして、これは本当に山間地域でございまして。今、本当に目指しておりました、その地区館自体がNPO法人化をやりました。

地区民全員が会員になって、みんなでその地域を行こうという。そういうひとつのすばらしい私は今回の地域づくりを進めている中で、そういう地区館もできましたので、ほかのところもやはりそういうことを目指していくべきである。どうしても今後この5年、10年の間に、まだ高齢化率は物すごい形の中で進んでまいります。やはりそういう中で、やはり今回のこの地域づくりを含めた中で、私は変更というんじゃなくて、進化していくには、何を入れていったほうがよりよいその地域が目指しているものに合うのか。こういうものをやはり3期目でまたひとつやらなきゃならない。基本的には、そういう目標だけじゃなく、やはり基本は、一番問題は財源なんです。この財源をまたどういう形の中でこの地域づくりに充てていくのか。これは私どもが考えるべきなことでございますので、やはり共生・協働という部分の中で、ただ、そういう計画書もですけど、それに伴う財源をやはりみんなで私ども執行もですけど、議会を含めて、やはりそれを共有できる形の中で進めていくべきであるというふうに思っております。

#### ○18番（池満 渉君）

この高山地区は、私は地元でございまして、よく実情はわかっているつもりであります。NPO法人を手段にして地域をよくしていくという、その方法もよくわかりますけれども、やっぱりその高山地域としては、まずはもっと若い人にも来てほしい、人もふやしたいというのが、まずのやっぱり目標ですよ。ですから、なかなかその方法とか手段とか、実際のやり方というのは、前後したり、あるいは合い入れたりして、どっちがどうということも言えないかもしれませんが、終極の目的というか、地域の目標に向かって少しずつ使っていくような事業のあり方にもう少し柔軟性を持たせたらというふうに思っております。

先ほど言いましたこの事業の交付要綱の対

象事業の2というところに、営利事業、金も  
うけに使ってはいけませんよと。それから、  
政治宗教活動にも使ってはいけませんよと。  
そして、もう一つは、地区公民館そのものの  
管理運営費に使ってはいけませんよと。そし  
て、最後に、市長が不適切と認めるものとあ  
るんですね。市長が不適切と認めるものには  
使ってはいけませんと。市長が適切と認めれ  
ば使っていていいというような表現をしてある  
んですが、この要綱からいけば、私は広く自由  
に、地域活性化のためであれば、やりたいこ  
とを、地域の人たちが自由に事業化できるの  
が当然だろうという気がしております。

例えば、この地域の定住人口をふやして、  
もっと若い人たちもふやしたいと。そのため  
に空き家があるから地域の活性化を図るとい  
うのが目標であれば、その空き家のご相談が  
行けば、荷物が入っていれば、荷物の除去費  
用を助成をすとかなんとかといったような  
ことにも使えるのかということ。

そしてもう一つは、地域の特産品を開発す  
るんだと、私たちの地域でというような目標  
があれば、遊休農地などがあったときに、そ  
こを借り上げて、耕作をして地域の人たちが  
一緒に出てカライモをつくるなり、オリーブ  
を植えるなり、何かをして活性化のために使  
うということにも、そのためにもこの事業が  
使えるのか。そういったことについてはどう  
でしょう。そして、市長が不適切と認めるも  
の逆、市長が適切であろうと、こんな事業  
に使ってくださったらなと思うようなものは  
どんなことがありますか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、不適切といえますか、そうい  
うものはないというふうに思っております。  
基本にございましたとおり、1期、2期と  
いうのはちょっと若干ある程度、これも公金  
ですので、公金の趣旨という部分をやはり意  
図としておるといふふうに認識してほしいと

思っております。

今、ご指摘ございましたとおり、今後、さ  
っきも申し上げましたとおり、第3期目に、  
今2期目まではそういういろんなある程度の  
制約もございましたけど、やはり地域がさっ  
き言いましたように、空き家対策とか、基本  
的に高齢者の見守りとか、健康づくり、これ  
が恐らく私は今後地域として、これは特色が  
それぞれ違ってくると思っておりますので、  
そういう範囲の中でさっき言ったように、こ  
ういうものは基本的にはソフト事業です。  
ハードとソフトと。ハードというのはさっき  
言った公共生活をする環境整備というのが  
ハードになり、今おっしゃった、私が述べて  
いるのはソフト事業なんです。ソフト事業で、  
今後やはり特色が出てくる。

ハードの場合については、ある程度今面適  
用しましたので、生活水準の中で、ある程度  
側溝のところもできた、ガードレールもでき  
た、ロードミラーもできた。生活環境はある  
程度整いつつあります。ですけど、今後、や  
はり3期目を目指すには、その特色が出てく  
るには、今言いましたように、空き家対策で  
あろうが、高齢者の対策であらう、また、定  
住促進であらう。やはりこれは地域のことを  
尊重して、それぞれ予算の範囲内の中で3年  
計画をつくっていただける。そういうものが  
本当の3期目の大きな私は総仕上げで、その  
地域が行く方向性が出てくる。

あるところにおいては、本当にもう面的な  
整備が終わってるところで、もうちょっと今  
は失礼な言い方ですけど、枠のお金を上げて  
も、もうしとらないと。ほかのものに転嫁し  
たほうがいいという部分がいっぱいあったん  
です。3期目には、そこあたりをどういう形  
の中で範囲というものをきちっともう少し地  
区館とも煮詰めながら、まあこのことについ  
ても、まだ議会の中にも、議会の皆様方にも  
そういう制度設計の方向の中で、そういう部

分ができましたら、早目に皆様方にも説明をさせていただきます。

#### ○18番（池満 渉君）

吹上地域の坊野という地域がありますが、この坊野地域の計画を見ると、ほとんどが交付金事業というか、地域をよくするためにみんなが頑張るといようなメニューが出ているような気がいたします。もちろん高齢化が進む、本当に大変なところで、地域の人たちも出るのさえ大変と、仕事をするのさえ大変というところでしょうが、そんなところであっても、自分たちでやろうという姿が見えているような気がいたします。ぜひそんな進化する事業にやっていければというふうに私も思っております。

さて、これからの方向性であります。5年間に大体7億を超える資金をつぎ込んできましたけれども、国の借金が1,043兆円という話がありました。とてつもない金であります。国民の預金、全国で銀行に預金をしている金額が大体、たんす貯金とかわかりませんが、大体1,450兆円ぐらいだろうと。国民が持っている金をほとんど借金に使ってしまうんじゃないかといういろいろな話がありますけれども、同じように、私たちのこの日置市も資金がいつまでも続くはずはありません。

そして、今ソフト事業に民間企業から花火などに対して寄附もいただいておりますが、こういった民間企業の協力もいつまでも当てにするわけにはいかないわけでありませう。

同時に、いつときも早く、それぞれの地域が資金的にも、そして、人材の面でも自立をしなければならぬ。自立をするために、きっかけをつくるのが、この事業であったはずでありますし、補助金、交付金というのは、ずっと与えるもんじゃなくて、その助走をつけるための最初のもんだらうというふうに私は理解をしております。

そこで、この事業の展開例として一つの提案でございます。

福井県の勝山市、これ先ごろ環境自治体会議があった勝山町と同じなんではないか。市長もご承知かもしれませんが、地域づくりの補助金を申請方式にしております。そして、そのアイデアについて公開審査をやっているんです。応募した地区、あるいは団体というところが、その審査会の席でプレゼンテーションをする。いわゆる私たちの地域はこんなまちをつくりたい。そして、1年間補助金をもらえば、来年からはこのために自主財源ができますので、自分たちでやっていけるようになりますとか、資金面からもいろんなことでプレゼンテーションをして、毎年10カ所ぐらいを選択をしているわけでありませう。

補助金は、全ての地区にその交付金はもちろん渡りませぬけれども、申請の機会は平等に与えられているわけでありませう。本市においても、26地区に配置をした担当の職員の方々がいらっしゃいますので、そういった方々がまた、こうバックアップをしながら、そういったアイデアとかなんとかというのをつくっていくというふうなことはできないのかなというふうに思っています。

リーダーがいなくてなかなかというふうな話もありますけれども、リーダー不足を嘆くより、この申請方式にして、それぞれのアイデアを募集してやっていくというふうな地区民のやる気を喚起するというふうな方法など、市長、どうでしょうか、参考になりませうか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、今言ったように申請主義といひますか、アイデア主義ですか。これはいいことだと思っております。その地区館事業と私はまた別に、今おっしゃいましたとおり、今も現在も21年度からそのNPO法人とか自治会で、言えばヒガンバナを植えまじょうと

かいう部分でも、そういう部分で市のほうに持ってきて、これで4年間で13団体に120万円、金額は10万円とか少額でありますけど、今もやっております。これを今議員がおっしゃいましたとおり、この共生・協働ということで、これは地区とは別にいろんな団体がありますので、今後自分たちの団体がどうしたいという部分があれば、まず、私はこれを拡充しながら、それぞれプレゼンていきますか、そういう審査をして、これもそれぞれ地域づくり課がしますけど、また、三役、また、企画調整会議、そういうものにかけて、いいプレゼンがあったら、それに与えるということにしておりますので、もうちょっとこれを拡大しようという部分があれば、こういう部分で今もしてきたことをまたやっていけば今ご指摘ございました申請とか、そのアイデア主義とか、こういうことも救えるというふうに思っています。

#### ○18番（池満 渉君）

最後の質問にいたしますけれども、今も言いましたが、リーダー、人を育てるということは、一朝一夕にはいきません。しかし、やる気を出させるという仕掛けは、できるだけだと思います。

ご承知のように、ホッチキスというのがありますが、ホッチキスの針あるいはくぎ打ち器といったような器械をつくるマックスという会社があるんですね。このマックスは、毎年入社する新入社員に2カ月間研修があって、その研修のときに、それぞれに課題を与えるんだそうです。

ある年入社した高卒、高等学校だけを卒業した20人のグループ、このグループには生産性を上げるにはどうしたらいいかと。今1週間に1万2,500個のホッチキスの器械をつくっていると。これを1個でも10個でも上げるためには、たくさんつくるためにはどうしたらいいかと。その課題を2カ月間の

研修で高卒の20人に出したんだそうです。もちろん上司の指導やいろんなアイデアとかいうのありません。ただ、上司は見てヒントを与えるだけ。もちろん全てが新入社員20人でやったんですが、この人たち2カ月後に実に1週間に1万5,000台のホッチキスをつくるラインを完成させたという記事がありました。

このときに、この社長が言ってる話では、自分で考えて主体的に訓練を受ければ、リーダーはおのずと育ってくると。私は、その一人一人が成長する仕組みをつくることに力を注いだけであると。次のリーダーがどうなるのかということとは全く心配をしていないというふうに話している。

ですから、この仕組みづくり、仕掛けをしっかりつくっていけば、市民の皆さんもリーダーが出ないとか、やる気がないとか何とかということじゃなくて、どこかに動いてくるんじゃないかというような気がいたします。

厳しさを増してきます財政状況の中、第3期目もという話がありましたが、共生・協働という趣旨を生かして、市民が主体的に動く仕掛けづくりというものをやっぱりつくるべきだと思いますが、最後に、この事業に対する市長の今後の展開、その基本方針、思いをお伺いをして質問を終わりたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、やはり私一番人づくりと申しますか、やはり物事をなしていくには、リーダーがいて申しますか、必要だと。いろんな団体がございまして、消滅していくのは、やはりリーダーがいなくなったから、まとめ役がいなくなったから、いろんな団体が消滅したということもたくさん見ております。地域も一緒だと。地域も誰か、それぞれリーダーが引っ張っていく中に誰かおったら、やはりその地域はよりよくなってきます。

今私どもも170の自治会がございます。

また、26の地区館がございます。それもさまざまでございます。そこに館長さん、支援員さん、主任さんいらっしゃるわけなんですけど、やっぱりそれぞれの持っていく方のリーダーていいですか、違ってきます。今ご指摘のとおり、私ども行政というのは、そういうリーダーの育成の中で、それぞれの地域がよりよくレベルアップしていけばいいというのをいつも感じておりますので、今ご指摘ございましたような形で今後とも進めていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。

あすは、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後1時56分散会



第 3 号 ( 9 月 2 0 日 )





本会議（9月20日）（金曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	恒吉 和正 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長兼福祉課長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬戸口 保 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	満留 雅彦 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原 政実 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
健康保険課長	平田 敏文 君	介護保険課長	福山 祥子 君
農林水産課長	瀬川 利英 君	農地整備課長	藤澤 貴充 君

建設課長	桃北清次君	上下水道課長	丸山太美雄君
教育総務課長	宇田和久君	学校教育課長	片平理君
社会教育課長	今村義文君	会計管理者	前田博君
監査委員事務局長	松田龍次君	農業委員会事務局長	福留正道君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、8番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔8番出水賢太郎君登壇〕

○8番（出水賢太郎君）

みなさんおはようございます。私は、さきに通告をいたしておりました2点の事項について質問いたします。

まず、空き地、空き家の問題について質問いたします。

私は、ことしの3月議会でこの件について質問し、空き地、空き家に特化した条例による適正管理の徹底を求めましたが、市長は空き地については日置市環境保全条例で対応していく。空き家については、所有者へ個別に連絡して対処をお願いしている状況なので、今のところは新たな条例を考えていない。今後空き地空き家が多くなることは間違いないので、勉強していきたいと答弁をされました。

確かに、日置市環境保全条例の第5節には、空き地の適正管理が定められております。その中で、第101条では所有者の義務が規定され、1、空き地の所有者または占有者はその空地に雑草が繁茂し、廃棄物が不法投棄される等により周辺の住民の良好な環境を害しないよう常に整備し、適正な維持管理を行わなければならない。

2、所有者等は空き地を物置場、駐車場等として利用し、または利用されている場合は、その置かれた物等により周辺の住民の生命、身体、または生活環境を阻害しないよう整備

し、その置かれたもの等はまたは空き地を適正に管理しなければならないとされております。

また102条では、勧告及び命令が規定されており、空き地周辺の住民の生活環境を著しく阻害していると認めるとき、または周辺の住民の生命、身体を阻害する恐れがあると認められたときは、当該所有者に対して雑草の除去、その他必要な措置をとることを勧告し、または命令することができるかとされております。

しかしながら、私たち市民から見れば空き地の雑草の繁茂がはびこり、また過疎地を中心に空き家はふえており、この条例の実効性を感じることはできません。ことしの夏も、自治会から空き地、空き家への対策、要望が数多くあったと思いますが、市としてどのように対応されたのでしょうか。このような状況からも、一日も早く対策を講じるべきと思います。

そこで、市長に2つ質問をいたします。

1、これまで何回も質問をしてきましたが、市の対策はどうなっているのでしょうか。また、進展がなかなか伺えませんが、どのような状況になっているのでしょうか。2、条例を制定し、行政が毅然とした態度を示すべきと思いますが、その点はいかがお考えでしょうか。

次に、市の情報管理システムについてを質問いたします。

日置市役所が行う住民サービスは多岐にわたりますが、今や情報管理システム抜きには語ることはできません。戸籍や住民票といった住民情報の関連業務、また市民税や固定資産税などの税業務、国民健康保険や介護保険などといった社会保障の業務など、全て情報管理システムをもとに業務がなされております。

本市では、平成24年度に電算システムの更新に伴い総合住民システムを導入し、平成

28年度までの契約となっており、その後またシステムの更新をしなければなりません。

そのような中、政府は電子自治体の確立を目指しています。この中では、現在の情報管理システムから自治体クラウドへの移行が明記されています。この自治体クラウドとは何かということですが、一般的にクラウドコンピューティングといいまして、情報ネットワーク上に存在するコンピューターやアプリケーションが提供するサービスを情報機器やソフトウェアを意識することなく利用できるシステムのことを指します。

現在、各市町村ではそれぞれのサーバーで業務システムを運用していますが、自治体クラウドを導入することで業務システムを集約し、市町村は情報管理システムを保有することなくデータセンターに一元化し、複数の自治体で共同利用できるようにするものです。

これにより、システム開発や維持管理のコストを大幅に削減できるうえに、災害時のデータ消失などのリスクを回避し、迅速な業務の復旧ができるようになります。このように、情報管理システムを取り巻く環境は日々変わっており、本市でも対応していく必要があると思います。

そこで市長に2問質問いたします。

1、市の情報管理システムは、ソフトや端末などの更新が多く多額の費用がかかっていますが、この点についてどうお考えでしょうか。2、クラウドコンピューティングの導入を考えないでしょうか。

以上、当局の誠意ある答弁を求め、1問目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の空地、空き家の問題について、その1でございます。空き家は個人採算であるため、難しい部分がございます。防災防犯、環境衛生上問題がある物件につきましては、

自治会等と連絡を取りながら、所有者個人に対処をお願いしているところでございます。また、空き家バンク等も検討しておりますが、家財道具等残っていたり、大規模な修繕等が必要なことから、利活用については進展していない状況でございます。今後、国の動きとして、防災や治安確保の観点から対策法案の制定の動きもあるようでございますので、国の動向も注視しながら検討してまいります。

また、空き地の適正管理については、日置市環境保全条例に基づき市民または自治会からの要請を受け、所有者に適正管理を行うよう通知を発送しており、全てではございませんが適正に管理している状況でもあります。現状の手法により進めてまいります。

空き家対策については、全国的な問題でもあり、それに対処するため管理条例を制定する自治体もございます。しかしながら、条例のみで規制できるものではないと考えておりまして、現在はケースごとに個別に連絡するなど対応をお願いしているところでございます。

今後、さっきも述べましたとおり、国の動きに合わせて策定したいというふうに考えております。特に、空き地の適正管理については、さっきも申し上げましたとおり環境条例第101条及び102条に基づきまして、所有者等に適正に管理をするよう趣旨を発送しております。

22年度は市全域で8件、23年度は7件、24年度は14件の発送をいたしました。雑草の除去が行われている箇所は、23年度が1カ所でありました。また25年度は57件の発送となっております。このうち43件は伊集院町のつつじヶ丘団地の自治会から、7月22日要請があり現地確認の後、7月30日に適正管理についての文書を発送を行いました。

8月末時点の全体の57件中、17件が実

施済となっております。そのうち、つつじヶ丘団地におきましては43件中8件でございました。

1番目については以上でございます。

2番目の情報管理システムについて、その1でございます。市の保有する情報管理システムは、コンピューターそのものの稼働自体に必要なオペレーティングシステムと、特定業務を稼働させるためのアプリケーションソフトで構成され、ほとんどオペレーティングシステムはマイクロソフト社のウィンドウズを利用しております。

そのため、アプリケーションソフトや機器の更新は同社のサポート状況により見直しを迫られることもあり、相当の費用がかかっている現状があります。

しかしながら、市の事務業務の執行に当たり、情報管理システムの運用効果も大きく、業務運営上必要不可欠なものとなっていることから、運用管理経費の縮減に努めているところでございます。

平成24年3月に稼働させた日置市総合住民システムについても、業界標準技術共通基盤への準備、帳票様式の統一、ノンカスタマイズによる開発及び保守経費の低減等を基本方針とした日置市電算システム更新計画に基づき調達し、可能な限り日置市のオリジナルをなくし他団体と共通化を図り、経費の縮減を行っているところでございます。

ちなみに、情報管理の決算推移でございますけど、この合併した当時は約3億円近くございました。今24年度におきましては1億3,000万円という形の中で、いろいろと経費につきましても担当のほうで改善を行っております。

2番目でございます。現在、本市におきまずクラウドコンピューティングの導入については、例規執務サポートシステムで導入しており、さらに本年度中に図書館システムの稼

働を予定しているところでもございます。

自治体クラウドの推進につきましては、平成25年6月14日閣議決定されました世界先端IT国家創造宣言と、番号制導入までの今後4年間で集中取り組み期間と位置づけ、番号制度の導入とあわせて共通化、標準化を行いつつ、地方公共団体における取り組みを加速すると明記されております。

本市においても、24年3月から稼働しておる総合住民システムの更新や個別システム等の更新に合わせ、クラウド技術を活用した行政情報システム改革、災害に強い電子自治体の確立、地方公共団体における行政コストの圧縮や実質的な業務の標準化の進展についてさらに検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○8番（出水賢太郎君）

それでは、順を追って2問目の質問を続けてまいります。

まず、空き家の件について質問いたします。

昨日の18番議員の質問でもありましたが、空き家は日置市でもどんどんふえてきて、地域の大きな課題になってきていると。それで、地区振興計画第3期、これが平成27年度からということになってきますので、当然来年度は策定をしないといけない部分になってきますが、空き家もその家財道具が入ってたりしますから、その辺の問題もこの地区振興計画で何とかできればなという市長の答弁がございました。私も非常にこれは同感でございます。

地域の大きな課題ですので、この地域で交付されるお金を使って問題を解決していこうという、その中で地域住民が空き家の対策に協力をしていく、まさに共生協働の原点になってくるのかなあというふうに思います。

しかしながら、まずはやはり家主さんの、持ち主の同意、考え方というのが変わらない

限りは問題の解決には何もならないということでもあります。ですので、条例をやはりちゃんとつくって、何をもってして市が、地域がこういう活動をしてるのかということを明確化する必要があると。今、国もその考え方に基づいて、特に自民党を中心に新しい法案を今度の秋の臨時国会に提出するのではないかという動きになってるようでございます。

しかし、この家財の持ち出してというのが一番の問題になってくると思うんですけども、結構持ち出しというか捨てたりするのにお金もかかります。そういうことで、できればこの家財の持ち出しに対する何かこう補助とか、そういうのが市として取り組めればもっとこう空き家の対策が進むんじゃないかと思うんですが、その辺は市長はどうお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、この空き家対策について国もちょっと本腰を入れたようでございまして、議員がおっしゃいますと条例化という部分もございますけど、やはり国のこういう法律、条例よりも法律が上でございますので、こういうものをちょっと私どもはやはり今後注視していく必要があると思っております。

そういう中で、条例がなくてもさっき言いましたとおり共生協同組合、今後のこの3期の地域づくりの中におきまして実例的に1件か2件かありませんけど、そうしやすいところからやっていく。条例をつくってそれでどうこうという部分じゃなく、自主的な部分の中でこの空き家対策をできないものなのか、これも大変難しい部分があると思っております。

空き家対策の中で、使えるものと使えないもの、また今後解体していくもの、さまざま空き家の部分はあるというふうに考えておりますので、私ども市町村だけの予算上の中

では大変難しい部分がございますので、国がこれをどういう、財政措置もしていただけるのかここあたりも十分みだち中において法律ができ、私どもはそれに基づいて条例化していくそういう考え方を持っておりますので、ちょっと国の動向を見ながらやっていきたいと思っております。

#### ○8番（出水賢太郎君）

この家財の持ち出しの処分については、垂水市のほうが補助金を出されてるようでございます。また、南さつま市の場合は、解体のほうに今度は補助金を出されてると。国の流れ、国の動きというのは、そういう地方の独自性の動きから後押しされて国のほうがやっとな動き出したというような感覚ではないかなあというふうに思うわけです。

ですので、日置市も今市長は国の方針を見ながらということでしたけれども、できればやはり独自の考え方も持っていかれたほうがいいのかなと感じるところでございまして。

そこで、前回の質問のときに空き家バンクのことも質問させていただきましたが、そのときは約市内で50戸ほど空き家バンクに登録できそうな家があるだけけれども、なかなか進まないというお話でした。今の状況はどういった形になっておりますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的には、さほど50戸という中で使えるものはないというふうに思っております。具体的に、さっきも申し上げましたとおり私はこれは、地域づくり計画の中で一番、ここがおのおのが地域で違うと思っておりますので、この部分で使える部分の予算も地域で考えていただき、今回そういうもので地域づくり事業の中で幅をしよう。

この一般的な予算的な空き家対策という部分じゃなく、その地域の中でメニュー方式の中でやっていただければ、1件でもそういう実例ができればまた大きな市として取り組める

というふうに思っておりますので。

ただ、バンクがあっただけでもどうしようもない。相対といいますか、その地域でどうしてもそのところに入居させたいと、それで1軒足りない、そういう中であそこで行って相談する。やはりこれは、さっきも申し上げましたとおり個人の財産ですので、そこまでやはり突っ込んだ形の中で対策をしていかなければならないということで、行政だけじゃなく、さっきも申し上げましたとおり、地域の皆様方と一体してこの空き家対策をやっていけばいいのかなと思っております。

#### ○8番（出水賢太郎君）

あと1つちょっと提案をさせていただきたいんですが、そういう家財の持ち出しをして貸せる状況になった家というのが、これから先出てくるかと思えます。そういったときに、個人的に貸すのもいいんでしょうけれども、市が借り上げて公営住宅の扱いで、安い家賃で貸し出すというのも1つの方法なのかなと。

これから先、市営住宅の建てかえ等もなかなか財政上の問題で難しくなってくることも出てきます。過疎地の場合はかなり古い住宅が多いでしょうけれども、伊集院地域を初めとしてまだ築二、三十年の家で空き家というものもございます。そういった、まだ比較的程度のいい住宅の場合は、リフォームをすれば十分住むのには可能だと。

であれば、そういった形で公共で住宅を管理して貸し出していくという方法もあるかと思えますけれども、そういった考えというのは市長どうお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、リフォーム制度も設けさせていただきました。これは、今個人的なもの、空き家対策までできるのかどうか、ここあたりはまだ次の予算的なものも考えなきゃならない。

今おっしゃいましたとおり、市営住宅の管理する、これは営繕という部分が出てまいり

ます。どこまですればいいのか。市になった場合、収入も入るかもしれませんが程度がみんなそれぞれ違う。だからどこまでした形の中でそれを貸し出しをするのか、それぞれ個々に違いますので大変、おっしゃりましたご提案というのはすばらしいかもしれませんが、現実的にこれを統一的にしていくには大変難しさがあるのかなというふうには思っております。

#### ○8番（出水賢太郎君）

全国的にそういった検討をされてる市町村もあるようでございますので、そういった先進事例をまたしっかりと検討していただきたいなというふうに思います。

次に、空き地の件について質問をさせていただきます。

先ほど市長のほうからご答弁がありました、平成25年で57件通知を出したと。そのうち、つつじヶ丘団地が43件ということで、これは私も自身が住んでるところですので十分この状況を把握しての上での質問だったんですけれども、市長のほうが先にお答えいただいたのでこういうことなんですけれども、そのうち8件が応じたと。

応じていただけないところというのは、その後通知を出して、また何回かお願いをしたりとかどんなもんなんですかね。1回だけなんでしょう。どういった形でやられてるのか。

#### ○市民生活課長（有村芳文君）

先ほど市長がお答えいたしました43件中8件ということにつきましては、8月末時点でございまして、この前9月17日に再度つつじヶ丘団地を調査をいたしました。その結果、22件が実施済と。まだ済んでいないのが21件でございます。

それで、今後さらに連絡して、勧告とか命令とかそこまでいくつもりで取り組んでいきたいと思っております。

## ○ 8 番（出水賢太郎君）

ことしに入って、非常に市民生活課のほうで対応していただいて、ある程度効果が出てきております。地域の住民の方々も非常にこれに対しては喜んでおられるわけですし、これをずっと継続的に続けていただきたい。

どうしても、自治会だけでは限度があります。地権者を特定して、自治会のほうからも連絡を入れるんですけれども、その効力というんでしょうかね。何ていうんでしょうか、市から言われて条例に基づいて言われるのと、自治会が普通に任意で言うのとでは全然その効果が違うんですね。ですのでどうしても限界が出てくる。そして、自治会で年に4回美化作業をしますけれども、どこまで草を払っていいのか、どこまで入り込んでいいのか、非常に悩ましいことがあります。

ある地主さんは、中まで入ってやり始めるとそこまで手を出すなと言って文句を言うそうです。そういうことをやっぱり防ぐためにも、市のほうで毅然とした対応でやっていただきたいというふうに思うわけがあります。

それで、1つ面白いというか非常に、何ていうんでしょうかやりやすい事例が1つありましたんでご紹介したいと思います。

茨城県の牛久市というところなんです、私たち議員7名で政務調査を7月に行いまして、牛久市役所のほうでお話を伺ったんですが、ここは雑草の除去、空き地の管理の条例というのを制定されてまして、ここは年に2回市が地主さんからお金をもらって、業者に委託をして雑草の除去をされております。

こういった振込用紙と、それとおたくの土地はこндаけ荒れてますよという写真をつけて一緒に郵送して、それに基づいて地主さんがじゃあお願いしますって振り込みをするそうです。1平方メートル当たり73円で、年2回、1回目が40円、2回目が32円業

者に渡して、市は1円手数料をとると。その手数料は何かで言ったらこの振込用紙の印刷代。ですので、市の持ち出しというのはないということでやっているそうです。

これですと、結局ほとんどの地主さんというのは地元に住んでない方なんですよね。もしくは、地元におられても相当高齢になって手がつけられないと。昔はきれいに払ってたんだけど、もう自分じゃできなくなったという方とかがほとんどだと思います。こういった制度も活用しながら、環境の保全を務めていくべきだと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

## ○市長（宮路高光君）

今いいご提案をいただいたというふうに思っております。このことについて、今さっきも課長ちょっと答弁いたしましたとおり、催告をする方法もございますので、この今ご提案いただいたのは、やはり地主さんの意向を調査する必要もあると思っております。

人手がなく、また高齢でできない方なのか、どっかに頼むところがないのか、そういう部分であったらそういう部分が活用できるというふうに思っておりますので、何も無い中でそのようなのをぱんと送ってみてもまたちょっと失礼な部分もございますので、そういう部分でないところも含めて意向調査をしながら、そういう部分が多く発生すれば私としてもそのような手段はできるし、また特にシルバーセンターでも活用すればいろいろとまた仕事も出てくると思っておりますので、そういうところには意向調査もやっていきたいというふうに思っております。

## ○ 8 番（出水賢太郎君）

まずは意向調査をされて、応じてくださる方、恐らく牛久市の例でも大体半分ぐらいだったそうです。このつつじヶ丘の例を見ても今のところ大体半分ぐらいということで、半分は応じてくれても恐らく半分は無視だったり

とか、ほとんど手つかずだと思います。これが現実だと思います。

じゃあその半分のしない方々に対してはどう対応していくのかというときに、やはりその条例に基づいた市の対応というのが必要になってくると。さすがに、条例に基づいて勧告しますよとか命令しますよと言われれば、誰だってそこそこ応じてくださると思います。

環境保全条例の中にもそれは明記されてますから、それをフルに活用していただければいいと思いますけれども、その辺が今までどうしてもちょっと見えにくいところがあったもんですから、これはまた市長のリーダーシップでどんどんやっていただきたいなというふうに思います。

それでは次に、2番目の情報管理のほうの質問に移ります。

まず、平成24年度に総合住民システムに更新というか新しくなったわけですが、当時私は総務企画常任委員会に所属をしておりましたので、その当時の更新するときの大変さだったりとか、職員の方が遅くまで残業したり休日出勤をしたりして対応されたということで、非常にご苦労があったということでお聞きをしております。

そういった中で、当時その更新をしたときのかかった費用だったりとか、あと課題というんでしょうか、いろいろ問題点もあったかと思いますが、その辺がどういったところがあったのかご答弁をいただきたいと思います。

#### ○企画課長（大園俊昭君）

お答えいたします。まず初めに、平成24年度に導入いたしましたシステムの費用ということでございますけれども、平成22年の3月に限度額3億3,000万円の債務負担行為ということで議決をいただいたところでございますけれども、最終的には契約額で約3億35万円となっております。

また、課題ということでございますけれど

も、これまでのシステムにつきましては使用許諾を得た契約者に対しまして、プログラムのソースコードを公開し、自治体の職員でもプログラムの改変というのが可能でございました。

それが、今回のシステムにつきましてはプログラムのソースが公開されないということから、抽出されましたデータをもとに市販のソフトウェアで市の職員みずからが改修しないということになりましたので、その市販のソフトウェアを十分に使いこなすということからスキルアップが必要だということでございます。

以上でございます。

#### ○8番（出水賢太郎君）

あと先ほど市長の答弁の中で、本市が使っているソフトウェアというのはほとんどがマイクロソフトのウィンドウズが基本でございます。これほどこもほとんどそうだと思うんですが、今市が使っているウィンドウズの中で、ウィンドウズもいろいろ種類があります。XP、VISTA、7、8、一番今古い型のウィンドウズXPが使える期間というのが、サポート期間というのが平成26年の4月だったと思います。

ですので、あともう1年ないわけですが、まだ使っているパソコンもあるかと思いますが。これを順次切り変えていかないといけない、こういったので非常に更新更新、ソフトを切りかえていかないといけない、お金がかかっていくわけですが、この辺の状況というのはいかがなってますでしょうか。

#### ○企画課長（大園俊昭君）

ただいまご質問がございましたように、ウィンドウズのXPにつきましては、サポート期間が26年の4月で終了するというところでございます。そのことから、日置市のほうにおきましては、順次このXPからウィンドウズの7のほうにバージョンアップをしてる状

況でございます。

なおまた、課独自で備品ということで購入したパソコンがございますけれども、そちらのほうでX Pのほうで残っている分がございます。これにつきましては、それぞれ所管課におきまして対応していただきますようにということで再三お願いをしているところでございます。

このことから、これらの対応状況につきまして、ことしの9月1日現在でウィンドウズのX Pを使用している課につきましては今後の対応状況とか、あるいは本市のネットワークの接続の有無等についてということで現在調査を実施しているところでございます。

なおまた、教育委員会のほうの地区公民館におきましても、2台それぞれパソコンが設置されているところでございますけれども、1台につきましてはX Pのほうからもう7のほうにバージョンアップを行っております。

ただ、残り1台につきましては現在まだX Pということでございますけれども、こちらにつきましても、サポート期間が終了するまでには対応したいというふうに考えているところでございます。

#### ○8番（出水賢太郎君）

今教育委員会のパソコンの話も出たんですが、教育委員会はパソコンの場合はリースで債務負担行為でやっていますけれども、この端末なんかは買い取りでいったほうがいいのかリースでいったほうがいいのか、これ議論が分かれるところだと思うんですが、その辺が全市統一になってないということでこの辺も、やっぱり一体でやったほうが安くで上がるんじゃないかなと素人考えでは思うわけですが、その辺の市の考え方というのを伺いたします。

#### ○企画課長（大園俊昭君）

端末の関係でございますけれども、市役所のほうで使っております端末につきましては、

買い取りということで行っております。やはり買い取りのほうがリース率がないということから、優位性があるということでございまして、市のほうでは買い取りということで行っているところでございますが、ただございましたように学校関係につきましては、学校数とかあるいは規模が異なるということから、財政負担の標準化を考慮いたしましてリースによる導入ということで行っているところでございます。

#### ○8番（出水賢太郎君）

それから、2番目のクラウドの質問をしたいと思うんですが、皆さんクラウドで何だろうと正直思われたかと思えます。私も勉強不足でいろいろ調べてみました。要は、この日置市の場合は、自分たちの自前のシステムで自前で管理をして自前で運用して使っていると。ですから、それぞれの市町村が同じようなことやってるわけで、それだけ自分たちで管理しないといけない分お金がかかると。

クラウドというのは、言えば全然別なところにそういうシステムを全部まとめてしまって、データも全部そちらに持って行ってそこのやり取りで情報を共有して使っていくと。言えばそうすることで管理のコストというのがなくなると、自分たちで管理しなくていいんだと。そのかわりセキュリティの部分もちゃんとしたそういう会社がやっていくというのが簡単に言うクラウドなのかなあと。それを、今度は複数の自治体と一緒にすることによって、もっとコストが削減できると。言えば共通化ということで国も進めているんだらうなあとというのが私の勉強した結果でした。

それで、今鹿児島県内でクラウドを検討されているところもあるかと思うんですが、どうしても単体の市町村では余り効果が見られないのかなと思うわけです。福岡県なんかはことしの8月に発表されましたけど、36の市町村が集まってこのクラウドに移管しまし

ようという話になってるようでございます。鹿児島県ではどういうふうになっているのか、また日置市として近隣の市町村との連携とかそういうのは考えていないのかお伺いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

今ご指摘ございましたとおり、このことは以前から町村会が中心になりまして、小さい自治体の中においては共通、形の中でコンピューターを導入し、市の場合はそれぞれ単独でまいりました。今後、やはりそういう時期がまた来るのかなというふうに思っております。

今おっしゃいましたとおり、この共通した、特に税法とかいろんな改正があったとき単独でやらなきゃならない、大変経費がかかる。共通的な同じシステム、要綱の中でやりますので、できたらそういう全体的な部分が大事だろうというふうに思っておりますけど、まだここまで具体的な話というのがまた今のところしてないというのが事実でございます。

**○8番（出水賢太郎君）**

ぜひ市長が率先して、またほかの市町村にも呼びかけたり県のほうにもお願いしたりして、これはもう避けて通れない問題なんです。というのも、先ほども市長のご答弁にもありましたが閣議決定された世界最先端IT国家創造宣言という中に、今後4年間で地方公共団体で取り組みを加速させなさい。

そしてまた、5月の国会でマイナンバー法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー制度というものが国会で成立しました。

これは、平成29年1月以降に各自治体で制度の開始をなささいというふうに明記されております。ということは、あと4年のうちにこの制度を整備しないといけない、これはもうどこの市町村も避けて通れない。4年といってもやはりその前の準備と、またシステ

ムの開発等にも相当時間がかかるでしょうから、やはり来年再来年あたりで動きを示さないといけないと思いますので、その辺のこのスケジュールというのが必要になってくると思います。具体的にその辺、この法律も情報も入ってるかと思いますがどうお考えでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

今ご指摘ございましたとおり、もう早く準備をしなきゃならない、これはもう法律で決まり、それで実施をしていくということでありまして、今国のほうも県、所在地を含めた中で今説明、この番号制度についてする。これに対する大変莫大な費用がかかるということのも事実でございます。その中で、今私どもはやはりそこの改修につきまして、ある程度の財政的な負担をお願いしてるのも事実でございます。

そのコンピューターを統一するという部分も必要かもしれませんけど、もう目に迫ったことはこの番号制導入ということはやらなきゃならない、この改修というのにどれだけかかるのか、まだ私どもははっきりした試算はしておりませんが、もう基本的は来年から取り組んでいかなきゃならない。

また、これが国がきちっとした26年度要求に、総務省は財務省との掛け合いの中でどうなるのか、まだここもわかっておりませんので、ここあたりもやはりきちっと国の動向を見ながら、本市は本市でこの番号制導入をやっていかなきゃならない。幸いにして、私ども職員これに長けておりますから、先般総務省に派遣した職員がこれを手がけておりましたので、ほかのところよりも私は専門的にこの番号制度については知識があるというふうに思っておりますので、今その担当に命令いたしまして、ほかのところよりもどういうふうにするべきなのかということも指示しておりますので、また議会のほうにもこういうことにつ

いてはきちっとまたご説明も申し上げていきたいというふうに思っております。

#### ○8番（出水賢太郎君）

非常に多岐にわたる制度改正になってくると思います。もちろんこの住民基本台帳のシステム、これもマイナンバーに接続しますし、介護保険だったり国保、これもやはりそういう住民の番号というのにかかわってくる、全て改修しないといけないということで、相当な額になるんだろうなあと。

しかし、これをクラウドで皆さんでやりましょうということであればそこそこ、例えばほかの県で事例が出てるんですが、大体コストが4割ぐらい削減ができるんじゃないかということをやっているようです。

どうせうちの場合は、今のシステムの契約期間というのは平成29年3月31日までです。いずれにせよまた更新しないといけないと。ですので、市長がおっしゃったようにさまざまな見地から早急に検討していただいて、多額の予算もかかることですので我々にも議会のほうにもまたご説明をいただきたいというふうに思います。

それから、そのコストの関係なんですが、今まで私もこう市役所の内部というか皆さんが仕事をしてる机を見てたら、配線がたくさんあったりとかパソコンがたくさんあっていろいろ機器があって、もうシステムごとにパソコンもありますから、端末がありますので非常に煩雑になっていると。

ですので、置き場所が足りなかったりとか、また今電算室のほうもサーバーを置いてるわけですが、サーバーというのは暑くなったらいけないので空調で冷やさないとけない、消防署もそうですよね、サーバーを冷やすために空調を入れたりとか、また電気コードがタコ足でせんといかんかったりとか配線の問題。

そしてもう1つは、ずっとサーバーを動かしかないとはいけませんから、これまた電気

代かなりかかっているかと思うんですが、その辺の現状のコストとまた、クラウドですればその辺がどうなのかなというところが考えられるわけですが、その辺はどうでしょうか。今のコストも踏まえてのお話なんですが、お答えいただきたいと思います。

#### ○企画課長（大園俊昭君）

電気代ということですが、電料料につきましては庁舎と一体となっている関係で、特に電算室の電気代というのは幾らかというのについては把握をいたしておりません。

ただ、サーバーのメンテナンスの関係でやはり経費というのは必要となってまいりますけれども、こっちにつきましては平成24年度に導入したシステムの中では、導入の初年度が900万円、2年目が1,240万円、3年目以降が2,040万円が見込まれておりまして、契約期間の5年間で合計8,250万円となっているところでございます。

なおまた、クラウド化によるコストの削減ということでございますけれども、システム関連経費を中心に国の試算では3割程度削減できるものとされているところでございますけれども、やはり業者システムバックアップの構築の態勢、そしてまた参加される市町村の数、そういったものによりましてこのコストも変わってくるというふうに認識はいたしているところでございます。

#### ○8番（出水賢太郎君）

先ほど市長のお答えで、たしか年間に1億3,000万円程度でしたかね、情報管理費関係で。そのうちのこのサーバー管理費がやはり、恐らくこれでいくと1割から2割ぐらい占めてるのかなあという感じがいたします。ですから、クラウドを導入すればこの分は確実に浮いてくるのかなあ。自前で持たなくていいわけですので。

また防災の面でも、例えば東日本大震災の

ときにそれぞれの市町村がサーバーを持ってました。そこが被災しました。ですので、住民情報を引き出せない、罹災証明も出せない、住民票もわからない、そういった状況にあったようでございます。

もちろん、もうこれは市長もよくご存じかと思うんですが、そういったリスクを回避するという点でも、別な場所にサーバーを移してますから、ここがもし被災しても情報はちゃんと残ってるというような状況になります。ですので、非常にこれは進めていくべきであると思います。

来年度から、市長のほうは市独自ののか、その辺もまだ国がどういった形で、県がどういった形でというのがわからないということでしたけれども、ぜひ市独自で研究をして、ほかの市町村にも呼びかけていくぐらいのお話の持っていき方をさせていただきたいというふうに思います。

クラウドというのは、非常に住民から見れば何のこっちゃという感じでわかりづらい部分もあると思うんですが、これが今市役所の業務の中で一番、情報管理というのが根幹にあるんだよということをもっと私たちも勉強しないとイケないわけですが、市民の皆さんにも呼びかけていただきたい。すごく見えづらい部分なので、多額の予算が来てもこれはどうなってんだろうかというのも非常にわかりづらい部分もあるかと思えます。

また、私たち若い世代はその新しい技術に対してはわかる部分もあるんですが、どうしてもお年寄りの方々なんかはついていけない部分もあります。こういった部分で、わかりやすくやはり皆さんにわかって、普及していくというのも大事だと思います。

どうしても、その辺で非常に日置市の場合はまだわかりづらい部分が多いかなあという感じとところがあるもんですから、ぜひ市長が率先してそういうのも広めていただきたいと

思うわけですが、その辺はどうお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘いただいたとおり、私どもの年代含めた中におきまして、もうコンピューターになれば見るのすらいろいろと抵抗を感じる時代でございます、若い方々は遊び心といいますかそういう中においていろんなことを進化していくというふうに思っております。

今ご指摘ございましたとおり、市町村の統一、同じ業種でございますか業者、それぞればらばらであるということも大変課題であり、これも私合併当時こういうコンピューターの統一ということで大変苦労したこともありまして、これを統一するには大きなところ、小さなところ、自治体あります。今議員がおっしゃいますとおり、理想は本当にそれが理想なんですよ。

ですけど、自治体の容量とかいろんなものがあってまた業種も違う、そういうもの等含めて、特にこの業種の中にそれはバックアップといいますか、移行するときに導入するよりも移行料が高くなった形の見積もりをいただいたり、これは本当議員がおっしゃる理想は本当にわかるんだけどこれを現実的にどう進めていくのか、今後の大きな課題でもあるというふうに思っております。

今おっしゃいましたとおり、経費的なものも大変、前はコンピューター入れれば経費が削減されるというふうになった形の中でしたんですけど、現実的には人も要る経費も要る、今の時代の趨勢かもしれないんですけど、大変私はそこにちょっと疑問も持ちながらいろいろと今決裁もしておるんですけど、今後におきましてやはり市民の皆様方にもこういうコンピューター関係につきましての経費というのはまた広報紙等でもお知らせをし、市民の皆様方もどれだけの経費が要っているということも認識していただける、そういうことは今

後やっていきたいと思っております。

#### ○ 8 番（出水賢太郎君）

今までは1つのシステムが業者がこう、何ていうんでしょうかそれぞれの業者でやり方が違って、おっしゃったように非常に業者選定にご苦労はあったと思います。

このクラウドだと、それぞれのシステムいろんな業者があると思うんですが、それが連帯してそれぞれ選べる、この部分のシステムは業者のやつをじゃあ使いましょう、このシステムはこの業者のやつを使いましょう、こう選べるようになってるところとかそういうクラウドもあるそうです。

ですので、薩摩川内市がもう2010年に、3年ぐらい前から検討して導入をされているようなんですが、薩摩川内市の場合も今まで言われた、市長がおっしゃったようなそういう業者固定型のとかそれでご苦労された。データ移行も大丈夫かなと、セキュリティも大丈夫かなと不安もあったようなんですが、無事システムの移行にも成功して、今運用されてるようですので、近くの市にそういういい例がありますからぜひ参考にされたほうがいいかなというふうに思います。

それと、昨日同僚議員からフェイスブックの活用をしないかという質問がございました。私も同感でして、といっても私もまだフェイスブックを使ってないんですけれども、確かに便利なんですよね。

ホームページをつくって出しても、今皆さん携帯でやり取りする時代ですので、ぱっと見て今こういう状況だと。市はこういう情報を出してるんだというのがリアルタイムに把握できるという、そういった利点もあります。

そしてまた、災害時の活用ですね。東日本の大震災ときも、フェイスブックとかツイッターとかで避難とか救助の要請をしたりしてヘリコプターが救助に来たという例もあったようでございますので、ぜひそういった

ところの検討をまたしていただきたいなと思うんですけれども、その辺はどうお考えかお聞きして終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

本当にコンピューターは日進月歩といえますか、大変日々いろいろと進化しております。あらゆる生活、あらゆる生活、必需品ていいますか、そういうものになったというふうに認識しております。

フェイスブックも含めまして、その使う方とまたそういうのわからない方、私ども市民にもどれぐらい使っているのか、それがわからない人がいるのか、特に高齢の皆様方はフェイスブックで言ったって何やろうかいというぐらいで、わからない部分があるのかなと思っております。

そういう部分の中で、どういう形で開発してそのことを使える方がいらっしゃるか、本当は1人でも2人でも使えたらそういう部分をやっていくのがベターだと思っております。特に、今情報管理系のほうがいろいろ検討しておりますので、さっき言いましたクラウドコンピューターについても情報管理系のほうで、県下のまたそれぞれの先進地の市町村とも勉強しながら進めさせるよう担当に指示していきたいと思っております。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、11番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔11番坂口洋之君登壇〕

#### ○11番（坂口洋之君）

皆さん、おはようございます。9月定例議会一般質問2日目、2番目といたしまして社民党の自治体議員といたしまして一般質問をさせていただきます。

9月16日は敬老の日でありました。市内各自治会では、70歳以上や75歳以上の高齢者の方々が地域の実情に合わせて敬老会が催されました。地域においては、地区民の多

くが高齢者がほとんどで敬老会そのものを高齢者が準備をするというような、そういったケースもお聞きしているところでございます。

ご存じのとおり、日本は1940年前後のベビーブームを背景に団塊世代と言われる世代が多く、今後加速度的な少子化等により人口構成のひずみが問題視されております。世界一のスピードで、今日本は高齢化が進んでいます。8月6日には、国の社会保障国民会議におきまして医療、介護、年金、子育て等の方向性が示されました。これまでの1970年代モデルから、2025年モデルへの転換が掲げられております。

同時に、国の社会保障制度も大きく転換されようとしております。そういう状況の中で、本市も高齢化が年々進んでおります。そういう状況の中で3点質問いたします。

1 問目は、本市の介護保険制度の現状と課題について質問いたします。1つ目は、今後の介護保険制度の国の動きについて、市としてどのように把握されているのか。2つ目は、介護保険特別会計の運営と介護利用サービスの課題は何か。3つ目は、介護予防事業、1次予防、2次予防の取り組み状況についてお尋ねいたします。

2 問目の質問をいたします。介護保険と関連する質問となりますが、日置市の認知症予防の本市の取り組みについて3問質問いたします。

1つ目は、認知症予防の現状と日置市の考え方についてお聞きいたします。2つ目は、認知症高齢者が行方不明になる件数が近年増加しております。先月も市内で高齢者が行方不明となり、その後亡くなったというケースもあったようでございます。その対策と各関係機関との連携について、市としてどのように考えているのかお尋ねをいたします。3つ目は、認知症家族の会の活動状況と参加の状況についてどうなのかお尋ねいたします。

3 問目に質問いたします。川内原発の安全対策について質問をいたします。7月8日に、九州電力は原発安全審査の申請を原子力委員会に申請いたしました。そういう状況の中で、3点質問いたします。

1つ目は、国が進めます原子力政策、エネルギー政策について市長の考えを伺います。2つ目は、川内原発の再稼働についての市長の基本的な考え方をお聞きいたします。3つ目は、日置市の原子力防災計画と避難計画の現在の状況について質問をいたします。

以上、3問について市長に質問し、1回目を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分といたします。

午前10時56分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

それでは、1番目の本市の介護保険制度の現状と課題について答弁させていただきます。その1でございます。

介護保険法の改正については、社会保障審議会介護保険部会で進められているところでございますが、現在の改正内容につきましては、1点目が地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し、2点目が要支援者への支援の見直し、3点目は一定以上の所得を有するものの利用者負担の見直し、4点目は補足給付の要件に資産を勘案する等の見直し、5点は施設介護サービス費の支給対象の見直し、6点目は低所得者の第1号被保険者の介護保険料の負担軽減等でございます。27年度から始まる第6期介護保険事業計画を踏まえて、これらの必要な措置を27年

度をめどに講じることとなっております。

2番目でございます。介護保険特別会計においては、介護給付費が毎年5%程度伸びており、平成24年度は48億6,000万円の給付費となっております。今年度7月までの給付費を見ても、約5%の伸びとなっております。介護給付費が伸びると介護保険料を上げざるを得ない状況であり、介護保険特別会計の運営は非常に厳しい、緊迫した状況であるといえます。

介護サービスの利用については、現在介護認定者の約84%が在宅、施設のサービスを利用しておりますが、今後の課題といたしまして医療との連携、地域での見守りを強化して在宅サービスの充実を図っていく必要があると考えております。

3番目でございます。介護予防事業は、介護保険の制度の中で高齢者が要介護、要支援状態にあることを予防するための事業であり、第1次予防事業と第2次予防事業に分けられます。

第1次予防事業は、65歳以上の全ての高齢者に対し、健康づくり教室や介護予防大会、高齢者元気度アップ事業やいきいきサロンへの助成等を実施し、高齢者の日常生活で必要となる機能の維持または向上を図っております。

次に、2次予防事業は要支援や要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を予防するために、基本チェックリストを全高齢者に配付し、運動、栄養、口腔機能が低下している方を対象に、第2次予防教室、いつまでも元気教室を各地域で実施しております。介護保険は、高齢者の自立支援を目指しており、今後も高齢者の介護予防事業参加への積極的な働きかけを行ってまいります。

2番目の、認知症予防の本市の取り組みについて、その1でございます。本市につきましては、高齢化率の増加に伴い認知症対策は

大きな課題となっているところであります。

介護保険申請時の主治医意見書から、認知症になられた方は平成24年度では2,023人で、高齢者の13.8%となっております。

認知症予防の現状といたしましては、脳活性化を目的とした教室の開催や、認知症を理解し予防するための認知症講演会等、広く市民の皆様にも周知しているところでございます。

また、認知症の原因である予防可能なものとして脳卒中であります。その原因となる糖尿病や高血圧症の対策が必要となりますので、特定健診の受診率をさらに伸ばすことが重要と考え、関係機関との連携を図りながら対応しているところでございます。

その2でございます。認知症の方の行方不明やいわゆる徘徊といったことは、家族、地域、行政、関係機関がともに連携して対策を講じなければならないと考えております。日頃から認知症の方々を地域で見守りができるよう、認知症についての講演会やいきいきサロン、自治会での健康教育を積極的に実施しているところでございます。

また、認知症を理解し、地域で支援する方を要請する認知症サポーター養成講座を各地域で実施し、平成24年度末で2,330の方が受講されております。

個別の具体的な支援の1つには、介護支援専門員が中心となるサービス担当者会議に、介護サービス提供事業者や民生委員、自治会長さん方が出席していただき、緊急時の対応について検討することもあります。

3番目でございます。認知症家族の会の活動につきましては、現在ほのぼの語ろう会という名称で介護家族の方の集まりを実施しております。

当初は、認知症の家族を中心とした集まりで開催してはりましたが、少人数となることもあり、内容を検討しながら柔軟に開催しております。介護体験者や介護に興味を持って

いる方々の参加もあり、交流や学習を深めながら貴重な情報交換の場となっております。

24年度は年6回、延べ63人の参加となっております。

3番目の、川内原発の安全対策について。その1でございます。国は、東日本大震災以降原発の再稼働につきましては、原子力規制委員会の厳格な規制をクリアしなければならない政策を行っており、また安倍首相は、日本のエネルギー政策については原子力比率を今後引き下げていく、今後3年間の間に再生可能エネルギーの普及と省エネルギーの推進を最大限加速させていくと公言しております。

私も以前から申し上げておりますとおり、原発は今後段階的に縮小し、太陽光、風力、水力など、再生可能エネルギーの利活用を推進すべきだと考えております。

2番目でございます。川内原発の再稼働につきましては、さっきも申し上げましたとおり将来的には廃炉ということを考えております。ですけど、このことについては特に薩摩川内市、鹿児島県知事、これが基本的に同意の要件というふうになっておりますので、私ども隣接した市町村としては、このことについてはコメントを差し控えたいと思っております。

3番目でございます。日置市地域防災計画原子力対策編として、平成25年4月30日に策定いたしました。

避難計画につきましては、UPZ圏外の市内公共施設等で収容ができない部分については、日置市外へ避難することになりますが、鹿児島県が調整を行い、日置市としては南さつま市の公共施設を使うよう指示があったところでございます。

現在、南さつま市のほうにお願いをいたしまして、どこの地域がどこという部分について、今後避難計画を策定をやっていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○11番（坂口洋之君）

市長が答弁されました。2回目の質問をさせていただきたいと思っております。きょうは伊集院の女性団体の方も来られております。

今回私は、介護保険の質問と認知症の質問をしておりますので、当然ながらこういった地域の女性団体の方々も今後協力をしていただければという、そういったお願いもいたしまして質問をいたします。

2015年より新たな介護保険法が改正されて、日置市においても第6次介護保険事業改革がスタートいたします。また、同年秋には本市では介護保険サミットが開催され、全国から関係者が集まり先進的な取り組みが報告をされます。

今後、制度改正の中で日置市を取り巻く介護保険の利用、サービス等は大きく変化します。将来的な高齢化が予想され、支える側の市民の負担等も避けて通れない大きな課題と考えております。介護サービスを利用する人も支える人も、また若い世代も安心して将来不安なく介護サービスが受けられるような日置市の介護保険制度を望んで質問をいたします。

まず、国の動向について質問をいたします。社会保障制度を充実させるということで、昨年民主党、自民党、公明党が消費税の引き上げ等を法案として成立いたしました。これは何と言っても、今後伸び続ける社会保障費、特に高齢化を意識した財源の確保ということでございます。

来年以降、場合によっては消費税が引き上げられる、今回多くの方も社会保障がふえ続ける現状を考えれば消費税やむなしという方もいらっしゃると思います。しかし、今の国の動向を見ますと、社会保障の財源を確保するどころか、コンクリートから人へという民主党政権から今度は人からコンクリートへという形

で、社会保障の財源確保の目的がこの消費税の引き上げ、社会保障の引き上げが公共工事の大幅増ということで、本当に社会保障の財源が確保できるのかというそういった疑問の声が寄せられておりますけれども、そのことについて市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

これは国のほうで、それぞれ3党合意の中で消費税を上げ、その消費税につきましては社会保障に充てるというふうになっておりますので、私はそのような形の中で使われていくというふうに思っております。

**○11番（坂口洋之君）**

8月6日に、国の社会保障国民会議が2015年以降の介護、医療、年金、子育てについて、方向性が示されました。そういった中で、2025年の超高齢化社会を見据えた医療、介護、年金、少子化対策が、具体的な内容で示されております。今後の方向性として、1970年代モデルから2025年モデルへの転換を掲げております。全ての世代から、その能力に応じて支え合う前世代型の社会保障が実現が示され、年齢別から負担能力別による社会保障の負担のあり方が示されております。

今回、介護保険の改正点といたしまして、要支援一、二についての介護保険を切り離し、年収300万円以上世帯の介護サービスの2割負担、特養施設の介護度3以下の利用制限、また負担増等が現在盛り込まれております。

最終的には、来年の通常国会で決定すると思っておりますけれども、そういった状況の中でもしこの国の方向性が示された場合、日置市の市民にとってどのような介護サービスの利用への影響があるのか。また、本市の財政的な負担、今後どのような影響があるのか、市としてどのように考えているのかお尋ねいたし

ます。

**○市長（宮路高光君）**

今回介護保険については、後ほど9番議員のほうも詳しく恐らく質問があるかというふうに考えております。今おっしゃいましたとおり、第6期におきます介護保険制度、さっきも申し上げましたとおり6つの点について制度が変わります。

特にこの、所得に応じてそれぞれ負担が変わる、これが一番大きな形の中で変わってくる。今介護施設の特老でございますけど、現実的にも介護3以上、これがもう98%程度はもうなっておりますので、大きな私はさほど影響はないというふうに思っております。

そのような中におきまして、特に私ども介護保険の今保険料をいただいておりますけど、恐らく25年度で借入をしなければ運営ができない、来年も借入をしなきゃならない、一番大きな問題としてやはり私はこの介護保険料が上がっていく、これが一番市民の皆様方にとって、このサービス以上に大きな1つの要因になってくるというふうに思っております。

**○11番（坂口洋之君）**

今後、高齢化が進みますので、社会保障費そのものは伸び続けていくという現状もあります。毎年3兆円ぐらいずつ上がっていくという、そういった試算も示されておりますけれども、当然来年の通常国会に向けて現在具体的な社会保障の国民会議の試案が示されておりますので、今後市長として国や県に対して制度が見直される現状の中で、どのような要請をすべきであると考えているのかお尋ねをいたします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には、さっきも申し上げましたとおりこの介護保険料、料金を下げるには今国と県と市町村の負担がございますけど、やはり国の負担を多くしていただかなければなら

い。そうすることによって、この保険料は下がるというふうに思っております。

国の保険料が率が上がっていかねば、どうしても今の制度上の中にいきますと介護保険料は上がるということになりますので、やはり私ども市町村も負担をする部分もございませぬけど、やはり国の負担が大きくならなきゃならない。やはりこういうことについて今までも、この制度改正の中におきましては国の負担がもう少し率を上げてほしいという要望もしておりましたので、今後ともこの要望は続けていきたいというふうに思っています。

#### ○11番（坂口洋之君）

来年度、通常国会の中で今後具体的には議論がされております。各専門家からもいろんな意見も出されております。特別養護老人ホームについても、介護3以下の方は、現在大体特養の利用者の方の12%が介護3以下といわれております。

介護度的には低い方でも当然、介護度以上に非常に介護が必要な方もいらっしゃいますので、そういったのも含めて取り組んでいたきたいと思っておりますけれども、今回の介護保険法の改正案についてのポイントの中で、介護度の要支援1、2についての改正ポイントがあります。

これまで国がしていた要支援1、2については、介護保険から外して自治体に移管するということが示されているわけでありませぬけれども、そういった中で今回の要支援の1、2の国の動きについて、市長はどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

要支援1、2の場合は、介護保険については軽い方でありませぬ。その中におきまして、今回市町村のほうに切り離しといいますか、給付費は特別介護保険の事業の中でやりますけど、今までは全国統一的に要支援1、2の方はサービスのほうが統一されておりました

けど、これは市町村によって厚くしてもいい薄くしてもいい、若干この要支援1、2において市町村間でサービスを受ける中において差異が出てくることは間違いございませぬ。

ですけど、この差異の中で、それぞれの市町村で要支援1、2のあり方が私若干違おうと思っておりますので、ここあたりはどういう形の中で市町村が運営するのか、これは大きな一つの市町村に課された責務があるというふうに認識しております。

#### ○11番（坂口洋之君）

平成18年の介護保険法の改正によって、要支援1、2というのが設定されたわけなんですけれども、本来の予防は介護度の重度化を防ぐという観点で要支援1、2が設定されました。

専門家にお聞きいたしますと、自治体によって介護サービスに差がつくのではないかと、いうそういった指摘もありますし、国の方向性といましてはNPOやボランティアの活用ということも方向性が示されておりますけれども、そういった中で要支援の1、2の目的であります予防の重症化を防ぐという理念については、私は大きく後退するのではないかと、いうことを危惧するわけでありませぬけれども、その辺についての市長の考え方を聞かせ願いたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

今おっしゃいましたとおり要支援1、2の方、その重症化ならない中で予防する。さっき述べましたように、1次予防2次予防というのがあるというふうに認識しております。

その中で、私ども日置市におきましてもやはり高齢者全体、介護認定を受けてない方も含めてこのことはやらなきゃならない。また、介護保険ばかりでなく、あるいは国民健康保険のほうにもいろいろと寄与します。

そういう中におきまして、健康づくり、介護だけという部分じゃなくやはり高齢者の

方々についてはこの健康教室を含め、また健康体操そういうものもやっていきたい。特に今回考えているのは、この健康運動というものをやはり私は地域で取り組む必要があるというふうに思っております。

今、それぞれ各支所と、また本所もですけど1カ所に集めていろいろやっておりますけど、やはり地域にこういうものはしていかなければ、お年寄りですから交通の便とか気楽に行けないとかございますので、これは今後私どもがこの介護予防に取り組む大きな課題でございますのでやはりきめ細かい、要支援1、2の方はどうしても、どうかすればそれぞれ公民館とか地区館には来れますので、やはりそこに出てこれるそういう方策というの今後必要であろうかというふうに思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

市長は健康体操等を今後考えてるという、そういった答弁があったわけでございます。現在、日置市内には要支援1、2の方が介護認定される方が3,300人いまして、通常は2,800の方が介護保険サービスを利用されております。

そのうち約1,000の方が要支援1、2ということで、今後とも大きな影響がやはり心配されますので、そういった状況を踏まえて市とした形でしっかり、財源確保を含めてしっかりとした対応をお願いしたいなと思っております。

次に質問いたします。介護保険特別会計の運営と利用サービスの課題についてお伺いをいたします。

毎年、5%程度介護の給付費が伸びているという答弁でございました。平成24年度におきましても48億6,000万円、25年度の当初予算についても51億円ということで、3億円ずつ伸びているわけなんですけれども、3月議会の中で最終日に出されてお

ます文教厚生委員会の介護保険特別会計の中での附帯意見といたしまして、介護給付費の抑制策及びに介護予防事業等の効果に期待するとともに、健康保険課の医療費分析を介護の重度化抑制につなげられるよう、密な連携を図られたいという付帯意見が出されております。

そこで質問いたします。介護給付費の抑制策と介護予防事業の効果を実効あるものにするために、その後どのように取り組まれたのか。2つ目に、健康保険課との密な連携をすべきとのことではありますが、市としてどのように進められたのかお尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、介護保険を含めた中におきましては、やっぱり予防活動をしていかなきゃならない。特に健康保険課と保健師を含めた中で十分な連携をしていく必要がある。議会のほうからも、やはりこの介護給付費というのを抑制していかなきゃならない、ここあたりが大変大きな課題である。

特に一番大きな問題として、介護保険の場合の制度上の中においてやはり施設型と在宅、基本的には在宅サービスということをしていかなきゃならない。施設に入れば入るほど介護保険料上がります。

やはりそういう部分をお互いが認識していく必要があるというふうに思っておりますので、この健康保険課とも十分連携をしながら、特に保健師の皆様方の個別訪問を含めた中でこのことの対応というのをやっていかなきゃならん。

今おっしゃいましたとおり、すぐ1年そこらでその対策が効果が出たとか出ないとか、これ大変大きな、数字にあらわすには問題かといいますか、私どもも一生懸命やっておりますけどすぐ数字にあらわれることじゃございませんので、やはりまた健康保険課で行っております特定健診といいますか、こういう

ものもきちっとアップをしながら進めていくことが、またゆくゆく介護保険料の給付の削減にもあらわれてくるというふうに認識しております。

#### ○11番（坂口洋之君）

先ほど市長は答弁がありました。国や県も在宅介護サービスに力を入れたいというんですけれども、現状はなかなか施設サービスに頼らざるを得ないという、そういった本県の事情があります。

1つは、鹿児島県は高齢者の1人暮らしの割合が全国一でありますので、もし介護が必要な場合、どうしても施設に入所せざるを得ないというそういった実態もあります。

また、先ほど市長が答弁されたとおり、すぐにこの介護保険の現状と課題について解決できるとは私も思っておりませんので、息の長い、市としてのしっかりした取り組みを期待したいなと思っております。

次に質問いたします。第5次事業計画の中で、介護保険料については、1号保険者平均で4,980円という保険料が設定されております。25年度においても、介護保険給付費準備金も枯渇し、県の財政安定化基金から今年度も借り入れているとの答弁であります。

27年度以降は、県の財政安定化基金等の借入額の返済を含めた介護保険料の負担が素養されます。27年度以降の保険料設定に向けての考え、また準備基金が枯渇した中で今後の日置市の介護保険給付準備金のあり方、積立等について、今後どのように市として考えているのか市長の考え方をお伺いしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今まで十数年間この借入もしないでやってまいりました。その中で、この県下それぞれ保険料というのはばらばらでございます。安いところは3,000円ちょっとから高いところは6,000円という、倍ぐらいの差の

中で保険料が設定されております。その中で、本市は4,980円とちょうど中間程度であるというふうに認識しております。

そういう中で今までやってまいりましたけど、第6期に向けた保険料の策定というのも入っていかなきやならないというふうに考えております。基本的には、この25年度でどれだけ借入をするのか、また26年度どれだけするのか、このことによってやはりこの保険料という算定が出てくるというふうに思っておりますので、ここあたりも十分精査をしながら、特に25年、26年の給付費が、5%という部分でございますけど、なるべく4%、3%に削減できた中において、最小限の借入の中でやっていくことが27年度からの保険料に関与するというふうに思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

今後とも財政的には非常に厳しいというそういった答弁がありますけれども、毎年3億円ぐらいずつ給付費が伸びておりますけれども、第4期においては前倒して施設整備がされました。第6期に向けては、介護給付費と介護保険料のバランスを見ながらの施設整備が必要だと思いますけれども、日置市として第6期の施設整備に向けて負担と給付を考えた場合、どのような形で施設整備を進めていく考えなのか、そこら辺についての市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

次の何か、やはり施設整備、これは今おっしゃいましたとおりそれぞれ施設のほうに入りたいというご要望もいっぱいあるのも事実でございます。基本的に、その施設をつくれればつくるほど上がる。特に50床の介護保険、特別老人をつくれれば約年間2億円という、グループホームの18床は5,000万円、これがある程度の基準でございますので、これを1人当たりの保険料に割れば100円

200円というのは、もう1つつくって上がるというふうに思っております。

先般、前倒しをしたわけでございますけど、ちょうど国の補助制度、基金がございます。やはり施設整備をするにもある程度の基金の活用をしていかなければ整備ができないということでございますので、前倒しをさせてある程度の特老、グループホーム、小規模多機能の整備をさせていただきましたので、次の期についてはやはり施設整備のほうは一応休止といたしますか、やってある程度の保険料、その推移を見ていかなきゃならない。

恐らく待機者、いろんな中身もふえてくるかというふうに思っておりますけど、やはり次の期については今の現状の中の施設整備をし、また保険料等がどう動いていくのか、ここあたりも十分精査していくというふうに考えております。

#### ○11番（坂口洋之君）

特別養護老人ホームで、市長の答弁におきますと年間2億円、50床でいきますと1人当たり年間400万円ぐらいの経費が掛かるということでございます。また、私の祖母も現在小規模多機能のグループホームに入っております。

明細見ますと、月の支払いが十二、三万円だと思いますけれども、明細見ますと30万円の経費がかかっているということで、簡単に言うと2.5倍の経費が介護保険給付費から払われておりますので、介護給付費の負担と給付の問題では非常に難しい問題とありますけれど、そういった待機者の状況を踏まえて市としても十分な形で取り組んでいただきたいと思っております。

次に、介護サービスの利用について質問をいたします。先ほどの答弁の中で、介護認定者の84%が在宅施設のサービスを利用しているとの答弁でございました。今後の課題といたしましては、医療との連携、地域での見

守りを強化して、在宅サービスの充実を図るといった答弁がありました。

そういった中で、介護サービスの質の向上について質問をいたします。介護サービスの向上は、何といたっても人材の確保、育成が急務であります。同時に、介護従事者で働いている方々の処遇がなかなか改善しないといった現状があります。処遇の改善がまずスキルアップにつながると私は感じております。

そういった中で、そのことは国が決めることなんですけれども、また日置市自体の介護施設のサービスの向上を私は願って質問したいと思っております。

日置市では、現在事業所連絡会が現在6部会あるとお聞きしております。そこで、各事業所の職員の方々がいろんな勉強会や情報交換をしながら、介護サービスの質の向上をしてるということをお聞きしております。

まずその目的と内容と、また日置市の介護サービスを充実させる点で各部会からどういった意見が出されたのか、その点についてお尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれ日置市におきまして、現在5部会がございます。今ご指摘ございましたとおり、サービスの充実というのは、その質ていいですか、人のスキルアップをやっていかなきゃならないというのが事実でございます。

現在、やはり介護保険事業所にしている定着率といいますか、まだ今のところもそんなにいいほうではございません。やはりいろんな新しいところができたらそういうところにいきまして定着率も前よりも若干改善したと思っておりますけど、やはり基本的には定着していかなきゃならん。定着していなければ、新しい人が来たってまたスキルは上げていかなきゃならない。

今おっしゃいましたように、賃金の体系もあろうかというふうに思っておりますので、

やはりその処遇の問題でも国県の中でも若干それぞれの施設で違う部分もございます。法人でそれぞれ違いますので、こういう意見も出し合いながらやはりその中におきますサービスの提供のあり方ということも意見交換の中で出ておりますので、市としてもやはりそこあたりの調整といたしますか、こういうことも今後やっていく必要があると思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

再度質問してはいますが、6部会で、具体的にもう少しどういった意見が出されているのか、詳しい説明をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○介護保険課長（福山祥子君）

まず、介護保険事業連絡会の目的をもう一度お話ししたいと思います。これは介護、それから介護予防サービスの利用者の方々へ、質の高いサービスを提供する方策につきまして、研究それから検討する目的で活動している連絡会でございます。

各部会では困難事例の検討とか、それから専門の講師を招きまして研修会等を開催しているところでございます。これらの検討会、それから情報交換の中ではそれぞれ、例えば認知症の対応の問題で、ケアの問題で非常に悩んでいる。それから、実務の方々につきましてはなかなか研修に出る場がないと。地元でこのような研修会があると非常に助かるというふうなことで、日ごろの悩みとか課題とかそういうものを出し合いながら、日々のケアの活動等に生かしているというような現状でございます。

それともう1点は、研修を学びたいけれどもなかなかというふうな意見がございますので、それらについての学びたい研修内容、それから講師等の方々を出していただきまして、研修企画等をしているというような状況でございます。

#### ○11番（坂口洋之君）

いろんな意見が出されまして、私もちょっと把握できなかったんですけども、やはりこういった、日置市において6部会ということで、いろんな職員の方からいろんな意見が出されまして私も非常に参考になったと思っておりますけれども、今後そういった6部会等含めた、行政も含めたやはり連携と、そして行政からのやっぱり支援も積極的にすべきではないかと思っておりますけれども、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

介護保険の事業主体は市でございますので、今おっしゃいましたとおりそれぞれ法人がいろいろと取り組んでおりますけど、やはり介護保険の事業主体としての責務は果たしていかなくやならないというふうに思っています。

#### ○11番（坂口洋之君）

今後ともやっぱり日置市としまして、日置市の介護事業所の職員の人材育成と連携というのは非常に重要だと思いますので、この分野についても今後非常に力を入れていただきたいと思っております。

介護予防の1次予防、2次予防について質問をいたします。日置市の2次予防ということで、対象者把握事業というのを実施していると思います。私も過去文教厚生委員会に所属をしておりました。2次予防事業についての対象者把握事業については、なかなかアンケートをとって、そして対象者を把握して健康教室を実施しているんですけども、なかなか参加の状況が思わしくないと。

その理由といたしましては、健康だから、時間がないからとか、楽しくないからとかいろんな意見も出されました。現段階のこの対象者把握状況の現状と課題等があれば教えていただければと思います。

#### ○介護保険課長（福山祥子君）

2次予防事業の24年度の実績にまずつい

て申し上げますと、昨年度チェックリストというアンケートを発送しました数が、1万941人に対しまして発送しております。回収が7,818人で、回収率は71.4%でございました。その中で、2次予防教室の対象となった方が1,738名、このうち2次予防教室に参加された方が188名という現状になっております。

この24年度の2次予防教室参加者の188名ですけれども、23年度よりも60名ふえているところでございます。教室の参加者の皆様は、運動機能の維持向上が図られまして、主観的健康感の改善も多く、介護予防の効果が見られているところでございます。

今後の課題といたしましては、参加者の皆様がふえますようにさらに積極的なアプローチをしていくというふうなことが大きな課題だと思っております。

以上です。

#### ○11番（坂口洋之君）

対象者が1,787名、参加者が188名ということで、参加率にすれば十二、三%ということでも、なかなか参加者が厳しいという状況です。本市だけでなく全国的にも、国の介護予防を進めても参加者が進まずに介護予防がなかなかこう現状では厳しいというそういった状況があります。

そういった状況の中で、今後各自治会の皆様方の協力と連携が重要だと思いますけれども、市として今後どのような形で進めていく考えなのか、そこら辺についてお尋ねをいたします。きょうは女性団体の方々もたくさん来て、見えておりますので、そこら辺についてのご意見をいただければと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほど答弁いたしましたとおり、今後私は地区館、自治会長さん、こういう方々と十分連携をして、来やすい場所そういうものを選

定しながらやはり介護予防という部分じゃなく、体操、健康教室、こういうものも含めてまだ介護予防、認定を受けてない方も一緒に取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

以前、この予防の中で筋肉トレーニングとかいろんな機械も入れたりしたこともございましたけど、実質的に余り大きな効果がないというふうに私、自分自身も認識しております。みんなが参加して、参加しやすいそれぞれの健康体操等をやっていくことが大事であるというふうに思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

介護保険の質問については終わりました、認知症予防について質問をいたします。65歳以上の高齢者のうち認知症の方は、2012年時点では推計で350万人とも、また別な計算では460万人ともいわれ、今後も大幅に増加するといわれております。

認知症については、初期、軽度から対応をしていけば薬等で進行をおくれさせることができるといわれております。そういう意味でも、事前の発見、予防、軽度のうちに対策をとることが望ましいと考えております。

そこで質問いたします。認知症の早期発見の予防策について質問いたします。なかなか認知症であっても把握というのは非常に難しいということもお聞きしております。個人の問題でもありますし、またプライバシーの問題等もあるというのを私もお聞きをしておりますけれども、市として認知症予備軍及び軽度の認知症把握についての現状についてどのように取り組まれているのか、具体的な事例等があればお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、この認知症の予備軍といいますか、こういう軽い方を見つけるのは大変難しいというふうに思っております。家族の方々もいろんなその人の動向

によって、物忘れをしたり同じことを言ったり若干わかると思いますけど、重度経度というのは大変難しい判断だと思っております。

今後も、やはり認知症の対策、サポーター、全体で、ただかかっただけやなく一般の方々も一緒に認知症というものはどういうものであるというそういうサポーター養成、こういうことをやはりきちっと今後幅広くやっていく必要があるというふうに思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

先ほど市長が答弁あったとおりに、なかなかこの認知症の把握というのは非常に難しいと思います。私の祖母も92歳になっております。認知症です。施設に入っておりますので、遠くに出歩くこともなく大きな声を上げることもないんですけども、一応認知症ということになっております。

日置市の、先ほどの答弁の中で現在認知症といわれる方が2,023人という答弁がありました。昨年の12月議会の中で8番議員も質問がありまして、そのときは1,700人という数字だったと思いますけれども、この9カ月間で300人近く認知症の方がふえているというそういった実態があります。

そういった実態の中に、昨年の12月議会の中で、8番議員の中での認知症対策についても市長が述べられております。昨年は滋賀県で行われました介護福祉サミットの中で、認知症対策については認知症サポート医、それと物忘れ相談医の役割が大きいと市長は答弁で述べられております。

認知症予防における日置市の認知症サポート医が現在3カ所と、物忘れ相談医が現在11カ所あります。まずその役割と活動について、どのように考えていいのか。私も今回この質問をして、初めて認知症サポート医と物忘れ医がいるということをお聞きしたわけですが、よりわかりやすい市民への周知が必要ではないかと思っておりますけれども、

市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきありましたとおりに、認知症サポート医と物忘れ相談医大変難しい、どの方がそういうお医者さんなのかいろいろとそういうことで区別をするのも難しいというふうに思っております。

さっきもありましたとおりに本市におりますので、やはりそういう方々からいろいろと一般の方々の講演会とかそういうものを多くやっていかなきゃならないというふうに思っております。

特に、先般のサミットの場合もこの認知症サポート医の方がその実例等をいろいろとし、この認知症サポート医に余りなりたがらないという先生方もいらっしゃるということで、多くの先生方がこういう認知症サポート医になってくれると早く救済していく。

救済すれば、さっき言ったように軽度の場合は薬等で若干それをおくらすことができるということもございましたので、私も今回サミットをする場合についてはここをやはり重点的に、やはりもう少し私ども市民の方々がこのことに理解といいますか、周知が足りない部分がございましたので、テーマとしては日置市におきましてもこの認知症サポート医を含めた方々のいろんな意見、また小分会等でこのことを広く自分たちの市民の皆様方が勉強してほしいというふうに思って、そういう専門医の方をおいでいただくような形をやっていきたいと思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

昨年、市長も滋賀県の介護福祉サミットに行かれております。ことしも富山県の南砺市に介護福祉サミットに行かれるようでございます。特に今回、認知症対策については認知症サポート医と物忘れ医の役割が非常に大きいといわれてます。

一方では、なかなかやっぱり認知症相談医

の方もやはり、なかなかこうメリットはなくてもデメリットだけあるというのを私もお聞きしております。ネット上見ますと、いろいろな問題点や課題点も見えてきておりますけれども、やはり認知症対策についてはこの認知症対策医と物忘れ相談医、そしてかかりつけ医との連携が非常に重要だということをお聞きしておりますので、そういったことを含めて今後に生かしていただきたいと思っております。

次に質問いたします。認知症の早期把握のことについてお尋ねをいたします。各自治体で、いろいろな事業をしております。1つここで紹介したいんですけれども、石川県の金沢市においては、認知症対策の一環といたしまして2008年から物忘れ予防事業に取り組むモデル地区を選び、介護認定を受けていない65歳から80歳未満の在宅生活者に調査票を郵送。認知症傾向のある高齢者については医師が検査をし、再検査があれば専門医を託す事業を実施しております。

また、福井県は検診時の認知症検査も同時に実施、12年度から試験的に実施、全市町に広げる計画があるとのこと。本市も、早期発見の視点で認知症予備軍の早期発見等を実施している先進的な取り組みを本市でも調査をし、実施すべきではないかということをお聞きしたいわけですが、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今のところはそこまで考えていないということでございます。

○11番（坂口洋之君）

そこまで考えていないというそういった答弁でありますけれども、認知症サミットを、また南砺市も行かれておりますので、そういったいろんな先進事例があると思っておりますので、やっぱ市としても今後検討していただきたいなと思っております。

次に質問をいたします。国は、昨年9月に

認知症施策推進計画オレンジプランを25年度から29年度まで作成をし、25年度から26年度に向けてモデル自治体で事業実施をし、27年度から各自治体に介護事業計画を盛り込まれるとのことでございます。まずその内容についてご説明をください。

また、25年度から26年度については認知症ケアパス、状態に応じてサービス提供の流れということで義務づけておりますけれども、認知症施策推進計画作成に向けての本市の考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

認知症ケアパスも含めて、27年度から計画については本年度中に高齢者の実態調査や日常生活、圏域のニーズ調査を行って、その結果を踏まえまして来年度より具体的な計画を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

坂口さん、あと2分少々ですのね。

○11番（坂口洋之君）

次に、川内原発の再稼働について、安全対策について質問をいたします。多くの国民が福島原発1号機2号機の事故を目の当たりにしまして、2030年までの原発稼働をゼロにするという願いの中で、再生可能エネルギー法も成立しました。日置市においても再生可能エネルギーの活性化に向けて、現在メガソーラーや風力、小水力発電と計画が進んでおります。

しかし、安倍政権は成長戦略に原発を活用するという方針を明確にするなど、福島の教訓を生かした原発政策から将来的な脱原発から、国民の願いに逆行してると考えております。そういう状況の中で、原発について現政権のエネルギー政策について市長の見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

このエネルギー政策という、大変大きな課

題であるというふうに思っております。今の中におきまして、原発はどこも今とまっている状況でございまして、それぞれの輸入といえますか、原油を含めて大変高騰しているのも事実でございます。

そういう中で、私ども日置市におきましても今までもお話申し上げておりましたとおり、太陽光等を中心として少しでも日置市でもそのような再生可能エネルギーをつくらうということをやっておりますので、国におきまして、特に今原子力委員会の中におきまして大変厳しい規制の中で今それぞれの原発におきます審査等も行われておりますので、そういうものをやはり見守っていきたいというふうに思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

次、質問いたします。気象庁統計によりますと、01年から10年までの10年間のマグニチュード6以上の地震発生は年間平均2.2件でした。東日本大震災発生時の2011年は、年間116件発生したとのことでございます。

そのような中で昨年9月1日の新聞に、阪神大震災17年間にマグニチュード6を超える地震のうち、国が警戒断層としている100以外の活断層によって14回の地震が発生しているという記事が掲載されました。その中には1997年3月の鹿児島県北西部地震も含まれております。

また、ことし2月2日付の新聞には、マグニチュード7級は鹿児島県に出水、甑、市来の3断層と報道されました。そういう状況を市として把握されているのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

本市におきましても、いろんな地震があるということで報道されておきまして、私ども日置市も震度5以上の活断層もあるということも把握しております。

#### ○11番（坂口洋之君）

最後の質問といたします。来月の10月の12日に、国の原子力防災訓練が震災後初めて薩摩川内で実施されます。震災後初めてということで、全国的にも注目をされております。日置市としてどのような形で参加をするのか。鹿児島市長も参加するという事なんでしょうけども、市長も参加されるのかその辺について質問をし、私の質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

12日に原子力の防災訓練があるというのは聞いております。本市にも、中央公民館のほうにその避難者の方が来るということでございますので、私もこの地元に来られたときは自分も参加して、それぞれの実態を見させていただきたいというふうに思っております。

#### ○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時といたします。

午後0時05分休憩

---

午後1時00分開議

#### ○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、上園哲生君の質問を許可します。

〔9番上園哲生君登壇〕

#### ○9番（上園哲生君）

9月議会は時局的に災害対策の議論する特徴を持っておりますけれども、あわせて今後の財政運営について検討する議会でもあります。国も来年度予算編成に向けた各省庁からの概算要求が出そろい、また本市においても平成24年度決算が認定議案として上程されたところであります。さらに、消費税率引き上げによる社会保障と税の一体改革の議論がなされているさなかでもあります。消費税率1%の税率引き上げで、約2.7兆円の税収増が見込まれ、3%の税率引き上げで約8兆

円の負担を国民に求めることになるといわれております。

しかしながら、社会保障の財源を担う社会保険料と税は一体的に見直すことで、社会保険料の負担軽減がなされるのでは期待しながら見守っておりますが、その実態がよく見えてまいりません。むしろ消費税の負担とともに、社会保険料の引き上げも求められるてくる状況を感じ心配をしております。

そこで、今回はまず社会保障制度の中の介護保険制度の持続可能性を高めていくためにはという観点から、先ほど同僚議員の質問もございましたけれども、なるべく重複しないようにさきの通告に従い質問をさせていただきます。

介護保険制度は、ご承知のとおり平成12年度から始まった新しい制度であります。これまでもいろいろと改変を経ながら新たな対応を迫られてきました。8月にまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告書、その実現への道筋を示したプログラム法案を見ますと、余り準備期間がない中で大胆な方針変換が示されております。

例えば、制度創設時より1割にとどめおかれてきました利用者負担割合を、一定以上の所得のある利用者の負担率の引き上げとか、利用者の中でも比較的症状が軽い要支援者へのサービスのあり方を抜本的に見直し、平成27年度から段階的に市町村事業に移すことなど、今後現場対応がてんでこまいしような内容が審議されているようであります。

そうした中で、まず1番目の質問として、第5期目の最終年度となります平成26年度予算編成についてお伺いをいたします。

平成26年度は、現行制度のままで予算編成をしなければなりません。しかしながら、既に介護給付費準備基金、前年度からの繰越金をもってしても不足金が出てしまい、財政安定化基金からの貸付金を受け、資金繰りの

めどを立てている状況であります。

制度上、基金造成に一般会計からの法定外繰入金は許されません。そうした中で、給付費は平成22年度44億900万円、平成23年度46億2,400万円、平成24年度48億6,200万円、そして今年度は給付費の伸び率3.3%を基準に給付費51億4,700万円と、地域支援事業費5,400万円を予算計上して執行中でありまして。このように、給付費が確実に年2億円以上ずつ伸びていく中で、平成26年度の特別会計予算編成にどのような方針で臨まれるお考えか、まずお伺いをいたします。

2番目の質問をいたします。次年度は、第6期目、平成27年度から平成29年度までの3年間の保険料を検討しなければなりません。今年度の財政安定化基金からの貸付金が最終的には8,000万円台から9,000万円ぐらいの決算になるだろうと予測されております。

給付費準備基金が全て取り崩され、給付費の伸び率も勘案した中で平成26年度の貸付金分も含めた返済金も、第6期目の保険料の中で検討していかなければなりません。

財政安定化基金からも、貸付金は3年間で返済すれば金利負担はなしとのことですが、一方で、年金給付の伸び率を自動的に抑制するマクロ経済スライドも発動し始めました。物価が下がれば年金も下がることは決定しておりましたが、これまで特例で支給額を伏せ置いたために累計で約8兆円払い過ぎたとのことあります。ですから、本年10月分から1%、平成26年4月からもう1%、平成27年度からさらに0.5%引き下げ、本来の水準に戻すことを閣議決定されております。

また、その上に給付費の利用者負担部分以外の9割の負担割合は、公費負担50%、保険料負担50%となっておりますが、その保

険料の負担割合が65歳以上の第1号被保険者が21%、40歳以上64歳までの第2号被保険者からの支払い基金から29%と現在はなっておりますが、支払基金からの割合は第1号被保険者との人口割合で決められております。

ですから、第1号被保険者が年々ふえてきますと、支払基金からの割合も減らされてくるのが十分に予測されます。これまでの月額基準介護保険料の決定には、極めて政治的判断も図られてきた経緯があります。そのことも原因の1つとなって、ただいまのような運営状況になったとも考えられます。次期保険料のあり方に市長はどのような見解でもって臨まれるお考えなのか、お伺いをいたします。

3番目の質問をいたします。社会保障制度改革の工程表と位置づけられるプログラム法案の骨子が閣議決定され、概要が発表されました。そして、介護保険法改正案を平成26年度通常国会に提出し、平成27年度からの実施の方針であります。極めて短い準備期間の中での対応を強いられる可能性があります。担当課だけでなく、関連する課との連携は極めて大事になってまいります。

例えば、給付費抑制のために所得に応じて自己利用負担割合に差をつけ、引き上げ対象となる一定以上の所得の線引きに対応するには、年金以外の所得把握をどうするのか。

特別養護老人ホームの入居者を対象とした食費、住居費の負担軽減制度の見直しの中でこれまで課税所得だけで低所得者と判断して軽減してまいりましたが、これからは預貯金等の資産や非課税となっている遺族年金も考慮に入れ、実質的経済力に応じた負担の公平性を図るとなればどのような態勢を構築していくのか。また、特養施設への入所基準を厳しくすることで、要介護1、2の対象者へいかなる対応で臨むか。今回の改正案にはさま

ざまなケースの対応に迫られてきます。

そのような中で、どれほど給付費が抑制され、そして第6期目の保険料で持続可能な介護保険制度の確立と実情に合った介護サービスを提供できる態勢をいかに構築できるかが重要になってまいります。市長は、どのように今回の介護保険法改正案に取り組むお考えか伺います。

最後に、4番目の質問をいたします。介護保険法の改正に基づいた実施がなされる平成27年の10月、本市において介護保険の全国サミットが行われる予定になっております。どの自治体も、自分のところの実情に合った介護サービス制度を模索しながら、何らかのヒントを求めて参加されると思います。そうした中、本市の介護保険全国サミットに参加してよかったとさせていただけるようなコンセプトを、市長はどのように考えておられるのか伺います。

今現在、介護保険法改正案が決定してるわけではなく、流動的などころもあろうかと思いますが、本市の介護保険制度の今後についてわかりやすい答弁をしていただき、市民の皆様のご理解が進み、手抜かりのない対応へつながることを期待しまして1回目の質問いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の介護保険制度の持続可能性を高めるための今後の対応についてというご質問で、その1でございます。急速な高齢化の進展により介護給付費は増大しつづけて、介護保険運営は厳しい状況にあります。介護給付費は毎年5%台で延びており、平成24年度は48億6,000万円の給付費総額となっております。

このような中で、平成26年度の予算編成は24年、25年の実績をもとに介護給付費の抑制に努めながら、県からの財政安定化基

金の貸付も含めて予算編成をしていきたいと考えております。

2番目でございます。平成26年度は、第6期介護保険事業計画を策定することになりますが、地域の高齢者や要介護者の状況等を分析し、3年間の計画期間に必要なサービスの種類と量、それらを確保するための方策を定め、今後3年間の介護保険事業費総額を見込んでそれに基づく保険料を決定していきます。

介護給付費の増大に伴い、第5期中に貸し付けた返済も含め、第6期においての介護保険料引き上げは避けられません。介護保険料を抑制していくためには、若いうちからの健康づくり、生活習慣病予防に努めるとともに、要介護状態にならないよう重症化予防も含めた介護予防を強化していくことでもあります。

また、介護保険制度の財源に当たっては、長期的展望に立った国費投入の増額なども国に対して強く要望を行っていきます。

3番目でございます。平成27年度から、第6期介護保険計画に向けて、国は介護保険法改正を進めているところでございます。第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の取り組みを本格化し、介護事業がピークとなる2025年度までの中長期的な視野に立った施策の展開が必要となってくると思います。今回の法改正の動向を見ながら、第6期の介護保険料も検討していきたいと思っております。

4番目でございます。本市において、平成27年10月に介護保険推進全国介護サミットを開始する予定にしております。この全国サミットは、介護保険制度の問題について事例発表や討議をもとに今後のよりよい制度のあり方について考える機会として、平成12年度から毎年開催されております。

介護保険制度創設から13年を迎え、介護

保険サービスは高齢者の生活には欠かせない仕組みになりましたが、急速に進む高齢化、地域の希薄化等により、介護ニーズは一層高まっております。

このような社会背景のもとで、今後全国サミットのテーマを考えてまいります。第6期介護保険事業計画と現在国が進めている社会保障改革も同時にスタートします。このような時期に、全国サミットを開催するわけですが、持続可能な介護保険制度を全国に発信し、市民と協働で介護保険の実情や施策を学び考える機会にしたいと思っております。

以上で終わります。

#### ○9番（上園哲生君）

ただいま市長より一通りの答弁をいただきましたけれども、ちょっと詳細にお尋ねをさせていただきたいと思っております。

まず、もう今現在5期目の保険料では、県の財政安定化基金からの貸付金を2年連続して受けなければ運営に支障が来たすという厳然たる事実がございます。確かに、審議をしました議会の我々のほうにも責任があるかと思っております。

そこで、ちょっと振り返ってみますと、第3期目の保険料での終了時点、平成20年度時点ですけれども、このとき給付費の準備基金残高が2億7,700万円ございました。そして、それまでは基金を取り崩すことも一度もございませんでした。

そこで、第4期目の保険料は少しの値上げもせずに、お年寄りの方々に喜んでいただきましたという思いも強くありまして据え置きました。そして、第5期目の保険料の審査に当たっては、やはりどんどんその介護認定者の増加をしてくる、あるいは介護サービスの利用状況もふえてくる、そういう中で毎年の給付費の伸びというものをよく勘案しながらシミュレーションをして決定した保険料で

あったと思っております。

しかしながら、先ほど申しましたような厳然とした事実がございます。そこで市長は、まだその5期目の2年目にこういう状況になった要因を、どのように認識され捉えておられるのかお伺いをしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

特に介護保険料を設定するとき、この3年間のトータルでするわけでございまして、特にこの5期目の中におきまして財源不足を生じたということであるわけでございますけど、特に先ほどちょっと申し上げましたとおり、施設の整備というのを前倒しにやった、これもちょっと入れておったわけでございまして、この部分のちょっとした私どもの計算といいますか、そういうものの誤算もあったというふうに思っておりますし、また近年やはり、さっきも言いましたようにこの認定者の数が急激にふえてきた、これもちょっと私どもが予期するよりも多くの方々認定ほを申し込みをするようになったということが、こういう2つの要因があつてこの5期目におきます財源不足が起きたというふうに認識しております。

#### ○9番（上園哲生君）

この介護保険制度は、私の実感として感ずるところは、余りにも国も政策的に場当たりの政策を、強要まではいきませんがそういう迫られてきて、先ほどちょっと市長の答弁にもありましたようにやはり待機者が多い、それを何とか解消しようということで前倒しでその施設をつくる。

そして、そういうものに対応しようとした途端に給付費が膨れ上がるもんだから、今度は在宅介護へと急にハンドルを切るような政策、方向転換みたいなものを感じられて、いろいろ予測が狂ったところもあるかと思ひます。

私は、今回質問に当たりまして、県の財政

安定化基金の担当者ともいろいろお話をさせていただきました。そして今現在安定化基金が25億8,000万円の財源を持ってると。そして少しずつ安定化資金を当てにするといひますか、そういうところの介護保険制度の自治体がふえてきているというご説明でございました。

この安定化資金で運営はしなげりやなりませんけれども、余りにも安易な貸付金に頼つてまいりますと、先ほどお話がありましたように、今度は第6期目の保険料の中でそれを返済する額まで保険料の中に乗せていかなきゃならない。保険料の改定の中で、また大変な市民の皆様方に負担を強いるような状況が生まれてくるわけですが、やはりここまでできますと、今国のほうも給付費を抑制するためにいろいろ法改正で迫ってくるわけですが、我々のほうも歳入に基づいたこの介護サービスのあり方、介護サービスの再構築といいますか、そういうところからこの歳入の範囲の中での介護サービスのあり方というものを考える時期でもあるんじゃないかと思ひますけれども、市長はどのように考えられますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今議員がおっしゃいますとおり、やはり歳入に見合ったそれぞれの給付のあり方ということを考えなきゃならないということではございまして。私どもも、日置市におきまして全体的に1期からずっと来たわけでございまして、施設整備という部分の中で市民の要望にあるわけでございまして、ある程度抑えてきた部分もございました。その中で、先般言いましたように前倒しの基金等がございましたので、ある程度施設整備をさせていただきました。

基本的にさっきも申し上げましたとおり、自分たちの歳入に合った形の中におきます運用というのは、この施設整備というのが一番

大きなキーになるというふうに思っておりますので、とりあえずこの6期目におきましては、この施設整備というのは私は当分、その間に6期目は考えていない。

そうでなければ、さっきも申し上げましたとおり保険料は上がっていくことはもうわかっておりますし、また自然的に認定の方がふえてくるというのも事実でございますので、ここあたりを1つの精査をして6期目の介護保険料を決定をしていきたいというふうに思っております。

#### ○9番（上園哲生君）

制度の中に、こういう財政安定化基金からの貸付という制度がある以上、これは1つの利用の仕方だろうとは思いますが、やはり、何て言いますか借金を当てにして当初予算を組むということは、最初からやっぱり赤字予算を組むというな認識にもなりますので、やはりぜひとも、今度はこういう機会を捉えまして本市の実情に合った効率的な介護サービスのあり方というのをもっと研究をしていただいて、そして給付費を抑制する独自の知恵を出していく機会にもすべきだと思いますけれども、そこら辺は市長はどういうふうにお考えになりますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃいますとおり、給付費を抑えていく、私も今の中で妙策があったら教えていただきたいというふうにも考えております。そのような状況で、やはり市民とのニーズ、またさっきも言いましたように介護施設、今おっしゃいましたとおり赤字といいますか基金を使った形の中で、とりあえず25年、26年わかります。ほかの単年度保険料の中で、国保を含めた中ではそれぞれ単年度収支の中でやって、基金とにらめっこしながらやっていくわけでございますけど、介護保険は3年間それぞれやっていくということでございますので、3年間のトータルを見た中で保

険料を決めてるわけでございます。

そういう中でおきまして、5期目におきます私どもの保険料が現実的に保険料設定が甘かったということに、それに否めないというふうに思っております。もう少しこれを上げておれば、やはりある程度の基金をなつた中で運営ができたというふうに思っております。

それぞれ安定的な運営をするには、県の安定化基金を使わず若干の、約1割程度におきました基金を蓄えていかなきゃならない。蓄えるには、保険料を上げていかなきゃならない。やはりそこあたりの部分が、今後この介護保険制度自体の根本的なものの考え方という中において考えなきゃならない。

特に、今介護保険の中におきまして一般財源、この導入というのもやはりあちこちで論議といいますか、そういう部分もあるというも事実でございますけど、国としても国民健康保険と同じような形の中ですべきにはいかないということで、一般財源からの投入ということを禁じております。

これをする中においては、国からの財政調整基金の中で減額になることは間違いございませんので、当分の間は一般財源から私は入れる考え方はございません。借りた中において、25年、26年を乗り切っていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○9番（上園哲生君）

私どもも、先ほど責任を感じると申しましたけれども、確かに目先的には喜んでもらっても、長い目を見たときに、また大きな負担を強いることになってしまったなあという思いで強く責任を感じてるところであります。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。今もお話の中で出てきてますこの第6期目の保険料の検討について、先ほどもお話ししましたように、県の担当者ともちょっと協議をしました。

そのときに、この6期目の保険料を決定す

るに当たって当然新たな仕切り直しなんだから、だから基金造成に今市長は一般会計からは入れないというお話でしたけれども、基金造成に一般会計からの繰り入れというのは認められないもんかということでお話を申し上げましたけれども、やはり県の財政安定化基金の担当の方々も基金の、基金造成をするための原資はその年度年度の繰越金から造成をされるべきだということで、なかなか一般会計からのやつは認めてもらえるような状況ではございませんでしたけれども、そうなりますとますますその、我々は給付費の準備基金ちゅうのはなかなかその基金造成ができない、むしろ大幅な給付抑制があつて、そして余剰金が生まれたときだけが基金造成資金に原資になっていくというなことで、とてもとても難しいような状況に感じたわけなんですけれども、市長はここらはどういうふうにお考えになりますでしょうか。もう今後、我々はなかなか基金造成も難しい制度なのかという認識を改めてしたわけなんですけれども、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、6期目でこういう大きな改正というのは、それぞれの利用者を含めた皆様方に負担が強いられているのも事実でございます。この中で、特にそういう抑制をした中において保険料の設定ということもやっていくわけでございますし、一番大きな課題というのも先ほどから申し上げておりますとおり、社会保険の審議会、介護保険部会の中でも、国の負担の割合をどう上げるのか基本的にはここしかない。国の保険負担を上げていただき、それぞれの中におきます運営がよりよくなっていく、これしかないと思っております。

おっしゃいましたとおり、一般財源という部分があるんですけど、これはもう全国的な中におきまして恐らく議員のほうも県とも話

をし、国とも話しても同じだというふうに思っております。

そういうことでございますので、やはり今後6期目におきます介護保険特会につきましては十分お互いに、私どももまた精査をしながら、また保険料の料金というものを考えていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○9番（上園哲生君）

また話はもとに戻ってしまいますけれど、そうしますとどうしてもこの介護サービスのあり方というものを根本から見直して、そしてできる限りサービスの質を落とさずに、むしろ質を上げながら給付費を抑制する方策はないものか、そこをやっぱり検討していかざるを得ないんですけれども、そこで一つ、今までの国の基本方針の改変のあり方も見ながらご提案をさせていただきたいんですけれども、先ほどからお話が出てるとおり、介護といえば当初は施設介護というものに比重をおいて介護保険制度のサービスを考えてまいりました。ところがその待機者が多いということで、前倒しをして施設ベッドの拡充にも努めてきましたけれども、余りにも給付費がかかり過ぎると。

そして、その途中では、今度は介護をしてくださる人たちの離職率であるとか人材確保が難しいということで、介護従事者処遇改善臨時特例基金を造成させて、そこから各施設へ配付した時期もありました。

果たしてこれが本当にどれだけの効果があったんだろうと今でも不思議に思うぐらいですけれども、今現在は今度は保育士のほうにもそういう似たような、助成金というんですかね交付金が出てきたりしておりますけれども、そういう中であつてやっぱりこれ以上施設つくと給付金が足らなくなると。ですから在宅介護へという流れが1つ出てまいりました。

ご承知のとおり、在宅介護といった場合には食事と入浴と排せつが3大仕事だと。それにプラスじょくそう防止、すなわち床ずれ防止これがやはり介護の大きな仕事だと言われております。

そういう中で、デイサービスを初め、配食センターを初め、食事に関し、あるいは入浴に関しましてはいろいろとサービスが進んできておりますけれども、一番難儀をするのが排せつのケアの部分であります。

中にはケアマネジャーが来るまで我慢をして、そしていうなれば反対ですよ、本当にしたいときできるんじゃないかと、そういう時間で仕事をされるケアマネジャーに合わせて排せつを我慢しながらやっていくというような状況もあったやに聞いております。いや続いているように聞きます。

そういう中で、今度政府がロボット介護機器開発5カ年計画導入促進事業というのを開始をされました。そして、既にもう昨年の法改正でマイベッドという、市長ご存じでしょうか。マイベッドという自動排せつ処理装置も、介護保険の対応品目に追加されております。

このマイベッドというのは自動排せつ処理装置なんですけれども、尿だけではなくて便も自動的に処理し排せつ臭もほとんどなく、そしてその場所を自動洗浄、除湿して衛生的であるといわれて、今いろんなところで検討が始まっているやに聞いておりますけれども、やはりこういう介護ロボットというところまで、ケアマネジャーさんたちなんだろうかねそういう方々にやはり勉強していただいて、そして今後の適切なアドバイスに、あるいはより適切な福祉用具の提供ができる知識をつけてもらわなければならないだろうと考えたりしますけれども、市長はその辺のところどういうふうにお考えになりますでしょうか。

## ○市長（宮路高光君）

介護ロボットいう中におきましていろんなロボットが、寝たきりの方を介助したそういうロボット、今言ったように排せつをするそういうものも新たにいろいろと開発しているというのはお聞きしております。

特に、今おっしゃいますとおり、今回3年ごとの計画をつくる、今まではつくってまいりましたけど、今回の場合は基本的には25年度、やはりこの今から10年後を見据えた中も計画を入れていくんだと。というのが、やはり団塊の世代これがこういう方々がどれだけの需用が出てくるのか、ここも今回の特色のある計画書の策定になるというふうに思っております。

今お話のとおり、介護保険の場合も自然増といいますか、本当に今までまでの既得の中でやっていけばそういう財政難にも陥ることもないんですけど、やはり自然増というのがものすごい形の中で、この10年間まだ認定者を含めて多くなってくるということでございますので、やはりここあたりは広く私どもはやはり市民の皆様方に介護保険料のあり方、この制度のあり方もう1回またいろいろと、上がっていく中においては説明をしていく必要があるかというふうに思っておりますので、やはりこういう議会との論議も含めた中で今後市民の皆様方に幅広く、やはり丁寧に説明もしていきたいと思っております。

## ○9番（上園哲生君）

やはり介護保険料、月額その基準額を上げざるを得ないという状況であれば、今市長が言われたようにそういう丁寧な説明とともに、やはり介護サービスの内容というものを本当に皆さんたちがこういう介護サービスがあってほしいという介護が、できる介護とミスマッチなく充実をさせなきゃならない。そして、そのことがやはりその負担を納得していただくことにつながるだろうと考えます。

それでもう1点、よく聞かれる議論の中に、言葉では自助、互助、公助とよくいわれますけれども、この自助ですね、要するに自分で自己管理をしっかりやって、そして他人様に迷惑かけないように、家族に負担をかけないようにということで、一生懸命努力されて毎日の生活を送ってられる方々、いわゆる元気のいいお年寄りの方々もおられます。

そういう方々が、先ほど申し上げましたように年金は下げられ、ですけれどもそういう制度を維持するために互助だと理解をしてくれということで年金の中から特別徴収で減額をされていく、やはり頭では理解できましてもなかなか心では理解がしにくいところもあるかと思えますけれども、こういう方々への説明といいますか、ご納得どういうふうにとっていかれるおつもりか、まずそこらをお聞きをしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、国民健康保険と若干違う部分におきましては、いろいろと保険料を納めてもらう方々におきますご意見というのが、いっども何も使わんと、使わない中でなぜ納めなきゃならないのかこれが一番、最初から制度の始まったときからこの言葉でございました。

みんな互助の気持ちでという部分は言うんですけど、やはり自分が払う形の中にいけばそのことが納得いかない。異議申し立てにおきましてそういう部分がたくさん出てきたのも事実でございます。

さっきも申し上げましたとおり、最初の部分からしますともう約倍ぐらいの保険料になってくると十数年で。そういう部分でございますので、やはりここあたりに対します、また6期目におきます制度改正を含めた中で、また私どももやはり新たに説明をしていかなきゃならない、テレビ、新聞いろいろと報道されておりますけど、若干お年寄りの方にはテレビ、新聞、そういうものじゃご理解がで

きないというふうに思っておりますので、ここあたりも十分私どもは今回のこういう、また私どもの特会におきます基金を借りなきゃならない事情等も説明しながら、直接いろいろ地域で説明もさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○9番（上園哲生君）

なかなか難しい説明になるかと思えますけれども、丁寧な説明を尽くしていただきたいと思えます。

それでは、3番目の介護保険法の改正案への対応につきましてお尋ねをします。先ほど同僚議員から、介護サービスの中身につきましていろいろお尋ねがございましたので、私は2点ほどお尋ねをしたいと思います。

まずこの対応に、非常に先ほど市長の答弁にも出てまいりましたけれども、所得の把握というものがいろいろ出てまいります。なかなか担当の介護保険課では、年金のことはよくご理解ができるかと思えますけれども、そういう自己負担が上がる人たちの年金以外の所得の把握でありますとか、あるいは特別養護老人ホームに入っている方々の今まで軽減措置を受けてこられた人たちの中には遺族年金の方もあれば、非課税となっていた遺族年金をもらっている方もあれば、あるいは例えばその今出て、まだ決定的じゃありませんけれども預貯金でいいますと単身で1,000万円以上の預貯金がある方、あるいは夫婦で2,000万円以上の預貯金のある方は軽減措置をやめようとかいろいろいっておられますけれども、実際にその施設に入っている人たちは認知度の高い方々が入ってるわけで、自己申告といってもなかなかそれは難しい状況にありますよね。

そういうことで、家族の方々が負担は上がるのに自己申告に協力してくださるのかどうか、そういうことでこの実務的な対応というのは極めて厳しいところもあるかと思いま

すけども、そこら辺は市長はどういうふうにお考えになりますでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

今ご指摘のとおり、今回のこういう所得の場合、資産の場合、そういう制度がまた私どものほうにもはっきりしたそういう法の改正の内容というの説明ございません。そういう大まかな部会等の意見ということで、新聞報道しか私どもも存じ上げてないのが事実でございます。

今後、そのような改正がされれば仕事量としては大変多くなるというのはもう事実でございますので、どれだけの該当者がおるのか、ここあたりについて自主申告という部分もありますけど、やはり私どもは行政としてきちっとした調査ですね、調査をしなきゃならないというふうには思っております。

**○9番（上園哲生君）**

やはり担当課だけじゃなくて、幅広くいろんな課の情報の共有であったり連携が必要であろうと考えます。

もう1点は、この医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムをつくらうということになっていきますと、先ほど市長もちょっと答弁の中にありましたけれども、認知症のサポーターの養成でありますとか、そういう地域ぐるみの協力というのが大変大事になってくるかと思っておりますけれども、そこら辺の対応というのはどういうふうにお考えになりますでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

地域包括センターという形で前期から設置もさせていただき、ここの部分の中でこのサポーターの養成、これも今までも国のほうからも参っております。

その中で、さっきもちょっと申し上げましたとおりこの介護保険を含めた、また健康づくりという部分の中で地区公民館、自治会をどういうふうにして巻き込むというのはおか

しいんですけど、一緒にやっていかなければならないと。そしていくことで少しでも給付費等が抑制できればいいというふうに思っております。

**○9番（上園哲生君）**

先般私どもの所管の文教厚生委員会が、行政視察で先駆的な事業活動をしているということで熊本県の山鹿市に行ってみりました。そこでは、きちっとその地域の特性に応じた拠点活動としまして、中山間地域そして中心市街地そして振興住宅地というふうに地域割をしまして、それぞれがそれぞれの実情に合わせたそういう包括支援のシステムをつくり上げておりました。

そして、その中には徘徊のネットワークもきちっとつくりまして、徘徊模擬訓練なども毎年地区ごとに行事としてやっております、大変これまでのところ発見までの時間が短縮され、探す力がついたというような報告もなされておりました。こういうところも参考になるんじゃないかと思っておりますけど、市長どういふうにお考えになりますでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

サポートのあり方というのはさっきもございました、今ご指摘ございましたその山鹿の事例、大変いい事例だというふうに認識しております。

私どものほうも、やはりそういう先進地におきますサポーターのあり方というのも学びながら、日置市にあるマニュアルていいますか、こういうものをそれぞれの地区でつくっていただけるような形で指導もしていきたいというふうに思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

あと2分ほどです。

**○9番（上園哲生君）**

それでは最後の質問にさせていただきます。そういう大変、担当課が忙しい対応をせざるを得ない時期に、市長はこの本市で全国介護

サミットを開催することをお決めになってこられました。

市長は本当にどういう、このサミットで、本市で行われたことのコネプトといいますか、先ほどお話もありましたけれども、これはやっぱり大成功に導くためには市長のリーダーシップは大変重要だと思いますけれども、最後にそこらの考え方、そして今後の対応についてご説明をいただいて私の一般質問を終わりにさせていただきます。

**○市長（宮路高光君）**

この全国のサミットでございますけど、先ほど話しましたとおり平成12年スタートしたときから、全国でこのような状況でサミットを行っております。

それぞれ1期2期3期4期という1つのテーマがございました。それぞれそのテーマごとにその地域での課題を上げまして、講演会とかまた分科会とかやっております。私もなぜこういうことに手を挙げたということは、私どものいい部分を発信しようという部分はさらさらございません。

やはり私ども市民が介護というもの、特に認知症というものを、そういう素晴らしい講師の方々に聞いてほしいと。そうすることが、私どものこの介護保険に対しますやはり周知であるというふうに思っております。

先般環境自治体やりましたけど、これと若干違うわけなんですけど、私はやはり日置市民の特に施設に働いている方々、そういう方々を中心にいろんな討論会に出てきていただいて、そういう専門的な方々が中心になってこの介護保険第6期目がどういう方向でいくのか、また今後10年間どういう形の介護保険制度のあり方があるのか、こういうものをやはり厚生労働省を含めたこういう方々からもきちっとした講演等をいただいて、みんなが日置市民のそういう介護に携わる方々を中心として、ある程度の勉強会ができればい

いという形をもって今回このことに手を挙げさせていただき、ことしを含めてあと2年ほどでございます。ことしが南砺市というところでございます。来年は熊本市でございます。

そういうことでございますので、また特に熊本市の場合は近うございますので、私どもの職員も多くの方が来年どういう形の中でやっているのか、そういうものを見学しながら自分たちのところの27年度をやっていきたいというふうに思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

**○議長（宇田 栄君）**

以上で、本日の日程は終了しました。24日は午前10時から本会議を開きます。本日は、これで散会をします。

午後1時48分散会

第 4 号 ( 9 月 2 4 日 )



議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	一般質問（20番、7番、12番）
日程第 2	議案第66号 平成25年度日置市一般会計補正予算（第5号）

本会議（9月24日）（火曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	恒吉 和正 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長兼福祉課長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬戸口 保 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	満留 雅彦 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原 政実 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
健康保険課長	平田 敏文 君	介護保険課長	福山 祥子 君
農林水産課長	瀬川 利英 君	農地整備課長	藤澤 貴充 君

建設課長 桃北清次君  
教育総務課長 宇田和久君  
社会教育課長 今村義文君  
監査委員事務局長 松田龍次君

上下水道課長 丸山太美雄君  
学校教育課長 片平理君  
会計管理者 前田博君  
農業委員会事務局長 福留正道君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、20番、松尾公裕君の質問を許可します。

〔20番松尾公裕君登壇〕

○20番（松尾公裕君）

おはようございます。私は、さきに通告しておりました3問について質問します。

まず、湯田地区の振興についてであります。ご存じのように、今都市計画により、土地区画整理事業を実施しておりますが、これは平成12年度より35年までの事業施工期間であります。この事業は、本来なら平成30年度には事業完了でありましたが、先般見直しがあり5年間先延ばしして、平成35年度に完了ということになっております。現在は、事業の実施によりまして、まだ道半ばであります。以前の狭い袋小路になった道路や密集した住宅環境からしますと、道路がよく整備され、新しい住宅も建ち、1年1年進歩している状況であります。これまでの推進は地権者のご理解とご協力があり、また都市計画の担当課の職員の前向きな姿勢、積極的な推進があったからこそだと思います。このような大型事業を進めていくには、強い信念と大きな大儀目標を持って、取り組んでいかななくてはならないかと思っております。

そこで、この土地区画整理事業の目的がありますが、その目的の中で2級河川、大里川、普通河川、山仁田川及び都市計画道路、駅前広場等を改善、新設を行い、災害時の危険性の解消、宅地の利用増進を図ることになって

おります。このように、この都市計画により、すばらしい町を目指しておりますが、そこで①であります。この土地区画整理事業の今後主な事業、橋、光の里、銀行など実施時期と事業は、今後計画的に進められるか。また、大里川河川改修工事は、いつごろから始まるか伺います。

次に、湯之元南側地区については、第2都市計画地区とも言われておりますが、狭い道路や古い木造住宅が密集しており、この住宅密集地帯をこのままでいいのか。大きな改善もさることながら、今やらなければならない小さな改善も、安心安全なまちづくりに必要ではないかと思っております。

そこで、②であります。湯之元南側地区振興は、どのような方針を考えているか。また山仁田川の残りの改修はどのような方法でいくのか伺います。

次に、県道・市道の改良についてであります。我が東市来には、主要な県道が6路線ありますが、中でも東市来のほぼ中央を山田湯之元停車場線、養母長里線が並行して通っております。この2路線は、東市来の経済的な流通道路として最重要道路であります。このような中でも山田湯之元停車場線は、平成23年度で一旦完了したとこのことを聞いておるところであります。この道路は上市来方面から湯之元をつなぐ通勤通学経済交流道路であり、また農業振興上も重要な道路であります。この道路は郡山の山田から湯之元駅までの延長13.7kmであります。山間部のほうは先に改良が進んでおりますが、肝心の交通量は多いところの皆田湯之元方面が遅れているようであります。

そこで、住民の方は当然この工事は、継続して進むものと思っていたのでありますが、ここで一旦完了ということは、全く知らされておらず地区民の方は激怒しているところがあります。この道路の改良をしてきた目的を

途中で投げ出すことになってしまいますので、東市来振興上、非常に重要な道路でありますので、市のほうからも県に強く要望をさせていただきたいと思っておりますが伺います。

次に、市道皆田長里線は、現在事業実施中ですが、この市道は中学生の通学道路、長里と皆田を結ぶ経済道路として車の交通量も多いことなどから、交通安全のためにも早くから改良事業が言われてきたのでありますが、事業が始まって現在4年目ですが、この進捗は非常に悪いようであります。本来ならば、27年完了になっておりますが、残り2年半であります。また、まだ3割程度しか進んでいない状況であります。この市道改良は計画どおり進んでいるのか。また、いつごろの完成になるのか伺います。

次に、東市来体育館についてであります。ことしの3月に耐震問題で休館となっておりますが、この体育館はこれまで校区自治会対抗のバレーボール、卓球、バドミントン、ミニバレー、また雨天時の保育園の運動会、野球場キャンプのトレーニング、湯田地区の災害時の避難所など、さまざまな面で町の中心的体育館として活用してまいりました。今、耐震問題でこの体育館のあり方が問われているところであります。年数はたっておりますが、床面、側面については問題ないようであり、屋根の接合部分が腐食をしておりますが、この接合部分とともに屋根の改修等の耐震化対策をすれば、今後も十分に活用できるのではないかと思います。今、市民の健康づくりが盛んに言われております。市民の健康づくりのためにも、体育館の継続が必要であるかと考えるところであります。先般、地元説明会がありました。どのように判断をし、方向を定めていくか伺います。

また、総合運動公園の一面に、体育館建設の用地確保もしてありますが、新体育館建設の構想はないか伺います。

以上、3項目であります。誠意ある答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の湯田地区振興について、その1でございます。

湯之元第一地区土地区画整理事業区域内では、3つの橋梁を整備する計画であります。現在、湯之元橋の架けかえ工事を進めており、平成27年3月末に完了する予定でございます。また残りの平田橋と新橋につきましては、橋梁部分の用地確保を進めており、具体的な着工年度はまだ未定でございます。また、大型建物の移転につきましては、将来の移転に向けて、建物移転調査等を進めていく予定でございます。今後の事業の計画的な執行につきましては、実施計画書、事業計画書、資金計画書に基づいて、事業を推進しているところであります。事業予算や工事、補償実績、設計の変更、地価変動等による設計に沿った執行ができないこともありますので、おおむね3年ごとに計画の見直しを国に申請して、事業計画書を変更しながら、事業を推進しているところでございます。

大里川の河川改修工事でございますが、施工は県が行うことになっております。現在、市は区画整理事業で河川用地の確保を進めております。県としましては、区画整理事業の換地計画に支障が出ないように対応したいとこのことでございます。今後もさらに、河川整備促進の働きかけを行っていきたいと考えております。

2番目でございます。湯之元第一地区土地区画整理事業の南地区のまちづくりの方策といたしましては、土地区画整理事業や街路事業などが考えられますが、市の財政状況等を考慮いたしますと、湯之元第一区画整理事業と並行して事業を進めていくことは困難であると思っております。

山仁田川の残りの改修でございますが、平成23年度に概略設計業務委託を実施しております。改修計画では、既設断面不足箇所約71mを改修して、通水能力を確保する案で、改修に伴い用地買収70m<sup>2</sup>、家屋移転補償3戸など、概算事業費の約1億円程度となるようでありますので、財政面等を含め、関係機関と調整をしていきたいと考えております。

2番目の県道・市道の改良について、その1でございます。本路線の皆田地区の未改良区間900mにつきましては、地域から強い要望があり、市といたしましても、行政懇話会、地域土木事業連絡会等でテーマとして取り上げ、要望してまいりましたが、現在まで計画されていない状況であります。今回、地元自治会から要望が出されましたが、道路改良は用地買収を伴うため、ほかの路線と同様に沿線地権者の同意が必要ですので、同意書をつけて再度提出いただくよう自治会長にお願いしておりましたら、その同意書が提出されましたので、県に進達し、今まで以上に強い要望を行いたいと考えております。

市道長里皆田線は、全体延長1,500m、幅員9.25mで全体事業費が3億円で計画しております。平成21年度から社会資本整備総合交付金事業で整備し、平成24年度まで320m完成している状況で、平成24年度までの進捗は34%であります。現在、用地の関係で県外の地権者や筆界未定など、交渉が難航し、進捗が遅れているような状況であります。今後も粘り強く交渉を続けながら、早期完成に向けて努力していきたいと考えております。

3番目の東市来体育館の改修についてでございます。東市来体育館は、昭和41年10月に竣工し、本年度の10月で47年を迎えている施設であります。今回、耐震診断を実施した結果、鉄骨屋根接合部分が耐震改修促進法で定められる基準を満たしていない

という判断が出されました。その結果を踏まえ、平成25年3月14日から使用を中止しております。改修する場合は、大規模なものとなり、改修費は約7,000万円以上になると思っております。

今後につきまして、市スポーツ推進審議会から社会体育施設の維持管理について、大規模改修等が必要になった場合は、改修費、耐用年数、建築年数等を考慮し、利用者への代替施設の有無の検討を行い、廃止等についても、その都度協議を行うと答申を受けておりますので、この案件については、市スポーツ推進審議会等に諮問を行うなど、多方面からのご意見をいただいた上で、十分検討し、市としての方針を決めたいと思っております。

説明会につきましては、8月22日開催させていただきました。地域体協、地域自治会長、地区館長及び利用団体等への説明を行い、出席者からの意見等を伺い、地域の方々が東市来体育館が必要とされていることは、十分理解をしております。東市来体育館を3月に休館しまして、これまでの利用団体には代替施設により対応していただいておりますが、新体育館の構想でございますけど、利用者の方々はB&G海洋センター体育館、学校開放による皆田地区の体育館を対応しておるところでございます。

今、新設の体育館ということでございますけど、今のところ財政的なことを含め、また既存の施設を含め、今のところ構想は持っておりません。

以上でございます。

#### ○20番（松尾公裕君）

ただいま市長のほうから答弁をいただきましたが、上から順番に2回目の質問をさせていただきます。

この湯之元橋については、27年の3月に完成ということでございますが、ほかの橋については未定であるということでございます

が、大型の建物、光の里、それから銀行等でございますが、この実施時期は明確でなかったわけでありまして、今後、国の補助金、あるいは地方特定の道路、あるいは市の負担分など、資金計画が示されておりますけれども、大型建物の移動なしでは、この事業が進んでいかないと思うわけでありまして、それから一般住宅の方も首を長くして待っていらっしゃると思いますので、これからが一つの大きな山場になってくるのかなと思っておりますところではありますが、平成35年の完了ということになっておりますが、これを目指してしっかりと進めてもらいたいと思っておりますところでございますが、市長の見解を伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

今このことについては、区画整理審議会等に十分答申しながら、審議会の意見も賜っているところでございます。予定では35年ということでございますけど、さっきも申し上げましたとおり、この区画整理、大変長期的なものでございまして、3年ごとに見直しをし、3年ごとのやはり一番大事なものは、資金調達といたしますか、予算の裏づけだというふうに思っておりますので、今おっしゃいましたとおり、大型の物件、また橋、こういうものについては大変1カ所で多くの財政的な負担を必要といたします。特に、来年度はこの大型の建物等につきます移転調査、これはさせていただきたい。それでなければ、やはりその先に進むいろんな計画が成り立たないということでございますので、移転調査等については、来年実施をしていきたいというふうに思っております。

特に、橋が今1本だけ湯之元橋ですけど、駅前でございますけど、これを取りかえ、移設を含めて、今計画をしております。次の橋につきましては、基本的に用地といたしますか、区画整理の換地の部分がきちんと進んでいかなきゃならない。そういうことで今見ている

ということでございますけど、それぞれの換地を含めた整備をする中において、平田橋と新橋については、また時期等については区画整理審議会等の皆様方のご意見を拝聴しながら進めていく。さっきも申し上げましたとおり、35年完了ということでございますけど、今、約6億円の財政的な投資をしております。その中におきまして、国から来るお金というのは、わずかなものでございまして、いろんな一般財源といたしますか、借り入れをしていかなきゃならない。今それぞれの公共事業を取り巻く環境というのも、大変厳しゅうございます。また、ほかのところからも大変多くの要望もございます。1地域だけにある程度の投資はできない。そういう財政的な配慮をしながら、今後3年ごとに見直しをしていく。これが基本的な考えでございますので、ご理解してほしいと思っております。

#### ○20番（松尾公裕君）

非常にこの都市計画というのは、大変な財源が必要であるわけでありまして、しかしながら、計画が資金計画の6億5,000万円ずつしてありますので、そういう形であまりにも遅れるということがないように、進めていただきたいと思っております。

次に、大里川の改修のことですが、今これは以前から、このことについては言っているわけでありまして、異常気象によりまして、集中豪雨とか、あるいはゲリラ豪雨が方方で発生をしまして、全国各地で大きな被害も出ているわけでありまして、今回、我が地域でも9月1日に79mmというような大きな雨が降ったわけでありまして、私もちょうど大里川の湯田小の下のところですが、そこに見に行きましたところ、それこそ堤防の上面から1.3mか、1.5mのところまで迫ってきてございまして、あと1時間もこの雨が降ったら完全にオーバーするなと思っておったところでありますが、あの下のタ

イヨーに近いところの轟木橋の近くから上流に四、五百m、300mぐらいは、土砂がいっぱい詰まって、河川が半分になっているわけですね。あれはやっぱり早く取り除くことが一つの災害から守るということになりますので、これは県のほうに要望をずっとしていると思っておりますけど、どれぐらいの要望の強さでやっていらっしゃるのか。以前から、これは十何年か、たっているわけですが、事業が始まって四、五年後には、この改修もしていくということは聞いておったんですけど、なかなか進んでいないということですが、どういうことでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

この河川改修というのは、基本的に下流からする。これは基本だと思っております。いくら上流を扱ってみても、いろいろと海の下流からしなければ水は流れない。特に、この大里におきまして、区画整理という事業を始めておりますので、県としても、これに関連して中流期でございますけど、県の改修はやっていくという方向はいただいております。特に、鹿児島県におきまして、多くの河川、激甚といえますか。そういう河川改修の中で、予算をとられたということも、いけば川内川等含めた大きな災害がございました。一番市民の皆様方から、いつもご要望いただいております。私ども、日置市におきまして、多くの2級河川がございますので、その一環としていろんな会があるたびに、県のほうにはご要望申し上げておる形でございますので、今後もやはり継続的に、こういうことは要望していくべきであるというふうに考えておりますので、ご理解してほしいと思っております。

#### ○20番（松尾公裕君）

やはりこの改修は遅れば、ほかの全体事業にも非常に大きな影響があるのかなと思っておりますので、やはりここ1年の間には本当に始めてもらいたいと思いますので、県

のほうに強く要請していただきたいと思っております。

次に2番目でございますが、湯之元の南側のほうのまちづくりのことでありますけれども、この都市計画事業は並行して進めるということは、難しいということではございましたけれども、やはり今の状況は非常に住宅の密集地帯であります。全面的な整備というのは、先ほども言われましたように、地権者の理解とか、あるいは財成上難しいのではないかと思います。例えば街路整備事業みたいな形で、縦、横に2本大きな道路が入れば、安全な町になるのではないかなと思うわけですが、アバウトなもの言い方ですけども、何かしないと、このままでは災害が起きたら大変なことになるなと思っております。市長はいい考えはございませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

この湯之元の中におきまして、今までの中で区画整理を中心として20年前から整備をしまりました。最後残るこの南地区というもののうちで計画をしておるわけでございますけど、大変この土地区画整理事業にいたしましても、大変地元の意見といえますか、総意といえますか。それが大変難しかった。今の区画整理をやっておりますけど、総論賛成、各論反対。この部分がございまして、大変権利と土地と建物との権利の意見の中の調整、今、私ども区画整理をしておりますけど、まだ最終的に全員理解はしてもらっておりません。大変難しい事業であるというふうに、認識もしております。今、ご指摘でございます南のほうにつきましても、今、街路とかございまして、やはり地元の皆様方が、どういう形であるのか。地権者を含めて、私どもは町設計というのは、ある程度、机上ではできますけど、何よりも大事なものは地元がどういうことを町がしたいのか。そういう総意という

のが一番大事である。そうでなければ、いくら行政が青写真を書いて持って行ってみても、地権者含めたいろんな方々の意見のすり合わせがならないということで、いろんな事業が遅れたということがございますので、私はこの南側につきましては、そういう部分を考えて中でまちづくりをしていかなきゃならない。さっき今ご指摘ございます。山仁田川、やはりこの安全という中において、河川と道路だということは考えております。その中で、今回の集中豪雨についても、その山仁田川は、町の真ん中を通っておるし、人の家の下を通っている大変特殊的な山仁田川でございますので、大変いろいろと苦慮している部分がございます。そういうことをさっきも申し上げましたとおり、移転家屋も3戸ございますけど、十分そこ辺りを地権者の皆様方と話をしていかなければ、ああいう場所でございますので、拡幅したくても拡幅できない。そういうことでございますので、十分地域のまだ地権者の皆様方と今後話をしながら、とりあえず私はこの山仁田川の改修し、水がスムーズに流れていく。そういうことを想定しながら進めていかなければならないというふうに思っております。

#### ○20番（松尾公裕君）

ちょっと話が先に進んでしまいましたけれども、私はこの南側のまちづくりの中で、今一番気になっているのが、商工会に行くときに、商工会の横を新田水路が通っておりますけど、あの商工会の前の道路300mぐらいありますけれども、2m幅なんですよね。でするので、非常に離合ができないということで、向こうから車が来たら避けないと、駐車場のほうに入らないと相手とすれ違いができないというようなことになっているのですが、あの商工会の部分のいわゆる新田水路を道路敷地に一部をしたら、せめて離合の関係がよくなるのではないかと。また、安全面からいって

も、いいのではないかと。特に、このすし常さんのちょうどの下のところが十字路がありますが、あれから商工会に向かって30m、東のほうに30mぐらい、これを水路にふたをして、道路敷地にしたら、これは非常に離合にもいいし、安全のためにもいいなと思っておるのですが、市長はそういうことは気づかれないですか。

#### ○市長（宮路高光君）

今おっしゃいましたとおり、あれをふたをして、それは道路面は私はいいと思っております。ですけど、さっき言いましたように、この新田という中で、今回の雨が降ったとき、ちょうど私もあそこに90mm降ったときおりました。あれが、もしふたをしておいたら恐らく、前のほうはまだつかってしまいます。そこらあたりも考えなければ、ただふたをしたただけでおいて、した中においたときに、水はけができない。そういう部分が大変あそこの場合はございますので、安易にふたをして、道路だけを考えてみてもどうしようもないし、水路として水が下流にどう流れていくのか。今は先般も、あそこからあふれておりました。いけば、あふれておった関係の中で、前のほうがある程度床上が防いだ。そこあたりも、よう考えていかないと、ただふたをして道路だけを考えれば、離合はできるかもしれませんが、まだ元の下流の改修、新田の改修、また井堰の問題、いろんな問題がございますので、端的にただ道路だけ考えてみても大変難しい地域であるというふうに認識しております。

#### ○20番（松尾公裕君）

山仁田川のこととありますが、先ほど概算では約1億円ぐらいになるというようなことが答弁がございました。家屋の移転補償に3戸ぐらいかかるということでございますけれども、今回も先ほど市長のほうからも話がありましたけれども、8月31日の日も、

朝5時ごろ50mm降ったわけではありますが、このときも氾濫をしまして、7時ごろでしたか、電話がありまして、私も走って行ってきましたが、その時はもう既に沈んでおったわけでありましてけれども、9月1日の日も、それこそ市長も見られたと思いますが、雷があつて6時ごろでしたか、私はそのときちょうど現場で見ておりましたけど、大変な氾濫がありました。山仁田川から、いわゆる新田水路に当たって、そして新田水路がオーバーして湯之元の町に、中央通り、本町商店街通り、そして国道のほうに流れて、国道が25cm、30cm冠水しておったわけですね。みやうちさんのところは、一生懸命水を出しておつた。手前のおもちゃ屋さんも水を出しておつたわけですが、おもちゃ屋さんいわく「警察を呼んでくれ」と、こうあつたんです。「なぜですか」と言ったら「この車が通るために、波がどんどん来て家の中にどんどん水が入ってくるんだよ。だから、規制をしてくれんか」ということを言われたんですが、それぐらいに30cmぐらい、国道のところにも、まんだらやさんの前も、いっぱいあつたわけですが、これは長年の課題でございますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思いますが、一番やはり問題としなければならないのは、ちょうど新田水路と山仁田川と交差するハマオカさんのところではありますが、あそこが山仁田川のほうが、いわゆる山仁田川そのものは、1m50ぐらいのものでありますから、それがちょうど新田水路の下をくぐっていくわけですが、その新田水路はその暗渠は50cmぐらいしかないわけです。下のほうが。上のがとにかく量が多いがために、新田水路にあふれて、新田水路が全体にこぼれて町のほうに流れてくるということでもありますので、これはその山仁田川そのものの改良もですが、一番大事なものは、その交差するその部分が非常に大事なところでもありますので、

ここが一番の原因でありますので、ここもぜひ担当課のほうではよく研究していただきたいと思っております。地元のほうでは「もう何年かかれば、よかにふうなつとか」ということで、非常に厳しく私も言われておりますけれども、早めの対応をしていただきたいと思っております。

次にいきます。県道・市道のことでございますが、この県道については、山田湯之元停車場線については、以前10年ほど前には、国会議員と県と地元の方々が集まって、路線図を広げて見させてもらいました。こういう計画になっているということで、我々も当然計画どおり進むものと思っておつたわけですが、これがこういうことで、これで一旦締め切るというようなことでありますが、これはやはり県の方針、県の財成もありますけれども、県の方針だったのか。これは、なぜだったのかということ、理由を説明していただきたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に理由といいますか。基本的には、恐らく財成的なもので、今はもう優先順位といいますか。私ども県道にあるそれぞれの優先順位の中において、この山田湯之元線が未終了という分になったというふうに説明はいただいております。そういう中において、今回、地元の同意というのをいただきました。私どもは、やはりいつも要望していくのは、同意書を添付している。今は、そういう計画の路線はあるのですが、その線で同意がいただいているか、いただいているか。これが一番の大きな私どもの要望の強みであるというふうに思っております。そうでなければ、ただ、計画的にこの路線をつくってくれという要望だけでは、話のとおり優先順位がございまして、今回大変ご苦労かけました。自治会長さんに、いろいろとそれぞれ1軒1軒当たり、同意書をいただいたということでご

ございますので、今回また私どもは、市といたしまして、県には、こういう全員の同意ということの大事さを、重みを重くして今後要望していきたいというふうに思っております。

#### ○20番（松尾公裕君）

今、同意書も今回、それこそ皆田東の自治会長を中心に、本当に一生懸命やっております。もう本気で今回取りかかっておりますので、市道のほうにも書いてありますが、市道皆田長里線まで900mありますが、そこまで目的を持って、どうしても最低そこまではということで、県のほうにも要望していただきたいと思って、県に強く要請していただきたいことを申し上げておきたいと思っております。

次に、市道長里皆田線でございますけれども、これが非常に事業の進捗が悪いという状況であります。非常に用地の問題等もあるということですが、事業の進め方の中で、両方からやってくるわけですが、真ん中あたりは、割方、中心部については割方、やりやすいのじゃないかなと思っておりますが、中心部のほうからでもまた始めるということではできないものか。それはどうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、両方からやっておるわけでございますけど、基本的に中心部のやりやすいところもございまして、用水路の排水路の勾配、これが一番大きな問題でございまして、やはり道路をつくるには、それぞれの用水路がはけていかなきゃならない。途中から、そういうものが気にしなければ、何も考えないですればいいのですが、あれだけの勾配があるところで、用地はうまくいくかもしれませんけど、そういう用水路の設計等、大変これは難しゅうございますので、やはり起点を一方から行くのが一番ベターなんですけど、今両面からやっております。この場合も、最初

やはりきちんとした同意をいただければよかったですけど、私どもも地域からの要望があって、見切り発車の中でこれを事業化いたしました。こういうことも反省もしております。今後のやはり国に要望するには、さっきも言ったように、見切り発車でしたときに、どこかで用買、こういうもので大変遅れてしまう。これはお互いに、私ども行政もですけど、議会それぞれの地域の方々もそういうことを、きちんと自覚をして今後、事業に着手していかなければ、最初の計画は何年だったかな。こうだったと言われておりますけど、これを今回のことも、この線につきましても、ある程度、見切り発車に走りまして、今のよう遅れているのも事実でございますので、さっきも答弁いたしましたとおり、粘り強くそれぞれ地権者の、また筆界未定を解消してかなければ、ここはちょっと筆界未定でございまして、そういう部分も解消していない部分の中で進めた関係上、事業は遅れているということでございますので、そういうことも議員の方々もご理解し、また地域の皆様方にも、ご説明してほしいと思っております。

#### ○20番（松尾公裕君）

これは、昔の町道でいえば、主要道路でありまして、1級町道と言われておりまして、交通量も非常に多いですので、あまりにも遅れるということがないように進めていただきたいということを申し上げまして、次に進みます。

東市来の体育館改修についてであります。これは、結論はまだ出ないわけですが、今後スポーツ審議会に諮問をしていくということでございまして、先般、私は県民大会の応援に行きまして、桜島のほうに応援に行きました。バドミントンがやっておりますけれども、そこで女子の選手の人たちが何人か駆け寄ってきて話をしたわけですが、東市来の体育館みたいな小さな体育館である

けれども、使い勝手がよくて、非常に身近であるということで、ぜひ存続をしてくださいということを言われたわけでありましてけれども、この8月22日には市民に説明会をされました。どのような意見があったのか。私も行っておりましたけれども、ここの市民の皆様にお知らせをしていただきたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

地域とか使っている団体は、その施設はどうしても存続してほしい。これが願望で、意見もそのような意見でございました。さっきございましたとおり、基本的に耐強から考えて、この耐震問題がある。これである程度の費用は修繕するには、どれぐらいかかるのか。これがまたして何年持てるのか。やはりそこあたりも十分、吟味していかなくちゃならない。地域とさっき言いましたように、団体は使い勝手のいい。また料金も安い。そういう部分である部分が一番ベターだという。これは十分理解はしておりますけど、やはり私ども行政の中におきましては、皆さん方も今までも、この行革の中で潰していけるものは潰し、新しいものと統合していかなくちゃならない。いつまでも、やはり、こういう危ない施設をそのまま放置していくか。ここあたりも論議していただきたいし、またこれにどれだけの修繕するのか。今、7,000万円以上という。1億円かかるかわかりません。また、これが1億円以上かけても、何年持てるかわかりません。こういうことを、両方真剣考えていかなくちゃならない。だから、このことにつきましては、さっき言いましたように、スポーツ審議会または地域審議会等もお諮りをしていかなくちゃならない。地域審議会とか、そういうところへいけば、「ぜひ残してくれ」と、こういう要望があるというのは、もう間違いございません。ですけど、やはりここあたりを財政を含め、利用する場所があるのか。そこあたりも十分検討していかなくちゃ、

ただ残すだけの問題じゃ、ほかのいろんな施設が、まだ今後私どもの日置市には多ございます。今までも、伊集院の体育館、吹上の講堂を含めたところ、ある程度解体しました。やはりこういうことも考えていかなければ、自分たちは、やはりその地域で身近なものは、みんな必要というのは十分わかっております。やはり、ここあたり市の全体的な公共施設のあり方ということも十分した中で、このことについて考えなきゃならないというふうに思います。

以上です。

#### ○20番（松尾公裕君）

今、市長が言われましたように、この間の説明会のときには、集約しますと、体育館は今後も必要だという声が圧倒的だったと思っております。必要ないという人は絵絶対いなかったわけでありましてけれども、耐震について判定所見が出たわけでありまして、課題の耐震評価研究部会のほうから出ましたけど、これは私も尊重するわけでありまして、耐震改修促進法で定められている判定基準ISO 0.6を大きく下回っており、大規模な改修が必要と判断したと、こうだったわけでありまして、この大規模な改修というのは、大体5,000万円から8,000万円と、よく言われるわけでありまして、例えば、これを15年使えたとすれば、これを年間負担分で割りますと、1年に400万円から500万円だったと思っておりますが、新体育館をつくった場合の耐用年数とすれば、例えば60年持って6億円かかった場合に、やはり1年に1,000万円ぐらいは、償却1年の負担分というものがかかると思うわけでありまして、改修のほうが安上がりは安上がりであります。年数の問題等もありますけれども、そこでいろんな人に聞きますと、予算的には例えば過疎債等ありますけど、東市来の場合使えますけど、70%の交付税措置があるわけで

ありますので、市の負担分というのは、2,000万円ぐらいになるんですね。そういうこともありますので、何とかこういう形で、こういう考えのもとでできないものかなと思うわけでありましたが、いかがですか。

**○市長（宮路高光君）**

建設するには、過疎債が使えますが、私は維持管理だと思っています。年間の、恐らく新規をつくった場合、やはりそれぞれいろいろと新しい部分をつくれば、少なくとも1,000万円、そういう維持管理は必要であると思っています。その中で、全体的にスポーツ人口を含めて、今回、東市来からすれば、今まで使っておりました部分があるのかと思っております。今、B&Gの体育館と、皆田の体育館、お互いにあるものをいかにして使っていくのか。新しいものをつくるというのは、本当に必要だと私は思っておりますけど、やはりここに対しますランニングコスト、こういうものも考えていかなければ、日置市全体を見ますと、伊集院の総合体育館、日吉の体育館、吹上の体育館、東市来にない。それをつくってほしい。そういう中で当初、合併する前におきましては、運動公園のほうにつくる構想がございましたけど、やはり日置市全体に、先もいろいろと行革の中でもいわれておりますとおり、これだけ多くの施設をもって抱えております。こういう全体的なものを考えて、維持管理を含めて、また営繕を考えていかなければならないというふうに思っておりますので、ここあたりも十分、お互いにスポーツする方も議会の皆様方も、地域の要望というのはようわかります、地域からそういう要望が上がって、これは議員も体協をしてからようわかります。ですけど、やはり議員という中におきまして、やはりそういう部分の、財政的な全体的なもった中で物事を考えていかなければ、やはり地域地域だけのことを考えて要望していただければ、大

変、私どもとしても答弁に困りますので、ここあたりを容赦なく、ご理解してほしいと思っております。

**○20番（松尾公裕君）**

次の新体育館の建設は、考えてないということでございますので、最後に、今市では健康づくりを進めておりますけれども、医療費とか介護保険も上昇をしております。これを抑制するためにも健康づくりが非常に大事かと思っておりますが、体育館は健康づくりには欠かせないものでありますので、このことを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

次に、7番、山口初美さんの質問を許可します。

〔7番山口初美さん登壇〕

**○7番（山口初美さん）**

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

市民の民さんから寄せられた声や願いを真っすぐ市政に届け、実現するために今回も5つの問題について質問します。

まず初めに、はり、きゅうの助成制度についてです。医療費の削減のためにも現在、年30回まで、1回につき800円のはり、きゅう助成を充実させる考えはないか、伺います。

2問目は、消費税の増税についてです。安倍首相が10月1にも実施を決めようとしている、来年4月からの消費税増税をめぐる、今月中に経済対策を取りまとめるよう指示したことが、矛盾を広げています。経済対策の追加を持ち出したのは消費税増税の前提となる経済状況の立て直しが思い通り進んでいないためですが、その中身として公共事業の拡大や法人税の減税まで出てきたために、一体何のための消費税増税かと批判が広がっているのです。低所得者ほど負担が重い、逆進性の強い消費税は最悪の大衆課税です。国民の

所得が減り、経済がデフレ不況から抜け出してない中で、増税を強行すれば、暮らしにも経済にも致命的な打撃を与えるのは明白です。

来年4月からの消費税増税が、市民の暮らしや営業、地域経済に与える影響をどうお考えでしょうか。また、消費税増税はやめさせるべきではないでしょうか。

3問目は、小中学校の普通教室にもクーラーを設置する考えはないか、伺います。

まず、小中学校普通教室の室内温度の調査結果はどうなっているのか、伺います。

また、最近桜島の降灰が日置市内にもたびたび飛んできています。窓を開けられない場合も多くあります。日置市内の小中学校の普通教室全部にやっと扇風機が設置されたところですが、35度を超えるような猛暑日が続くなど異常な暑さの中、扇風機で対応できるとお考えでしょうか。児童生徒はもちろん、先生方や保護者の皆さんからも要望が出ております。クーラーの設置についての考え方を教育長にお聞きいたします。

4問目は、脱原発についてです。まず、避難計画の進捗状況について伺います。

また、福島第1原発の大量の汚染水や汚染水漏れの状況をどう思われますでしょうか。そしてまた、九州電力は川内原発の再稼働申請を提出しましたが、市民の安全や町の将来を考えるなら申請の取り下げを九州電力に要求するべきではないでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

最後の質問は、高すぎる国民健康保険税の引き下げについてです。

市民の所得は減っています。鹿児島県内で2番目に高い国保税の負担は重すぎます。私は引き下げがどうしても必要と考えます。地方への支出を減らしてきた国に責任はありますが、市民の命と暮らしを守るためには、一般会計からの繰り入れをふやし、減税する必

要があるのではないのでしょうか。市長の誠意ある答弁を求めまして、1回目の質問といたします。

○議長（宇田 栄君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、はり、きゅう助成についてでございます。本市では、後期高齢者医療被保険者、または70歳以上の対象に、はり、きゅう、あんま、マッサージ、または指圧の施術を受けられた場合に、施術費の一部を助成しております。

平成24年度においては、636人の方が受療券の交付を受けられ、延べ7,737枚が利用されており、1人当たりの平均利用枚数は12枚となっております。

また、県内19の市の助成状況を見ますと、200円から1,100円とさまざまありますが、本市の助成額は適当といえますか、安いほうでもなく上位のほうで推移しておりますので、今後につきましては今の中におきまして、助成額を交付していきたいと思っております。若干、1人当たりの利用者が少のうございますので、12枚、30枚している中で12枚ということでございますので、また私どもが広報等もまだ、このことについて広報をさせていただきたいというふうに思っております。

2番目でございます。消費税の増税についてでございます。消費税の増税につきましては、昨年法案が可決しておりますが、引き上げの実施に当たっては、経済財政状況の激変

にも柔軟に対応する観点から、GDP、またさまざまな経済指標を総合的に勘案した上で、総理の方が決定されるというふうに思っております。10月1日ということでございますけど、そこあたりも私どもはやはり国の動向を十分注視していきたいというふうに考えております。

その2でございます。消費税をやめさせるべきということでございますけど、基本的には社会保障の一体改革、ご存じのとおり医療、介護、年金、こういうものに大変、年々1兆円以上の国の予算が必要とされております。やはり財源というのは大事でございますので、社会保障を充実するためにやむを得ない部分であろうかというふうに考えております。

3番については、教育長のほうに説明をさせます。

4番目の脱原発について、その1でございますけど、先般の議会の質問でもこのことについてはお答えしたとおりでございますので、避難計画の進捗でございますけど、私どもの日置市におきましては、南さつま市のほうへ避難ということでございますので、今十分南さつま市と計画を進めていくところでございます。

2番目でございます。福島第1原発の汚水処理は、地上タンクの保管に頼らざるを得ないのが現状でございます。

しかし、先月20日にも、頼みのタンクから約300tの汚染水が漏れていることが発表され、汚れた汚染水からストロンチウムなど極めて高い濃度が検出されたと報道がございました。特に、漁業者を初め、周辺環境にも多大な影響を受けていると、このことについては大変心の痛いというふうに考えておまして、特に風評被害ですか。韓国のほうがあのように東北の漁業を輸入を禁止するというところでございますので、私ども日置市にもこのようなことが起これば大変だということ

に心を痛めているところでございます。

3番目の、再稼働の取り下げを九電に要求ということでございますけど、この再稼働につきましては、今審査中でございます。特に、この審査の動向というのを十分見守っていく必要があるかというふうに考えております。今までも申し上げてきましたとおり、この再稼働につきましても、やはり自治体の薩摩川内市各県、ここ辺りが十分論議をして、議会とまた首長が判断をしていただければいいのかなというふうに考えております。

5番目の、高すぎる国民健康保険税の引き下げについてということでございます。毎回、議員のほうはこのことについて質問をいただいておりますので、答弁はいつものとおりと一緒にございます。約1億円の一般財源をしておりまして、これが議員からするとまだ上げてほしいというのが考え方であろうかというふうに思っております。今、国保税の動向といたしますか、給付の方も、今若干つつでありますけど上がっているのも事実でございますけど、昨年から特定検診、いろいろと予防健康という形の中で、市民の皆様方が取り組んでいる成果がございまして、一挙に国保税が引き下がるということはございませんけど、今後ともやはり健康予防といたしますか、こういうことを中心的にしながら、この国民健康保険の持続的な維持ができるような方向を努めていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

小中学校の普通教室にクーラーを設置しないかということでございますが、第1番目です。平成18年7月、19年9月に調査を行っております。ともに最高温度が34度、おおよそ30度前後という結果が出ております。ただ、平均で出しておりますので、単発では35度というのも数校、一部あったようでご

ございます。本年度9月もほぼ同様でございました。

2番目、平成19年から22年度にかけて、空気の流れをつくり教室環境を整えるということから扇風機を全小中学校の普通教室に設置をしたところであります。温暖化傾向で気温の上昇、桜島の降灰など、厳しい状況の日もあることは承知しておりますが、特に降灰については、鹿児島市と比較して回数は非常に少ないものと捉えております。

また、クーラー設置が、成長期にあり、対応能力の育成も図らなければならないこの時期の子どもたちに与える影響も考慮しなければならないと考えております。このようなことから、現状ではクーラー設置については考えておりません。

#### ○7番（山口初美さん）

それでは、またはり、きゅう助成のほうから伺ってまいります。

周知徹底が足りないというような認識がおありのようですが、今現在はどのような周知徹底、そういう努力をされているのかを伺います。

#### ○市民福祉部長兼福祉課長（吉丸三郎君）

はり、きゅうの広報的な部分については、これについてはもう長年のはり、きゅう助成でございます。その中で市の広報誌とかお知らせ板、そういう部分で今までやってきたけれども、当然、使用枚数についても若干少ないのかなという部分もありますけど、こういう部分について、今後、広報をとおして続けて、広報活動を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○7番（山口初美さん）

はり、きゅうを好む人、好まない人、はり、きゅうの治療が合う人、合わない人、それぞれいろいろな方がおられると思いますけれども、一般的に西洋医学では薬に頼った治療が

なされますが、ご承知のように薬には副作用があるということがいわれております。人間の体が本来持っている自分で病気を治す力をだめにしてしまう面もあるといわれたりしています。

その点で、はりやおきゅうの治療というのは自然治癒力や免疫力を高めるといったことがいわれております。腰や肩、ひざなどの痛みを和らげるとか、また視力や聴力の回復、また脳の修復力もあるというようなこともいわれております。また、本当にこの病気などの予防効果もあるというような評価もあるようでございます。そういうことから私は、医療費を減らすという、そういう視点でこのはり、きゅうの助成の問題を取り上げさせていただきました。1つの提案として受け取っていただけたらと思います。

鹿児島市などでは、日置市では高齢者向けの福祉施策としてやっておりますけれども、国保世帯で35歳以上というふうに対象者を広げております。はり、きゅう治療院には高齢の方ばかりではなくて、若い方もおいでになるようです。助成の対象年齢の幅を広げる、そういう検討を、医療費を減らすためにも、日置市でもぜひしていただけないものかどうか、今後の検討課題として、していただけないものかどうか、その点について伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございますとおり、鹿児島市の国保世帯ということで助成をはっております。私どもはもう70歳以上の高齢者、国保だけじゃなく一般の方もやっております。どちらがいいのか、ようわかりませんが、一つその中で国保の削減といいますか、医療費の削減になれば大きな効果であろうかというふうに思っておりますけど、今、ご指摘のように、この方法については国保の財源から出しておりますから、私どもは一般財源から出してあります。ここあたり若干、鹿児島市とは違う

部分の中でございますので、国保世帯なればまたある程度の年齢を下げれば、ある程度、また需要回復もするし、これはまだ国保税にかかってくるということの悪循環もございますので、いろいろと精査をしていかなければ、ただ単純にその年齢を下げて、これが国保に下がるかということにはちょっといろんな課題もございますので、十分、このことについては今後、検討をしていく余地はあるというふうに思っております。

#### ○7番（山口初美さん）

検討をしていただけるということを伺いましたので、ぜひ、そのように前向きに検討していただくことを期待したいと思います。医療費だけではなくて、介護給付費などの削減にもつながることもある、そういう可能性もあるかというふうに思っております。

薩摩川内市は日置市と同じような助成額、回数も同じのようでございますが、南さつま市は1,000円の40回を助成しているようです。鹿児島市は1回につき1,100円を年60回、年齢が35歳以上というようなことで、それぞれの自治体の位置づけがあるかと思えます。日置市でもぜひ、前向きに検討していただくことを期待して、次の質問に移ります。

消費税の問題ですが、私がお聞きしたかったのは、もし消費税が増税された場合に、日置市にどういう影響があるというふうに考えておられるかという、その点について何もお答えがなかったんですけれども、非常に残念ですが、中小業者の皆さんにとりましては消費税っていうのは、商品の価格に転嫁できないという大きな問題があるんです。身銭を切って消費税を納めなければならない厳しい現実があるわけです。もちろん、消費税をきちんととっておられるところもありますが、小さな商店などは、特にお客さんからもらえないと、そういうことをおっしゃいます。でも、

消費税は納めなくてはならない、そういう厳しい現実がありまして、本当消費税が上がればもう商売はやっていけないよと、そういうことをはっきりとおっしゃる方もありますが、この点についての市長のご見解と伺いますか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

中小企業というよりも、消費税を上げた場合は、一番大きいのはやっぱり市民と伺いますか、個人、消費税の中が一番大きなものだと思っております。特に、この食品関係ですね。こういうものに対しまして、一番日常的にその中において、あるいは市民の皆様方にはやはり、若干重圧感というのは私はあるというふうに思っております。その企業の中におきましても、みな消費税とかいろいろ形がございまして、商売的にも大変、消費税上がった中において商品の動向と伺いますか、それが悪くなったということで、ひょっとしたら商売ができなくなるということもあり得るということは思っております。これは大きな国策でございますので、私どもの市の中でどうこう論議できるものではないというふうに認識しております。

#### ○7番（山口初美さん）

市長にあえてお聞きをしているわけですが、本当にこの市民には大きな影響があるというふうに私は考えております。

消費税の導入から23年経っています。この消費税の税収の総額、国で幾らか、市長ご存じでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

23年という3%、5%という形となっていて、私が知ってる資料の中では202兆円程度が、今まで国のほうに納入されたというふうに認識しております。

#### ○7番（山口初美さん）

そうですね。この23年間で202兆円の消費税が納められています。そして、同じ時

期に法人税率の引き下げ、法人税率は引き下げられているんです。この引き下げによって入ってこなかった法人税収が161兆円といわれます。そしてさらに、年間所得の2,000万円を超える高所得層への減税、これも減収額を計算した場合46兆円、合わせると207兆円の減税に消えていってるとい、消費税で202兆円、国民から吸い上げられる一方で、大企業や大資産家へは207兆円も減税をしているという、こういう現実があります。おかしくないでしょうか。

当たり前が大企業や大資産家から納めてもらえば、消費税はいらぬということではないでしょうか。消費税には輸出還付金というものもあるんですが、市長はこれをご存じでしょうか。輸出戻し税ともいわれております。

**○市長（宮路高光君）**

書類上の中では、そういう輸出戻し税、還付金、輸出企業の方々にこのようなのが取り入れられてるといのは、認識しております。

**○7番（山口初美さん）**

輸出戻し税という税金がありまして、輸出大企業の所在地の税務署は赤字になっています。徴収する税金より還付する税金のほうが多いからなんです。輸出品に課税しないという国際的なルールのもとで輸出業者が仕入れの際に払った消費税分は、損になるということで、税務署がその分を還付する、大企業には税金を戻すというような仕組みがあるんです。

実際には大企業は下請け単価を買いたたいたり、払わなかった消費税まで還付をされていると、消費税が還付されることによって、大企業は潤っているというようなそういう面があるという点も、ひとつ私たちは見ておかないといけないと思うんです。消費税を社会保障をよくするためには、財源として必要だと市長もおっしゃいましたけれども、私は消費税は社会保障の財源とするのには最もふさ

わしくない税金だというふうに認識しております。なぜなら、低所得者ほど負担が重いんです。逆進性の強い、最悪の大衆課税だからです。この点、市長はどう思われますか。

**○市長（宮路高光君）**

先ほども申し上げましたとおり、消費税をすれば一般市民の人に影響あるという認識は持っておりますけど、この場で私と議員が消費税がうんぬんどうこうという論議は、私はすべきではないと。これは国策の中でそれぞれの代表がいて国の中でしたことでございますので、私どもはそういう部分についてはある程度従っていく必要があるというふうに認識しております。

**○7番（山口初美さん）**

私は、ここで市長とこの消費税の事を議論するのは本当に大事なことだと思って今回取り上げたわけです。

全国の公務員の給与引き下げなど、働く人の賃金が引き下げられました。国民の所得が減り、経済がデフレ不況から抜け出していない中で、消費税の大増税を強行すれば、暮らしにも経済にも致命的な打撃を与えるのは明白ではないでしょうか。この点、市長はどのようにお考えか伺います。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に、いろんな中において消費税というは、今回また8%という中でいろんな物価について、税の負担があるというような認識しております。私ども行政の中においては、まだこの中で、また私どものほうに消費税の地方分に対しましても、またそれだけの部分は返ってくると、私もこれはうまく、それぞれの市民の皆様方に、サービスの中でやっていかなきゃならないというふうに考えております。

**○7番（山口初美さん）**

社会保障の財源にするということで消費税が導入されてからこれまで、社会保障はよく

なったでしょうか。本当にこの増税というは、さらに増税されるというのは本当につじつまが合わないというふうに私は考えております。その消費税を市民から吸い上げた分、ほとんどが大企業の減税に消えていっている。本当に取りべきところからしっかりとれば消費税はいらない、増税する必要はない、そういうことを私は声を大にして言いたいと思います。消費税を増税しないで、社会保障を充実させ、財政危機を打開する別の道があります。

1つには、税制のあり方を所得や資産に応じて負担するという応能負担の原則に立って改革するということです。富裕層、大企業、優遇税制を改めるべきです。

2つには、国民の所得をふやす経済の立て直し、それによって税収そのものがふえていくようにして、財政を確保するという道です。この道こそ、社会保障問題、財政危機、経済危機を一帯に解決する道であると私は確信しております。世論調査でも、消費税増税中止は国民の声です。国民の暮らしと、営業の切実な現状を顧みず、国民の意思を無視して、増税と大不況の道に突き進む、こんな政治の暴走が許せるのでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

#### ○市長（宮路高光君）

国の中でも、このことにはそれぞれの政党がそれぞれの代表の中でもご質問してるというふうに思っております。この中で、さっきいった大企業、それぞれの税制の問題、所得税、法人税でございます。今、私どももやはりこの喫緊の中の税制改革の中で、地方に入ってくる分がどう影響するのか、消費税もですけど、やはりここあたりの税制改革、審議の中で大きなことで私ども日置市に入ってくる、交付金を含めた中で変わってくるというのも一つでございます。特に、地方交付税というのがございますけど、この中で消費税の配分も中に入ってるわけで、財源としてあるわけ

でございます。その中について、いろんな多面的に考えていかなければならないというふうに思っております。

#### ○7番（山口初美さん）

この消費税の増税に反対する運動はまだまだ盛んに行われておりまして、9月の27日には、東京で大きな集会も開かれることになっております。この国の政治の主人公は国民であり、国民の声が政治を必ず動かすんだということを最後に申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

このクーラーの設置ですが、測定をされる場所によったり、そういうこともあるかもしれませんね。それから体感温度というのは湿度とも関係してきますので、一概に気温だけで踏れない面もあるというふうに考えます。鹿児島市内はもうほとんどクーラーの設置は終わっているんですが、やはり学校のそういうクーラー設置にも降灰対策事業というのが鹿児島市内では適応されておりますが、本市はその対象にならないのかどうか、そこら辺について教育長に伺いたいと思います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

本市はその対象にはなっておりません。

#### ○7番（山口初美さん）

灰、実際に降ってきておりますので、これは強く要望していくべきだと思います。実際に、灰の影響で窓を開けられない。そういうときは扇風機がいくら回っても、熱い空気をかき回すだけなんです。

実はこんなことがありました。薩摩川内市のある中学校で2週間ほど前、体育祭の予行練習が終わった後、教室に帰ってから生徒が熱中症で倒れる、救急車で運ばれるというようなことがありました。このために体育祭も延期をされたんですが、本当に命にもかかわるような問題だというふうに私は捉えております。適応能力を伸ばす、そういうことも大事です、本当に。しかし、今そういう限度を

越えているんじゃないかというふうに考えますが、その国の基準というようなものがあるはずなんです、そこら辺との整合性はどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

**○教育長（田代宗夫君）**

国の基準というのはクーラー設置に対する基準ですか。（「気温とか」と呼ぶ者あり）

**○教育総務課長（宇田和久君）**

気温とか体温、そういう部分についてはちょっと捉えておりませんが、先ほどありましたように降灰対策部分ですね、垂水市とか鹿児島市の中心部分等については距離的な部分がございます、その周辺に入れば、多量降灰防除地域という形で補助がいいのがあるということですが、日置市、鹿児島市に市町村合併した松元、郡山とか、喜入等についてはその対象外ということで、その部分についても設置はまだされてないということをお聞きしております。喜入等ですね。

**○7番（山口初美さん）**

本当に、この点はぜひ強く、県に要望をしていただく必要があるというふうに思います。

現に、農業関係のこの降灰対策事業というのは、実際日置市でも行われているわけですから、本当にそれとの理屈が合わないわけですから、ぜひ、強く要望していただきたいと思います。本当私たち自治会には子どもたちの教育環境を整える責任があります。快適な環境の中で、子どもたちが学習に集中して取り組めるようにするために、今はクーラーを設置すること、これは本当に必要不可欠だと私は考えております。ぜひ、この点で力を尽くされることを期待して、次の質問に移りたいと思います。

4問目は、脱原発についてです。

市長は、自然エネルギーの活用を進めて、原発は段階的に廃炉にしていくという、そういう見解、態度表明をされたそのおもとに

は飯館村のことがありましたよね。福島原発から50kmの飯館村は、原発時の直後は、避難してきた人たちを受け入れることに一生懸命奔走しておられたわけです。しかし、飯館村も放射能に汚染されていることがわかって、泣く泣く避難しなければならなかった。宮路市長さんは、この村長さんをよく知っておられて、飯館村の村長さんがどんなにか悔しい思いであったかと、そういうことを思いやられて態度表明をされたんでしたよね。

日置市は、南さつま市に避難をする計画ということも先ほど答弁していただきましたけれども、川内市からの避難してこられる人たちを受け入れることにもなっていると思うんですが、その辺について、少し説明していただきたいと思います。

**○総務課長（野崎博志君）**

本市の場合は、本市での約2万7,000名の方が避難をするようになってます。このうち約1万5,000名が、本市の30km圏外の避難所にまず収容します。その後の約1万2,000名の方は南さつま市ということで、本市では薩摩川内市の方を避難する、避難所はないというふうになっております。

以上です。

**○7番（山口初美さん）**

7月の28日に川内原発近くの久見崎海岸から、原発なくそう、風船飛ばそうプロジェクトというのが、風船を飛ばしました。環境に配慮した風船には、情報提供の協力をお願いする内容の手紙が添えられておりまして、受け取った人から17件の連絡がきております。これによりますと、約3時間後には宮崎県の高原町、ここは約80km離れた町です。そこまで飛んでいきました。

また、約3時間半後には宮崎県の日向市、ここは約110km離れた町ですが、そこまで飛んでいっていたんです。もちろん、風向きとか風の強さとか変化します。もしかしたら、

もし川内原発で事故が起きたことを私たちが知る前に、放射能はきていたということになりかねない、こういうことを心配するわけですが、この点、市長はどのようにお考えか伺います。

**○市長（宮路高光君）**

特に、この放射能の場合、距離じゃなくて私風向きだと思っております。風向きで本当にどういう方向に飛んでいくのか、さっき今議員がおっしゃいましたように、風の強さ、そのときに起こった状況の中で、いろんな対応としていかなきゃならないというふうに思っております。今、30km圏という中で国の政策的なことは進められておりますけど、やはり広域的な避難ということで、子どもは南さつまということですが、状況によっては全員いろんなところに避難をしていかなきゃならない、そういう覚悟はいつも持っていかなきゃならん。やはり基本的なマニュアルの中で、30km圏の中でやっておりますけど、そういう状況というのがいち早く、私今までも九電のほうに申しておったのは、やはり情報というのは速やかな中で自治体に入れてほしい。そういう中で、協定書も結ばせていただきました。こういうものを早く市民の皆様方に広報できる、そういう体制をとっていくことが一番大事だというふうに思っております。

**○7番（山口初美さん）**

避難となると、本当に同時にたくさんの方が移動しなければなりません。交通渋滞の心配もあります。車が1台エンストやガス欠などでストップすればお手上げです。また、高齢者や体の不自由な方々の移動はどうすればいいのか。バスを準備するといっても、本当に一度にバスが大量に必要なわけで、こういう対策をどうするのかとか。先ほどもおっしゃったように風向きによって逃げる方向が違う、しかも風向きは途中で変わることもあります。果たしてどこまで逃げればいいのか、どこまで行けば安全なのか、本当に不安だらけです。

か、どこまで行けば安全なのか、本当に不安だらけです。

川内原発の再稼働が一番に狙われているということで、市民は大変に心配をしておりますが、今日本中の原発が全て止まっております。いまこそ、しっかりと原発をなくすという決断をして、このまま動かさずに廃炉にするべきだと私は考えますが、市長はそのようには思われませんか。

**○市長（宮路高光君）**

今までの答弁のとおり、やはり今すぐではなく、段階提起にしていかなければ、やはりエネルギーという中で経済活動もできなくなる。やはり、そういうものを十分に考慮した中で、やはり段階的に私は今から先にそういう代替エネルギーがきちっとあれば、原子力は廃止すべきだという基本的な考え方持っておりますので、議員と違うのは、議員はいますぐ廃止ということでございますけど、私のほうは段階的にこのことは廃止すべきだという考え方を持っております。

**○7番（山口初美さん）**

今、全部原発はとまっていますが電気は足りているようですね。電気はとまらずに、国民がみんな節電などで協力をしたり、そういうこともあると思うんですが、本当に安全なエネルギーへの転換、そういうことがきちんと進んで、そういうことを心配しなくても原発はなくてもいいよというふうに、しっかりとした、そういう国の方針がしっかりと決まることが、本当に一番大事なんじゃないかなというふうに私も考えております。

日置市内で小水力発電の取り組みがテレビなどでも何回も紹介されたりしておりますけれども、市内の民間企業や個人などで組み込まれつつある自然エネルギー開発の支援について伺います。特に、今小水力発電の開発に意欲を持って取り組んでおられて、市に補助金のお願いなどに来られたり、そういう例が

あるのではないかと思うんですが、そのことについて伺いたいと思います。

**○議長（宇田 栄君）**

ちょっと待ってくださいね。山口さん、通告してないのでちょっと的確な答弁ができるかわかりませんが、よろしいですか。

（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

**○市長（宮路高光君）**

今ここに何にも通告はございませんけど、エネルギー全体でございますので、今ございましたとおり、再生エネルギーというのは太陽光、水力、風力、この3つが大きなものであるというふうに思っております。本市におきましては、太陽光、それぞれ方々が設置しております。今回、この小水力ということで、協議会を日置市におきます民間の皆様方が立ち上げ、私ども行政も一緒に入っております。

今回の9月議案の中で予算の中にもその部分を上げてございます。これは基本的にモデルといいますか、特にこのことには鹿児島高専、高専の先生、また生徒を含めた中で開発という部分がございました。それぞれ、適した部分の中におきましてどういう小水力が適するのか。これは国の事業もいただき、また県はないんですけど、市、またそれぞれ協賛している方、3者で折半して、600万円ぐらいの事業費でございますけど、東市来の玉田地区という、この水田、基盤整備をしたところで今回設置するわけでございますので、これはモデルという形の中でやりまして、今後については、ある程度これが採算ベースになるのかどうなのか、ここらあたりについては、また協議会等でも十分協議をしていかなきゃならないということでございますので、今回補正に上げました200万円については、モデルという形の中で、市としての予算計上をしております。

**○7番（山口初美さん）**

ぜひ、その地場産業の育成という視点、そ

れからまた、日置市に今あるものを、資源を生かすというようなこと、そして人材を育てていく、このふるさと日置がやはり活気ある、本当に市民が生き生きと生きている、そういう安心安全な住みよい町にしていくという、そういう大きな観点からしっかりとこの自然エネルギーの開発、自発的にそういうことに取り組んでおられる方々の支援をしていただくことを期待しておきたいと思います。

20日に、いちき串木野市で、総務委員会で、これまで14件、原発関連の陳情が出されていたそうですが、これまで継続審査でずっと流してきたものが、やはり11月に市議会議員選挙もあるということで、きちんと結論を出そうじゃないかということになって、総務委員会では原発の再稼働反対というような陳情など14件を全部採択をしております。30日に最終本会議が開かれるということで、そのとき、各議員がどういう態度を表明するのか、そこが注目的になっているわけですが、このいちき串木野市の議会の動きなどは、市長はどのように見ておられるのか伺いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

新聞報道でそのことは見させていただきましたけど、やはり陳情したのはいちき串木野市議会でございますので、議会の方々きちんと判断をすればいいというふうに思っております。

**○7番（山口初美さん）**

日置市議会にも、今回は原発関連の陳情が1件出されておりますが、これも継続審査になっております。また今後、やはりいろいろ私たちも勉強したりしながら、きちんと市民のそういう声にこたえていけるようにというふうに願っております。

それでは、最後の国民健康保険税の質問に移りたいと思います。

前向きな答弁はいつもいただけずに残念な

思いでございますが、一般会計から1億円の繰り入れを行っていただいているということは、大変やはり評価はしております。

しかし、鹿児島県内でも2番目に高いという。そして所得の1割を超える人は、本当にほとんどで、2割を超えるような方も中に、重い負担をしておられる方がおられるというようなんです。やはり改善していく必要がある。引き下げが必要だというふうに私は考えております。そこで、今、国保税の滞納の状況はどういうふうになっているのか。その点について伺いたいと思います。

**○税務課長兼特別滞納整理課長（鉦之原政実君）**

国保税の滞納額につきましては、平成24年度現年度分が8,222万7,000円です。これを23年度の滞納額と比較しますと、677万4,000円伸び率で7.6%の減となっております。それから、滞納繰越分につきましては、平成24年度が2億6,070万4,000円、これを23年度と比較しますと1,668万5,000円、伸び率で6.0%の減となっております。

以上でございます。

**○7番（山口初美さん）**

市民の皆さんが大変な中でも、やはり一生懸命払う努力をしておられるということがよくわかると思うのですが、少し改善をしているということで伺いました。

今年度新たな滞納者というのが出てきているのかどうか、その点について伺いたいと思うのですが。

**○税務課長兼特別滞納整理課長（鉦之原政実君）**

今年度の国保税につきましては、まだ納期が途中でございます。納期ごとの未収につきましては、こちらのほうから、それぞれ収納のほうにお願いしていますので、また数字が動いているという状況でございます。

**○7番（山口初美さん）**

わかりました。皆さん、払うのが大変な方

は、分納の相談にみえて、しっかり相談にのっていただいているというふうに思いますけれども、そこら辺の分納相談の件数などについて、少し説明をお願いしたいと思います。

**○税務課長兼特別滞納整理課長（鉦之原政実君）**

分納の相談につきましては、平成24年度が国保税だけじゃなくて、ほかの税も含めてなのですが885件、これを23年度と比較しますと41件、伸び率で4.8%ふえております。今年度の状況につきましては、25年8月末で607件、これを昨年と同時期と比較しますと35件、5.5%減っておりますので、件数としては、減っているという状況でございます。

**○7番（山口初美さん）**

わかりました。しっかりと相談に来やすい窓口になるように、努力をしていただきたいと思います。

次は、資格証明書と短期保険証の発行が現在どのようになっているのか、伺いたいと思います。

**○健康保険課長（平田敏文君）**

短期保険者証と資格証明書の世帯でございますが、9月13日現在の人数を申し上げます。短期保険者証が377世帯で794人、資格証明書が112世帯で164人となっております。

以上です。

**○7番（山口初美さん）**

滞納しておられる方、またなかなか連絡もとれなくて、そのままになっているような方、資格証明書の発行は一応、悪質な滞納者に対して発行されるというようなふうに伺っておりますが、この資格証明書の方々の内容といえますか、その点については、税務課になるのですか。どちらに伺ったらいいのでしょうか。その資格証明書というのは、病院に行っても全額医療費を負担しなければならない。そういう世帯だと思うのですが、そういう方たち

の実態というか、そこら辺について少し説明をお願いしたいのですが。

**○健康保険課長（平田敏文君）**

資格証明書につきましては、国保税の滞納があるときに、保険証を返還していただきまして、この証明を出しているわけですが、最初は滞納がありますと、短期証を3カ月間で出しまして、資格証明書につきましては、一応6カ月間ということで、期限を切って出しているところでございます。その間に納税相談とか、そういうのが行われまして、納税等の促進を図っているというような状況でございます。

以上です。

**○議長（宇田 栄君）**

山口初美さん、残り2分ないです。

**○7番（山口初美さん）**

国民健康保険税の目的というのは、本当に安心して医療を受けられるようにするという。そういう目的があるわけです。それが、やはり重すぎる負担、何回も言って申し訳ありませんが、現在、鹿児島県内では2番目に高い国保税になっているのは事実でございます。やはりこれは、改善の方向に向けて、健康づくりとか健診の受診率を上げるとか、いろいろな努力をされている点は伺いますが、やはり一番、行政としてやるべきなのは、一般会計からの繰り入れをふやして、やはり負担を軽減していくという。そのことがやはり一番今、大事なことだというふうに、私は改めて感じております。この点について、市長の見解を再度お聞きをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

一般会計から繰り入れるということでございますけど、これもやはり市民の皆様方からの税収でございます。その中で、私ども日置市の中で、国民健康保険をいただいている方、約3割か4割程度だと思っております。その

残りは、全部社会保険でございます。そういう中で二重に、それの中の一般財源を入れて、健康保険税を安くする。これは議会の中でも、おそらく論議があるというふうに思っております。安ければいいと思っております。特に今、一番問題としては、2番目に保険料が高い。保険料が高いということは、それだけ給付が出ているということです。給付が出ているということは、それぞれみんな医者にかかっているという。なるべく、そこあたりをしていかなければ、この保険料を下げるということはできないということで、今一番、私ども行政が考えているのは、健康でそれぞれ医療費もあまりかからないで余生を送っていただける。そういう健康予防という形の中で、今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

次に、12番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔12番花木千鶴さん登壇〕

**○12番（花木千鶴さん）**

私は、今回が初当選以来50回目の一般質問となりました。市の政策に関して、市民にわかりやすい答弁をぜひよろしくお願いしたいところです。そこで、さきに通告いたしました2点について質問をいたします。

まず1点目は、県立総合体育館の移設計画について、本市への誘致を県に働きかける考えはないのか伺います。県は2020年開催予定の国体に向けて、鹿児島市のドルフィンポート跡地にスーパーアリーナとして建設を予定していましたが、いろいろな意見があったことから、ゼロベースで再検討することとなっています。そのような状況の中で、いち早く始良市と霧島市が誘致の意向を明らかにし、17日には伊佐市の隈元市長も議会の一般質問に対して、誘致の意向を表明されました。霧島市においては、誘致に向けて

1,000人規模の決起集会を行うといった報道までなされています。各地が誘致に乗り出す理由は、スポーツや文化的な機能を持つ施設であり、各方面で地域経済への波及効果が大いに期待できるためだと思われます。本市も県都鹿児島市に隣接する地の利を生かして、ぜひとも誘致を働きかけるべきではないでしょうか。

2点目は、環境問題についてです。本市は、ことし5月に環境自治体会議を開催しました。延べ3,000人を超える方々が参加された大きな会議となりました。そもそも、この会議の開催は、環境施策の推進を図ることが目的だったと思いますが、本市の施策推進の展望はどのようなのでしょうか。そこで、次の問題について伺います。

1、市民の意識向上はどうか。2、リサイクル化での3R運動の徹底はどうか。3、生ごみ減量化への展望はどうか。また、水切りバケツのモニター効果はどうか。生ごみ処理機の普及拡大に向けてはどうか。4、家庭用太陽光発電に対して、市の単独助成を図るべきではないか。5、市内の道路の雑草、雑木が目立っているが、環境美化、観光の面からも県、国と協議、連携して美化を図るべきではないか。

以上を1問目といたします。

○議長（宇田 栄君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を午後1時といたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の県立総合体育館の誘致について、ご質問でございます。このことについては、

県議会のほうでも、いろいろ話題になっておりまして、今議員がご指摘ございますとおり、始良市、霧島市、伊佐市が誘致をしております。本市におきましても、このことについて、いろいろと内部の中でも検討させていただきました。そのようなことを踏まえまして、今週中に日置市として、このことに誘致したいということで、県のほうに要望を持っていきたいというふうに考えております。

2番目の環境問題でございますけど、その1でございます。5月30日から6月1日まで開催されました第21回環境自治体会議ひおき会議の市民参加は、延べ1,548人。その中で分科会参加者は527人という大変多くの方にご参加をしていただきました。市民の意識の向上についてのご質問でございますけど、開催前の5月に2団体からの行政出前講座の要望があり、参加者延べが約103名に、ごみ減量に向けた取り組みの講座を実施し、環境自治体会議開催に向けた市民の意識の高まりを感じたところでございます。その後、6月に1団体25人と9月に1団体90人の参加の依頼がございました。

また、8月2日の南日本新聞に掲載され、ご存じと思いますが、漂着ごみについて市民から情報が寄せられています。今回の漂着ごみについては、市民参加のクリーン作戦を検討しましたが、新聞記事のとおり注射針等の混入が多かったため、休みを利用し、延べ400人の職員が対応し、約120tのごみを回収しました。市民への呼びかけはしませんでした。市民、NPO法人、漁協関係者の自発的な参加もあり、市民の環境への高まりを感じているところでございます。

2番目のご質問でございます。私たち暮らしの中では、ごみは必ず発生します。リサイクル化の3R運動の指導として処分の際に、「本当に使えないか、直して使えないか」を考え、使えるものは繰り返し使う。処分する

ものはリサイクルできないかを考えて、分別処分するようお願いしております。

また、再生資源回収事業を実施していますが、平成24年度は89団体が古紙16万3,822キロ、缶類1万5,758キロ、瓶類4万9,906キロを回収し、102万9,317円を補助しております。推進活動といたしましては、昨年の広報ひおき11月でマイバッグの必要性を掲載し、また昨年10月16日には、市内の生活学校の皆様方と伊集院地域衛生自治体連合会が合同で、市内の大型店舗前でマイバッグ運動を展開していただきました。

今後においても市民の皆様にも、可燃ごみ、資源ごみの分別の徹底をお願いし、資源が循環する社会を目指してまいります。

3番目でございます。生ごみの減量については、昨年11月から生ごみモニターを実施しております。これは、生ごみ処理について、水切りバケツ、EM菌、酵素バケツの3種類を市内4地域で体験していただいております。モニターの方から好評で続けたいと要望があり、本年度も引き続き実施しているところでございます。ごみ減量化については、現在の生ごみモニター事業の結果を参考にして、実用化へ向けた取り組みを進めたいと思っております。

また、水切りバケツのモニターは、市内55世帯をお願いして、昨年11月から本年8月まで7,818.3キロを回収しております。モニターの皆様方は、8月26日、生ごみが資源化される処理状況を見学され、今後の取り組みとして大変期待されています。本市では、生ごみ処理機の普及に生ごみ堆肥化容器補助制度を設けており、普及状況は、平成17年度から24年度まで350基の申請があり、今後も継続したいと思っております。

4番目でございます。地球温暖化防止策及び再生可能エネルギー活用の一環といたしま

して、このことについては、26年度から実施をしたいというふうに考えておりました。要綱等については、また議会の全協を通じまして、ご説明申し上げ市民の皆様方にも事前に周知も本年度中にしていきたいというふうに考えております。

5番目でございます。市内の道路の雑草、雑木につきましては、市道は道路維持班や、道路愛護作業など地域の方々にも協力をいただきながら、伐採等を行い、通行に支障がないよう維持管理に努めております。

また、国道、県道は、直営の作業班及び委託業者等で、定期的に伐採を行っております。住民からの要望に気づいた時点で、その都度連絡し伐採等お願いしている状況でございますが、今後とも連絡会を通じまして、国、県には定期的な伐採をお願いし、環境美化に努めたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

環境問題について、市民の意識向上はどうかということでございますが、環境自治体会議では、伊作小学校の5年生がウミガメのふ化、放流体験やかめさん祭りの取り組みを分科会で発表いたしました。すばらしい発表をしてくれました。また、会場が吹上中央公民館ということで、吹上地域の他の3小学校もバスを準備し、発表を聞く機会をつくりました。子どもたちにとってよい経験になったものと考えております。教職員は、2日間で59人が参加をいたしております。

環境については、継続的な取り組みが必要と考えております。学校は、節電やごみの分別など、日常的に取り組んでおります。あわせて小学校では、環境ブックを活用して、環境教育の充実を図るよう指導してきております。その推進に、環境自治体会議がよい影響を与えてくれたものと考えております。今後

も学校での継続的な環境教育の充実に努めてまいります。

#### ○12番（花木千鶴さん）

冒頭から市長のほう为名乗りを上げるとはつきりおっしゃってくださって、市民も多分傍聴席に、きょうたくさんおいでですが、市長どういうふうに答えられるだろうと興味のある方お集まりだったと思います。私のほうにも、この通告をいたしましてから、たくさんの方から、ぜひ市長にいい方向で頑張ってもらいたいというのが寄せられております。今後の問題になってまいります。名乗りを上げて、もちろんこのことを決めるのは県でございますので、ほかのところもいろいろあっても、知事の意向が最終的には決めていくわけですが、ただ県もいろんな問題にぶつかり、最終的にはいろんな方向を探っていくかと思うのですが、地方分散の問題も、施設の分散の問題も、その方向になるとした場合、手を上げていないところは、参画する資格が、ここまでくればないに等しいだろうと思うんです。それで、名乗りを上げていただいたことは、本当によかったと思います。ここにきて、本市の中には、そんな市有地や県有地があるのかどうか。県は建屋については、大体1万平米を下回ると言っておられます。スーパーアリーナにしても2階建てにしても、1万平米を超えるとは言っていない。その駐車場と建物を建てるような県有地、市有地、どこかございますか。調べられたと思うのですが。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に誘致する中においては、今ご指摘ございました県有地、市有地、このいずれかであろうかというふうに思っております。私どものほうも、内部で検討したところ、県有については、ゆすの里周辺、これがちょうど県のなのか、事業団のなのか、土地はわかりませんが、ここの一画がある程度の面積が

あろうというふうに思っております。

もう1つ、市有地につきましては、吹上のほうで取得しました土地がございますので、そういうものについて県有、市有、2カ所程度の候補という中で県のほうにご要望申し上げていきたいというふうに思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

私は、吹上のほうの市有地については、運動公園の近く、吹上浜の近くの、キャンプ場の近くだと思っておりますが、ゆすの里の下は、今、話がありましたけれども、私が調べたところによりますと、道路を挟んで、両側とゆすの里が建っております。隣接地です。そこをあわせると事業団に、これから正式に引き渡す以外で7町歩を超えるというふうに県から資料をいただいております。ですので、建物を建てる。それから駐車場を確保するでも、道路を挟んでおりますが、歩道の部分ですので、いかようにもなろうかと思っておりますが、7町歩の広さがございます。それと、これからは新しく駅舎もできることを考えれば、歩いても行ける距離、高速をおりても直進で10分とかからないところ、アクセスとしては十分可能だと思います。ほかの地域とも、これから誘致合戦になったりするときでも、やはりゆすの里の下で、今おっしゃったところは、やはり誘致の面では大変有利だと思いますので、頑張りたいと思っています。

霧島市が1,000人規模の集会を開くということですがけれども、結果もそうなんですけど、県がきめることですから、でも市と市民が一緒になって、同じ目標に向かって頑張ろうという、この勢いがものすごく大事なんだと、これから競争や協同と言われる中で、同じ目標に向かってみんなで頑張ろうとする盛り上がりというのが、大事だろうと思っておりますので、その点でも市民や各団体を巻き込んで、市長、一緒になって頑張りたい

きたいと思うところです。

それから、2020年は東京でオリンピックとパラリンピックが開催される予定です。本市は福祉施設もありますし、大変大きなゆすの里もそうですが、太陽の里も近くにあるので、福祉の町も標榜しています。その近くに、こんな大きな運動施設ができるということは、障がい者のためのスポーツの拠点となることも可能だと、私はこれ、デメリットになるんじゃないかと思う反面、これは優位姿勢だと考えれば、これからの障がい者スポーツの拠点にもなるんじゃないかと思うのですが、その辺では教育長に伺ったほうがいいかと思うのですが、その辺どのようように、障がい者スポーツの拠点にもなると考えたとき、いかがでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

確かに県の施設が、仮に体育館ができたとしても、その周辺はゆすの里ですが、下のほうには伊集院の運動公園の広い施設、体育館ではないですが、そういう施設がいっぱい広がっておりますので、体育館とそういう施設と一体となった取り組みというのは大変可能であると、そんなふうには思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

やはり県にアピールするときには、ありとあらゆる面でこれからのスポーツの発展のために寄与できるという意味で、前向きな運動をぜひ展開していただきたいと思います。多分、市の発展のために、市民も理解と協力を惜しまないだろうと思うんです。よろしく願いをいたします。

次の環境問題に移りたいと思います。ごみの分別収集、リサイクル化、減量化を積極的に推進すると市長はおっしゃっておられます。そこで、まず先ほど分別収集したものでしたか、美化活動をしたときのごみの量のご説明はありました。でも、総体的に本市のごみ減量化を図るという。市長がおっしゃってお

れる政策なんです、ここ数年、ごみの減量化は図られているのか。ふえているのか、減っているのかでお答えいただけませんか。

#### ○市民生活課長（有村芳文君）

ごみにつきましては、ここ最近ふえております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

市長は、きれいな町をつくっていくんだ。環境に優しい町をつくる。その第一に減量化だと言っておられる割には、市民のごみの減量意識は高まってはいないというわけですよ。減量化は進んでいない。ふえているということです。でも、私はこれまで6回の環境自治体会議に参加してまいりました。今回、ひおき会議は市民参加が一番多かった会議だと、私が6回参加した中です。最も市民参加が多い。私はびっくりいたしました。本当に本市は市民参加が多かったと、大変評価をしています。環境施策が進まないという悪口を言われたり、今のように市民の意識が低いと言われながら、どうして今回の会議には、こんなに市民がたくさん参加されたのだろうか。とても不思議なんです、課長どんな工夫をされたり、どんなことが実行委員会の中であつたりしながら、ここまでの市民参加を呼びかけられたのかご紹介いただけませんか。

#### ○市民生活課長（有村芳文君）

開催が決まりまして、ほぼ2年ぐらいあったわけですが、実行委員会が最後の1年間、それからその前は、事前の準備委員会がありまして、それが立ち上げて二十六、七名の方のいろいろなご意見をお聞きして、進めてきたわけでございます。

また、進めるに当たりましては、10の分科会もございまして、それらに市民の方も参加をいただいた。そして、その参加をされる方の話題提供者、そういった方々が地域に帰って参加を呼びかけてくださったということもあったと思います。それから、自治会、婦

人会、そういった方々もご理解いただいて、協力いただいたというふうに思っております。

以上です。

#### ○12番（花木千鶴さん）

行政だけじゃなくて、実行委員会の皆さん、自治会の役員の皆さん、みんなが一緒になって大変努力をして、これだけの参加を促して、結果がそうだったということですね。私も地元、新興団地に住んでおりますが、えっと思うぐらい「何でこの人が環境にそんなに關心があるんだろうか」というような人が参加してまして「ウミガメパトロールにも行ったんだ」とか「しまった、分科会に行けばよかった。1日と3日目の全体会だけを行って、こんなにおもしろい。こんなにいろんな人の話が聞ける。こんなにテレビに出てくるような有名な市長さん方の話が聞けるなんて」と、いっぱい感想をいただきました。大変、關心が高まっているところだなと思ったところです。

これで、ことしは全国的に集中豪雨ですとか、竜巻、多くの災害が発生をいたしました。本市でも渇水かと思えば、豪雨災害が発生するなど、大変いろんな対応に追われました。専門家の話ですと、これらは地球温暖化の影響であって、これからは恒常的に起きる現象なんだということでした。防災だけではなく、環境教育が非常に大事だというお話をされています。そういった意味でも、今回の会議に市民の人がたくさん参加された。そして「環境問題はごみだけじゃなかったんですね」とおっしゃるんですね。資料も全部見るもんですから、いろんな分科会の話聞いて「こんなのも環境問題なんだ」というような話もされるわけです。これほどたくさんの方が關心を持って参加されたことは、意義が深いだろうと思うのです。そういった意味で、こんなに盛り上がってしまった市民の気持ち、關心の高まり、これからどうされていくんだろう

というところなんですが、市長、課長どうですか。この高まった市民の気持ちをどうもっていかれるおつもりなんでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、この環境自治会議の市民のそういう環境に対します一つのきっかけといいますか、これになっていただければよかったというふうに思っております。今、ご指摘のとおり、多くの皆様方が参加していただきまして、きっかけになったというふうに思っておりますけど、環境問題というのは、今から先、議員もおっしゃるように、継続的にどう市民の意識を盛り上げていくのか。この環境自治会議という一つのテーマがあって、ことしはできましたけど、また来年以降、市民の皆様方の意識が低下しない中において、私どもは行政として、市民と協働におきます環境政策に対する啓発といいますか。そういうものを絶えずやっていく必要があるというふうに思っています。

#### ○12番（花木千鶴さん）

そうなんですよ。私も全く同感です。やっぱり継続的に、この気持ちをなえさせることなく、続けていくことが大事だと思うんです。そこで、質問を大人の方の活動といいますか。そこに持っていきますが、その前にバスを使って今度の自治体会議にも参加された子どもたち、私は以前、子どもの参加をよろしくお願ひしたいんだということも申し上げておきましたが、吹上のほうではバスを借り上げて参加してくれた。将来の時間のかかる問題で、子どもたちの教育というのは大事だと思うんですけれども、いろんな取り組みもご紹介いただきましたが、これまで学校現場で環境の教育はいろんな形で取り組んでいただいていますけれども、ここにきてこれまでの成果といいますか。取り組みの中で、変わってきたなと思うような、そういったことがあるのでしょうか。それとも何か大きな課題を

抱えているのでしょうか。そこを1点お聞かせ願いませんか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

環境自治体会議を終えまして、今学校で取り組んでいるのが、1つは水俣の資料館に修学旅行で行ったとか、あるいはそのほかこれまでの取り組み、特に吹上の子どもたちは実際に現場に参加をいたしましたので、自分たちがやっていることがどういうことだったのかという、大変すばらしいことをやっているんだということを実感をしたものだと思います。

そのほか、学校、先ほど最初の答弁で申し上げましたとおり、基本的なものについては、全ての学校で年間計画を立てまして取り組みをしております。それにプラス、今回いろんなのがございましたので、これに一斉にするのではなくして、それぞれ学校の特色を生かした取り組みをすることのほうがいいのではないかと。吹上、日吉のほうは、こういったカメさんを中心としたものがございますし、あるいはその他の山間部等では、生物に関心を持つとか、あるいはそういう空き缶とかそういうものを、ごみの問題とか、いろいろな問題があるようですので、それぞれの学校が、それぞれの地域の資源、地域に応じた取り組みをしていくことのほうが、むしろ全体的にはレベルアップしていくのじゃないかと。そんなふうに思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

この間、私もいろんな議員にならせていただきましたから、環境の質問もたくさんさせていただきました。そして、提案をさせていただきました。この間に、日置市になってからも、環境教育については、大変この自治体会議に向けてもいろんな方面で、熱心に学校現場、取り組んでいただいていると思います。そして、自治体会議に向けて、環境ブックをつくりましたり、いろんなことに幅広く取り

組んでいただけていることを高く評価したいとは思っているところです。先ほど来ありますように、子どもたちの関心も高まってきた。そして、市民の関心も高まってきたというところにきているわけですが、市長、先ほどおっしゃったように、これからという問題です。今、日置市はこれからどんな施策を打ち出してくるのかと、期待しているという。そのときに具体策が見えてこなければ、やっぱりだめだった。一発花火だったと言われると、やる気をなくしてしまいますし、やる気をなくしてしまった人が出てきたら、新しく頑張ろうかなという人が出てこなくなるということが問題なので、継続が大事なんですね。それで、子どもたちもそんな姿を、大人の姿を見て、子どもは大人の姿に学んでいこうとするわけなので、大人の取り組みというものが、いかに大事かとなってくると思うのです。今なら動いてくれる市民がいる。市長も同じ考え方だと思いますね。今ならやってくれるんじゃないか。そこで、今後のことは推進協議会とかに委ねていくんだと思うのですが、行政がそこにどんな施策を提案するのかというのが、重要になってくると思うんです。

そこで、次の3R運動の質問をしたいと思います。具体的な活動です。この3R運動というものは、どういうものなのか。課長のほうがいいんですかね。市長。3R運動とは何ぞや。ご説明いただけませんか。

#### ○市民生活課長（有村芳文君）

3R運動、3つのRがございます。リデュース、それからリユース、リサイクルの3つでございますが、リデュースにつきましては、排出抑制ということで、廃棄しないで、本当にまだ使えないか。直して使えないかというもの。それからリユース。これについては、再使用というものでございます。使えるものは繰り返して使う。捨てないで繰り返して使う。それからリサイクル。これは再生利用

でございます。分別してもう1回再生して利用するという3つのRでございます。

以上です。

#### ○12番（花木千鶴さん）

3Rという内容は、課長に説明していただいたようなものです。全部を目指す姿とすれば、ごみゼロを目指すという運動です。全てが完璧にいかなかった場合には、課題が残るわけですが、この3Rの運動を究極に果たすことができれば、ごみをゼロにすることができるという運動です。

そこで、本市のリサイクルはどんな状況かといいますと、単に容器包装リサイクル法の最低義務を果たしているにすぎないところです。ここに、私の手元には、つい先日9月19日ことしのです。9月19日に、経産省の所管下にあります産業構造審議会というものに出された資料なんです。容器包装リサイクルワーキンググループのそのときの資料が手元でございます。このワーキンググループの議題は2つ。そのうちの1つが、事業者による容器包装、3Rに係る取り組み状況はどうかという議題になっています。つまり、国のほうの施策としても、この3R運動をどう展開していくのかというのがテーブルの中で議論されているというわけなんです。

企業というのは、消費者が買ってくれる方法ならいいわけなんです。でも一方、消費者が無駄な税金が使われずに、もっと効率的な仕組みがないのかなとは思っているけれど、残念ながら3R運動なんていうのを知らないわけです。企業の取り組みを進めるためには、自治体と市民の協働による取り組みを全国的に広げていく必要があるわけなんです。それが、このワーキンググループ。経産省がやっている審議会の議題であったというわけです。

本市では、収集と分別、焼却に約数億円がかかっております。ごみゼロならば、さて何億円浮くのでしょうか。松元にあります本市

の焼却施設も、あと十数年が耐用年数となっております。15年ぐらいでしょうか。減量化ができれば、少しでも焼却施設の延命化を図ることができます。ごみゼロに向けて、3R運動を展開することができれば、次につくる施設は、あんなに大きいじゃなくてもいいかもしれない。ほんの少し燃やす施設をつくることができれば、投資と維持費で莫大な軽減策を図ることができるのではありませんか。これに関して、3R運動を展開することはいかがでしょうか。

#### ○市民生活課長（有村芳文君）

現時点でも、いくらかは減量をするように、資源回収とかそういうのをやっておりますけれども、今後やはり生ごみを考えた場合の燃やさない方法、それを考えますと生ごみ以外のものは何かということになってくると思います。そうしますと、紙とかビニール類、そういったものも燃やしているということに気づくはずでございますので、そういった生ごみから進めながら、あと紙とか衣類とか、そういったものにも減量していくような方策をしていきたいというふうに思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

私も、ごみをゼロにしろと言っているわけじゃないんですね。究極、そういう目指す運動ですので、できるだけ減量化の効率化を図るという意味で、3R運動があるのだと紹介しているわけです。これを推進するための啓発をしまして、市民の意識を醸成することが大事ですけども、本市はその点の啓発がまだ足りないんじゃないかなと思っています。

まずは、税金の使い方として、どうすべきなのかを市民に知っていただく。考えていただく。そして、その運動があること。3R運動を行政が推進していく。それをリードしてくれるのが、今回参加した方々ではないかなと考えます。自分たちの努力でできることはする。できないところを行政にやってもら

うという。共生共同の理念はこのようなどころにも貫かれるべきではありませんか。市長。善処されたいと申し上げまして、この件については、次の質問に移らせていただきます。

現在、実施されている課長の言われる生ごみモニターの問題なんですけど、モニターの皆様は、どんな感想を述べておられるんですか。

#### ○市民生活課長（有村芳文君）

3つの方法で今、モニターをお願いいたしております。

まず、水切りバケツ。これにつきましては、家庭から出る生ごみにつきまして、水を切ってゴミステーション置いてありますバケツの中に出してもらおうというものでございます。これにつきましては、収集用の袋を使わないで、直接バケツに投入できるということもございまして、やりやすいのかなというふうにモニターの方たちもご意見を出していらっしゃるところでございます。

それから、酵素につきましては、バケツに酵素を入れた生ごみを消化する酵素なんですけれども、理屈はわかって、なかなか生ごみを実際にそのバケツの中に入れて消化させるという毎日毎日の作業となりますと、なかなか長続きしないということではほとんどが当初の取り組みはあっても長続きしていないという現状でございます。それから、EMにつきましては、もう長い歴史がございまして、生活学校の方たちのご努力もありまして続いております。それにつきましては、そういった方々のご意見もお聞きしながら今回やったわけですけども、要するにその処理によって、堆肥といいますか、そういうのが出てきますので、そういったものを使いたい方は、EMによって自分でごみを処分するというものについてはいいというご意見もございまして、しかし、それは自分で使うという目的がある方でございますので、使わないという方については、どうするというのがまだないところで

ございます。3種類はそういうことでございます。

#### ○12番（花木千鶴さん）

いろんなタイプが今、モニターありますね。水切りで水を切って生ごみで出す人もいるわけですが、酵素といえばEMでもやる人と、今やってる酵素は特殊ですので、それが難しいということです。EMは積極的な人だということですが、これまで市長は生ごみ減量化の一環としてどうするのかっていう、先の6月議会の質問に対してでしたか、来年度に向けてモニターをふやしていても検討するという答弁をしておられましたけれども、現在、電気処理機の人があります、で使ってる人、それからコンポストで堆肥をつくっている人、EMの人、EM菌の人たちがいらっしゃいます。こういう人たちは基本的に生ごみというものが発生しないわけですよ。発生しませんよね、生ごみは。酵素でしていくわけですし、生ごみを出さない人ですから、ごみ減量化を図るためには、まず一番手っ取り早く結果を出してくれる人なんです。出さない人ですから、生ごみを。家でも堆肥にしているかなんかしても、生ごみ出さない人たち。この人たちに対して、先ほどは350機がどの種類の数だかわかりませんが、生ごみを出さない人たちが350なんですか。生ごみ減量化で最も頑張ってくれるこの人たちの普及率が低いと思うんですけど、どう捉えておられるんですか。

#### ○市民生活課長（有村芳文君）

普及率は少ないと。まず、これはPRがもうちょっと足りないというふうに思っております。実際、電気式の場合は費用といいますか、購入費用が六、七万円ぐらいかかります。それにつきまして補助をするというものでございます。2分の1となっておりますけれども、それを2万5,000円ですか、補助するというものでございます。

それから、その他のものとしましては、2,000円を限度に補助をするという内容でございます。これをもう少し市民にも知っていただくようにPRをしていきたいというふうに思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

基本的な考え方は、ごみを減量化するんだ、生ごみが一番困っているから減量したい、それに最も貢献してくれる、この助成制度がPR不足だっていうのであれば、ちょっと何かずれてやしませんかということになりますよね。ここに最も力を入れれば効果が出るんじゃないでしょうか。私が上勝に行きましたときに、上勝町行きましたときに、あそこは施設をつくれないうことで、上勝仕様のごみ処理機をつくったんです。前回言ったように、いらないうっていう人は堆肥をつくる人は別になったんですが、そしたら何万円もういちゃって、ただで渡そうかというぐらいになったというんです。これからは政策の展開していくかは別なんですけれども、本市の中で希望があれば、つくっていただく、無駄な仕組みはらない。これとこれがあつたらこれでいいっていつつくっていただくという方法もあるのかもしれない、安価にできる方法です。一遍に何千とか何万とかつくっていただくわけですから。そういうことも考えて、ぜひこのことは進めていただいているのかなと思うんです。だって、減量化するんですから。

次の質問です。水切りの別モニターの方は生ごみを出していますけれども、現在は、企業へ委託して酵素処理を試験的に行っています。モニターに参加して下さる方は意識の高い人ですから、その方々はふやすんじゃないかと市長、モニターになってくれる地域を選定しては来年度、どうかと思います。今後の課題は、収集の方法、処理能力とその経費、意識のある人、ない人、そんな人たちの集まっ

て一定の地域でどんな方法で集めたほうがいいのか、どんな問題があるのかというのを、できるだけ早いうちに検討して、その先どうしていくべきかっていうのを見定める必要があるんじゃないかと思うんです。ここにきて、もう来年度は、一定の地域、協力してくれる地域にはそのモニターお願いしてもらったほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

#### ○市民生活課長（有村芳文君）

今、水切りをしてごみを出してもらうという方につきましては、行政から目的を理解してもらって、ご協力をしますという方を今やっております。議員さんが言われるには、もうちょっと広げてということでございます。市としても26年度にもう少し範囲を拡大して、というよりも対象者を拡大して、今、例えば1つのごみステーションの中に10世帯あるとして、協力者が3名、4名ぐらいの人数だと少ないところで、いらっしゃると思います。ほかの方はといいますと、水切りをしてやればいいよねという関心を持った方でないかもしれないし、持った方もいらっしゃるかと思いますが、そういう市の、今やろうとしていることについて、考えを今のところわかっていたかかない方もいらっしゃるかもしれませんので、全体の、例えばごみステーション全員とか、自治会全員とか、そういう方を対象に、生ごみだけを出すとなれば、ほかの可燃ごみとは分けて出すわけですので、やはりそういう面倒さもありますので、将来的に続けていってもいいよねというふうに理解していただけるように、市も少しずつ範囲を広げたいというふうに思っています。

#### ○12番（花木千鶴さん）

今の懸念はよくわかります。しかしながら、モニターの人と協議してついでいますか、推進的にその取り組みを進めても、どこかで右

か左かわかりませんが、するときには理解してくれる人、理解してくれない人、いるわけです、どういう時点でも。みんなが同じ方向に向かうことはないだろうと思います、今の問題は。

そうしますと、私が言っていますのはどうしてその先にそういうことができるのであれば、今のモニターの時代に少しでも、永遠にやってくれというわけではないですよ、モニターの期間は。それを継続してくれる地域があるかないかというところからの取り組みのスタートなので何かと思うんです。そこをぜひ検討していただいて、1つの自治会なりでも、ステーションでも協力してくれるところがあって、いろんなああでもない、こうでもない意見いただくことが、市の政策を展開していく上でいいのではないのでしょうか。ぜひ1カ所でも、2カ所でもやっていただけたところをつくるのが、来年はそういったことを目指してもいいんじゃないかと思います。ぜひ、やっていただけないかと思います。

それから、収集の課題と処理法のやり方に展望はあるのか。そしてみんな生ごみを出してしまって、生ごみを燃やさなくてもいいということに展望があるのか、ないのか。なければ別の方法を考えなきゃいけません。1年でも早いほうがいいんです。経費を減らしていくためには。ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。

私、愛媛の新居浜会議にいきましたときに、ある自治体の方がこんなことをおっしゃいました。ごみに金がかかると言っているのはどこだと。ごみは金を生むんですよ、資源なんだとおっしゃったんです。その取り組みをいっぱい教えていただきました。ごみ減量で経費を浮かす、分別された資源を、例えば生ごみでできた堆肥で草花を育てる。先ほどおっしゃった、課長がおっしゃった堆肥ができてその処理に困る人がいるかもしれない。これ

集めちゃって草花を育てる、そのできた草花を市民に提供する。生ごみ出してきてあげて、提供して、それを市の花いっぱい運動に発展させている。つまり、ごみ減量化を市民の見える形にして返す、そして新しいまちづくりにつなげていくというものでした。

市民意識の高まった今なら本市でも何かできやしませんか。いっぺんには無理かもしれませんが、例えば生ごみで発生した堆肥を有効活用できる施設だとか、農家ですとか、連携できないか。そういうことを探ってみてはいかがでしょう。そしてそのできた作物におしゃれな何か名前を何かつけたりして市内外に啓発するというものです。そしたら、日置で取れた野菜や果物にちょっと興味がわいてくる。小さなことだけどこういうことも大事じゃないかと思うんですが、いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、申し上げましたとおり、今度はごみの減量化、いろんな方法があるというふうに思っております。今、それぞれモニターの方をお願いしておりますけど、基本的にはそういう輪を広げ、今おっしゃいましたとおり、またリサイクルし、またいろんな花、花にしてもまた作物にしてもできて、販売できる、これが一番ベターだというふうには思っておりますので、今、ございましたとおり多くのモニターを含め、1カ所でも自治会ですか、特に今まで生活学校の方々とか、連絡会の方々とか、こういう方々ご協力をいただいておりますので、ここあたりも、どういうふうにしたらそういう市民を広げられるのか、また相談をしていきたいというふうに思っています。

#### ○12番（花木千鶴さん）

ごみ問題といいますと、やっかいものっていわれますが、そればかりじゃないわけで

す。堆肥をつくれればそれ資源です。うまく回しているんなものに付加価値をつけることができるんだとすれば、それに一步でも進む、協力が無いといけない、それと市民も今気持ちが高まっている。こんなときに、何か新しい一手を考えていただきたいと思っていますところ。よろしくお願いします。

そして、次の太陽光の問題ですが、私も今度4回目、数年にわたってでしたが、やっとでした。だけれども大変うれしいです。市民がこれから展開していこうというのに大変市の施策がわかりやすいだろうと思います。市長のおっしゃる再生エネルギーの気持ちが伝わる施策だと思います。今後の啓発活動はどうぞよろしくお願いします。

道路の問題です。きれいに管理されている町に行きますと、それだけで素晴らしい町だという印象を受けてしまいますよね。先日、友達が来たので、宮崎と鹿児島を案内して見ましたら、「あんたには悪いけど宮崎と比べると鹿児島は汚いね」って言われたっていう話を聞きました。私も、何度か道路管理を各方面に問い合わせてきました。その都度、財源がない、国の管理だ、県の管理なんだって言われてきましたけれども、でも調べてみると、国道でも県や市が一括管理できる方法もあるんです。

ただ、全部それに市税で管理するというのは大変だと思います。ではほかの町はどうしてるのかと思いますと、独自に、先ほどの環境の絡みなんです、食品容器環境美化協会というのが、アダクトプログラムという助成事業に取り組んでいるわけです。多分空き缶とかジュースとかを投げ込んだりしたことが原因なんだと思います。鹿児島県のアダクトプログラムというの、この助成事業に関連してるんですけども、近隣では薩摩川内市、霧島市、志布志市、さつま町が加入してるんです。本市でもこういうのに依存するんじや

なくて、本市もさまざまな方法を模索してやってみてもいいのではないかと思うわけです。県の事業が、やれ国がというのではなくて、いかがでしょうか。

以上を本日の質問の最後とさせていただきます。

○市長（宮路高光君）

今おっしゃいましたとおり、いろんな協会がごぞいますので、そういうものも探りながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

これで一般質問を終わります。

---

△日程第2 議案第66号平成25年度  
日置市一般会計補正予算  
(第5号)

○議長（宇田 栄君）

日程第2、議案第66号平成25年度日置市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第66号は、平成25年度日置市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,340万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255億5,670万円とするものであります。

今回の補正予算は、歳入では地方交付税で普通交付税407万6,000円を増額計上いたしました。

分担金及び負担金で農地災害復旧分担分220万円を増額計上いたしました。

国庫支出金では現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金466万9,000円を増額計上いたしました。

県支出金では現年補助農林水産施設災害復旧費県補助金4,105万5,000円を増額

計上いたしました。

給付金では指定給付金 200 万円を増額計上いたしました。

市債では災害復旧債 2,940 万円を増額計上いたしました。

次に、歳出では総務部の総務管理費でまちづくり応援基金によるえびす通り会へ補助金として 200 万円を増額計上いたしました。災害復旧費の農地農業用施設災害復旧費で農地農道及び水路復旧の工事請負費、公共土木施設災害復旧費で市道、河川復旧の工事請負費、学校災害復旧費東中学校施設維持修繕料など、8,140 万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第 66 号について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 66 号は各委員会に分割委託します。

---

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。10月1日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をします。

午後1時50分散会

第 5 号 ( 1 0 月 1 日 )



議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 52号 日置市子ども・子育て会議設置条例の制定について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 2	議案第 56号 平成25年度日置市一般会計補正予算（第4号）（各常任委員長報告）
日程第 3	議案第 57号 平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4	議案第 61号 平成25年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5	議案第 62号 平成25年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6	議案第 64号 平成25年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 7	議案第 65号 平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8	議案第 58号 平成25年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 9	議案第 59号 平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第10	議案第 63号 平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第11	議案第 60号 平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）（総務企画常任委員長報告）
日程第12	議案第 66号 平成25年度日置市一般会計補正予算（第5号）（各常任委員長報告）
日程第13	認定第 1号 平成24年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第14	認定第 2号 平成24年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15	認定第 3号 平成24年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16	認定第 4号 平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17	認定第 5号 平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18	認定第 6号 平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19	認定第 7号 平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第20	認定第 8号 平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 2 1 認定第 9 号 平成 2 4 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 認定第 1 0 号 平成 2 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 認定第 1 1 号 平成 2 4 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 4 陳情第 2 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する  
陳情書（総務企画常任委員長報告）
- 日程第 2 5 意見書案第 3 号 「地方税財源の充実確保」を求める意見書
- 日程第 2 6 意見書案第 4 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意  
見書
- 日程第 2 7 陳情第 4 号 東市来地域における保育行政への不安解消を求める陳情書
- 日程第 2 8 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第 2 9 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 3 0 議員派遣の件について
- 日程第 3 1 所管事務調査結果報告について
- 日程第 3 2 行政視察結果報告について

本会議（10月1日）（火曜）

出席議員 21名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	21番	成田 浩 君
22番	宇田 栄 君		

欠席議員 1名

20番 松尾 公裕 君

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	恒吉 和正 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路 高光 君	副市長	小園 義徳 君
教育長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長兼福祉課長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬戸口 保 君
教育次長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	満留 雅彦 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	鉾之原 政実 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子 君	農林水産課長	瀬川 利英 君

農地整備課長	藤澤貴充君	建設課長	桃北清次君
上下水道課長	丸山太美雄君	教育総務課長	宇田和久君
学校教育課長	片平理君	社会教育課長	今村義文君
会計管理者	前田博君	監査委員事務局長	松田龍次君
農業委員会事務局長	福留正道君	代表監査委員	満尾利規君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第52号日置市子ども・子育て会議設置条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第1、議案第52号日置市子ども・子育て会議設置条例の制定についてを議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

おはようございます。それでは報告いたします。

ただいま議題となっております議案第52号日置市子ども・子育て会議設置条例の制定については、9月9日の本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託され、9月10日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長を初め、福祉課の説明を求め、質疑を行い、翌9月11日に討論、採決を行いました。

これから本案について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、平成24年8月に国会で成立した子ども・子育て支援法の第77条第1項の規定に基づき、日置市子ども・子育て会議を設置するため条例を制定するものであります。

なお、子ども・子育て支援法の概要は、①市町村が地域ニーズに基づいて就学前保育、教育計画を策定し、給付や事業を実施すること、②消費税率の引き上げにより財源を確保すること、③保育所と幼稚園のように制度別にばらばらであった推進体制を整備すること、④国や地方公共団体ごとに子ども・子育て会議を設置することが主な内容であります。

次に、質疑の主なものについてご報告いたします。

委員より、子どもへの虐待が10件ほどあるようだ。子育ても大事だが親への教育、いわゆる親育ても大事ではないか、どう考えているのかとの質疑があり、子育ての相談が多いので親へのフォローも計画に盛り込んでいきたいと答弁。

また、条例の第2条の条文には、会議の委員20名以内とあるが、委員の構成を具体的に示してほしいとの質疑があり、（1）保育、教育関係団体の代表は、幼稚園、保育園、小学校、中学校の代表、（2）保健、医療、福祉関係団体の代表は、保健所や病院、母子保健推進員などの代表、（3）各種団体の代表は、商工会や子育て支援センターなどの代表、（4）学識経験者等は教育委員など、（5）前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めるものは、未就学児の保護者を三、四名程度と考えていると答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第52号日置市子ども・子育て会議設置条例の制定については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第52号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第2 議案第56号平成25年度  
日置市一般会計補正予算（第4号）

○議長（宇田 栄君）

日程第2、議案第56号平成25年度日置市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

○総務企画常任委員長（中島 昭君）

おはようございます。ただいま議題となっております議案第56号平成25年度日置市一般会計補正予算（第4号）について、審査の経過と結果を報告いたします。

本案は、9月9日の本会議におきまして本委員会にかかわる部分を分割付託され、9月10日と9月11日に全委員出席のもと委員会を開催して、担当部長、課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、これから本案について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

最初に、本委員会は総務企画常任委員会所管の補正予算にかかわる東市来玉田の水力発電予定地、伊集院飯牟礼のさく井工事予定地、吹上のかめまる館隣接地及び下与倉の共聴施設予定地などの現地調査を行いました。

今回の補正予算は既定の予算額に3億455万円を追加して、予算の総額を

254億7,330万円とするものであります。

まず歳入では、地方交付税の決定による6億6,542万4,000円の追加、前年度繰越金の確定に伴う1億5,517万円の追加等の予算措置であります。

歳出では、企画費における共聴施設整備事業、小水力発電設備設置事業、企業誘致対策としてさく井工事、これはボーリング調査などの経費が主なものであります。また人件費の補正については、扶養者数の変更、児童手当等の追加が主なものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

財政管財課では、地方特例交付金について国の考え方はとの問いに、従来は3本だったがエコカー減税と子ども手当は23年度で終了した。住宅控除のみが残っているが、今後の見通しははっきりしないと答弁。地方交付税は増額されているが、理由は何かとの問いに、国の政策である。福祉費関係が伸びているからだと思うと答弁。

当初予算の地方交付税の考え方はどのように算出しているのかとの問いに、毎年同じ程度を見込んで予算計上していると答弁。

財産管理費、需用費の考え方はとの問いに、わかっている分は当初予算で計上するが、突発的な場合の修繕であると答弁。

総務課関係では、交通安全対策費のふるさと交通安全フェアin吹上はどのようなものかとの問いに、吹上秋祭りと同様で開催する。陸上競技場の半分を利用して、コーナーを設けてさわやか号、ひまわり号の交通安全教育や交通グッズの展示などをおこなうと答弁。

一般管理費の通信運搬費の増額はなぜかとの問いに、当初は概算だったが、鎧や伊集院鍋用の大鍋と野菜などをクール便で送ることなどによる増額であると答弁。

企画課関係では、基幹統計調査費の漁業センサスとは何かとの問いに、統計法に基づき

5年ごとに実施している。市内3つの漁協の世帯数などを調査していると答弁。

企画費の小水力発電について、事業主体と実質事業費は幾らか、またほかの候補地があるのかとの問いに、日置発電研究所が事業主体で、鹿児島産業支援センターが200万円、日置市が200万円、自己資金が380万円の780万円である。10kW以下のものについては主に農業用水であり、今後調査する。

10kW以上は現在選定中であると答弁。

同じく、企画費の共聴施設整備事業の内容は、また今後高齢化が進み世帯数が減少して1世帯やゼロ世帯になる可能性もある。管理運営をどのように考えているのかとの問いに、今回の場所は吹上の下与倉の7世帯である。2世帯以上あれば組合としてできる。高齢者が多くなると運営も大変になる。集金など年2回にするなど工夫している。1世帯やゼロ世帯になったときの対応は今後研究したいと答弁。

企業誘致対策費のさく井工事費の内容は、また予定どおりの水量が出ない場合はどうするのかとの問いに、ボーリングの深さは180mを予定している。候補地が3カ所ある中で、今回現地調査した場所が一番水の出やすいところではないかと選定した。また、水量が少ない場合、進出予定企業も電気探知機で調査しており、その結果等を踏まえて新たなボーリングが必要なのか検討したい。1,500万円の見積もりはボーリングのほかに運搬代、足場代、コンクリート代ほかを含んでいると答弁。

地域づくり課関係では、地域づくり推進費の地区公民館管理費で、浄化槽入れかえの清掃手数料とは何か、また2地区館以外は合併浄化槽かとの問いに、単独から合併に変えるときに単独浄化槽の廃棄処分の前に清掃をしないと廃棄できない。今回、地域介護福祉交換整備交付金事業で改修する地区館のうち、

ここの2カ所だけ単独浄化槽が残っていたと答弁。

負担金、補助金及び交付金の市町村協働の仕組みづくり促進事業費は減額になっているが、内容は扇尾と坊野の連携した事業かとの問いに、地域資源を生かした地域活性化事業で扇尾と坊野地区が連携し、コミュニティビジネス化を目指した事業である。県の事業に決定し総事業費が157万円だが、県が100万円、市が57万円の補助をする。しんこ団子などの製造販売を行い、地域の振興を図る予定であると答弁。

商工観光課では、観光費の吹上浜キャンプ村在り方検討委員会が3回から4回に変更になった理由は何か、またこの地帯はキャンプ地だけでなく全体像を考えるべきで、総合計画に入れるべきではないのかとの問いに、在り方検討委員会はキャンプ場の存続と跡地利用の提言をいただく委員会である。1回目が現地視察と説明。2回目の会合でパークゴルフ場と先進地の視察がしたいとの意見があり、3回目を追加して先進地視察を加えた。4回目は11月から12月に開催して、年内には提言をいただく予定である。また、提言は地域審議会で報告をすると答弁。

サイクリングロード整備の内容はどのようなものか、またきちんと整備されてない箇所が見受けられるが、維持管理をどのように考えるかとの問いに、吹上砂丘荘とかめまる館の間のサイクリングロードを走行する自転車を貸し出す。農林水産課所管の予算でかめまる館横にかめまる庵、そば屋さんでございますが、を建てかえて自転車置き場を併設し、さらにレンタル用自転車を16台購入する。総務企画委員会所管の補正予算は、吹上砂丘荘の床面安全フロアマット購入費及び表示板作成、パンフレット作成費などである。自転車の貸出料金は無料の予定。自転車道の維持管理については、26年度に事業が始まった

ら県へ要望していくと答弁。

税務課関係では、賦課徴収費の過誤納払戻金の理由は何か、また全体の法人税の状況はとの問いに、製造業、医療関係など、前年予定納税額が確定したための補正である。法人市民税の納付額は、1社当たりの額が大きいため変動額が大きくなる。見通しとして法人税は減少傾向にあると答弁。

消防本部関係では、歳入で消防団員安全装備品整備等助成金がされなかった理由は何か、また対応はどのように考えるのかとの問いに、最終的に県が決めるが総額で260万円しかない。毎年各消防からの要望が多く、今回は採用されなかったために市単独で対応したいと答弁。

南分遣所の車両保険など何かとの問いに、消防車両の保険が12月4日までで車両導入までに間に合うと考えていたが、実際には間に合わなかった。骨格予算で漏れていたと答弁。

その他、多くの質疑がありましたが質疑を終了、その後討論を行いましたところ討論はなく、採決の結果、議案第56号平成25年度日置市一般会計補正予算（第4号）総務企画常任委員会所管の補正予算は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第56号平成25年度日置市一般会計補正予算（第4号）は、9月9日の本会議におきまして文教厚生常任委員会に係る部分を分割付託され、9月10日に全委員出席のもと委員会

を開催し、担当部長、次長、課長など当局の説明を求め、質疑を行いました。また、翌9月11日には現地調査を行った後、討論、採決を行いました。

これから本案について、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、民生費が1億6,610万5,000円を増額し68億5,315万7,000円とし、衛生費が3万9,000円減額し34億6,039万円に、また教育費が1,514万4,000円を増額して26億8,613万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、市民福祉部の所管で民生費国庫補助金で、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金として、上市来、飯牟礼、伊集院北。土橋の各地区公民館と、吹上中央公民館の施設整備及び高齢者の生きがいつくりに関する備品購入に1億3,635万3,000円の増額補正です。なお、この補助金は国の全額補助であります。

また、民生費県補助金で安心子ども基金事業県補助金として、市内の私立保育園の保育士等処遇改善臨時特例事業に2,779万8,000円の増額。なお、この事業は県の全額補助になります。

さらに、教育委員会の所管においては、雑入で中山間地域総合整備事業日置南部地区の工事に伴い、日吉中学校の立竹木の補償金として173万2,000円の増額補正となっております。

歳出の主なものは、人事異動及び扶養者数の増や居住地の変更に伴う給料、職員手当。共済費などの人件費の補正であります。

また、市民福祉部所管においては、老人福祉費で地域介護福祉空間整備推進交付金事業として先ほど歳入で説明いたしました地区公民館4カ所と、吹上中央公民館の施設整備及び品購入による増額補正であります。

児童福祉総務費で、母子家庭自立支援給付金事業の高等技能訓練促進費の新規支給に伴い100万円を計上いたしました。

教育委員会の所管においては、学校管理費で学校のピアノや棚の耐震対策の物品購入費として小学校で180万円、中学校で66万円を計上、また屋内運動場の照明器具やバスケットボールの点検業務に小学校で200万円、中学校で110万円の増額補正、さらに東市来中学校のプールサイド陥没に伴う改修工事に450万円の増額補正となっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

市民福祉部福祉課の関係では、地域介護福祉空間整備推進交付金事業での地区公民館の整備について、予算計上は福祉課だが地区公民館の所管は地域づくり課である。この事業はどちらの課で査定を行うのかとの質疑に対し、事業申請は地区公民館と地域づくり課の協議で行い、福祉課に上がってきたら現地調査を行って国に話を持っていくと答弁。

また、ほかの地区公民館からの要望はないのかとの質疑には、現在2つの地区公民館から要望が出ている。内容は段差解消や手すりの設置、調理室の改修、備品購入などであると答弁。

次に、保育士等処遇改善臨時特例事業における保育士の賃金改善について、この事業は単年度で消化するのか、介護保険のように基金積立はしないのか、また対象となる保育士の数はどれだけかとの質疑に対し、事業を所管する県の方針により単年度で消化するので、基金積立をして次年度への活用はしない。各保育園の入所者数と職員の平均勤続年数に応じて交付金の加算を計算する。なお、対象者数は常勤保育士で247名、非常勤保育士で126名の合計373名であると答弁がありました。

次に、市民生活課関係では、塵芥処理費の

委託料のうち、生ごみモニターの延長に伴い176万4,000円を計上しているが内容はどのようなものか。今後も延長をしていくのかとの質疑に対し、水切りした生ごみを燃やさずに堆肥化する事業で、この事業が持続可能か市民のモニターに協力をしてもらっている。回収した生ごみは、丸山喜之助商店で酵素による消化をしており、余り残りが出ていない。リサイクルセンターの長寿命化のためにもこの事業を広げていき、生ごみはなるべく燃やさないようにしていきたいと答弁。

次に、教育委員会、教育総務課、学校教育課の関係では、小学校管理費の共済費で追加費用等負担金誤計算に伴う補正で659万9,000円とあるが、どのような誤計算だったのかとの質疑があり、25年度当初予算では総額2,192万円余りを計上していたが、4月の人事異動に伴い6月の補正で職員給与にかかる共済組合負担金だけを再計算して減額すべきところを、追加費用の負担金や事務費の負担金、特定健診負担金、年金拠出金も誤ってゼロ円に減額をしてしまった。このため9月補正では予算の復元と同時に、人事異動に伴う積算人員の変更と負担金率の改定に伴う再計算を行ったとの答弁。

なお、この件については市長部局から出された誤った計算書を、教育委員会サイドがチェックをせずにそのまま減額補正したことが原因であり、市長部局と教育委員会の連携不足や、また担当課のおののチェックが足りなかった点を反省していただきたいとの意見が出されましたので、執行部側は今後このようなことがないように大いに注意をしていただきたいと思っております。

次に、スクールカウンセラーの対象校がふえて37万1,000円の増額になっているが要因は何か、またどのような活動を行っているのかとの質疑には、これまで希望する中学校4校に配置していたが、国の方針変更で

中学校 7 校すべてに配置、また小学校は希望している 10 校に配置することになった。活動は希望に応じて、子どもの相談に乗ったり、また学校長の指示のもとで情報交換などを行っている。中には保護者や担任の教育相談にも応じていると答弁。

次に、東市来中学校のプールサイドの陥没はどのような状況で起こったのか、今後の工事の内容はどうかとの質疑に対し、7 月 2 日に学校より報告があり、土木技師や土木業者と一緒に確認をしたところ、一番大きなところで高さ 2.4 m、幅 2.8 m、奥行き 1.5 m 陥没をしていた。このため、1 学期のプール授業では陥没箇所のシャワーなどを使用禁止とした。原因は地下水と思われるので、土の埋め戻しだけではなくぐり石を入れてその上に砂を入れる工事を行う。また、周囲の側溝も工事を行い、排水処理を確かなものにしたと答弁。

なお、この件については、9 月 11 日に委員全員で東市来中学校の現地調査を行いました。調査によれば、昨年から運動場が陥没したり、またプールの横の井戸が枯渇する現象が見られることがわかりました。学校の安全性確保のために、東市来中学校全体の地質や地下水の流れなど、専門的な観点から詳細な調査を行うべきであります。また、隣接する県道の新設工事の影響も考慮に入れて調査をしていただきたいと思います。調査の予算化と結果の報告を求め、当局の対応を待ちたいと考えます。

このほか、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第 56 号平成 25 年度日置市一般会計補正予算（第 4 号）の文教厚生常任委員会にかかわる部分につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会の報告を終わり

ます。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

#### ○産業建設常任委員長（大園貴文君）

おはようございます。ただいま議題となっております議案第 56 号平成 25 年度日置市一般会計補正予算（第 4 号）については、去る 9 月 9 日、本会議におきまして本委員会に分割付託され、9 月 10 日、11 日に委員会を開催し、全委員出席のもと、担当部長、課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから本案について、本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、農林水産業費についてご報告申し上げます。今回の補正予算は、既定の予算に 8,656 万 4,000 円を増額し、13 億 2,576 万 2,000 円とするものです。

補正予算の主なものを申し上げます。農業振興費 4,969 万円のうち、農業農村活性化推進施設整備事業は事業採択によるかめまる館サイクリングロード施設整備に係る役務費、委託料、工事請負費、備品購入費です。サイクリングロードの利用促進とかめまる館の PR を含め、地域の活性化を推進するものです。

次に、産地づくり対策事業費 1,070 万 4,000 円は事業採択に伴う補正で、日置イチゴ暖房機利用組合 15 戸に暖房機 23 台を補助するものです。

次に、農業農村活性化推進施設等整備事業費 2,027 万 3,000 円は、下与倉四つ葉グループが設置する滞在型施設 2 棟 4 室の整備及び浄化槽設置工事に鹿児島地域振興局の地域振興推進事業が採択となったことから、建設工事を補助するものです。

次に、経営体育成支援事業費451万7,000円は、事業採択の決定に伴い補助するものです。この経営体育成支援事業補助金は、人・農地プランに位置づけられた中心となる経営体等の育成を目的としており、認定農家が金融機関からの融資を受けて農業機械を導入する際に、融資残高に対して事業費の30%以内、最大300万円を助成するものです。

次に、農地費では170万7,000円が増額となっております。農道等施設整備事業費は、市が管理する農道や集落道、水路等の修繕を地元からの要望に基づき市が行うための費用ですが、要望が多く当初予算では不足が生じ、また新規の要請もあることから予備を含め5カ所分が増額されています。

役務費では、吹上地域花田地区の小野馬場の資材仮置き場として利用している市有地を、太陽光発電施設を設置する日吉町の民間会社ブライツ社に貸し付けるため、敷地内に在置している側溝などを処分するための経費、あわせて移設及び撤去に伴う機械借上料が増額されています。

次に、林業費では167万5,000円が増額となっております。主なものは、林業振興費の委託料で、東市来の林道舟川野下線の用地取得に伴う用地測量業務委託、4筆7,330m<sup>2</sup>を見込むものです。

次に、水産業費では3,343万3,000円が増額となっております。主なものは、水産多面的機能発揮対策事業で、水産業及び漁業の持つ多面的な機能の効果的かつ効率的な発揮に取り組む地域を支援して、水産業の再生、漁村の活性化を図ることを目的とした藻場の保全、育苗放流、漂流・漂着物処理、教育と啓発の場の提供、漁村文化の伝承機会の提供、廃棄物の利活用を図るものです。

なお、本事業は平成25年度から27年度までの3カ年であり、このうち25年度の事

業は819万8,000円を予定しており、国庫負担金630万6,000円、本市負担金を189万2,000円見込んでおります。

次に、種子島周辺漁業対策事業費では、ロケットの打ち上げに伴う操業区域の制限を受ける漁協等の水産施設整備につながる事業であり、今回江口漁協が導入する急速冷凍機、超低温冷凍ストッカー及び生シラス製造設備一式、本市が設置する江口蓬莱館原材料冷凍庫及びキュービクル改修工事に伴う補助金2,341万9,000円が増額です。

次に、土木費についてご報告いたします。既定の予算に591万2,000円増額し、30億5,465万6,000円とするものです。

主なものは道路橋梁費の道路新設改良費で、一般道路伊集院、吹上の2カ所の道路拡幅工事法面補修に伴う増額。

住宅管理費では、東市来の公営住宅紙屋敷駐車場の300m<sup>2</sup>、14台分を舗装するための工事請負費135万円の増額などです。

次に、質疑の主なものについてご報告いたします。

農業振興費の人・農地プラン作成事業で、2人の6カ月分の賃金を計上しているが、どのような人を募集し、業務内容はどのようなものかの質疑に、地域内での話し合い活動を深めて地域が輝き続けるような人・農地プランをつくるために支援員が必要である。現在、吹上の土地改良区で農地の調査を緊急雇用対策で進めているが、雇用が9月で切れるため継続して雇用し、市内全域の人・農地プランの作成の推進を図ると答弁。

次に、下与倉四つ葉グループの滞在型施設の整備について、何人が宿泊できる施設かとの質疑に、施設は2棟で1棟2部屋である。1部屋に3人が入れるので、合計12人が宿泊できると答弁。

次に、農業農村活性化推進施設等整備事業

でサイクリングロード施設整備が計上されているが、この経緯と目的は何かとの質疑に、サイクリングロードは県道加世田日吉自転車道路という県道になっているが、利用が進まない現状である。活性化のために永吉駅や吉利駅の跡地を進めてきたが、まだ自転車道路の活用につながっておらず、問題点を県や関係部署と検討をしてきた。その結果、利用者が自転車をレンタルする場所がないことや知名度不足、にぎわいの創出の必要性など、いろいろな意見が出されたところである。

本市では、サイクリングロードのすぐそばにかめまる館があることもあり、ここを活用すれば物産館やサイクリングロードのPRにつながるのではと検討された。そこで今回、かめまる館にサイクルポートを設置しレンタルサイクルを置き、県も看板などの施設の整備を行う。

また、商工観光課では吹上砂丘荘にもサイクルポートを設置し、ロードマップやパンフレットなどをつくるものである。さらに、県内の自転車関係の団体が自転車道路を使って大会などを行う予定であると答弁。

自転車の管理はどうかとの質疑に、レンタル部分は商工観光課が所管となり観光協会と委託契約を結び、観光協会がかめまる館や吹上砂丘荘と協定を結び管理を行っていく。かめまる館のサイクルポートの管理は、建物の指定管理者である山神の郷管理組合費にお願いするとの答弁。

次に、種子島周辺漁業対策事業は、どうところが対象になるかとの質疑に、県内には48漁港があるがこの事業の対象は34漁港で、市町村数では23である。基本的に、種子島にロケット発射基地ができたときにその周辺で操業を行っていた、もしくは今も行っている漁港が対象であると答弁。

次に、漁礁の設置について、日吉町沖合とあるがどこら辺に設置するかとの質疑に、

大川沖合の南側になると答弁。

また、蓬莱館の施設整備について、指定管理者を行っているが施設整備の考え方はどの質疑に、施設本体は市のものであるので、本体部分の修繕は種子島周辺漁業対策事業を使って市の対策とする。また、生シラス製造設備等は漁協が事業主体で導入すると答弁。

次に、小永吉のため池のポンプ用発電機の設置撤去費用が計上されているが、燃料費は入っているのかの質疑に、燃料費は地元負担になるので入っていないとの答弁。また、一般道路整備事業の伊集院地域の向江町市来線の拡幅工事及び吹上地域の坂元線路肩法面補修工事について、土地の承諾は得られているかとの質疑に、吹上の坂元線は既に契約も終了している。伊集院の向江町市来線は地権者の申し出によるものなので理解は得られていると答弁。

そのほか、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第56号平成25年度日置市一般会計補正予算（第4号）の産業建設常任委員会にかかる部分につきましては、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第52号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

ここで、冒頭で松尾議員からの欠席届がありました旨の報告が漏れましたので、改めて欠席届がありましたことをご報告いたします。

△日程第3 議案第57号平成25年度  
日置市国民健康保険特別会  
計補正予算（第1号）

△日程第4 議案第61号平成25年度  
日置市温泉給湯事業特別会  
計補正予算（第1号）

△日程第5 議案第62号平成25年度  
日置市公衆浴場事業特別会  
計補正予算（第1号）

△日程第6 議案第64号平成25年度  
日置市介護保険特別会計補  
正予算（第1号）

△日程第7 議案第65号平成25年度  
日置市後期高齢者医療特別  
会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第3、議案第57号平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から、日程第7、議案第65号平成25年度

日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第57号平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から、議案第65号平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の5件につきましては、9月9日の本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託され、9月10日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、各担当課長などの説明を求め、質疑を行い、翌9月11日に討論、採決を行いました。

これから各議案につきまして、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、議案第57号平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,781万9,000円とするものであります。

歳入は、前期高齢者交付金で、平成23年度の精算確定に伴う平成25年度医療費の交付決定によって153万5,000円の減額。

歳出では、医療費適正化対策訪問指導費が74万5,000円の増額、平成25年度後期高齢者支援金決定に伴い、254万7,000円の減額補正となっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず委員より、医療費適正化対策訪問指導で特定健診で異常値を示したもののうち、6カ月以上放置した対象者が647人となっているが、これまでの反応はどうだったのか。また、訪問指導の仕方には問題があるのでは

ないかとの質疑に対し、まじめに応じる人もいれば全然応じてくれない人もいる、少しでも受けてほしいので、今回は異常値の高い人を対象に1人1回ずつ訪問する。訪問して応じていただければ電話や文書でお願いをしていくと答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第57号平成25年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第61号平成25年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ681万5,000円とするものであります。

歳入は、前年度繰越金の確定に伴う39万8,000円の増額補正で、歳出は同額を温泉給湯事業基金に積み立てるものであります。なお、基金の残高は2,421万9,000円となっております。

質疑を行いました。当局の説明で了承し、質疑はなかったため質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第61号平成25年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第62号平成25年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,030万9,000円とするものであります。

歳入は、前年度繰越金の確定に伴う20万4,000円の増額補正で、歳出は臨時筆耕

の追加雇用に伴う35万7,000円の増額と、予備費を15万3,000円減額するものとなっております。

主な質疑として、臨時筆耕を雇用する理由は何かとの質疑があり、指定管理者制度から直営に変わり、一般事務がふえたので筆耕を雇用する。掃除や維持管理はこれまでの雇用体制のままであるとの答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第62号平成25年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号平成25年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,551万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億7,215万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度精算による国庫負担金の追加交付198万2,000円、前年度繰越金の確定に伴う介護給付費、介護予防や包括的支援任意事業といった地域支援事業、管理経費の繰越金、合わせて9,352万円のいずれも増額の補正となっております。

歳出では、介護給付費準備基金積立金が前年度精算に伴い774万7,000円の増額補正、また償還金として前年度の精算に伴い支払基金交付金精算返納金で431万2,000円、国庫支出金精算返納金で160万円、県支出金精算返納金で1,836万5,000円、いずれも増額補正となっております。また、他会計繰出金では、前年度精算に伴う一般会計の繰り出しとして6,348万3,000円の増額となっております。

次に、質疑の主なものですが、委員より、

平成25年度の準備基金残高と今後の介護保険の推移はどうかとの質疑があり、基金残高は6,167万763円である。以前は1億円から2億円あったが毎年厳しくなっている。今後介護保険は赤字経営になっていくと予測されるため、県の貸付を受ける可能性がある。国民健康保険のように一般会計からの赤字補填ができないため、県からの貸付を受けざるを得ない。また、高齢化の進展で介護サービスを受ける人が多くなるので介護給付費が高くなり、介護保険料の負担が大きくなるだろう。これを回避するには、元気な高齢者をつくっていくこと、また介護認定の適正化、そして介護サービスの適正化へ向けた取り組みが極めて重要と考えていると答弁がありました。

また、現在国は要支援1と要支援2のサービスを介護保険から外すことを検討しているようだが、本市への影響はどうかとの質疑があり、本市の要支援1、要支援2の認定者は940人ほどで、うち630人ほどが介護サービスを受けている。本市の介護保険事業費のうち、要介護1から5が42億円に対して、要支援1、2は3億3,200万円となっている。第6期へ向けた国の方針が不透明なので、このまま特別会計でいくのか、それとも一般会計でサービスを維持していくのか、どのような形になるのかもわからないと答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第64号平成25年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第65号平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ73万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,477万8,000円とするものであります。

歳入は、前年度繰越金確定に伴う73万1,000円の減額補正。

歳出は、その同額を後期高齢者医療広域連合への納付金から減額するものであります。

質疑を行いましたたが、当局の説明で了承し、質疑はなかかったため質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第65号平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上5件について文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから5件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第57号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第8 議案第58号平成25年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第9 議案第59号平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第10 議案第63号平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第8、議案第58号平成25年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第10、議案第63号平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

○産業建設常任委員長（大園貴文君）

ただいま議題となっています議案第58号、議案第59号、議案第63号は、9月9日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託され、9月10日、11日に委員会を開催し、全委員出席のもと、担当部長、課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから議案第58号平成25年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ327万2,000円を減額し、予算総額を6億9,860万2,000円とするものです。

主な理由は、歳出で長期償還利子の確定による減額で、歳入では繰越金の確定による増額、事業債借入見込額の減による減額及び一般会計繰入金が増額です。

次に、質疑の主なものをご報告申し上げます。

利子の確定による減額について、利率はどうなっているのかの質疑に、起債ごとに金額と利率が違う。事業債5,240万円は財政融資資金で、利率1.5%、災害復旧費600万円は、同じく財政融資資金で0.4%、資本費標準化債9,470万円は、民間借入で0.691%、事業債の特別措置分1,940万円は、民間借入で0.691%が確定したことから補正を行ったと答弁。

次に、つつじヶ丘の整備状況はどうかの質疑に、27年度末に下水道の処理とつつじヶ丘3区の水道の供用を開始したいと考えている。あと3年で工事を終わると答弁。

質疑を終了し、討論に付しましたが討論はなく、議案第58号平成25年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第59号平成25年度日置市農

業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告申し上げます。

今回の補正予算の概要は、歳入歳出予算の総額は既定の予算のとおりですが、歳入で前年度繰越金の確定により繰越金を240万6,000円増額し、一般会計繰入金を同額減額するものであります。

担当部長、課長等の説明で了承し、質疑はなく、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、議案第59号平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）についてご報告申し上げます。

今回の補正予算の概要は、歳入歳出予算の総額は既定の予算のとおりですが、歳入で前年度繰越金の確定により繰越金を3万2,000円増額し、一般会計繰入金を同額減額するものです。

担当部長、課長等の説明で了承し、質疑はなく、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、議案第63号平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）については、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから、3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第11 議案第60号平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宇田 栄君）

日程第11、議案第60号平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

○総務企画常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となっております議案第60号平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本案は、9月9日の本会議におきまして本委員会に付託され、9月10日に全委員出席のもと委員会を開催して、担当部長、課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、これから本案について総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,417万1,000円とするものであります。

歳入では、行政財産目的外使用料で株式会社ドコモ九州携帯電話基地局設置料の増額と、前年度繰越金確定に伴う増額であります。

歳出では、自動車保険料の値上がりによる差額分と国民宿舎事業基金への積立、差額を予備費に充てるものであります。

質疑、討論に付しましたが、質疑、討論ともなく、議案第60号平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第60号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第12 議案第66号平成25年度日置市一般会計補正予算（第5号）

○議長（宇田 栄君）

日程第12、議案第66号平成25年度日置市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

○総務企画常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となっております議案第66号平成25年度日置市一般会計補正予算（第5号）について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本案は、9月24日の本会議におきまして、本委員会にかかわる部分を分割付託され、9月26日に全委員出席のもと委員会を開催して、担当部長、課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、これから本案について総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報

告いたします。

今回の補正予算は、既定の予算額に8,340万円を追加して、予算の総額を255億5,670万円とするものであります。

そのうち、本委員会にかかわるものとしましては、指定寄附として吹上地域のえびす通り会への200万円分であります。

質疑に入り、えびす通り会のこれまでの取り組みと今後の取組計画はどのようなものかとの問いに、えびす神社夏祭りや吹上ワンダーマップ等への協力、年の市スタンプラリーの開催、伊作えびす屋の運営など、商工業の振興と地域活性化を図るために平成8年に組織して活動をしている。

今回の指定寄附金の活用策は、同じ方が今までに200万円寄附していただき、それにより設置されたイルミネーション設置の拡充や雰囲気の良い通りを演出するために設置された本町通りの有線放送設備の拡充を図りながら、今後も魅力ある商店街を創出していくためのイベント開催や歴史背景を生かした情報発信、商品開発に取り組んでいく予定であると答弁。

質疑を終了して、討論を行いました。討論はなく、議案第66号平成25年度日置市一般会計補正予算（第5号）総務企画常任委員会所管の補正予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

しばらく休憩いたします。

午前11時23分休憩

---

午前11時24分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めま

す。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第66号平成25年度日置市一般会計補正予算（第5号）は、9月24日の本会議において、文教厚生常任委員会にかかる部分を分割付託され、翌9月25日に全委員出席のもと委員会を開催し、教育次長、担当課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから本案について、本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会にかかる歳出は、9月1日の豪雨時に東市来中学校で落雷があり、体育館の火災報知器や職員室のエアコン、太陽光発電の計測監視装置が故障したため、学校災害復旧費として修繕料120万円を予算計上するものであります。

なお、歳入は一般財源からとなっておりますが、後日損害保険の査定があり、保険がおり次第雑入で計上する予定であるとの説明がありました。

質疑に入り、東市来中学校は避雷針があったのか、異常気象で落雷が多いので市全体で対策を講じるべきではないかとの質疑に対し、東市来中学校では設置されていなかった。建物の高さにより設置義務があるが、詳細を調査して対策を検討していきたいと答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第66号の文教厚生常任委員会にかかる部分については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

○産業建設常任委員長（大園貴文君）

ただいま議題となっております議案第66号平成25年度日置市一般会計補正予算（第5号）については、去る9月24日本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、9月25日に委員会を開催し、全委員出席のもと、担当部長、課長の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

なお、9月11日委員全員で災害箇所の現地調査も実施いたしております。

これから、本案について、本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の災害復旧費補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,140万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,825万4,000円とするものです。

主な理由は、8月31日から9月2日にかけての豪雨と台風17号で発生した災害復旧にかかる補正です。

農地農業用施設災害復旧費では、国庫補助対象となる40万円以上の工事で、国庫補助対象になると農地50%、農業用施設は65%の補助となります。

内訳は、伊集院11件2,220万円、東市来11件2,400万円、日吉31件3,300万円となっております。

今後の予定としては、議決後10月下旬、11月上旬に予定される国の査定を受け、補助の対象になった後復旧工事となるとの説明がありました。

また、公共土木施設災害復旧費では、普通河川久木野々川の護岸決壊した延長14m、高さ3mと、吹上地域の指導瀬谷おろん口線延長13m、高さ4mの復旧にかかる工事請負費であります。

説明を終了後、質疑に入り質疑では、激甚

災害について時間雨量の規定等があると思うが、今回の災害は対象になるのかの質疑に、激甚災害の指定は査定が終了し、災害事業費が確定した後、国から激甚災害の指定の通知がある。雨量ではなく、被災額により激甚災害の指定を国が判断すると答弁。

次に、吹上の災害箇所状況について質疑があり、場所は和田から大坂へ行く途中で、山からの水で路肩が決壊している状況であると答弁。

質疑を終了し、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、議案第66号平成25年度日置市一般会計補正予算（第5号）については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会の総意として、安全面を考慮し早急な復旧を望むと附帯意見を申し上げ、報告いたします。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

△日程第13 認定第1号平成24年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第2号平成24年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第3号平成24年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第4号平成24年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第5号平成24年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第6号平成24年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第19 認定第7号平成24年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第20 認定第8号平成24年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第21 認定第9号平成24年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第22 認定第10号平成24年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第23 認定第11号平成24年度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（宇田 栄君）

日程第13、認定第1号平成24年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第23、認定第11号平成24年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの11件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

まず、認定第1号について、発言通告がありますので田畑純二君の発言を許可します。

○17番（田畑純二君）

私は、平成24年度歳入歳出決算認定について、市長に全体的総括的に質疑いたします。

監査委員作成の平成24年度日置市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書についてであります。

監査委員お二方作成の中身の濃い意見書が、昨年度に続いてことしもでき上がっておりますが、その作成に際しましてはいろいろとご苦労があったことと思っておりますので、まずお二方にお疲れさまでしたと申し上げ、労をねぎらいたいと思っております。

この意見書の最後の部分、5、結び、35ページから39ページにかけて3項目について監査委員の要請及び要望事項等が述べられています。市長も、これらはもちろん読んでおられると思いますが、この中の5点について市長の感想意見、今後の取り扱い、取り組み方針等をお尋ねいたします。

それでは、まず35ページ、下から4行目の、そのことを責務と受けとめ地道に取り組んでいただきたい。これ1番目。

2番目が、36ページ終わりの4行、体制の確立を切望するものである。さらになお一層の収納努力を続けていってほしいものである。これが2番目。

3番目、38ページ、予算の適正な管理運

用対策について、その一番終わり、工夫て見きわめの手段を考えてもらいたいものである。それから適正な予算の管理運営を願うものである。これが3番目。

4番目、38ページ、3の体育施設の維持管理等に対する適正な管理体制についてその一番最後、適正な維持管理がなされていくことを期待したい。

5番目、39ページ終わりの4行、強く求めるものである、一番最後、切望するものである。

この5点です。これらの5点について、市長はおのどのよう思い、今後の取り組み方をどのように考えておられるか、誠意あふれる責任ある答弁を求めます。

○市長（宮路高光君）

特に今回、監査意見の結びの中におきまして、それぞれ詳しくご指摘をいただきました。このことについては真摯に受けとめながら、執行させていただきたいと思っております。

特に、今ご質問ございました1番2番でございますけど、特に各債権の滞納徴収につきましても、今滞納整理課のほうで一生懸命取り組んでおるところでございます。

今後におきましても、隣戸訪問や夜間徴収こういうものもやりながら、結果的に一昨年より昨年の場合につきまして若干上昇しております。こういうことを期待しながら、また継続的に滞納整理もやっていきたいというふうに思っております。

3番目でございますけど、予算の適正な管理、運用対策ということでございます。特に、この適正な執行ということでございますので、やはりきちっと税金でございますのであらゆる部分に目配りをしながら執行をしていきたいというふうに考えております。

4番目の体育施設でございます。大変多くの体育施設がございまして、いろいろと維持管理にも苦労しているのも事実でございます。

それぞれ耐用年数、また耐震化そういうものもございますので、今後やはりスポーツ審議会等にもご意見をいただき、また地域審議会いろんな方々にご意見をいただきながら、このことにつきまして適正な管理を今後とも努めていきたいと思っております。

5番目でございます。特に今、職員の不祥事件というのもございました。こういうことでございますので、今後とも部課長におきまして管理指導を徹底していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、認定第2号から認定第11号までの10件について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これで11件の質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第11号までについては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、留盛浩一郎君、黒田澄子さん、山口初美さん、上園哲生君、門松慶一君、坂口洋之君、花木千鶴さん、中島昭君、

松尾公裕君を指名します。

ここでしばらく休憩します。休憩中に委員長副委員長の互選をお願いします。委員の皆さん方は議会応接室にお集まりをいただきます。

午前11時40分休憩

午前11時47分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会は、委員長に上園哲生君、副委員長に黒田澄子さんが互選された旨の報告がありましたのでお知らせします。

△日程第24 陳情第2号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第24、陳情第2号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書を議題とします。

本件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

○総務企画常任委員長（中島 昭君）

ただいま議題となっております陳情第2号協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本陳情は、平成25年6月19日の本会議におきまして本委員会に付託され、閉会中の継続審査扱いとなっておりましたが、9月11日に全委員出席のもと、委員会を開催して審査をいたしました。

この陳情書の提出者は、日置市吹上町永吉6929番地、有馬千代之氏であります。

陳情の趣旨につきましては、協同出資・協

同経営で働く協同組合法（仮称）の早期制定について、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものであります。

協同出資・協同経営で働くとは、働く意思のあるものたちが協同で事業を行うために出資するとともに、協同で経営を管理し、あわせて協同で物を生産、またはサービスを提供する働き方のことで、これを協同労働と呼んでいるようであります。

また、法制化の主な目的としては、協同労働の協同組合に法人格を与えることであり、このことにより組織として、さらには組合員にとっても働く上で社会的に信用される証となるとともに、活動の趣旨が認知されることで社会の一員として働きやすい環境になることのであります。

なお、法制化については平成20年2月に発足した超党派の国会議員による協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟において、協同出資・協同経営による働き方が可能になるよう法制化を含めた検討が進められているところです。

委員会におきましては、多くの資料をもとに議論を重ねてきましたが、社会的な位置づけなど不透明な部分もあるようですが、陳情の趣旨は理解できるものとして、趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告を終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

これから陳情第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わ

ります。

これから陳情第2号を採決します。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。陳情第2号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

---

△日程第25 意見書案第3号「地方税財源の充実確保」を求める意見書

**○議長（宇田 栄君）**

日程第25、意見書案第3号「地方税財源の充実確保」を求める意見書を議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長門松慶一君登壇〕

**○議会運営委員長（門松慶一君）**

ただいま議題となっております意見書案第3号地方税財源の充実確保を求める意見書の提案理由を申し上げます。

本意見書案は、ことし5月の全国市議会議長会での決議案が採択され、また8月に平成26年度政府予算並びに施策に関する要望として採択されたことに基づきまして提案するものであります。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により厳しい状況が続いており、基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うために、国に地方税財源の充実確保を強く求めるものであります。

また、提出先は内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣です。

以上、審議のほどよろしくお願いいたしま

す。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

---

△日程第26 意見書案第4号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

○議長（宇田 栄君）

日程第26、意見書案第4号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

○産業建設常任委員長（大園貴文君）

ただいま議題となっております意見書案第4号森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について趣旨説明を申し上げます。

日置市市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここに提出するものであります。

意見書案はお手元に配付したとおりでございますので、朗読は省略いたします。

なお趣旨は、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特別措置が平成24年10月に導入されましたが、用途はCO<sub>2</sub>排出抑制対策に限定されており、森林吸収源及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針にとまっています。

地球温暖化防をより確実なものとするには、森林の整備、保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを地方の市町村が主体的に実施することが必要不可欠であることから、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求めるべきと考え、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長宛であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は可決することに決定しました。

---

△日程第27 陳情第4号東市来地域における保育行政への不安解消を求める陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第27、陳情第4号東市来地域における保育行政への不安解消を求める陳情書を議題とします。

本件は文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第28 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第28、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員会から目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第29 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第29、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員会、文教厚生常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△日程第30 議員派遣の件について

○議長（宇田 栄君）

日程第30、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

△日程第31 所管事務調査結果報告に

ついて

○議長（宇田 栄君）

日程第31、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から議長へ所管事務調査結果報告がありました。

配付しました報告書は市長へ送付いたします。

---

△日程第32 行政視察結果報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第32、行政視察結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長から議長へ行政視察結果報告がありました。

配付しました報告書は市長へ送付いたします。

---

△閉 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

さて、今期定例会は、9月9日の招集から本日の最終本会議までの23日間にわたって、鹿児島本線伊集院駅構内自由通路新設工事施工協定の締結案件を初め、日置市税条例の一部改正、安心子ども基金事業、農業農村活性化推進施設等整備事業や9月初めの豪雨による災害復旧事業など、一般会計補正予算、そのほか各種の重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決いただきましたことに対しまして、心から厚く感謝申し上げます、ご礼申し上げます。

審議におきまして、議員各位からご指摘のありました点につきましては真摯に受けとめ、円滑な市政の運営に努めるとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいります。

加えまして、本市におきましても9月1日から9月4日にかけての台風の影響により、観測史上最大の豪雨に見舞われました。農林水産施設や市道、河川、そのほか公共施設等が被災しましたが、幸いにして人的な被害もなく、安堵したところでございます。

今後におきましても、防災対策を初め市民の安心・安全を最優先に考え、業務を進めていく所存でございます。

最後になりましたが、議員各位におかれましても十分健康に留意され、市政の運営に一層ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（宇田 栄君）

これで、平成25年第5回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後0時04分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会議員 山口 初美

日置市議会議員 出水 賢太郎